

四月より翌年三月迄毎月二回の發船を爲し往航又は復航船路、厚岸、霧多布に臨時羅白青森、船川、新潟、伏木、七尾に寄港す但し十二月より翌年三月迄は釧路止とす

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數千噸以上最速力一時間九海里以上の汽船一隻及豫備船として總噸數千噸以上最速力一時間九海里以上の汽船一隻を用ふ

根室占守線
一、受命者 小樽市 藤山海運株式會社
二、航路 起點地根室 終點地千島國占守島
三、航海度數及寄港地
五月二回、六月より八月迄毎月五回の發船を爲し往航又は復航加熊別、片岡灣、柏原灣、山、摺鉢に臨時阿頼度(南浦又は北浦) 鯨灣、村上灣に寄港す

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數六百噸以上最速力一時間十海里以上の汽船二隻及豫備船として總噸數六百噸以

上最速力一時間十海里以上の汽船一隻を用ふ

小樽稚内線
一、受命者 小樽市 藤山海運株式會社、適澤合資會社
二、航路 起點地小樽 終點地稚内、燒尻、濱益
三、航海度數及寄港地
甲 小樽稚内間
四月より十一月迄毎月十二回、十二月より翌年三月迄毎月十回の發船を爲し往復共鬼脇、鴛泊、香深、杵形に往航又は復航仙法志、杵形、船泊に臨時留萌、伏木敦賀に寄港す
乙 小樽燒尻間
四月より十一月迄毎月八回、十二月より翌年三月迄毎月六回の發船を爲し往復共増毛、留萌、天賣に臨時初山別、風連別遠別、岩尾に寄港す
丙 小樽濱益間
十一月より翌年三月迄毎月四回の發船を爲し往航又は復航濃巻、幌、雄冬に臨時岩尾に寄港す

右の内小樽、稚内間に於て流水又は結氷其の他避くべからざる事故の爲進航すること能はざるときは稚内を坂の下に船泊を上泊に換ふることを得

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數五百噸以上最速力一時間十海里以上の汽船二隻及總噸數二百五十噸以上最速力一時間九海里以上の汽船一隻並に總噸數百噸以上最速力一時間八海里以上の汽船一隻を用ふ

根室近海線
一、受命者 根室町 根室汽船株式會社
二、航路 起點地根室 終點地千島國色丹、白糠泊、泊シベトロ
三、航海度數及寄港地
甲 根室色丹間
四月より十二月迄毎月二回、一月より三月迄毎月三回の發船を爲し往航又は復航水晶、勇留、志發、多樂、相泊に臨時「ノトロ」、「アナム」、「サキムイ」に寄港す但し十一月より翌年三月迄

の航海に於て流水又は結氷其の他避くべからざる時は起點地根室を花咲又は齒舞に變更し終點地色丹を多樂に止むることを得

乙 根室白糠泊間
四月一回、五月、六月各三回、七月より十月迄毎月四回、十一月、十二月各二回の發船を爲し往航又は復航東沸古釜布、植内、乳吞路、禮文磯、「ルルイ」に臨時「セセキ」、「岡布」、「アトイヤ」、「ソコポイ」、「ユウリンベツ」に寄港す但し「ルルイ」に延長の場合には東沸、古釜布の寄港を省略することを得

丙 根室「シベトロ」間
五、六、九、十月各二回、七、八月各三回、十一月一回の發船を爲し往航又は復航古丹消、秩荊別、「ニキシロ」に臨時羅白、知丹別に寄港す但し毎月一回「ルルイ」に延長することを得

丁 根室泊間
四月二回、五月より十一月迄毎月五回の發船を爲し毎

回直航往復す

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數六十噸以上最速力一時間七海里以上の機船二隻及總噸數三十五噸以上最速力一時間六海里以上の機船一隻の外豫備船として總噸數三十五噸以上最速力一時間六海里以上の機船一隻を用ふ

稚内香深線
一、受命者 稚内町 稚内利禮運輸株式會社
二、航路 起點地稚内 終點地香深
三、航海度數及寄港地
四月より十月迄毎月二十回、十一月より翌年三月迄毎月十回の發船を爲し往復共鴛泊に臨時鬼脇、船泊、杵形に寄港す但し流水又は結氷の爲進航すること能はざる場合は起點地稚内を坂の下に換ふることを得

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數百噸以上最速力一時間八海里以上及豫備船として總噸數四十五噸以上最速力一時間十海里以上の機船各一

隻を用ふ

根室樺捉線
一、受命者 根室町 嘉門海運合資會社
二、航路 起點地根室 終點地千島國紗那、年萌
三、航海度數及寄港地
甲 根室紗那間
四月、十二月各一回、五、六、九、十月各三回、七、八月各四回、十一月各二回の發船を爲し往復共留別に往航又は復航内保に臨時内岡、紗萬部、別飛に寄港す
乙 根室年萌間
四月、十二月各一回、五月二回、六、七月及九月より十一月迄毎月三回、八月四回の發船を爲し往航又は復航入里節、貝谷、植別に寄港す

四、使用船舶の資格並に隻數
總噸數五十噸以上最速力一時間八海里以上の機船二隻及豫備船として總噸數四十噸以上最速力一時間八海里以上の機船一隻を用ふ
以上各線共乗船賃割引券を有する移住民の乗船賃金及其の携帶

品の運賃は定額の五割以上を減じ農産物及畜産物の運賃は定額の二割以上を減ずべし又農會又畜産組合又は産業組合が所轄市町村長の證明書を以て運送を委託する人造肥料、家畜、農具及養蠶具の運賃は定額の三割以上を減ずべし農會又は畜産組合が農林省又は北海道廳の種畜を借用又は返納の爲所轄市町村長の證明書を以て之が運送を委託する場合亦同じ

青室航路省管化へ
室蘭本州間連絡の整備擴充に伴ふ既設青室連絡航路省管化を圖る鐵道省管室蘭港本州間連絡航路開設期成同盟會の發起人會は昭和十六年五月二十九日室蘭商工會議所で開催した。室言 高度國防國家建設の第一義たる生産力の擴充は圓滑なる輸送計畫を確立することに非ざればその目的を達成すること能はず各種資源に富む本道と本州とを連絡する輸送機關の整備擴充は急務中の急務なり然るに本道本州間貨物輸送状況は青函連絡航路のみをもつてしては圓滑なる

輸送を期待し得ざる現狀にあり今後に於ける本道資源開發の豫想と生産力擴充の方策に鑑るときは更に本道本州間連絡航路開設の緊要なるは多言を要せず、これがためには室蘭港を起點とし是と最短距離にある青森縣下北半島中の要港との航路開設を最も適切なるものと信ず而して本道貨客の輻輳及その激甚の趨勢に鑑み下北半島に於ける港灣施設完成に至るまで暫定の方策として鐵道省管室蘭青森間連絡航路を開設しその緩和をはかるの要ありと認む

決議 一、本會は鐵道省管室蘭港青森縣下北半島間連絡航路の開設を期す
一 本會は右航路實現に至るまで鐵道省管室蘭青森間連絡航路の開設を期す

交通調整旅行道徳
時局下急激に増加せる旅客に對し圓滑なる輸送をなすため、昭和十五年來旅客の交通調整並に旅行道徳の普及を圖り、著々其の効果を擧げて來たが、昭和十六年、道廳では鐵道當局と打

合せの結果、特に左記事項に關し普及徹底を圖ることにした。

- 一 關係箇所との連絡協調方
旅客の交通調整並に旅行道徳の普及に關しては最寄りの驛又は運輸事務所、地方鐵道軌道及自動車運輸業者、學校、工場等と緊密なる連繫を保つと共に町内會部落會等を廣く普及徹底を計り必要に依りては之が對策を樹立實施す
- 二 通學並に通勤自治會の結成方
同一學校及會社、工場内に相當数の通學、通勤者ある場合輻輳する交通機關の混雜緩和並に旅行道徳の普及を圖る目的を以て適宜の會を組織し適當なる指對者を設けて自治的整理に努むると共に一般旅客の軌範たるべく努む
- 三 交通道徳普及方
驛の出札口、改札口等に於ける一列運動は漸く普及を見るに至りたるが更に列車の乗降時に於ける一列運動の普及徹底を期すると共に混雜の程度場所の如何に拘らず先著順に

一列勵行を習慣付けることに努め併せて車内並に驛待合室等に於ける清潔保持に對し特段の注意を喚起せしむ

- 四 集團旅客の乗車方
鐵道當局に輸送申込みをなすとず濫りに多人數旅客(約三十名以上が)集團乗車をなすときは著しく輸送を困難ならざるものに付集團乗車をなすに當りては必ず可及的早期に驛又は運輸事務所に乗車申込みをなすこと特に切上期に於ける歸還勞務者に關しては個々に散發することなきやう之が取纏めに注意し乗車に付ては豫め鐵道當局と打合せをなす
- 五 歸省生徒の乗車方
イ 生徒の歸省期は常に本道の輸送繁忙期なるが斯の期節に於て一時に多數の學生割引乗車券購入者の競合するが如きことなきやう可及的早期に乗車券の購入をなすと共に手荷物配達付にて託送せしむること
- ロ 學生教員の割引證發行方
學生、教員に對する割引證

の番號使用者の身分、氏名年齢、發行日附、旅行目的設立準據學校令又は指定番號及身分證明書番號は必ず發行者に於て記入すること發行者が記入すべき事項を記入せず交付したる場合は鐵道に於て無効として回收せらるるに付注意を要する

數は實に一六八を示してをり、主として工場従業員の公傷件數が前年度の二百五件に對し四百十六件といふ増加を來したことが公傷件數激増の原因をなした工場従業員の傷病を採用後負傷までの經過年數について見るに、總件數のうち一年未滿五百四十二件(四割二分)二年未滿五百九十九件(一割四分)三年未滿百件(九分)この合計八百一件(七割一分)となり、更に年齢について見るに、二十五歳未滿が六百二十七件(五割六分)に達してゐることによつても明瞭である。

○鐵道防雪林の造成 札幌鐵道局昭和十六年度防雪林新規事業は約三十萬圓を以て宗谷本線、根室本線、函館本線を初め標津羽幌、北見の各線區において實施、その面積は約二百キロ、五百町歩に及び、これに要する苗木は落葉松、エゾ松、トド松、ヤチタモ、唐檜、樺、ドロ等約百二十萬本である。

太平洋炭礦株式會社

釧路 鑛 業 所

野付牛商工會議所

會 頭 伊谷半次郎
 副 會 頭 仁科玄一
 全 青木茂重郎
 理 事 大浦富次郎

常 議 員 石崎彦二
 全 小林庄太郎
 全 大槻繁次郎
 全 山口悦三
 全 青垣喜三郎
 全 松戸實
 全 西川庸次郎

北海道野付牛町

一力無盡株式會社

電話 一一五番・四八二番

取締役社長 伊谷半次郎
 專務取締役 中島權太郎
 取締役支配人 伊藤藤二郎

創立大正七年五月
 資本金拾五萬圓
 契約高貳千萬圓

出張所々在地 帶廣市・釧路市・網走町・紋別町・美幌町



郵便局所數

一等局 二 二等局 三 三等局 九
 外に郵便取扱所が五十五ヶ所、合せて九百九で、之れを前年(十三年度)に較べると三五の増加である。

一局所對人口面積

郵便局所(昭和十四年度)は九百九で、一局所當の面積と人口は左の通りである。

面積 九七・七七
 人口 三五九二

郵便電報小包取扱

昭和十四年度中に取扱つた通常郵便物發着總數は四億七千八百八十三萬七千二百五十八箇、電報は一千三百九十九萬一千七百四十三通に達した。

第三種郵便物調

新 一五一

通 信

雜 誌 一四三
 十四年度計 一九四
 前年度より減 四四

約束郵便減る

第三種 第四種 計
 四〇 八一 一二一
 之れを前年(十三年度)に較べると二十四の減退である。

郵便貯金(十五年末)

年末貯金人員 三、七四五、一八二
 前年末對比増 四九七、三六九
 年末貯金額 三、五三、九九、四七三
 前年末對比増 六、〇七九、一五〇
 年末一人貯金額 六七、五五
 郵便年金の契約調 一七、九七三

年 金 額 二、〇九八、四四三
 一件平均年金額 二六、八

人口一萬人當件數 五、一
 (昭和十五年末)

簡易生命保險契約

契約件數 二、三九〇、五六

保險料(月額) 一、八四八、八六

保險金額 四三〇、〇三一、九四四
 (昭和十五年末)

電話架設申込要項

昭和十六年度の電話申込は、四月二十一日より五月十日まで受付けたが、架設料は札幌、函館兩市は二百七十圓、小樽、旭川の兩市は二百四十圓、室蘭、釧路、帶廣の三市は二百十圓、野付牛、根室兩町は百八十圓、留萌、稚内、網走、岩見澤の各町は百五十圓であつた。

少年局員職域奉公

全道にトップを切つて少年集配員大量採用を散行した札幌郵便局では、一ヶ月に近い見習を修業した三十三名の少年郵便集配員に對し、昭和十六年四月一日の興亞奉公日を卜して、辭令交付を兼ねた入局宣誓式を舉行した。

札幌地方專賣局

一 位 置 札幌市
 二 管轄區域 北海道、樺太
 三 工 場 帶廣酒精工場(帶廣市)
 野付牛酒精工場(野付牛町)
 四 出張所

函館、小樽、釧路、帶廣、野付牛、根室、樺太(豊原市)

五 煙草販賣所

札幌、旭川、室蘭、八雲、江差、瀨棚、岩内、俱知安、壽都、岩見澤、瀧川、富良野、夕張、石狩深川、名寄、留萌、天鹽、稚内、枝幸、鷲泊、網走、紋別、苦小牧、浦河、大泊、樺太真岡、泊居、惠須取、知取、敷香

定期航空一時中止

昭和十二年四月一日から札幌東京間の定期航空が開始され、一日一往復に依り旅客及び郵便物の輸送を行つてゐたが、昭和十五年十一月限り休航中である。

電燈線利用の通信

輻輳する通信の緩和のため、札幌通信局では路線の増強を計畫してゐるが、時局下に資材の入手が頗る困難なため、電燈の配電線を利用する事を考究し、昭和十五年來、北見の相生、津別間の電燈線利用の工事を進めてゐたが、翌春完成、試用の結果好成績を納めたので、今後新

規の通信配線を架設の際は、電燈線を利用し、資材不足の緩和を圖ることになつた。

十六年度貯金目標

昭和十六年度の札幌通信局貯金獲得目標額は六千萬元に決定した。前年度より八百萬圓の減額である。全国的に見れば、十六年度は前年度より二億圓を増加し十八億六千萬圓になつてゐる。

國債消化は好成績

昭和十五年四月以降翌年三月まで一ヶ年の本道國債消化状況は、目標總額二千六百一十一萬圓に對し、消化実績は二千二百六十六萬三千三百六十圓で、消化率十割三分の好成績を示した。支廳市別に見れば左の如くである。

支廳市別	實績	消化率
石狩	七四、二四九	九・二
渡島	八七、二七〇	一〇・二
檜山	三四、三四〇	九・九
後志	八四、二六五	九・五
空知	二、一三、九四五	九・二
上川	一、四五一、八〇〇	九・二
留萌	三五、一三〇	八・五

支廳市別	實績	消化率
宗谷	三五、二七五	一〇・五
網走	一、六八、六七五	一一・三
日高	三三、九四五	一一・二
十勝	八七、三五五	九・五
釧路	五〇、二八三〇	八・一
釧路	二七、九九〇	七・〇
根室	三六、八五五	九・八
札幌	四、二九、二五五	一四・三
函館	一、二七、八五五	五・六
小樽	三、二七、〇八〇	二・六
旭川	八〇、七、〇五〇	一〇・〇
室蘭	六二、四七五	一〇・七
釧路	五五、二六五	二・四
帯広	三五、五〇〇	二・一
總計	三、一六、三六〇	一〇・三

國民貯蓄獎勵方策

戦時下凡ゆる障害を排除して高度國防國家體制の確立を圖り、以て興亞の聖業を完遂するは、我が國戰時財政經濟の運行如何に繋る所大なるものあり。而して國債の消化生産力の擴充に要する資金の供給を確保し、及通貨膨脹を抑制して國民生活の安定を圖る爲には、國民貯蓄増強の要愈緊切なるものあり、且政府に於ては之が對處の一方途として、國民貯蓄組合法

を制定したる所あるに鑑み、之が目的達成の爲一屬勤勞の實を擧げ、生活の徹底的刷新を行ひ、以て貯蓄の實行に努め、時艱分擔の責務を全ふするの要あり。

仍て昭和十六年度に於ては本道は従來採り來りたる方策を繼續實施するは勿論、更に左記に依り一層貯蓄獎勵の強化を圖り、以て成果の萬全を期するものとす。

第一 貯蓄増加目標額

昭和十六年度本道貯蓄増加目標額は全國目標百三十五億圓(内譯國債消化資金七十五億圓日滿支を通ずる生産力擴充資金六十億圓)に呼應し本道に於ける各種事情等を綜合斟酌して四億五千萬圓と定め各種金融機關別目標、支廳、市町村別目標各種團體別目標等の個別目標額を樹てしむるものとす。

第二 一般方策

一 貯蓄標準の適正化と能力貯蓄の強化
貯蓄強化の爲市町村は個別的

指導に重點を置き地域別職域別個人別の經濟事情を十分検討の上貯蓄標準の適正を期し且貯蓄の勵行に當りては單に一律に貯蓄額を定め又は申譯的に小額の組合貯蓄を爲さしむることなく眞に各個の貯蓄力に應じ最大限度の貯蓄を行はしむるの方法を一層徹底すること

二 源泉貯蓄の強化
購買力を成るべく速に貯蓄に向はしむる爲能ふ限り廣く源泉貯蓄を強行することとし俸給給料賃金農林水産物販賣代金土地賣却代金其の他凡ゆる収入に就いても適宜割合を定め實施すること

三 臨時的収入の貯蓄勵行
購買力の急激なる増嵩を抑制する爲臨時的収入は之を全部國債(貯蓄債券、報國債券を含む)の購入に向はしむること

四 貯蓄繼續の勵行
貯蓄を長期に互り續行するの要あるに鑑み一般に貯蓄の持久繼續を勵行し各種貯蓄は勿

論國債、貯蓄債券、報國債券等の繼續保有を勸奨すること
五 金融機關の活動強化
各金融機關は各其の資金吸收目標額を設定し之が實現に努力すると共に一屬相互の連絡協調を圖り預貯金者に對する便宜供與の具體的方法を考究實施すること

第三 特殊方策

一 都市及股販産業方面に於ける貯蓄の徹底
都市時局産業關係工場及鐵山方面に對する貯蓄獎勵に關しては之等方面に於ける貯蓄實行狀況、消費狀況に鑑み特に政府資金撤布に伴ふ増加購買力吸收の見地より見て一層之が強化を圖り特に左の事項を實施すること
イ 各會社、工場、鐵山をして所定の率に依る貯蓄増加目標額を決定せしめ之が實現を期すること
ロ 臨時的収入は勿論俸給給料賃金賞與等に就いては能ふ限り天引貯蓄を強化すること

ハ 會社、工場、鐵山に對しては産業報國會の活動を促すこと
ニ 買物貯蓄を一層強化し消費の機会を捕捉して國債、貯蓄債券の購入を勸奨すること

ホ 貯蓄獎勵の趣旨普及徹底を圖る爲各種團體及百貨店、興行場、娛樂場、接客業者等大衆に接觸する機会多き業者の協力を求めること
二 農山漁村方面に於ける貯蓄の徹底
一 農林及水産關係團體等をして最大限度の貯蓄増加目標額を設定せしむると共に主要産物に就いても種別別に検討を加へしめ可及的多額の貯蓄を源泉に於て天引貯蓄をすることとし其の確實を期すること
爲各種團體相互間の提携協力を一層緊密ならしむること

第四 國民貯蓄組合の充實強化

國民貯蓄組合は貯蓄獎勵の核心を爲すものなるを以て國民貯蓄組合法の實施と相俟つて之が整備強化を圖るものとす

第五 其他

一 貯蓄組合の未設置區域及未設置職場並に未加入者の絶無を期すること
二 從來申合等に依り貯蓄を實行し來りたる團體(國民貯蓄組合に非ざる團體)は國民貯蓄組合法に依る組合に改組せしむること
三 貯蓄組合の貯蓄増加目標額は組合員の能力に應じ最大限度に之を増加し其の達成に努むること
本方策を實施するに當りては特に左の諸點を留意するものとす
一 貯蓄心を阻害するが如き言動等の一掃を期すること
二 貯蓄の強行は畢竟國民の戰時意識の徹底にあるを以て時局下に於ける財政經濟の實情を普く道民に滲透せしめ貯蓄報國の精神を昂揚せしむること
三 冠婚葬祭、社交儀禮其の他日常生活を刷新し戰時下に相應しき實質剛健にして簡素なる生活様式の確立を期する

こと
四 浮動購買力吸收の一方方法として小額債券の購入及郵便切手貯金の活用を圖ること

○電話架設申請減額 四月二十一日から全道の電話局及び郵便局で受付けた昭和十六年度電話加入申込みは五月十日で締切つたが、受付数は三千九百餘で、前年度より六百餘の減少であつた。

○室蘭市輪西の電話 昭和十六年五月十日通信省告示で、同日限り、左記郵便局に於ける電話規則に依る電話事務を廢止す、但し當該事務は下記郵便局之を承繼することになつた。
(名稱) 輪西郵便局(位置) 室蘭市輪西町(承繼局) 室蘭郵便局

○送配電線施設助成 産金用途配電線施設助成金は、昭和十五年度内に四十九萬二千五百圓を交付された。内譯は大日本電力會社關係五鐵山四十六萬三千三百圓、北海水力電氣會社關係二鐵山二萬九千二百圓となつてゐる。

○保險年金獲得目標 札幌逓信局管内、昭和十六年度に於ける簡易保險獲得目標は四十二萬八千件、郵便年金は二百五十萬圓に決した。

○瀧川郵便局の昇格 瀧川郵便局は昭和十六年四月二十六日、指定局から普通局に昇格した。

○貯蓄組合と増加数 貯蓄組合は昭和十五年十二月現在で組合員數二百七十七、七四四組合、組合員數百三十三萬五千六百四十一名、貯蓄額八千四百三十三萬九百四十三圓、昭和十五年三月現在に比すると一千七百八十六組合、組合員十三萬二千七百七十二名、貯蓄額三千百十八萬二千六百六圓夫々増加し、その異常なる發達振りを示した。

○卒業生の解約延期 各學校に於て實施中の團體貯蓄にして生徒、兒童の卒業と同時に解約全拂する向きあつたが、これは、時局下一層其の重要性を加重せられつつある貯蓄奨励の趣旨に鑑み、預貯金先と充分連絡の上、卒業に際しても解約拂戻等のこ

となく、町内會、部落會又は職場に於ける貯蓄組合に加入せしめ、一層繼續實施せしむる等適當なる措置を講じた。

○郵便局名を改稱す 昭和十六年六月一日から左の如く局名を改稱した。

新局名	現在局名
駒 (後志)	本目名
富内 (膽振)	邊富内
膽振豊田	上杵白
稻里 (膽振)	中穂別
福山 (膽振)	居路夫
錦 (膽振)	樫布仁
新 (石狩)	新歌志内

を若干變更し、食糧増産の逓信勤勞畑の一部を割愛すると共に、逓信林間道場を建設することになつた、これによつて、昭和十六年の植林は約十町歩、又逓信勤勞畑は農耕適地とされる峡間の三町歩を、遠藤札幌逓信局長以下札幌近郊職員延人員約一千名が聖蹟を揮つて開墾し、大豆、蕎麥等を耕作し、稔の秋には逓信購買部を通じて配給した。この植林、耕作等は毎週土曜日より日曜日にかけて行はれたもので、そのため同地に建設された簡素な林間道場に三十人位づゝ宿泊し、嚴肅な行事と勤勞によつて鍛鍊されたものである。

○一戸一口保險謝狀 札幌逓信局では、一戸一口運動に對し盡力した町村長、助役、隣組、部落會長等の團體代表者百名に對し三組木盃を、市町村には五尺に七尺の國旗を五十旒、個人功勞者三百名には萬年筆を、それそれ昭和十六年感謝狀と共に贈呈した。

○郵便局名を變更す 左の各局を若干變更し、食糧増産の逓信勤勞畑の一部を割愛すると共に、逓信林間道場を建設することになつた、これによつて、昭和十六年の植林は約十町歩、又逓信勤勞畑は農耕適地とされる峡間の三町歩を、遠藤札幌逓信局長以下札幌近郊職員延人員約一千名が聖蹟を揮つて開墾し、大豆、蕎麥等を耕作し、稔の秋には逓信購買部を通じて配給した。この植林、耕作等は毎週土曜日より日曜日にかけて行はれたもので、そのため同地に建設された簡素な林間道場に三十人位づゝ宿泊し、嚴肅な行事と勤勞によつて鍛鍊されたものである。

は昭和十六年五月一日から局名を變更した。

新局名	舊局名
歌内	宇戸内
石狩協和	上伏古
愛山	安足間
中川	譽平
天鹽共和	志文内
東朱岡	鳥戸狩

十六年上期末賞與 國債支給運動實施

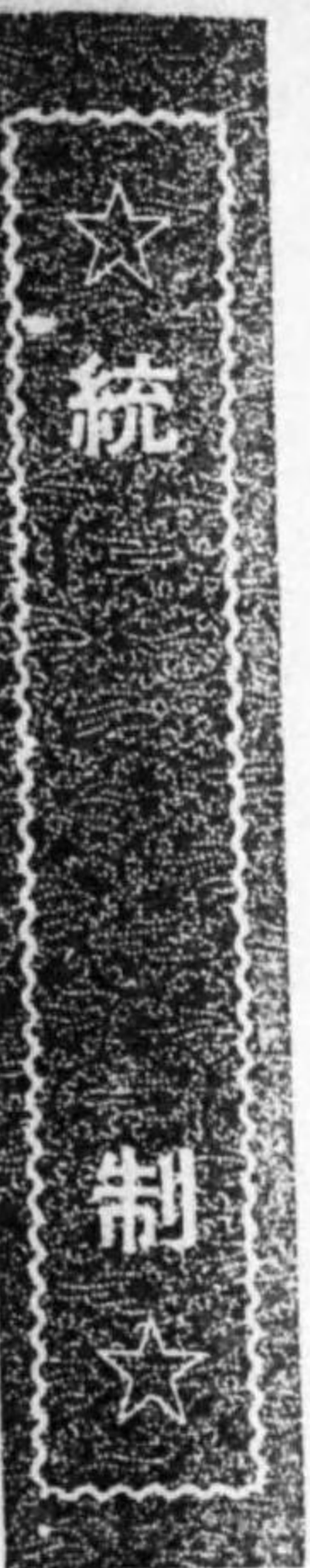
趣旨 東亞共榮圈建設の途上に於ける戦時國家財政の膨脹は必然の趨勢にあり十六年度國債發行額は七十五億圓を予定せられ之が圓滑なる消化は現下喫緊の要務たるのみならず購買力の急速なる吸收の爲諸給與の源泉に於て之を貯蓄せしむるの目的よりして賞與の國債支給は其の効果極めて大なるものあり、仍て上期末賞與支給に當り各會社、工場、鑛山等に對し能ふ限り多額を事變國債又は貯蓄債券(報國債券を含む)を以て支給するやう廣く之が實行を求む。

鮮魚介集荷

農林省では、鮮魚介配給統制規則第三條の規定に依り、陸揚地及當該陸揚地に付ての集荷場左の通指定し、昭和十六年五月二十日より之を施行した。

- 指定陸揚地 指定集荷場
- △稚内町 (株式會社) 丸北稚内魚菜卸賣市場
- △紋別町 無限責任紋別漁業協同組合魚菜卸賣市場
- △網走町 (株式會社) 網走魚菜卸賣市場
- △根室町 無限責任根室漁業協同組合魚菜卸賣市場
- △釧路市 (株式會社) 釧路魚卸賣市場
- △釧路市 (株式會社) 釧路魚卸賣市場
- △錦町分場 (株式會社) 釧路魚卸賣市場
- △大町分場 (株式會社) 釧路魚卸賣市場

統制



- △浦河町 保證責任浦河漁業協同組合魚菜卸賣市場
- △室蘭市 (株式會社) 室蘭產物卸賣市場
- △森町 無限責任森町漁業協同組合魚卸賣市場
- △函館市 (株式會社) 函館魚菜卸賣市場
- △小樽市 (株式會社) 小樽集魚卸賣市場
- △農林産物配給調査 道會議員會では、北海道廳と別個に左記委員を選任した。
- 一 農産物集荷配給調査委員會 設置の件 現在雜穀類は産業組合が集荷し雜商聯を通じて

配給してあるがこの機構は種々の弊害を伴つてある事實に鑑み研究調査のため二十一名の委員を選任

- 一 林産物價格調査委員設置の件 林産物の公定價格が決定した結果産地の驛渡價格が昂騰し製材すると欠損となる惧あるので右公定價格を検討するため八名の委員を選任
- 地代家賃の統制令
- △制定の方針
- 一 統制の方針としては既存の地代、家賃は原則として之を据置き唯特に著しく不當に高額若しは低額なるものを適當に修正し得ることとし又今後特に定めらるる地代、家賃は其の過高に定めらるることを豫め防止すると共に貸地、貸家の經營に適當なる収益を得しめて其の供給の促進に資することを目的として新に適正標準を定むることとしたこと
- 二 舊統制令に於けるが如く有効期間を限定せざりしこと
- 三 其他舊統制令の運用上の經驗に徴し統制の強化、徹底の爲必要なる規定を整備することとしたこと
- △適正標準に關する事項
- 一 評價額の決定に當りては左の事項を參酌するものなること
- 1 賃賃價格、附近類地の賣買價格
- 2 其の土地の位置、環境、地形、地盤、用途及利用状況
- 3 借地期間、地代の沿革、借地權價格
- 二 土地價格の修正は左の方針に依り行ふものなること
- 第一號—改良の限度に於て之に要したる費用を土地價格に増加することを得ること
- 第二號—受益者負擔金の完納額を土地價格に追加することを得ること
- 第三號—徴收したる借地權利金額を土地價格より減ずること
- 第四號—前各號に就いて掲ぐる方針に依り具體的事情に應じて土地價格を修正することを得ること

三 建物価格は貸主の届出額に依り其の不明なるとき又は貸主の届出額を不相当と認むるときは適當に評價決定するものなること、主體建築費、附屬設備費及造作費の内譯の不明なるとき又は貸主の届出でたる内譯を不相当と認むるとき亦同じ

四 居室とは居住の用に供する室を謂ふこと、但し玄関、廊下階段室、外套室、便所、手洗所、浴場、物置、納戸、暗室臺所の類は居室と看做さざること

五 構造の異りたる部分より成る建物の家賃適正標準額は各構造部分に就き適正標準に依り算出せらるる金額の合計額に依るものなること、但し利用上又は構造上分離し難きものは建物の主たる部分の構造に依り算出せらるる金額に依ることを得るものなること

六 確定金額に依らざる地代又は家賃の適正標準は前各號に依り算出せらるる金額に相当する額とするものなること

七 供益費は其の實額を認むる趣旨なること

△既存の地代家賃に關する事項
地代又は家賃は前記の如く原則として之を据置き唯著しく不當に高額又は低額なるものを適當に修正することとしたること
△増額の許可並に減額の命令に關する事項

一 増額の許可に當りては單に申請ありたる理由に就いてのみならず現在の地代、家賃の現狀に付全般的に検討し全體として増額を許可する必要があるや否やを検討するものなること

二 地代の増額を許可し又は減額を命ずる場合に於ては當該土地の位置、環境、地形、地盤、用途、利用狀況、地代の沿革、借地期間、賃貸條件等の事情を考慮するものなること

三 家賃の増額を許可し又は減額を命ずる場合に於ては當該建物の敷地の位置、敷地と建物との適應性、建物の用途、

建物の巧拙、維持保存の良否保健衛生上の適否、賃料の沿革、植樹、庭園、建物の經過年數、賃貸條件等の事情を考慮するものなること

四 増額の許可を爲す場合は成るべく現在の地代又は家賃の急激なる増額を避くる方針の下に之を行ふものなること

木材配給機構整備

農林省令「用材配給統制規則」の施行に依り、戦時下重要資材の首たる木材の生産配給に對する一元統制を強化せられたるも、本邦木材生産に於ける本道の位置に鑑み、關係業者を統合組織化し、配給業者としての眞使命に立脚し、積極的に右統制に協力せしむるは刻下の急務とあつて、北海道廳では左記方針に依り、商業組合設立方指導してゐる。

一 上部組織
イ 素材商業組合、製材商業組合及保證責任北海道南洋ベニヤ板問屋商業組合を以て北海道木材商業組合聯合會を組織せしむること

ロ 北海道木材商業組合聯合會は北海道木材業組合聯合會其の關係機關と連絡を密にせしむること

二 下部組織

イ 素材
1 本道を左の八地區に分ち夫々素材販賣業者を以て素材商業組合を組織せしむること

2 素材の内電柱、枕木、坑木等需要者の統合せられたるものに就いては原則として商業組合の共同販賣に依らしむる様指導すること

名 稱 地 區
札幌地方面 札幌市、石狩支廳材商業組合
小樽 同 空知支廳管内一圓
函館 同 函館市、渡島支廳、室蘭 同 室蘭市、膽振支廳、旭川 同 旭川市、上川支廳、留萌支廳、宗谷支廳管内一圓
釧路 同 釧路市、釧路國支廳

根室支廳管内一圓
帶廣市、十勝支廳管内一圓

北見 同 網走支廳管内一圓
製材

1 製材(合板及仕組板を含む)販賣業者を以て素材商業組合と地區を同する製材商業組合を設立せしむること
2 札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路各地方に於ては認可したる商業組合の定款變更に依り製材商業組合に再編成せしむること
3 ベニヤ板等特殊取扱を必要とするものに在りては部會制度(地方の實情に依り部會の數は適宜定め得ること)を確立し事業運営の支障を來しめざること

石炭調整規則施行

北海道廳では石炭調整規則左の通定め、昭和十六年四月十日から施行した。

第一條 常時月額八百五十吨未満の石炭を使用する者に對する石炭の配給は別段の規定あるものを除くの外本令の定むる所に據る

第二條 長官は煖房、厨房用炭及常時月額三吨未満の小口用炭(以下不明示口賣炭と稱す)に付期別、市町村別に其の配給數量を決定す

煖房、厨房用炭の範圍は別に之を定む

第三條 日本石炭株式會社及北海道石炭統制株式會社は長官の定むる所に従ひ前條に規定するものを除く石炭(以下不明示口賣炭と稱す)の配給先別明細書を定め毎期開始前之を長官に提出すべし

第四條 日本石炭株式會社及北海道石炭統制株式會社は不明示口賣炭に在りては第二條の規定に依る配給數量、明示口賣炭に在りては前條の規定に依り長官に提出したる配給先別明細書に従ひ夫々生産業者石炭配給會社に對し販賣指圖を爲すべし

第五條 市町村長は第二條の規定に依り決定したる配給數量の範圍内に於て石炭配給券を發行すべし

第六條 石炭の生産業者、販賣業者其の他石炭の販賣を爲す者は第四條の規定の販賣指圖に依るに非ざれば石炭を販賣することを不得ず

不明示口賣炭に在りては前項の規定に依るの外第五條の規定に依る石炭配給券と引換へに之を販賣すべし

第七條 前條第二項に依り引換へたる石炭配給券は翌月五日迄に之を發行したる市町村長に還付すべし

第八條 第六條の規定に違反したる者は拘留又は料料に處す

石炭需給調整要綱

北海道廳では、曩に石炭配給調整要綱を定め、自治的に之が配給調整を實施し來りたるも、今後に於ける石炭事情に鑑み、昭和十六年四月、石炭調整規則及施行細則を制定し、需給調整を一層強化するため、左記事項を定め、之が實施に關し萬遺憾なきを期した、追て市町村に於ては配給に關する委員會等を設け、其の意見を徴し、以て配給の適正公平を期した。

一 明示口賣炭(常時月額三噸以上の消費者に販賣する石炭但し煖房厨房用炭を除く)は市町村長の發行する石炭配給券に據らず日本石炭株式會社又は石炭統制株式會社の販賣指圖に依り販賣業者(生産業者、組合、團體等を含む)より直接配給するものに付明示口賣炭の實需者に對する配炭に當りては販賣業者と連絡し配給の圓滑を缺くが如きことを生ぜしめざること

二 明示口賣炭の配給先別數量は北海道廳より別に支廳長及市町村長に通知すべきに付關係官廳及販賣業者と常に連絡し配給數量の適正を期すること

三 石炭配給券は著炭狀況に應じ發行すること

四 石炭配給券には必ず實需者に捺印せしめたる上速に石炭配給先に提出せしむること

五 石炭販賣業者が石炭配給券を受付けたるときは必ず配給券受領證を交付せしむること

六 石炭實需者より石炭配給券

三 妊娠牛（七箇月以上）を告示價格に其の三割以内の額を加算して取引する場合は必ず該牛の種付證明書を添付せしむること
△妊娠の爲價格を加算し得ること
△因る牝牛の早期種付の弊を生ぜしめざる様指導すること

馬の最高販賣價格

馬の最高販賣價格に關しては價格統制令第七條の規定に依り昭和十六年六月農林省告示第三百五十三號を以て指定せられ、六月十五日より施行したが、苟くも價格の公定に依り馬の増殖及資質の向上に支障を招くが如きことなき様
道廳では左の手配をした。
△價格等統制令施行規則第一條の規定に依り爲す許可申請（以下例外許可申請と稱す）は左に依らしむること
一 例外許可申請は個々の取引に付個別的になさしむること
二 左に掲ぐる馬は最高販賣價格表適用に付ては特殊なる事情に在るを以て例外許可申請

を爲さしめ差支なきこと
イ 種牝馬要數の關係上候補種牝馬の決定又は指定を取消されたる馬
ロ 種牝馬の決定又は指定を取消されたる馬
ハ 體高一米六十五厘以上の爲軍用保護馬檢定、檢査に合格せざるもの中體高を度外視せば軍用保護馬檢定、檢査に合格し得る資質ある馬
ニ 産業用輓馬等に利用せらるる馬にして單に過大過重の理由に依り軍用保護馬檢定（檢査）に合格せざる馬
ホ 放牧概ね七箇月以上に及びたる爲軍用保護馬の指定を取消されたる蕃殖牝馬
ヘ 普通鍛錬班の編成困難なる理由の爲軍用保護馬の指定を取消されたる馬
三 二のハ、ニ、ヘに該當する馬の中昭和十六年度以後の檢定（檢査）を受けたるものに付ては軍用保護馬檢定（査）出場馬連名簿（市町村備付のもの）に夫々「過高」「過大過重」「放牧」「編成難」と記入あ

るを以て右連名簿及馬籍簿を申請書と對照點檢の上例外許可申請を爲さしむること
三に該當する馬に付其の馬の軍用保護馬檢定（査）地たる府縣より移入し例外許可申請を爲さんとする場合に在りても畜産組合に於て取纏め申請をなさしむること
五 二のイ、ロ、三及四に該當する馬以外の馬に付例外許可の申請ありたるときは實馬に付檢査を爲すものなること
△ 家畜市場に於ける糶賣に於て最高價格を以て購入せんとする者が同時に數人ある場合に於ては抽籤に依り購買者を決定すること但し幼駒糶賣規則に依る出場馬に對し「主取」あるときは馬主を優先せしむること
稻藁・藁工品の配給
北海道廳では、昭和十六年二月二日、稻藁及藁工品配給統制規則を左の通定めた。
第一條 本令に於て稻藁とは本道に於て生産したる稻藁を謂ひ藁工品とは藁を主要原料と

する叭、莖及繩（藁網及藁網を含む）にして本道に移入したるものを謂ふ
第二條 稻藁の生産者の生産したる稻藁（切藁を含む以下同じ）は販賣組合（農業倉庫業者を含む以下同じ）に非ざれば之を買受け（本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む）又は販賣の委託を受くることを得ず
第三條 販賣組合は其の買受け又は販賣の委託を受けたる稻藁を保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會（北海道聯合農業倉庫を含む以下北聯と稱す）以外の者に販賣又は販賣の委託を爲すことを得ず
第四條 北聯は長官の指定したる者（以下配給者團體と稱す）以外の者に稻藁を賣渡すことを得ず
第五條 配給者團體は長官の指定したる者（以下需要者團體と稱す）以外の者に稻藁を賣渡すことを得ず
第六條 特別の事由に因り長官の許可を受けたる者は第二條

乃至前條の規定に拘らず稻藁の賣買に關し特別の取扱を爲すことを得
第八條 協議會の割當を受くるに非ざれば配給者團體は稻藁の販賣を需要者團體は其の買受を爲すことを得ず
第九條 北聯及販賣組合は協議會の割當を受くるに非ざれば第二條若しくは第三條の規定に依り買受け又は販賣の委託を受けたる稻藁を使用することを不得
第十條 藁工品の移入を爲す者（以下移入者と稱す）は其の移入に係る藁工品の全部を北海道藁工品配給株式會社（以下會社と稱す）に賣渡すべし但し特別の事情に因り長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第十一條 移入者は會社に賣渡すべき藁工品に付會社より價格、數量、受渡時期、受渡場所其他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遅滞なく契約を締結することを要す

雜穀配給の適正化

雜穀配給統制規則施行細則の規定に依る雜穀の道内配給は、雜商聯をして一元的に之を行はしめ、其の適正を期しつつあつたが其後、雜穀生産地に對し他地方生産のものを配給せらるるの批難が出たので、之が弊害を除去する爲、左記に依り取扱はしむることとし、一層配給の適正を期する様、昭和十六年四月、北海道廳で手配した。
一 雜穀の配給を受けんとする者は其の雜穀を使用すべき市町村の産業組合と充分連絡を保ち必ず地元産業組合に集荷せられたる雜穀を使用することとし其の旨附記したる配給申込書を従前通雜商聯に提出すると同時に申込書寫を當該産業組合に交付し必要な品種及數量を北聯に販賣し又は販賣の委託を爲す様打合を行ふこと（産業組合が北聯に對し販賣し又は販賣の委託を爲すときは地元配給せられたる旨を明示するか又は配給申込書寫を添附すること）

移入者は前項の契約に従ひ會社に對し藁工品の引渡を爲すことを要す
第十二條 會社前條第一項の規定に依る契約に従ひ出荷其の他に關し配給上必要な指圖を爲したるときは移入者は之に従ふことを要す
一 集荷
1 稻藁の集荷は販賣組合を通じ北聯に於て一元的に之を爲すこと
2 北聯は從來の稻藁の集荷を爲せる取扱業者の智識と經驗を活用する爲自己の職員又は囑託集荷員と爲す等適當なる措置を講ずること
右の集荷員の手當又は集荷手数料等關しては豫め道廳と打合せすること
3 前項の集荷員は稻藁の生産者及販賣組合の間に介在して實質的集荷に當ること
4 稻藁は農業經營と密接なる關係あるを以て出荷に當りては道農會又は市町村農會と充分連絡を圖ること

を以て右連名簿及馬籍簿を申請書と對照點檢の上例外許可申請を爲さしむること
三に該當する馬に付其の馬の軍用保護馬檢定（査）地たる府縣より移入し例外許可申請を爲さんとする場合に在りても畜産組合に於て取纏め申請をなさしむること
五 二のイ、ロ、三及四に該當する馬以外の馬に付例外許可の申請ありたるときは實馬に付檢査を爲すものなること
△ 家畜市場に於ける糶賣に於て最高價格を以て購入せんとする者が同時に數人ある場合に於ては抽籤に依り購買者を決定すること但し幼駒糶賣規則に依る出場馬に對し「主取」あるときは馬主を優先せしむること
稻藁・藁工品の配給
北海道廳では、昭和十六年二月二日、稻藁及藁工品配給統制規則を左の通定めた。
第一條 本令に於て稻藁とは本道に於て生産したる稻藁を謂ひ藁工品とは藁を主要原料と

前項の場合其の當時産業組合に集荷せられたる雜穀なきときは之を證する書類(市町村長又は産業組合長の發するもの)を申込書に添附すること

二 雜商聯雜穀配給申込書を受けたるときは左に依り處理すること

イ 地元産業組合に集荷したる雜穀の配給を受けたとき旨附記あるものに對しては所定の承認を受け之を配給すること

申込書受理のとき未だ當該雜穀の販賣を受けざる時は一時之を留保し一方北聯に對し速に之が販賣方を交渉すること

ロ 地元産業組合に集荷せられたる雜穀なきことを證する書類を添附したるものは所定の承認を受け他の産業組合の在庫品を速に配賣すること此の場合積込驛と卸驛とが市町村を異にするときは昭和十五年農林省商工省告示第二十九號及昭和十五年北海道廳告示第六百三號を以て指定したる産地價格以外の價格を以て

販賣することを得

ハ 配給申込の品種及數量が手持品を以て配給し得られざるときは速に申込者と打合の上配給可能のものに更改する等充分なる連絡を採ること

三 申込數量は雜穀の需給調整上道廳に於て査定することあるべきこと

四 北聯は地元配給を明示して販賣又は販賣の委託を受けたる雜穀は速に之を雜商聯に販賣すること

ガ)ゼ脱脂綿其他

△割當 北海道廳に於て各市町村に對する割當を決定の上之を通知するものとす

△配給方法 配給業者に對する配給は北海道醫藥品衛生材料卸商業組合より各醫藥品小賣商業組合及北海道地區商業組合聯合會に對し現品を送付せしむるに付右團體に於て當該市町村長と協議の上消費者の購入に便宜なる方法を講じ各該當業者(開業藥劑師及藥種商)に割當て配給せしむるものとす、消費者に對する配給

は次に記載する購入券の使用に據るものとす

△購入券の使用 購入券は市町村長が道廳より割當られたる數量の範圍内に於て管下配給店に現品到着後之を發行するものとす、購入券の發行に伴ふ經費は市町村に於て負擔するものとす、市町村長は出産の用に供する爲購入せんとする者に對し申請に依り出産豫定日等を考慮の上實情に即して購入券の交付を爲すものとす

マツチの需給調整

第一 道廳はマツチの需給調整を圖る爲商工省より割當を受けたる數量の範圍内に於て之を市町村別に割當し卸賣機關支廳、市及警察署に通知するものとす

支廳前項の通知を受けたるときはマツチの町村別割當數量を關係町村長に通知すること

第二 卸賣機關は第一の通知に基づき卸配給所毎に配給すべき市町村別、種類別數量を定め長官の承認を受けたる後之を

關係卸配給所に通知すること

北聯に在りては産業組合毎に配給すべき市町村別、種類別數量を定め長官の承認を受けたる後之を關係産業組合に通知すること

第三 小賣機關は關係市町村並に所轄警察署と協議の上小賣配給所を定むること

市町村長必要ありと認むるときは小賣配給所の新設、廢止若は變更せしむることを得ること

小賣配給所はマツチ小賣配給所たることを明示する適當なる方法を講ずること

第四 各小賣配給所に於て取扱ふべきマツチの數量は市町村長に於て所轄警察署並に小賣機關と協議の上之を決定すること

第五 小賣機關に於て卸賣機關よりマツチの購入を爲さんとするときは規則第八條の規定に依り其の回收したる購入券と必ず引換ふること

第六 市町村長はマツチ回数購入券及マツチ回数購入券(特

別用)を發行すること

第七 小賣商組はマツチの共同配給に關し小賣配給所より實費を分割徴収する場合の外手数料又は之に類似の費用を絶對徴収せざること

第八 マツチ回数購入券の配給基準は左の數量の範圍内とする

イ 家族三人迄の世帯は一人毎に並型一等品二箇又は二等品三箇

ロ 家族四人以上十人迄の世帯は家庭用小型一箇又は並型一箇

ハ 家族十一人以上の世帯は家庭用大型一箇又は同小型二箇若は並型二箇

第九 マツチ回数購入券(特別用)の配給基準は左の數量の範圍内とする

一 官公衙、學校、社寺及教會に於て事業上マツチを必要とする者は家庭用大型三箇又は同小型六箇若は並型六箇以内

二 病院、會社、銀行、工場、船舶、寄宿舎、旅館、飲食店其の他業務上マツチを必要と

するものは家庭用大型五箇又は同小型十個若は並型十包以内

三 其の他特別の事由に因り特にマツチを必要とする者に對しては其の事由に依り一般家庭に優先配給を了したる殘數の範圍内に於て適宜配給すること

學用洋紙配給方法

一 配給機關 七市は各市紙文具小賣商業組合

郡部は北海道地區商業組合聯合會及之に所屬する各町村内地區商業組合

二 割當 道廳に於て學童數に依り各市町村割當數量を決定し毎回の通知するを以て各市町村に於ては道廳より割當を受けたる數量に就き更に管下各小學校別に再割當を爲し之が再割當内容に就き關係商業組合に指示すること

三 現品の受渡 現品は北海道洋紙商業組合より第一項記載の各配給機關宛

送荷せしむ、各地商業組合は關係市町村長と當時連絡を密にし之が指示を受けたる上各學校宛組合に於て共同販賣を爲すものとす尙本用途に指定の上配給せられたるものに就き故なくして他に流用販賣したる場合は當該組合に對し一定期間配給停止其の他相當の處分を爲すことあるべきこと

アイスキャンデー

一 組合其の他之に準ずるもの名稱及地區

イ 名稱 北海道冷菓業組合

ロ 地區 北海道一圓

二 構成員たる資格及構成員の概數

イ 構成員たる資格 右地區内に於てアイスキャンデーの製造販賣を業とする者

ロ 構成員概數 三〇五名

三 小賣價格(賣主店頭渡) 小賣價格(賣主店頭渡) アイスキャンデー 一本 三錢

イ 本表價格は仕上り一本の價目は十五匁以上のもの價格とす

本表價格は製品百本に付砂糖五百匁以上使用したるものの價格とす

ハ 本表價格は香料其の他の嗜好調味料を加へたるものの價格とす

四 實施の日 昭和十六年六月

統制組合施設補助

統制商業組合及同聯合會施設費に關し昭和十五年度豫算の範圍内に於て左記補助金を交付した。

一 補助金は左の施設の所要費用の査定額に對し其の三分の一以内を交付す

イ 配給統制物資を取扱ふ商業組合又は同聯合會に於ける職員設置費(既設職員をも含む)

ロ 左の設備の新設、又は買収に要する費用

1 配給統制物資を取扱ふ商業組合聯合會に於て所屬組合の取扱商品の保管を爲す爲の共同設備(建物)

2 配給統制物資を取扱ふ商業組合聯合會の事務所(建

物)
二 補助金は之を交付する指令ありたる施設に對する支拂濟總額が査定總額の五割以上に達したるとき之を交付す、但し職員の設定費に在りては査定額の給與を了せるとき之を交付す

臨時米穀管理施設

補助金は豫算の範圍内に於て左に掲ぐる米穀管理施設實施の爲之に要する費用に對し交付す

- 一 市町村農會が米穀(麥類を含む)の出荷を統制する爲職員を設置するに要する費用及事務費
- 二 道農會及郡農會が米穀出荷統制に關し市町村農會を指導督勵するに要する費用
- 三 市町村農會又は農事實行組合が共同作業班の結成並に活動を促進するに要する費用
- 四 管理米穀所有者が管理米を蒐荷するに要する費用
- 五 管理米穀所有者が管理米穀保管の爲要する費用

第五號の補助金は事業の經過月數の範圍内に於て分割交付するものとす

必需品統制意見書

北海道商工會議所聯合會代表者は、昭和十六年五月三十一日道廳に出頭、北海道必需品商業組合設立要綱に對する意見書を提示し、道廳當局の善處方を要望した、意見書内容左の如し。

昭和十六年三月十一日附を以て商業組合機構整備要綱に對する意見書を提出して生活必需品の配給機構整備に關しては極力地方經濟事情を參酌して不自然なる統制を誘致するが如きことなき様切望し置きたる次第なり然るに決定を見んとしつゝある北海道必需品商業組合聯合會組織設立要綱を見るにその配給状態と經營内容の著しく異なる幾多の業種を統制し、而も之を事業團體として經濟行爲をなさしめんとするものにして實際の運管上不合理不自然の状態を招來し延ては本道生活必需品配給の圓滑を缺き一面に於ては

本道經濟界に急激なる一大變調を見るに至るの虞れあるを以てこの際曩に示されたる商工次官通牒の本旨に基き必商聯は之を統制團體として設立し既存の經濟機構に急激なる變化を與ふることなく漸を追うて之を實施しその結果を考慮したる上更に適當なる整備をなすは本道の特殊事情より見て最も緊要なりと認め茲に北海道商工會議所代表者會議の決議に依り意見書を提出する次第なり

木炭需給調整概況

木炭の需給關係が悪化したのは昭和十四年の秋からであるが、政府は同十二月木炭配給規則を公布し、強度の配給統制を施行したのであつて、之に伴ひ生産地たる北海道に於ても翌十五年三月、北海道廳令を以つて、木炭配給統制規則施行細則を實施し、道内木炭の配給統制を行つたのであつて、其の要點は第一に道内を地域的に統制すると共に、第二に人的統制をなし配給の圓滑を期すると同時に道民生活の安

定を圖つた次第である、本道の木炭生産量は年に依り差はあるが、大體に於て四千四、五百萬貫程度であつて、之の内、道外移出量は一千四、五百萬貫程度であつて、之の内、道外移出量は一千四、五百萬貫位で残量が道内消費と見ることが出来るのである、然るに、一般家庭用木炭の消費は勿論のこと、時變下に於ける鐵工業用の原料或はガソリン代用木炭としての需用が激増して來た爲め、之の對策として昭和十五年度に於ては大増産計畫を樹立し、之が確保に總ゆる努力をして來たのであるが、築窯資材や勞力等の種々困難なる事情に遭遇した關係もあり、總體的約六千萬貫の生産量を確保し、政府供出其他一千六百萬貫餘を道外に移出し、四百萬貫程度を、道内消費に當て、大體に於て當初の配給計畫を遂行した次第である、扱て昭和十六年度は原木の供出、築窯資材、勞力食糧、輸送關係等を考慮し六千五百萬貫の生産目標を樹立した。

日本タンニン工業株式會社

取締役會長 倉本力雄

- 常務取締役 梅村勉
- 同 澤木正太郎
- 同 菅谷徳滿
- 常任監査役 加藤曠之助

旭川市新旭川
電話 四六二九番

野村鑛業株式會社

本社 東京市日本橋區通一丁目 野村ビル内

札幌事務所 札幌市南大通り西七丁目一番地 電話 三三五九番

イトムカ鑛業所 北見 國留邊 藥町字富士見

イトムカ鑛業所留邊藥出張所 北見 國留邊 藥町 電話 一二〇番



統制協力會議

北海道物價統制協力會議定時總會は昭和十六年四月十九日、札幌商工會議所で開催、道廳側より調整課長他各係官、協力會議員約百三十餘名出席、十六年度事業計畫、十六年度豫算につき種々審議したが、十六年度事業は次の如く決した。

- △公定並に協定價格設定促進
- 一 基本調査の實施
- イ 道内産物品の價格狀況調査
- ロ 他府縣産物品の九・一八公定協定又は指示、價格調査
- ハ 價格改訂に要する物資調査
- ニ 商品の規格統一に關する調査研究
- ホ 物資の需給狀況並に配給機構の實情調査
- 二 本道における適正價格の研究

完並に調査物資別部會の設置
△公定協定及び指示價格の實施
實情調査

- 一 不適正價格又は不合理となりたる價格調査
- 二 價格の生擴との關係の具體的實情調査
- 三 價格物資需給との關係の實情調査
- △物資の需給調整並に配給の圓滑化への協力
- 一 不適正取引是正
- 二 配給機構の整備需給調整の斡旋
- 三 消費規正の認識徹底
- △物價統制の趣旨及内容の周知徹底
- △物價統制實情に關し道廳當局と緊密なる連絡を圖るは勿論中央物價協力會議への連絡及び意見の具申
- 物價調査地區委員
北海道では、昭和十六年五月物價調査委員會に依る調査地區及委員定數の件を左の通改正した。

- 瀧川各警察署管内(二五名以内)
- △第二區 小樽、岩内、俱知安、余市、古平、壽都各警察署管内(一四名以内)
- △第三區 函館、木古内、松前、江差、森、八雲、久遠、瀬棚各警察署管内(二一名以内)
- △第四區 室蘭、伊達、苫小牧、浦河、靜内各警察署管内(一四名以内)
- △第五區 帶廣、池田、本別、廣尾、新得各警察署管内(一四名以内)
- △第六區 釧路、厚岸、根室、國後、紗那、標津各警察署管内(一四名以内)
- △第七區 網走、斜里、美幌、野付牛、遠輕、紋別、興部各警察署管内(一九名以内)
- △第八區 旭川、比布、深川、富良野、増毛、留萌、羽幌、名寄、士別各警察署管内(二四名以内)
- △第九區 稚内、枝幸、中頓別、天鹽、鬼脇、香深各警察署管内(九名以内)

十五年三月現在

△賣買價格(反當)

上	一七〇円	一〇四円
普通	一二六	六八
下	八四	三五
賣買總價額(單位千圓)	二五九、二六二	
田	五二五、四四〇	
畑	七八四、七〇二	
計		

卸賣小賣物價

卸賣指數

穀菽及蔬菜類	一月 一九・三	二月 二〇・五・三
	三月 二四・六	四月 三三・二
	五月 三〇・〇	六月 三六・八
	七月 三三・五	八月 三三・二
	九月 三〇・三	十月 一九・三
	十一月 三〇・七	十二月 一九・三
飲料及調味料	一月 二二・八	二月 二二・二
	三月 二六・二	四月 二〇・三
	五月 二四・〇	六月 二五・六
	七月 二九・八	八月 二五・五
	九月 二〇・九	十月 二七・三
	十一月 二八・九	十二月 二六・九
肉類及魚類		

物價

物價

Table of commodity prices for various goods like clothing, building materials, and fertilizers, with columns for month and price.

小賣指數

Wholesale price index table for food, clothing, and other goods, including a note about the base year (昭和四年).

建築材料

Table of building material prices for various items like lumber, bricks, and tiles, with monthly price data.

都市小賣物價指數

Table of urban retail price indices for various cities like Tokyo, Osaka, and Kobe, with monthly data and a note about the base year.

Text block containing information about labor categories and wage standards, mentioning '昭和九年四月乃至翌十年三月'.

Table of labor prices for different professions and regions, such as '手捺染男工' and '莫大小女工'.

生計費指數

Large table of living cost indices categorized by food, housing, clothing, and other expenses, with sub-sections for different cities and regions.

物

價

四二〇

羽二重
綿綿
晒木綿
モスリ
サスリ
メリヤス
靴下
平均

建築材料品

消石灰
セメント
普通煉瓦
屋瓦
銑鐵
丸鐵
電氣銅板
亞鉛板
鋸力板
針釘
板ネ
檜角材
杉角材
松角材

札幌市	七六・六
旭川市	一三六・五
小樽市	一一・七
函館市	一〇〇・〇
室蘭市	一一五・三
釧路市	一三五・八
帶廣市	一四六・二
平均	一一七・七
札幌市	二八五・七
旭川市	三〇三・二
小樽市	二二・七
函館市	二五三・六
室蘭市	二七・八
釧路市	一三五・八
帶廣市	三三三・八
平均	二九一・一
札幌市	三三三・六
旭川市	二四六・〇
小樽市	一一・八
函館市	二六六・〇
室蘭市	二七・八
釧路市	二〇一・四
帶廣市	二七七・一
平均	二八〇・四
札幌市	二六六・七
旭川市	三〇三・二
小樽市	一一・八
函館市	二六六・〇
室蘭市	二七・八
釧路市	二〇一・四
帶廣市	二七七・一
平均	二八〇・四
札幌市	七六・五
旭川市	七・一
小樽市	八五・四
函館市	九六・八
室蘭市	二五六・四
釧路市	九五・〇
帶廣市	九七・八
平均	一一八・六
札幌市	二七〇・八
旭川市	二六六・七
小樽市	一六〇・〇
函館市	一三八・五
室蘭市	二五六・四
釧路市	九五・〇
帶廣市	九七・八
平均	一一八・六

消石灰	二七〇・八
セメント	七六・五
普通煉瓦	二〇三・一
屋瓦	一六五・五
銑鐵	九五・二
丸鐵	二〇七・八
電氣銅板	一五九・五
亞鉛板	一三九・五
鋸力板	二九六・三
針釘	二二二・一
板ネ	二二六・二
檜角材	二九四・七
杉角材	二八七・四
松角材	三三七・八
消石灰	二六六・七
セメント	七・一
普通煉瓦	二〇三・一
屋瓦	一六五・五
銑鐵	九五・二
丸鐵	二〇七・八
電氣銅板	一五九・五
亞鉛板	一三九・五
鋸力板	二九六・三
針釘	二二二・一
板ネ	二二六・二
檜角材	二九四・七
杉角材	二八七・四
松角材	三三七・八
消石灰	一六〇・〇
セメント	八五・四
普通煉瓦	一六二・八
屋瓦	七八・三
銑鐵	二九・五
丸鐵	二四三・四
電氣銅板	二〇八・三
亞鉛板	一五三・四
鋸力板	一四三・一
針釘	一五八・〇
板ネ	二〇〇・五
檜角材	二七三・七
杉角材	二七三・七
松角材	二二六・二
消石灰	一三八・五
セメント	九六・八
普通煉瓦	二〇〇・〇
屋瓦	一四三・九
銑鐵	二五五・七
丸鐵	二六三・七
電氣銅板	一六四・五
亞鉛板	一八四・五
鋸力板	二三五・四
針釘	二四一・一
板ネ	二二八・八
檜角材	二四一・一
杉角材	二四一・一
松角材	二四〇・七
消石灰	二五六・四
セメント	九五・〇
普通煉瓦	一三九・一
屋瓦	二二一・〇
銑鐵	二二六・〇
丸鐵	二二六・〇
電氣銅板	一七四・三
亞鉛板	二四六・六
鋸力板	二四六・六
針釘	三〇〇・〇
板ネ	三〇〇・〇
檜角材	三〇〇・〇
杉角材	三〇〇・〇
松角材	三〇〇・〇
消石灰	二二八・五
セメント	八八・六
普通煉瓦	一七六・〇
屋瓦	二二八・九
銑鐵	一一二・四
丸鐵	二二二・七
電氣銅板	一五五・七
亞鉛板	一五五・五
鋸力板	一五五・五
針釘	一七九・二
板ネ	一六〇・八
檜角材	一五三・四
杉角材	一八七・〇
松角材	二二二・〇
消石灰	二二八・五
セメント	八八・六
普通煉瓦	一七六・〇
屋瓦	二二八・九
銑鐵	一一二・四
丸鐵	二二二・七
電氣銅板	一五五・七
亞鉛板	一五五・五
鋸力板	一五五・五
針釘	一七九・二
板ネ	一六〇・八
檜角材	一五三・四
杉角材	一八七・〇
松角材	二二二・〇

肥料及飼料

過磷酸石灰
硫酸安
鯨油粕
鯨油粕
大豆油粕
平均

杭用松丸太
足場用松丸太
ベニヤ板
平均

燈油
揮發炭油
石炭
コークス
木炭
菜種油
印刷紙
半紙
燐寸紙
疊表
平均

肥料及飼料	一五・三
過磷酸石灰	一一七・四
硫酸安	一四・九
鯨油粕	二七三・三
鯨油粕	二二二・一
大豆油粕	二〇七・三
平均	二四三・四
杭用松丸太	一八五・一
足場用松丸太	二〇〇・〇
ベニヤ板	二〇六・八
平均	二〇〇・〇
燈油	一一二・六
揮發炭油	一四三・八
石炭	一六七・二
コークス	一五八・五
木炭	一三六・四
菜種油	一九七・八
印刷紙	一七九・五
半紙	一七九・五
燐寸紙	一七九・五
疊表	一七九・五
平均	一七九・五
肥料及飼料	一三九・六
過磷酸石灰	一一七・四
硫酸安	一四・九
鯨油粕	二七三・三
鯨油粕	二二二・一
大豆油粕	二〇七・三
平均	二四三・四
杭用松丸太	一八五・一
足場用松丸太	二〇〇・〇
ベニヤ板	二〇六・八
平均	二〇〇・〇
燈油	一一二・六
揮發炭油	一四三・八
石炭	一六七・二
コークス	一五八・五
木炭	一三六・四
菜種油	一九七・八
印刷紙	一七九・五
半紙	一七九・五
燐寸紙	一七九・五
疊表	一七九・五
平均	一七九・五
肥料及飼料	一三九・六
過磷酸石灰	一一七・四
硫酸安	一四・九
鯨油粕	二七三・三
鯨油粕	二二二・一
大豆油粕	二〇七・三
平均	二四三・四
杭用松丸太	一八五・一
足場用松丸太	二〇〇・〇
ベニヤ板	二〇六・八
平均	二〇〇・〇
燈油	一一二・六
揮發炭油	一四三・八
石炭	一六七・二
コークス	一五八・五
木炭	一三六・四
菜種油	一九七・八
印刷紙	一七九・五
半紙	一七九・五
燐寸紙	一七九・五
疊表	一七九・五
平均	一七九・五
肥料及飼料	一三九・六
過磷酸石灰	一一七・四
硫酸安	一四・九
鯨油粕	二七三・三
鯨油粕	二二二・一
大豆油粕	二〇七・三
平均	二四三・四
杭用松丸太	一八五・一
足場用松丸太	二〇〇・〇
ベニヤ板	二〇六・八
平均	二〇〇・〇
燈油	一一二・六
揮發炭油	一四三・八
石炭	一六七・二
コークス	一五八・五
木炭	一三六・四
菜種油	一九七・八
印刷紙	一七九・五
半紙	一七九・五
燐寸紙	一七九・五
疊表	一七九・五
平均	一七九・五

四二一

本社營業所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 電話牛込(34) 代表一五一〇番
糧町營業所 東京市牛込區糧町七番地 電話牛込(34) 代表二四四〇番

大日本印刷株式會社

大阪出張所 大阪市北區西堀川町三四
神戸代理店 神戸市神戶區榮町四丁目三六
滿洲國代理店 奉天市鐵西區嘉工街三段ノ一



北海製紙株式會社

本社 小樽市奧澤町
小樽工場 小樽市奧澤町
札幌工場 札幌市外琴似村

小樽市街自動車株式會社

社長 杉江仙次郎
專務取締役 新谷專太郎
支配人 小熊豐治

營業科目

綿絲、漁網製造、各種ロープ岩糸麻類、諸機械
工具、船具類、工業用材料販賣並ニ染網漁網各
種仕立業

函館市末廣町八十二番地

函館製網船具株式會社

電話代表 三三〇〇番

直營工場

- 支店及工場
- 小樽支店 小樽市色内町 鐵工部第一工場 龜田村字港
- 東京支店 日本橋區北新堀町 鐵工部第二工場 函館市追分町
- 船具部 函館市末廣町 龜田工場 函館市梁川町
- 越後工場 新瀉縣刈羽郡
- 新川工場 函館市高盛町

社

會

新婦人團體結成

- 第一 結成方式
 - 一 高度國防國家建設の要請に即應する婦人體制確立のため關係婦人團體を統合し一元的に統合せられたる新婦人團體を結成すること
 - 二 新團體は大日本國防婦人會愛國婦人會、大日本聯合婦人會の三團體の統合を主眼とし其の他は新團體結成後逐次に統合せしむること
- 第二 名稱

新團體の名稱は新に之を定むること
- 第三 目的

皇國傳統の婦道に則り修身齊家奉公の實を擧げるを以て目的とすること
- 第四 事業
 - 一 新團體の行ふ事業左の如し
 - イ 皇國傳統の婦徳修練に關

社會

- する事項
 - ア 家庭生活の非常準備確立に關する事項
 - イ 子女の養育、家族保健、其の他家庭生活の整備に關する事項
 - ニ 家庭教育振興に關する事項
 - ホ 國防上必要なる訓練に關する事項
 - ヘ 軍人援護に關する事項
 - ト 隣保相扶に關する事項
 - チ 其の他本會の目的に照し必要なる事項
- 二 新團體の中央、地方本部に於ては施設を伴ふ事業は之を行はず分會に於ける事業は奉仕の趣旨に依り且其の事業は當該分會の經費の範圍に止むること
- 第五 組織
 - 一 尤許を得 皇族妃殿下を總裁に奉戴すること

- 二 會員は日本婦人たること但し年齢滿二十歳以下の未婚者を除く
- 三 新團體の組織範圍は内地、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島とし支那、滿洲、關東州は之を除く
- 四 新團體は東京に中央本部を設くること

内地に在りては道府縣に地方本部を、概ね郡、市に支部を概ね市町村に分會を設くること
- 五 新團體の役員中各組織の長及副長は女子を以て之に充て其の他の役員は男女女子を以て之に充つるものとすること
- 六 官公吏は新團體の有給常任役員ならざること
- 第六 經費
 - 一 新團體の經費は會費高一人一年六十錢以内(但し家庭の事情等に依り徵集せざること

- を得) 其の他の收入を以て之に充つるものとすること
- 二 新團體は寄附募集を行はざること
- 第七 監督指導
 - 一 新團體の監督は内務、陸軍海軍、文部、拓務、厚生六省共營とし補助金豫算は厚生省に於て計上すること
 - 二 新團體の地方に於ける監督は地方長官之を行ふ但し國防訓練の普及に關しては陸海軍大臣の定むる地方官廳の長地方長官と協議の上之を指導するものとすること
 - 三 新團體の外地に於ける監督は總督又は長官之を行ふ但し國防訓練の普及に關しては前項但書の例によること
- 第八 雜
 - 一 新團體は統合に關係ある既存團體の清算財産中新團體の目的達成上必要なる財産を引繼ぐものとする
 - 二 統合に關係ある現存團體の解消は同時に行ふものとする

社會事業の開催

四二九

時局下社會情勢は愈々社會事業の擴充強化を促すこと切なるものあるに鑑み、七月一日社會事業法施行の日を卜し、左記要綱(昭和十六年)に依り之が趣旨の普及を圖つた。

△實施方法

社會事業特に社會事業施設に對する一般の認識と理解とを深め併せて施設の擴充強化を圖るを目的とす

- 一 社會事業の趣旨普及に關する事項
1 市町村長は地元日刊新聞社と聯絡をとり本運動の趣旨普及を圖る
2 市町村長は宣傳用ポスター及ビラを國民學校、中等學校、社會事業施設、劇場等に配布し掲出方を依頼
3 當日國民學校、中等學校に於ては其の生徒、兒童に對し社會事業に對する講話を爲し社會連帶相互扶助の精神の昂揚に努むること
二 社會事業施設參觀に關する事項

社會事業施設を可及的に之を公開せしめ生徒兒童其の他に一般に參觀せしめ事業に對する認識と理解とを深めしむ

- 三 被救護者慰安に關する事項
1 市町村長は係員、方面委員、少年教護委員等をして其の收容者に對し慰安の方法を講ぜしむる
2 收容施設自體に於ても之が慰安方法に付考慮の上特別の給食を爲す等適當の取運を爲す
四 被收容者の奉仕に關する事項

當日は與亞奉公日なるを以て清掃其の他に奉仕せしむ

- 五 其他
1 市町村長並に係員及關係者は成るべく當日施設を視察の上團體長と懇談施設の擴充強化策を講ず
2 社會事業團體に於ては施設の充實收容者の處遇改善等に力を致す
新生活様式を創造
曩に實施した奢侈生活抑制方策に對應し、家庭並に近隣を基

礎とする娛樂慰安の施設、或は戶外運動の獎勵等に依り、健全明朗なる新生活様式を創造し、以て國民體力の向上と、旺盛なる新生活力の發展を圖るの要切なるものあり、之が應急措置に關し別記事項が考慮された。

- 一 牛乳、煉粉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の乳幼児保育資材の確保に關しては、政府の措置に照應し、配給其の他運用の円滑に付今後一層留意すること
二 兒童、生徒、學生其の他青少年に對し、武道並に體育運動を一層獎勵すること、特に官公署職員其他指導的地位にあるものは、率先實踐して示範に努むること
三 綠地、公園、運動場等の施設を整備すること、特に左の事項に留意すること
イ 都市に於ける空地を利用して簡易廣場を設置し町會、隣組等を中心とする體育運動遊戯、娛樂、諸行事其の他の集會に利用せしむるやう指導を行ふこと

堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國本の培養に寄與する所以なり殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の龜鑑となすに足るものとす仍て之等の家庭を表彰し以て兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家庭制度の確保と國運の隆昌に資せんとす

- 四 健全なる國民娛樂の獎勵に努むること、特に左の事項に留意すること
イ 農村に於ける放送聽取施設の普及擴大を圖ること
ロ 音樂特に合唱に適當の歌謡の獎勵を行ふこと
ハ 映畫、演劇の巡回施設を獎勵すること
優長多子家庭表彰
趣旨
堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國本の培養に寄與する所以なり殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の龜鑑となすに足るものとす仍て之等の家庭を表彰し以て兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家庭制度の確保と國運の隆昌に資せんとす
二 被表彰者
被表彰者は左の各號に該當し

他の模範とするに足る家庭の父母とす但し父又は母なきときは其の現に在る一方とす
1 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子十人以上を自ら育成したること
2 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと
3 子女は何れも心身共に健全なること但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと
4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること

三 表彰期日

昭和十六年十一月三日
表彰方法 厚生大臣(名)の表彰狀並に記念品を(地方長官より)傳達す
多子家庭内容調査

紀元二千六百年(昭和十五年)十一月三日明治節の佳辰に方り十人以上の子女を生み、且一人も病死者を出さず育成した優長多子家庭に對し、厚生大臣から名譽ある表彰を受けたもの、北海道に於ては九百九十二家庭の多數に上つた。
之等優良多子家庭が、父母の年齢差五歳前後の者が最も多く十歳以上の者においては著減の傾向を示してゐること、或は父母結婚年齢が、父母では二十歳から二十五歳、母親で十六歳から二十歳迄の年齢階級が最高を示してゐること。殊に女子の二十五歳以後の結婚者が殆どゐないことなど、それだけを以てしても、既に現下論議的となつてゐる人口政策上、暗示するところ多く注目し得るわけ、左に内容を掲げる。

△父母の年齢別 年齢差は、六歳までは年齢の増加にしたがひ漸次増嵩するが、七歳以下は年齢の増加に反比例して漸減を示してゐる。特に注目すべきは、兩親の年齢差が五歳前後のものにあつて當該家庭が最も多く、十歳以上のものでは著しく減少する傾向を示し、十四歳以上は殆どないことである。
△職業別 農業が最高で六割八分五厘、水産業之に次ぎ一割一分五厘を占め、以下商業四分八厘、その他の有業者四分五厘、公務員自由業四分二厘の三者が略々同數を示し、工業の三分五厘、交通業の一分八厘となり、鑛業八厘、無職六厘、家事用人二厘の三者は極めて少い。
△兩親の結婚年齢 父親が二十歳以上二十五歳未滿で結婚した者が最高で、總數の五割三分四厘を占め、母親は十六歳以上二十歳未滿の者が最高で一割六分四厘に當り、女子の二十五歳以後の結婚者が僅かに全體の五厘に過ぎない。

第一子分娩時年齢による母の數は、十五歳から二十歳までの者が最も多く總數の六割七分六厘を占め、未子分娩時年齢による母の數は、四十歳から四十五歳までの者が最多で七割一厘を占めてゐる。此の具體的事實よりすれば、一般に寒冷地帯の婦人は妊娠可能期間が短いとされてゐるが、北海道の婦人にありては、十五歳から四十五歳までに至る頗る長期間に亘り優秀な受胎率を示してゐるのが明らかであつて、これは本道婦人の體位の優秀性を物語るものであらう。
△所要年數 何年間で十人以上の子供を生んだか、第一分娩時より未子分娩時に至る所要年數より未子分娩時の者、即ち結婚後十五年未滿の者、即ち結婚後十五年未滿で既に十人以上の子女を擧げた家庭は五世帯に及び、もつとも多いのは二十五年から三十年の者で總數の一割七分を占めてゐる。
△父母の教育程度 父親は尋常小學校卒業者が最高で九百九十二名中六百六十一名、次が高等小學校卒業者二百五十五名、全然就學せぬ者九十一名、以下中等小學校二十九名、專門學校五名、大學一名。母親では矢張り尋常小學校卒業最も多く六百七十九名、次位が無就學者の二百三十八名、以下高等小學校卒業者六十八名、

中等學校卒業者七名となつて居り、専門學校及び大學卒業者は一人もゐない。

△經濟狀態 家庭經濟狀態であるが、上、中、下の三階級に大別して、上は百二十七(一割二分八厘)中は七百二十六(七割三分二厘)下は百三十九(一割四分)で中産階級が最も多く上、下は略々似寄つた數字を示し、上流家庭に比べ下層階級者がやゝ多いわけである。

子寶部隊表彰さる

昭和十六年度の優良多子家庭として二百三十九家庭が選ばれた。

- 空知 四四 上川 三三
- 後志 二四 渡島 一九
- 網走 二九 留萌 九
- 釧路 九 釧路 八
- 十勝 一五 檜山 三
- 根室 四 石狩 一七
- 日高 四 宗谷 五
- 函館市 四 小樽市 三
- 室蘭市 三 札幌市 二
- 旭川市 二 釧路市 二

昭和三十五年十一月厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして、學費不足の爲中等教育以上の教育を受けること困難なる者に對し、之が學費を補助し其の修學を容易ならしめ、以て優良多子家庭の經濟保護の一方途となすと共に、國家有爲の人材の養成を圖り、多産の獎勵に資せんが爲、厚生省に於ては別記要綱に依り學費補助を爲すこととなつたので、北海道廳でも、管下に於ける適格者を選定の上、洩れなく之が恩典に浴せしむる様手配した。

一 補給額は豫算との關係上別記要綱第二に於ける補給額の實支給に當りては中等學校に在學するものに在りては一人年額平均百圓程度、専門學校以上に在學する者に在りては一人年額平均二百五十圓程度

二 特別の事情ある場合を除き一家庭一人を限り又地理的分

布も成るべく配慮す

三 被補給者の選定に當りては成るべく實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議す

(別記)

- 第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること
- 一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるる者なること
- 二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受けること困難なる者なること
- 三 他の施設に依り學費の補助を受けざる者なること
- 四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること
- 五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること
- 第二 補給額は中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等に準ずるものに在學する

者に在りては一人年額二百圓以内、高等學校、専門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

多子出産家庭保護

現下の時局に鑑み、人的資源の増強を圖るは最も緊切にして就中、出生兒の増加と、生産兒の保護を圖る急務を認め、且つ双兒三兒等出産の家庭に於て特に乳兒用品の不足其の他の哺育上種々困難あるを察し、斯かる場合に在りては、乳兒用品の配給其の他に關し便宜供與方取計ふと共に、母子保護法、救護法該當者に在りては、同法の積極的運用を圖るは勿論、然らざる場合に於ても方面委員、産院、乳兒院、其の他公私社會事業團體等を協力せしめ、適當なる保護を加へ、以て出生兒の健全なる育成に關し遺憾なきを期すべく北海道廳から夫々手配があつた。

司法保護區の區域

昭和十六年四月二十四日の司法省告示で、司法保護區の區域

が左の通り定められた。

△札幌司法保護委員會

- 札幌保護區 札幌市、札幌郡の内、豐平町、札幌村、篠路村、琴似村、手稻村、白石村、廣島村、千歳郡の内、惠庭村、千歳村、千歳村、蘭越村、長郷村、烏棚舞村(本村孵化場ナイベツ)
- 江別 札幌郡の内、江別町、石狩郡の内、當別村、新篠津村
- 石狩 石狩郡の内、石狩町、厚田郡
- 小樽 小樽市、忍路郡の内、鹽谷村の内(大字鹽谷村、桃内村)
- 余市 余市郡、忍路郡の内、鹽谷村の内(大字忍路村、蘭島村)
- 古平 古平郡、美國郡、積丹郡
- 岩内 岩内郡、古宇郡
- 俱知安 虻田郡(虻田町、豊浦村、洞爺村を除く)
- 室蘭 室蘭市、幌別郡、白老郡
- 伊達 有珠郡、虻田郡の内、虻田町、豊浦村、洞爺村
- 苫小牧 勇拂郡(古冠村を除く)
- 千歳郡の内、千歳村、大字烏棚舞村(宇本村孵化場、ナイベツを除く)

浦河 浦河郡、三石郡、様似郡

幌泉郡

- 静内 静内郡、新冠郡、沙流郡
- 岩見澤 空知郡の内、岩見澤町
- 幌向村、栗澤村、北村、三笠山村
- 由仁 夕張郡の内、由仁村、角田村(二股を除く)、長沼村
- 夕張 夕張郡の内、夕張町、角田村、二股
- 美唄 空知郡の内、美唄町、樺戸郡の内、月形村、浦臼村
- 瀧川 空知郡の内、瀧川町、砂川町、歌志内町、赤平村、蘆別町、江部乙村、樺戸郡の内、新十津川村、濱益郡の内、濱益村(大字群別村雄冬を除く)
- 函館 函館市、龜田郡、上磯郡の内、上磯町
- 木古内 上磯郡の内、木古内村
- 茂別村、知内村
- 松前 松前郡
- 森 茅部郡
- 八雲 山越郡
- 瀬棚 瀬棚郡、太櫛郡
- 江差 檜山郡、爾志郡
- 久遠 久遠郡、奥尻郡

壽都 壽都郡、島牧郡、歌葉郡

磯谷郡

- 旭川 旭川市、石狩國上川郡の内、東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村、神樂村、永山村、當麻村、神居村、美瑛町、東旭川村、東川村
- 比布 石狩國上川郡の内、比布村、愛別村、上川村
- 富良野 空知郡の内、富良野町
- 上富良野村、中富良野村、南富良野村、山部村、東山村、勇拂郡の内、占冠村
- 深川 雨龍郡、空部郡の内、音江村
- 名寄 天鹽國上川郡の内、名寄町、下川村、多寄村、風連村
- 天鹽國中川郡
- 士別 天鹽國上川郡の内、士別町、劍淵村、測根別村、上士別村、和寒村
- 紋別 紋別郡の内、紋別町、上渚滑村、渚滑村、瀧上村
- 興部 紋別郡の内、興部村、西興部村、雄武村
- 枝幸 枝幸郡の内、枝幸村、歌登村

中頓別 枝幸郡の内、頓別村、中頓別村

増毛 増毛郡、濱益郡の内、濱益村、大字群別村、雄冬

- 留萌 留萌郡
- 羽幌 苫前郡(初山別村字歌越別を除く)
- 天鹽 天鹽郡、苫前郡の内、初山別村字歌越別
- 稚内 稚内郡、宗谷郡、利尻郡、禮文郡
- 釧路 釧路市、釧路郡、白糠郡、阿寒郡、川上郡の内、弟子屈村、標茶村、大字標茶村、同大字虹別村、同大字塘路村、同字塘路、同字クテヨロ、同字シラルトロ、同字茅沼、同字コツタロ、同字阿歴内の内舊國道以北
- 帯廣 帶廣市、河東郡の内、音更村、士幌村、上士幌村、十勝國中川郡の内、幕別村、廣尾郡
- 網走 網走郡、斜里郡、常呂郡の内、常呂村
- 野付牛 常呂郡の内、野付牛町
- 留邊蘂町、調子府村、置戸村

相内村、端野村
 根室 根室郡、花咲郡、色丹郡
 得撫郡、新知郡、占守郡、野
 付郡、標津郡、日梨郡
 新得 十勝國上川郡、河東郡の
 内、鹿追村
 池田 十勝郡、十勝國中川郡の
 内、池田町、豊頃村
 本別 十勝國中川郡の内、本別
 町、西尾寄村、釧路國足寄郡
 厚岸 厚岸郡、川上郡の内、標
 茶村大字塘路村宇阿歴内の内
 舊國道以南
 遠輕 紋別郡の内、遠輕町、生
 田原村、上湧別村、下湧別村
 常呂郡の内、佐呂間村
 國後 國後郡
 紗那 紗那郡、擇捉郡、藥取郡

豫防拘禁委員設置

昭和十六年五月十五日の司法
 省告示で、豫防拘禁委員會官制
 第九條に依り豫防拘禁委員會の
 名稱及設置場所左の通定められ
 た。

第一 季節保育所創設費
 一 満三歳未満の乳幼児を
 含む季節保育所にして左の各號
 に該当するものを設置せんと
 するときは豫算の範圍内に於
 て補助金（北海道廳）を交付
 す
 一 市町村經營又は市町村に
 於て確實なりと認むる團體若
 くは個人の經營するもの
 二 満三歳未満の乳幼児一日
 平均十人以上を保育するもの
 三 保育時間は土地の状況に
 依り努力不足の緩和と乳幼児
 の育成に實效を收め得べきも
 のにして保育日数は特別の事
 情なき限り一回十日を下らざ
 るもの
 四 保育期間中成るべく一回
 以上醫師の健康診断を行ふも
 の
 五 保育従事者中乳幼児の保
 育に經驗あるもの一名以上有
 するもの
 六 創設後毎年引續き開設す
 る見込あるもの
 七 農村隣保施設を設置し又
 は設置する見込の町村内に在

らざるもの
 第二 補助金は第一に掲ぐる季
 節保育所の創設費にして左に
 掲ぐる物品購入費又は建物設
 備費に付支出する場合に限り
 補助す
 一 毛布、枕、蓆、嬰兒籠
 又は嬰兒用簡易寢臺、襪、襪籠
 哺乳瓶、乳首
 二 洗面器、バケツ
 三 黒板、飯臺、食器
 四 乳幼児用玩具類
 五 應急藥品
 第三 創設費總額は一施設大體
 百五十圓を限度とし補助金は
 其の二分の一程度に於て交付
 の見込但し補助金に關係なく
 設備するは差支なきこと
 季節保育所へ補助
 一 農漁繁期並に銚後援後季節
 保育所の開設獎勵の爲昭和十
 五年度北海道地方費豫算の範
 圍内に於て補助金を交付
 二 補助金交付の季節保育所は
 左の各號に該当するものに限
 った
 イ 農漁繁期に於て手不足な
 る家庭又は軍人遺家族の乳兒

四三四

及幼兒を受託保護して母親
 其の他家族の労働能率を高め
 延いて銚後農村生活の向上、
 生産力擴充を圖るを以て目的
 とするもの
 一 學齡未満の兒童十五人以
 上を受託
 二 開設期間は一期二週間に
 上
 三 受託時間は毎日八時間以
 上
 兒童愛護運動實施
 名稱 第十五回兒童愛護運
 動
 一 目的 未曾有の世局に際し
 皇國の使命愈重大なるに鑑み
 我が國人的資源を培養育成す
 るは刻下喫緊の要務たり仍て
 善く兒童愛護精神の昂揚徹底
 を圖ると共に之が關係機關並
 に施設の協力強化を圖り以て
 大業を翼賛し皇國の隆運に寄
 與せんとす
 二 期間 昭和十六年五月（自
 一日至十日）を一齊の實施期
 間とし五月五日前後に適宜行
 事を爲す但し地方の状況に依
 り適宜伸縮す

四 主催 北海道社會事業協會
 軍人援護會北海道支部、愛國
 婦人會北海道支部
 特に留意すべき事項
 本運動は昭和二年以來本邦乳
 兒の死亡率低下並に兒童愛護に
 關する諸般の目標の下に逐年實
 施し來り由來著々其の效果を収
 めつつありと雖も未だ理想と相
 去ること遠きものあり且現時局
 下特に國勢の動向に照し本運動
 本來の趣旨貫徹に努むるの要あ
 り仍て
 特に左記各項の實施に關し最
 善の努力をなす
 一 人口増殖の方策を講ずる
 こと
 イ 晩婚並に結婚迷信の弊風
 を是正善導し適齡期優生結婚
 の獎勵助長の方策を講ずること
 ロ 多子家族並に多胎兒（双
 生兒三つ兒等）出産家族保護
 の方途を講ずること
 二 母性並に妊産婦保護の徹
 底を圖ること
 イ 妊産婦並に兒童の必需物
 資及榮養品需給の補整に關し

適當なる方策を講ずること
 ロ 妊産婦並に乳幼兒を擁す
 る母性の過勞又は不適就勞の
 如何を検討し隣保互助の組織
 的活動を促進して之が補強の
 方策を講ず
 三 乳幼兒保護の徹底を期する
 こと
 イ 乳幼兒保育指導に適切な
 方策を講ず
 ロ 乳幼兒死亡率特に高率な
 る地方に於ては之が減少對
 策委員會の如き特別機關を設
 置し其の原因を究明し積極的
 施策實施の方途を講ず
 右死亡平均率に於て比較的
 率なる地方と雖も更に施策の
 宜きを圖り全地域に互る減少
 の方途を講ず
 四 兒童不良化防止並に保護の
 徹底を圖ること
 イ 兒童生活環境の補整を圖
 り其の保護、補導に適切なる
 方策を講ず
 ロ 不良化兒童數は近年増加
 の傾向にあり仍て特に其の高
 率を示す地方に於ては之が減
 少對策委員會の如き特別機關

を組織し其の原因を究明し積
 極的施策の方途を講ず
 右の傾向に於て比較的
 率なる地方と雖も更に施策の宜
 きを圖り全地域に互り減少の方
 途を講ず
 五 兒童保護施設の普及徹底を
 圖ること
 イ 兒童に關する各種保護法
 規の普及徹底に付有效適切な
 る方策を講ず
 ロ 兒童保護施設の分布状態
 を検討し之が活用に關し適當
 なる方策を講ず
 ハ 要保護母性並に兒童に對
 する適正扶掖の實情を調査し
 一層之が徹底の方策を講ず
 ニ 兒童保護施設に於ける設
 備の調査をなし適當なる指導
 助長の途を講ず
 ホ 兒童保護に關する優良施
 設の選奨をなす
 ヘ 兒童保護上最も参考とな
 るべき實例を募集し之が適正
 なる活用を圖る
 ト 兒童保護上弊害ありと認
 むべき地方風俗を指摘し之が
 改善の方途を講ず

四三五

六 本運動實施に關する諸般の
 行事は特に既往の實績に鑑み
 各地方の實情に照し愈其の徹
 底を期す
 イ 町内會部落會又は隣組の
 活用を圖ると共に兒童保護に
 關する機關又は施設の利用其
 の他の斡旋をなさしむるの方
 途を講ず
 ロ 隣組内に母親常會開催を
 圖ると共に特に母親回覽板を
 發行して育兒報國、母親報國
 の實力涵養に資するの方途を
 講ず
 ハ 妊産婦健康相談會、兒童
 審査會、育兒教養相談會を催
 す
 ニ 兒童保護に關する適正な
 る知識の普及を圖ると共に兒
 童保護施設の活用を一般に周
 知せしむる爲各種會合、催物
 の開催等適切なる方法を講ず
 ホ 兒童保護に關する各地方
 特別研究會（又は座談會）を
 開催し其の記録は可及的公開
 又は周知せしむるの方法を講
 ず
 ヘ 國民學校、保育所、幼稚

園に於ける「母ノ會」の開催を圖る

ト 母親大會の如き母性を中心とする會合行事を開催し育兒報國母親報國の國民的行事たらしむるの方途を講ず

舊土人の指導教化

北海道舊土人の内には今尚ほ往時の弊風残存し、道廳當局は是が指導教化に留意しつつあるが、殊に熊祭を行ひ、又は舊時代の服裝をなして觀光客より撮影料を受け、或は府縣を巡業して古き舞踊等を爲すものあり、民族協和の目的達成上遺憾此の上ないので、道廳では昭和十六年二月十五日關係方面へ通牒を發し、此の弊習の一掃に乘出した、通牒左の如くである。

舊土人の教化指導に關しては特に留意相成居候處なるも舊土人の中には今尚熊祭を行ひ又は往時の服裝を爲し觀光客

より撮影料の寄捨を受け或は又府縣を巡回して古來の舞踊を興業する外往時の同族生活を講演行脚する者等有之やに及聞候甚だ遺憾の次第に有之候に付ては舊土人古來の陋習とも稱すべき熊祭を行ひ其の他同族往時の風習を演ずる等一般的に蔑視せらるるが如き行動は今後一層戒め以て同族教化指導上遺憾なきを期せられ度爲念

舊土人の住宅改良

道廳では昭和十三年度來、北海道舊土人保護法に依り、舊土人の住宅改良を圖る爲、改良資金の給與をなしつつあるが、昭和十六年度に於ても約四十戸の改良に資金給與をなすことになつたが、改良資金は一戸に付五百圓である。

小作爭議の概況

北海道に於ける小作爭議は其の件數に於て昭和十二年三七七件を以て頂上とし、爾後逐年減少の傾向にあり、而して昭和十

二年當時は小作權關係又は小作地引上事件が總件數の約五割を占むるの狀勢なりしも、農地調整法施行以來、其の趣旨徹底と共に激減し、昭和十三年三割、同十四年二割五分、同十五年二割と著減の傾向を辿り來りたり、之即ち總體件數漸減の主體原因をなすものにして、其他の爭議原因には比較的顯著なる増減傾向なき狀態なり、而して昭和十五年中に於ても小作權關係又は小作地引上事件主位を占め、病虫害等による減收のための小作料一時減免、小作地買取要求、小作料永久減額等の諸事件之に次ぐ狀勢なり。

事變勃發以來地主、小作人共克く時局を認識し、自肅自戒により極力相剋摩擦を回避したる結果、爭議及調停は相當に減少したるも、時局下經濟界の影響により、肥料、勞賃其他農業生産資材は昂騰したると、米價の之に伴はざるため、農家經濟を逼迫せしめたる結果、小作人の離農傾向擡頭し、之に對し必然的に地主の小作繼續要求事件漸増し、未だ曾つて見ざる新傾向あり、又一面、小作料統制令施行に刺戟を受け、小作料輕減等の要求事件誘發の傾向あるも、農地委員會、町村長、農事實行組合、警察官等の積極的斡旋により、事件を未然に防止し居り、尙、道廳に於ては昭和十五年度を以て主要米産地帯の町村に對し、適正小作料設定したので、今後かゝる離農問題並小作料永久減額事件は著しく減少するものと

農民運動

一時隆盛を極めたる農民運動

迄に公布せられたる農業關係法規の運用のみを以てしては到底勞力の流出を防止し得ず、從つて生産力低き土地は放棄され易く、此の部分の爭議發生の漸増と時局産業進展に伴ふ農耕地の買収を素因とする小作繼續又は作離料要求

事件の増加等、小作爭議は今後必ずしも減少せざるものと意料す。

歩きの危險性に鑑み、之が朝夕の送迎に萬全を期するため、昭和十六年は特に左記の手配をした。

最近五ヶ年間の小作爭議調

爭議件數	昭和十一年		同十二年		同十三年		同十四年		同十五年	
	件數	町	件數	町	件數	町	件數	町	件數	町
田畑	三三〇	三	二七〇	三	二五〇	三	二〇七	三	一五九	七
	一三三	一	一九九	九	二五八	九	三三〇	一	三二〇	八
其他	一四四	五	一七四	二	七五	五	三三	二	三五	二
	六〇九	六	六三四	二	五二六	二	四七〇	五	五三三	七
計	四七七	八	四四四	二	三〇一	三	二〇七	三	一五九	七
	三三九	九	四一八	八	三〇三	八	二二二	三	一三三	七
地主	一三五	五	一三五	五	一三三	三	八四	四	七六	六
	二八	二	二九	二	二七	二	一五〇	九	九	二
小作人	一三五	五	一三五	五	一三三	三	八四	四	七六	六
	二八	二	二九	二	二七	二	一五〇	九	九	二
安協	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
要求貫徹	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
要求撤回	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
	四	〇	五	〇	四	〇	五	〇	四	〇
自然消滅	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇
	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇
未済	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇
	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇
結末	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇
	三	〇	二	〇	二	〇	三	〇	三	〇

最近五ヶ年間の小作争議調停

手として奉仕す

一 國民學校上級生及青少年團員は季節保育所託児送迎奉仕班を組織し交代にて朝夕託児との送迎に奉仕(一時間内外)

一 部落會の關係にても右交代奉仕

一 各町村婦人團體員も同様右事業に協力奉仕

一 濟生會巡回看護婦駐在の地方に於ては特に看護婦の協力を求む

○保育十六年度助成 道廳では昭和十六年度に於て農山漁村銃後後援季節保育所五百ヶ所開設を目指して大童の獎勵に當つたが、是が設置補助費として道廳三萬五千圓、軍人援護會一萬圓愛國婦人會支部九千三百圓、合計五萬一千四百圓を支出する事となつた。而して此の中乳兒を受託する保育所は約百ヶ所に及び、是に對しては厚生省獎勵金一千七百四十圓をも合せて交付した。

○帶廣協會病院再集 昭和十三年十二月、不慮の災禍に罹り全

燒せる財團法人北海道社會事業協會附屬帶廣病院は、其の後帶廣市十勝會館に假診療所を開設しつゝあつたが、本病院燒失により同地方に有力綜合病院を失

ひ不便尠からざりしを以て、之が復興に關しては地元市及附近町村より再三要請あり、且つ時局下傷痍軍人の委託療養並に軍人遺家族の救済上にも必須のものを得て保母懇談會を開催した。

○戰歿者遺族の産婆 道廳では、軍人遺族援護事業の一として、戰歿者未亡人等を産婆として自立生活を圖らしむる趣旨の下に、昭和十六年度より希望者を選び、是を、北大病院に委託し、其の講習を受けしむる事としたが、此の中第一回委託生として十名を選定、五月一日より同病院に依託受講せしめた。

○季節保育所と砂糖 季節保育所に於ては、昭和十六年は特滿三歳未満の乳幼兒をも保育、以て時局下生産力の維持増産と乳幼兒並に母性の保護に萬全を期することにし、砂糖及乳製品、開設期間中特配の方途を講じ、遺憾なき様手配した。

○保母養成の講習會 去年中

のなるを以つて、直ちに其の再築計劃をなし、昭和十六年一月十五日、其の落成式を舉行した。

方面委員定數改正 本道の方面及方面委員定數は

昭和十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	申立總件數		争議單位件數		申立者別件數		調停方法		結末		
					地主申立	小作人申立	地主申立	小作人申立	調停期日前取下	勸解	委員會調停	裁判所調停	其他	成立	不成立
三四	三六	一三	一六	一四	二二	二〇	二六	二六	一八〇	一八三	一八	一六	一四	一	一
三三	三〇	一五	一三	一〇	二二	二〇	二六	二六	一八〇	一八三	一八	一六	一四	一	一
三三	三六	一三	一六	一四	二二	二〇	二六	二六	一八〇	一八三	一八	一六	一四	一	一
三三	三六	一三	一六	一四	二二	二〇	二六	二六	一八〇	一八三	一八	一六	一四	一	一
三三	三六	一三	一六	一四	二二	二〇	二六	二六	一八〇	一八三	一八	一六	一四	一	一

從來三百五十八方面、三千九十三名であつたが、昭和十六年、方面委員數三千七十四人(十九名減)に改正せられ、四月三十日北海道廳告示を以て告示された。此の方面の減少は、町村の併合等の影響に依るもので、方面委員の減少は、市に於ては何れも増加せられたるに拘らず、町村に於ては概して従来より減少を見るに至つた爲である。方面委員は全国的に増加となつたが、依然岡山縣が第一位で本道は第二位を占めてゐる。

○社會事業團體總會 北海道社會事業團體聯合會の昭和十六年度總會並に職員大會日程は左の如くであつた。

七月十日 午前釧路市公會堂に於て總會午後同所に於て職員大會

七月十一日 川湯温泉に於て職員慰安會

○小作調停農地調整 第十三回小作調停又農地調整事務協議會は昭和十六年七月八日より三日間青森縣に於て開催された

が、本道提出議案は左の通りである。

一、違反行爲ある小作調停事件に關する件

一、自作農創設地讓渡價格と臨時農地價格統制令との關聯に關する件

一、未墾地開發による自作農創設に關する件

一、小作料統制令に關する件

一、臨時農地價格統制令に關する件

一、臨時農地等管理令に關する件

○結婚改善の協議會 大日本青少年團女子部では、昭和十六年は特に戰時生活訓練に重點を置いて、全國二百萬女子團員の指導に力を注いでゐるがこれと關聯して新體制下の女性を作るため、昭和十六年七月八日、北海道を皮切に、全國二十箇所において、結婚改善協議會を開いた。この協議會は正しい人世觀や結婚觀さらに人口問題から育児、看護、家事、衛生に至るまで一切の知識を授け、從來の迷信的な思想を一掃して新しい觀

念を植付け、以つて次代母性の育成と日本婦道の顯揚を計らうといふものである。

○物故方面委員慰靈祭 北海道方面委員聯盟では恒例に依り昭和十六年六月十二日、札幌市圓山公園内方面委員慰靈碑前に於て、物故方面委員の慰靈祭を執行したが是に先立ち、本年度合祀せられる物故者四十八柱の合祀祭を行ふ。

○少年教護事業講習 北海道少年教護協會では、日本少年教護協會の依頼に依り、近時要教護少年増加の傾向に鑑み、是が中心に、少年教護事業の普及徹底を圖る目的を以て、昭和十六年三月七日札幌、八日函館、十日旭川の各市に少年教護事業講習會を開催した。

○保育所保母懇談會 北海道社會事業協會では、現下兒童保護問題の重要性に鑑み、保育事業に従事する保母の資質向上に資する一助として、昭和十六年三月五日札幌グランドホテルに札幌市内の保母二十二名の參會

講習開催地	受講	終了
函館市	七	一
苦小牧市	五	八
旭川市	三	五
網走市	二	四
札幌市	三〇	六
計	四九	二八

營業課目
普通貯金
定期貯金
据置貯金



株式會社
北海道貯蓄銀行

頭取 板谷宮吉
專務取締役 小竹文次郎
營業所 札幌(六ヶ所)小樽(四ヶ所)函館・旭川・室蘭・豊原

本社 函館市豊川町



厚生肥料株式會社

營業所 森町字烏崎
製造工場 森町八番地

日魯漁業株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内
丸ノ内ビルディング四階
出張所 函館市真砂町六番地

電話代表
三四三
五五四
四六〇
〇〇〇 番

創立明治三十三年
資本金七百五十萬圓



合同酒精株式會社

取締役社長 野口喜一郎
專務取締役 堀末治
常務取締役 高野賢次

旭川市南四條通二十丁目
電話代表番號 四一三一
振替口座小樽六七〇〇番
發電略號 (ゴ) 又ハ (ゴ一)
受電略號 アサヒガワコード一



部落會の衛生

北海道廳では、町内會、部落會衛生規則を左の通定め、昭和十六年三月十六日公布した。
第一條 町内會、部落會の衛生に關する服務及施設は他の法令に規定せられたるものを除くの外本令に依るべし
第二條 町内會、部落會の衛生業務左の如し
一 衛生思想の普及
二 傳染病の豫防救治
三 清潔方法及消毒方法の施行
四 育兒及國民體力の向上指導
五 住宅及營養改善の指導
六 其他衛生に關し必要と認むる事項
第三條 市町村長、町内會長及部落會長は警察署長と協議の上豫め救護(空襲の場合を含む)

厚生

む)に必要なる場所を選定し置くべし
第四條 市町村長は町内會長、部落會長と協議の上業務遂行に必要なる左の資材を備付けしむべし
一 消毒資材
二 救護資材
三 體力検査資材
四 其他必要と認むる資材
第五條 警察署長は町内會、部落會に對し防疫及救護に關する演習を命ずることあるべし
第六條 警察署長は町内會、部落會に備付けある器具、藥品を隨時監査し不備と認むるときは速に設備又は補充を爲さしむべし
附則
本令は公布の日より之を施行す
農村營養改善研究
北海道廳、北海道農會、北海道農事試験場其他關係者によつ

て農村營養改善研究會を設立することになり、昭和十六年五月十五日札幌市において發會式を挙げたが、左の事業を行ふことにした。
一 農村營養改善に關する研究會の開催、印刷物の刊行
二 農村營養指導に關する連絡
三 其他營養改善指導獎勵に關する事項
營養改善指導聚落
北海道廳では、事變下の農村榮養の低下を危惧して、道農會と協力の上、五名の榮養士をもつて、全道的な營養改善指導を實施し、良好な成績を修め、昭和十五年十月三十日完了したが之が全村營養改善實施町村は左の通りである。
(渡島)長萬部村(檜山)泊村(後志)俱知安町(空知)江部乙村、沼妹背牛村、一己村、砂川町、沼田村(上川)東鷹栖村、比布村(宗谷)宗谷村、中頓別村(網走)常呂村(十勝)鹿追村
乳幼児の體力向上
一 一齊檢診は昭和十六年五月

より九月迄の間に於て實施し生活、發育、榮養、疾病及異常等に付適當なる指導をなす
二 一齊檢診の年齢は檢診時期に於て生後二箇月以上一年二箇月未滿の者に對して施行し尙一年二箇月以上の乳幼児並に母性に對しても出來得る限り同様診査す
三 健康相談は前項の外昭和十六年度の出生兒にして健康相談の際生後二箇月を経過せる者但し事情の許す限り昭和十五年三月以前の出生兒及母性に對しても之を行ふ
四 市町村は一齊檢診及健康相談の爲乳幼児名簿を作製す
五 一齊檢診及健康相談に付ては醫師會、産婆會、看護婦會其他各種婦人團體を協力せしむ
六 昭和十五年度に於て囑託したる母性補導委員は年度更新の爲任期満了したるに依り昭和十六年度に於ては更に道廳より囑託のため町内會、部落會と連絡協調し普遍的に該當

町内又は部落を活動範囲とし得らるる適當なる婦人を銜衡す。

各種更生施設

從來膽振、日高方面農漁村に著しかつた本道の結核發生は近年漸次羊蹄山麓とオホツク沿岸に凝結されてゐるに鑑み、道廳衛生課では昭和十六年の「特別豫防指導地帯」をこの方面に定め、先づ左記二十ヶ町村を指定し、約二千戸に對して「住宅改善」に一戸當り二十五圓程度の補助金を與へ、「大いに窓を開けて屋内に新鮮な空氣を入れませう」と居住改善の積極的指導に乗り出す一方、これら結核多發生地帯で、都市との交通頻繁な町村約十五個所に七月以降道廳から「無料診療隊數班」を派遣一個所約三日間づゝで移動レントゲン機を携帶巡回し健康診断を行ふ、更に十五年まで道南地方で開設した虛弱兒童のための夏季海濱學校を十六年の夏は東北海道に移し、八月一日から二週間、弟子屈温泉川湯國民校に

「林間學校」として開設、釧路網走兩都の虛弱兒童百名を收容した。

黒松内、熱帯、眞狩別、白糠千歳、惠庭、標茶、池田、幕別、西足寄、網走、美幌、野付牛、上渚滑、興部、遠輕、生田原、上湧別、下湧別、羽幌

都市結核豫防協議

北海道廳衛生課の主催により軍部方面その他集團生活者の多い關係方面の代表者を網羅しての都市結核豫防委員會の協議會が、昭和十六年三月二十四日札幌市衛生會館において開かれたが、道廳側の提案は左の通りであつた。

- 一、官公署、銀行會社、デパート、工場等に於ける結核豫防對策
- 1 結核豫防思想の普及 猥りに恐怖心を起さしむるが如きことなきや合理的なる豫防思想を普及すること
- 2 健康診断 早期發見、早期治療の目的にて定期的健康診断を施行し發見せる患者に

方法を講ぜしむること

全道七市國民學校では毎年保健醫、健康相談所を動員し、初等科六年生に洩れなく結核検査を行つて來たが、昭和十五年度七市検査兒童は男子八千七百五十一名、女子八千六百七十四名で、合計一萬七千四百二十五名でこのツベルクリン陽性率は三十三%九、大體五千九百名を示し、男女ほぼ同率で都市別陽性率には多少の相違がある、さらにこれら陽性反應者中要注意のものは八百七十四名で比率は陽性反應者が全検査人員の十四・九%、要注意は五にあつてゐると左の通りである。

札	旭	帯	小	室	函	釧
路	川	廣	樽	蘭	館	路
男	男	男	男	男	男	男
一四六	一九	三六	四	三〇	八六	五
女	女	女	女	女	女	女
一六	三	四	三	七	七	四

農山漁村學童結核

十五年度に於ける學童の結核検査成績を見るに、郡部の内、町は二千八百八十六名の内ツベルクリン陽性率二四・五%、市部に比し稍低率であるが要注意者數は全兒童の四・〇%である、一方部落國民學校總検査人員二千五百七十二名中ツベルクリン陽性率二一・九%、要注意者は百四十三名、全兒童の五・五%となつてゐる、即ち結核病が少年に浸潤してゐるのは町、部落の順であり、清澄な空氣によつて健康を跨る農山漁村部落に於てさへ全學童の五・五%の要注意者のあることは注目すべき事實である。尙地帯別に見ると、農山地帯は検査した六年生四千四十一名中陽性率は二二・九%、海岸地帯は七百七名中陽性率は二二・六%で本道は農山村、海岸漁村共その差異は認められな

健康増進運動實施

一 趣 旨
聖戰滿四年倍々大東亞共榮圈の確立に邁進するに方り高度國防國家體制を整備するは刻

- 二 名 稱 健康増進運動
- 三 期 間 昭和十六年四月二十八日より五月七日に至る十日間
- 四 實施要綱
本運動の徹底を圖る爲特に
イ 結核の豫防撲滅
ロ 母性、乳幼兒の體力向上
ハ 國民營養の改善確保
ニ 重點を置くと共に此の外地方の實情に即し定めたる事項に付各其の實踐強調に努めて以て實效を收む
- 五 實施方法
イ 從來の實績に徴し別記健康増進運動實施事項を參考とし有効適切なる實施計畫を樹て實施すること
ロ 會社、工場、學校及各种團體就中衛生團體、婦人團體

- 對しては適切なる療養を指導すること
- 3 衛生施設 事務室、食堂、更衣室、休憩室その他各職場に於ける衛生施設の完備を圖り、他面勤務時間、労働時間の適正、疲勞防止の方法を講ずること
- 4 戶外生活の奨励 休日、休憩時間等を利用して戶外生活を奨励すること
- 二、學務衛生
一般大衆に對する結核對策
1 結核豫防思想の普及 各公區を通じ合理的なる結核豫防思想を普及すること
- 2 生活環境の改善 不良住宅の改善、榮養の改善、衣服の改善等により結核豫防生活を實踐せしむること
- 3 健康診断 健康相談所、診療所に於ても健康診断を奨励し年に一度は必ず健康診断を受くるの習慣を附すること
- 4 自宅療養患者の指導 結核療養所、官公私立診療所に入院不能の自宅療養者に對しては患者及び家族に感染防止の

- と連絡を密にし其の協力の下に本運動の徹底を期すると共に夫々適切なる實行計畫を樹てしむ
- ハ 部落會、町内會に對し實施計畫を提示し國民全般に本運動を徹底せしむ
- ニ 四月二十八日を期し官廳、學校、會社、工場その他各種團體に於ては昭和十四年四月二十八日 皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する令旨の奉讀を行ひ 御趣旨の透徹を期す
- (別記)
△結核豫防運動
一 健康診断の普及徹底
結核豫防上健康診断が特に必要を缺くべからざるものに付之が思想を國民各自の具體的實踐を通じて認識徹底せしめ尙實踐に際しては結核豫防上の重點主義より左記のものに對して行ふ
1 集團健康診断
工場、學校、會社等の集團生活者、組合、部落其他に於ては集團健康診断を實施する
- 2 届出患者家族の健康診断
各健康相談所、保健所に於ては結核療養所、醫師會の援助に依り結核療養所入所患者の家族に對し健康診断を實施す
- 3 結核療養所入所患者家族の健康診断
各健康相談所、保健所に於ては結核療養所、醫師會の援助に依り結核療養所入所患者の家族に對し健康診断を實施す
- 4 歸郷者の健康診断
各健康相談所、保健所に於ては醫師會、官公立病院等の援助に依り判明せる限り歸郷者の健康診断の徹底を計る
- 5 開業醫師現在取扱患者家族の健康診断
醫師會の援助に依り此の際開業醫師の夫々現在取扱中の結核患者家族の健康診断を施行し尙此の際ツベルクリン反應、咯痰検査、レントゲン検査等を実施し心要なる場合は健康

- 相談所、保健所、細菌検査所等の施設を利用し徹底を計る
- 採光換気の改善、戶外生活の奨励
- 結核豫防並に療養上採光換気は最も必要なり依つて之が改善に關し直接各方面の實踐を以て運動の主眼とす
- 一般住宅に於ては絶へず窓其の他を開放し充分外氣を流入せしむるの生活を訓練し夜間の換氣改善に就いても格別の工夫をなすものとす、農村居宅其の他必要ある場合には新に窓の設置を實行す
- 各學校に於ては特に授業中の窓開放に關し更に一段の徹底を圖る
- 列車、電車、バス内の換氣に就いては新なる關心を喚起し特に當該車掌の注意實行を促す
- 工場其の他の職場に於ける窓開放を積極化す
- 各種スポーツを奨励し四季を通じ戶外生活せしむ
- 略痰排棄の匡正
- 列車、電車、バス、停留場、街

路等に於ける放吐者に對しては相當注意指導す

△母性乳幼児の體力向上運動

一 乳幼児の診査

本件に關しては醫師會、産婆會、看護婦會及各種婦人團體學校、新聞社等公私團體の協力を得て夫々市、町、村適當の場所に乳幼児診査所を設け乳幼児の診査を實施し努めて育兒上の個別的指導を爲すと共に優良乳幼児に對しては表彰を行ふ

1 乳幼児の診査の範圍は主として生後二箇月以上一年二箇月迄とす

2 診査日程は本運動實施期間中地方の實情に應じ一日以上とし各々適當の日時を選定す

二 母の會、育兒相談會の開催

學校、其の他關係方面と連絡を採り適當の區域に母の會、育兒相談會等を開催し育兒思想の普及向上を圖る

三 地方の實情に應じ妊産婦、乳幼児健康相談所を臨時開設し本運動の實施期間中妊産婦及乳幼児の健康相談に應ず此

の際既設の乳幼児健康相談所に於ては本運動實施期間中積極的活動を爲す

四 隣組内に母親會の如き母性を中心とする會合を催し特別に回覽板を發行して母親報國育兒報國の實力涵養に資し將來之が持續の方途を講ず

五 巡回指導婦、母性補導委員は其の市、町、村内に於ける母性並に乳幼児の巡回指導を行ひ妊産婦乳幼児の諸設の相談に應ず

六 健康相談所、保健所々在地に在りては此の際之が利用奨励を積極的に策す

七 母乳哺育の強調

八 乳兒人工營養の指導

九 離乳期に於ける營養指導

七乃至九の事項に關しては醫師會、産婆會、看護婦會其の他専門的知識を有する者の協力を得て市、町、村適當の場所を選び前記各事項の座談會講演會等を開催し有意義ならしむ

△國民營養の改善確保運動

一 尊米思想の普及並に節米奨励

四四六

勵と代用食の適正使用

二 營養思想の普及啓發並に營養的家庭食の實踐(郷土食の營養的指導、共同炊事指導並に共同炊事の普及奨励をも含む)

三 營養改善の見地よりする自家用蔬菜栽培(農家自家用、都市空閑地利用の場合を含む)並に貯藏の奨励

四 食用中小動物(豚、山羊、兔、鶏)等の飼養(厨芥利用運動を併せ實施す)

五 鳥魚獸の内臓、川魚の食用養魚の奨励

六 乳製品、動物性蛋白質食品無機質性食品(鹽魚、乾魚、魚粉、海藻等)の圓滑なる配給の指導

七 營養に關する知識普及に就いては道廳より營養指導員を主要市町村に派遣し講習會を開催して營養の理論と實際に就き講習す

△思想普及方法

一 日刊新聞社に依頼し本運動の趣旨の徹底を圖る

二 百貨店等に依頼し飾窓を利

- 用宣傳普及する
- 回覽板を發行し宣傳す
- 活動寫眞に依る宣傳
- 學校に於ては生徒に對し工場、會社等に於ては従業員に對し講演に依る宣傳を爲す
- 市町村長、警察署長は本運動期間中興行場を利用し講演を行ふ
- 肢體不自由兒保護 肢體不自由の保護は極めて重要な事項なるに拘らず、之が保護施設の殆ど見るべきものなきは遺憾なこと、就中先天性股關節脱臼に付ては、乳幼児期に於て早期に適當なる處置を施すに於ては簡單に治癒するものなるに、之に關する一般の關心極めて薄く徒に之を放置し、終身跛者となることが如きも尠からず、如斯は獨り本人の不幸たるに止らず、人的資源増強上にも洵に遺憾の次第とあつて、此の際先天性股關節脱臼に關する知識の普及に努め、特に之が早期發見に留意し、速に適當なる處置を講ぜしむべく、昭和十六年、道廳では

開業産婆其の他一般に對し周知徹底せしめ以て其の保護に遺憾なき様手配した。

○流腦各地に發生す 昭和十五年、夕張町に發生した「流腦」は翌年に入つて各地に蔓延し釧路一帯室蘭、函館、濱益の工礦業地帶労働者街に猖獗、三月十五日までに罹病者数は三十九名に上り(三月に入り十二名發生)内十名が死亡してゐる。

○痘瘡患者續々發生 本道に於ける痘瘡患者は昭和十六年一月以降六月二十四日迄に累計百七十二名を算したり。而して小樽市に五月二十日發生の患者以降の二十名の傳染系統を調査するに、五月六日音別村尺別炭山にて決定したる半島人患者と四日函館より瀧川迄、及、六日瀧川より同車したる者、或は同列車の釧路を發し函館に至る間に乗車したる者、又は瀧川町に五日午後より六日午前迄の滞在中に撒布せられたる病毒に感染したるものにして、之が爲一時に患者の續發を見るに至つたのであ

市部の傳染病 (十五年中)

陽チフス	札幌	小樽	函館	旭川	室蘭	釧路	帯廣
バラチフス	一六	一九	一三	一三	六	七	四
赤痢	一七	八	二	三	三	八	二
猩紅熱	四〇七	九	五	六	五	七	四
ガフテリ	三二	七	一〇	六	七	三	三
流腦	一八	六	三	六	五	〇	一
天然痘	一	一	一	一	一	一	一
計	八七四	三〇七	四三五	三三三	一〇一	一〇五	三二

○海運報國團診療所 日本海運報國團北海道支部では、開設以來團員及其の家族に對する診療施設を實施するために腐心を重ねてゐたが、愈々諸般の準備が完了したので昭和十六年五月九日から診療を開始した。

診療所には支部の二階をこれに充て、内科、外科(小兒科、耳鼻咽喉科、眼科)レントゲン、太陽燈等の診療を行ひ、必要に應じては船内應診にも出張することになつてゐる。診療は團員及其の家族を、主眼にしたもので、乗船中のものや豫備待命等のものは、船並(代理店)及船

長の治療依頼書を持参すればよい。治療費は實費負擔で、家族は家族證明書を持参した者には實費、現金拂のことになつてゐる。又入院を必要とする者については診療所で豫め診療をし、診療所から病院を指定して、その病院宛の依頼書によつて、船主(代理店)との連絡の下に行ふことにしてゐる。その薬價の請求書は毎月二十日に締切り診療所を経由し、診療所から船主に請求して支拂ふこととなつてゐる。

太平洋漁業株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目二ノ一
出張所 函館市真砂町六番地

北千島水産株式會社

本社 函館市真砂町六番地
出張所 東京市丸ノ内、丸ビル四階



町内會部落會の 警防服務規程

第一條 町内會、部落會の火災豫防、家庭防空其の他の警防に關する服務は他の法令に規定するものを除くの外本規程の定むる所に依るべし

第二條 町内會、部落會の警防活動は専ら自衛並に隣保共助の實踐を本旨とし各組織機構の間に和衷協同常に連絡を密にし些の間隙を生ぜしめざるを要す

第三條 町内會、部落會の警防業務は火災豫防の國家資源確保上重大なる使命たるのみならず國民防空が國民全般の自衛行動を基調とするものなるに鑑み防空に關する自主自衛の精神を徹底せしめ應急自衛防空の強化充實に努むるものとす

第四條 空襲時惹起する非常火

災は同時多發の特異性を有することを充分認識し木造家屋の密集せる我が國都市構成の現状に於ては特に防火第一主義を徹底すべし

第五條 平時並に空襲火災の警防に當りては「我が家は我が手で護る」「我が家を護るは之れ國家を護るものなり」との信念を堅持し家庭及隣保組織の總力を以て沈著勇敢に初期防火に違算なきを期すべし

第六條 家庭防空は各家庭に於ける燈火管制、防火防彈、防毒、救護、避難等の業務を適確に會得すると共に隣保組織の行ふ防空業務就中防火、防毒に關する必要なる共同動作に熟達するを主眼とす

第七條 各種投下彈特に燒夷彈の性能を充分認識し實際に則したる有効適切なる防護就中機敏なる應急防火方法を體驗會得し以て防火に對する自信を深むるに努むべし

第八條 燒夷彈攻撃と共に瓦斯攻撃を受くることあるも凡ゆる手段を講じ消防作業を繼續

し常に火災防禦に重點を置くべし但し爆彈投下の際は爆風避難の臨機行動に出づるを要す

第九條 隣保班、聯合隣保班(以下班、聯合班と稱す)部落會は平素より各防火計畫を定め置くべし

第十條 班及聯合班(部落會以下同)は消防作業の場合他聯合班區域に應援せざるを原則とす但し隣接聯合班に燒夷彈落下し應援を必要とする場合又は平時火災にして警防團消防機關の來著なき場合自班に警戒の要なきときは臨場の警察官吏若し町内會長又は警防部長の指揮に依り之を應援することを得

班は警防團消防部來著し消防作業を開始したるときは直に消防作業を之に委ね其の要求に依り之に應援し又は其の引揚後の殘火鎮滅に従事すべし

第十一條 班組織の育成は主として市町村長之に當るも警防行動の指導統制は所轄警察署長又は其の區域内に於ける防

空業務を實施する警防團員之に當るものとす

第十二條 町内會、部落會は常に警防團と緊密なる連絡提携を保持し災害現場に於ける隣保班の警防活動及訓練時に於ける警防業務の遂行に齟齬なきを期すると共に其の施設又は防空機械の使用方途等に就いても時宜に依り其の指導を受くるものとす

第十三條 非常災害に際し警防業務の遂行に就き違算なきを期する爲班、聯合班に限り各副班長を設け所屬聯合班長より所轄警察署長へ届出で承認を受くべし

第十四條 班内各戸に在りては防災上活動し得べき者全員の擔任事項を定め之を聯合班長に届け置くべし

第十五條 防災上各戸に於て擔當すべき事項の標準概ね左の如し但し現在の家族數に依りては一人數事項を兼務することあるべし

一 火災に對し直接應急防禦に當る者

警防

二 家屋内の各火氣に非常措置を爲し又は家屋内の各水容器に水を満す者
 三 災害發生を附近住民に急報する者
 四 火災發生を電話其の他に依り消防部に通報する物
 五 自家を中心として飛火竝に舉動不審者の徘徊の警戒に當る者
 六 老幼其の他救護を要する者の保護に當る者
 七 携帯容易なる家寶の措置に當る者
 八 家財の措置に當る者
 九 倉庫其の他防火装置あるものの整備の利用竝に窓、出入口の閉鎖等に當る者
 十 其の他家庭の事情に依る特殊の任務に當る者
 第十六條 平時竝に空襲等の場合に於て火災其の他の災害發生したるときは當時の在宅者中活動最も旺盛なる者出動して之が防禦に任ずべし
 第十七條 各戸に對し警報を傳達し其の他非常急告を要する事項あるときは概ね左の方法

に依るべし但し空襲警報又は空襲警報解除の信號ありたるときは各班長に於て隸屬する各戸に之を敏速に口頭を以て其の周知を期すべし
 一 發令者は町内會聯合會長又は部落會聯合會長に電話又は口頭若し書面に依り通達すること
 二 町内會聯合會長又は部落會聯合會長は順次隸屬する役員を経て各戸に傳達すること
 三 傳達を完了したるときは班長其の他の役員は其の時間並に事故の有無を各直屬役員を經由し發令者に復命すること
 本條但書に依る場合は此の限に在らず
 第十八條 各戸に周知徹底を要する事項は左の方法に依るべし
 一 發令者は町内會聯合會長又は部落會聯合會長を招致し之を説示して其の了得に努むること
 前記聯合會長は各其の隸屬する役員に對し亦同じ
 二 傳達を完了したるときは前條第三號に準じ發令者に復命すること

第十九條 警防上調査を要する事項又は特殊事項に付意見を求むるときは常會に依るの外前二條に準じ之を行ふべし
防火隊と組合統合
 火災豫防組合の町内會部落會に統合其の他に關する件
 北海道廳令を以て、町内會、部落會規則發布せられ、同時に火災豫防組合規則及同取扱心得廢止せられたるに付ては、火災豫防組合同聯合會及家庭防火隊等の統合其の他に關し、左記に依り指導し之が組織結成上萬遺憾なきを期した。
 一 火災豫防組合規則の廢止は其の事業を不必要とするものにあらず寧ろ之に依りて一層其の事業を強化せんとするものなることを周知徹底せしむること
 二 組合又は聯合會の資金、財産及備品等は其の業務を統合する町内會、部落會若し市町村に引繼する様關係方面と協議し以て適切妥當に處理せらるる様指導すること
 三 資産等の引繼に際し故らに

記念品の贈呈其の他の名儀を以て將來紛議を醸す虞ある出費を爲すが如きことなからしむる様配慮すること
 四 新設さるべき町内會、部落會の標準組織要綱を觀るに家庭防火組織要綱と各段階に相通ずるものあるを以て成るべく之を基準とし從來の防空訓練に依りて習練したる隣保共助の觀念を混亂せしめぬ様市町村當局其の他關係方面と協調し組織すを様指導すること
大建築物防空設備
 防空業務中一般にとりて重要な關係を有するは燈火管制にして、就中大建築物たる諸工場病院、商店舗等は其の構造中に燈火管制實施に適當の施設を有することを特に痛切に感ずる所即ち既存建築物が右設備を有せざるが爲に燈火の遮蔽に莫大なる手數と時間を要しつあるのみならず、其の構造に依りては、完全遮蔽を爲し得ず、爲に空襲管制下には其の燈火を消燈し遂に作業を休止するの止むなきに至るものあり、又は強て漏光を

遮蔽の爲全換氣個所を密閉する結果となり而も其の屋内作業が火氣若し蒸氣を用ふるものに在りては之が爲著しく温度を昇昇し、甚敷く作業能率を低下するものある等、之を時局下産業の擴充を緊要とせらるる秋、洵に遺憾とする所、仍て將來諸工場病院、會社其の他大建築物建設の計畫あるもの、又は現に計畫中のものにして、燈火管制の整備を取入れられ得るものに對しては、此の際左記に依り特に考慮を希望されてゐる。
 一 各燈火の個々に對しては其の地警戒管制に應じ得る恒久的的整備を爲すこと
 但し警戒管制中地域にして作業の性質上特に平常時の獨力を要するものに在りては其の作業場内を空襲管制とし之が恒久的的整備を爲すこと
 二 空襲管制整備を恒久的と爲すこと
 特に空襲管制整備は之を用ふるも亦之を解除するも平易に爲し得るの構造と爲すこと
十五年の火災

昭和十五年の火災損害額は八百五十六萬二千八百十八圓の巨額に達して居る。
 之が度數は一千三十二件に及び、一日平均二・八件、即ち約三件に當る。燒失世帶數は全燒失一千六百二十六、半燒九十七、計一千七百二十三であるから、火災一件當りは一・七世帶である。尙度數を燒失世帶數に依り區別すれば、百世帶以上燒失一件、五十世帶以上百世帶未満燒失一件、二十世帶以上五十世帶未満燒失八件、十世帶以上二十世帶未満燒失十一件、二世帶以上十世帶未満燒失九十七件、一世帶未満燒失四百五十九件であるから、一件世帶に止まつた場合が最も多い譯である。
 尙之を家屋數からみれば全燒一千八百八十七棟、半燒百四十二棟、計二千二十九棟であり、之を建坪で見れば、全燒十九萬三千五百四十四平方米、半燒四千五百六十四平方米、計十九萬八千八百八平方米に及んで居る。又損害見積額は前記の如く八

百五十六萬二千八百十八圓であつて、火災一件當り平均損害額は八千二百九十七圓、又燒失一世帶當平均損害額は四千九百七十圓である。
 尙同年中火災の爲めに死亡した者は七十四人、傷者は七十八人であるから、計百五十二人の犠牲者を出して居る。
 次に主要事項について前年と比較して見る。度數では五十七件、即ち五分二厘を減じて居るから此の點諒とすべきであるが燒失世帶數に在つては五百五世帶、即ち四割一分五厘、損害額に在つては三百九萬八千八百二十五圓、即ち五割六分七厘の激増であつて、北見枝幸町の大火等が記録されたる關係である。
 次に同年の火災を原因別に見ると失火九百九十二件であつて火災總件數の九割六分一厘に當り、雷火は一件、放火は十九件其の他一件、尙不明火十九件である。更に失火を細別すれば使用火の不始末に依るものが最も多く、四百二十三件を算え、之に次いで煙突からの失火三百

二十七件である。尙使用火の不始末中ではストーブに於ける百十六件が最も多い失火原因となつて居る。
 最後に之を月別に見れば百五十六件の五月に最も頻繁であり一ヶ年總件數の一割五分一厘に當り、五月に次いで四月の百三十七件、一月の百九十九件等が際立ち、所謂火災シーズンが冬期及春先、即ちストーブの取外し時期で在ることが明かである。
 原因表を次に掲げる。

火 針	一九
行火、炬燵	四六
焜 爐	一〇
火 消 壺	三
乾 燥 場	二六
竈	九
風 呂 場	二七
爐	三九
ストーブ	一一六
取 灰	一六
焚 火	五八
其 他	四六
ラ ン プ	二四
提 燈	一九
神佛燈明	一七

裸蠟燭	一三五	一月	一九	七月	元	同	同	清水 與吉	昭七、二、二八	三上榮次郎
煙草吸殻	三〇五	二月	九	八月	吾	同	同	寺田末太郎	昭七、八、一四	龜岡 要
煙草過熱	六四〇	三月	九	九月	四	大正九、七、六	知内	小辻 喜作	昭七、九、一一	笠井 寛市
破損	一〇〇	四月	一七	十月	六	大正一〇、一一、五	興部	安田與一郎	昭八、一、四	岩見澤
飛車火	一六三	五月	一五	十一月	六	大正一一、一、四	釧路	中村五三郎	昭八、一、二〇	名 寄
瓦斯煤煙	一	六月	四	十二月	六	大正一一、一、二	門別	若林 朝吉	昭八、五、六	宗形 庄吉
其	二	消防・警防殉職者	六	十二月	六	大正一二、三、一二	函館	新田 作藏	昭八、八、八	入澤 常吉
漏電	一三	濱 益	七	十二月	六	大正一二、二、九	小樽	榎本喜四郎	昭九、三、二一	高瀬清三郎
電燈	五	森	一	十二月	六	大正一二、一、三	小樽	榎本喜四郎	昭九、三、二一	正村 佐吉
其	二	伊達	二	十二月	六	大正一四、一、三	熊石	阿部龍一郎	昭九、六、八	山下菊次郎
ガソリン	一〇	明治三三、五、二八	三	十二月	六	大正一四、四、七	小樽	清水重次郎	昭一〇、一、一六	平 三郎
石油	一〇	明治三三、九、一一	一	十二月	六	昭和二、一、三〇	同	山口 槌藏	昭一〇、一、一六	齋藤東一郎
其	一	函館	一	十二月	六	昭和三、一、三〇	同	清水 清一	昭一二、八、二七	奥村 政雄
セルロイド	一	江別	一	十二月	六	昭和三、四、一	同	清水 清一	昭一二、八、二七	遠藤 信男
煙火	一	岩内	一	十二月	六	昭和三、六、二五	札 幌	鈴木久一郎	昭一二、一〇、九	龜松勝四郎
線香	一	明治四二、二、一五	一	十二月	六	昭和三、五、二四	士 別	鈴木久一郎	昭一三、八、一	間藤 定男
弄火	一	明治三九、一、二、九	一	十二月	六	昭和三、五、二四	旭 川	高橋 佐助	昭一三、八、一	松永清次郎
機械摩擦	一	明治四二、二、一五	一	十二月	六	昭五、一、四	留 別	伊豫部利吉	昭一三、八、一	
其	一	岩内	一	十二月	六					
以上失火計	九九二	大正二、八、二八	一	十二月	六					
雷火	一	札 幌	一	十二月	六					
放火	一	大正五、五、八	一	十二月	六					
其他	一	大正八、五、七	一	十二月	六					
不明	一	大正九、五、二〇	一	十二月	六					
合計	一、〇三二	函 館	二〇	十二月	六					

火災月別表(十五年)

修家屋の延焼防止に就いての效果は相當大なるものあるを確認した次第である。

即ち札幌、小樽、室蘭市とも其の第一實驗に於て普通家屋内より發火せしめたる場合の燃焼状況と、第二實驗に於て改修家屋内より發火せしめたる場合の燃焼状況を時間的に比較對照すれば、著しき相違あることを明確に知ることが出来る。

而も其の實驗に際し、改修家屋内より發火せしめたる場合の如き、兩戸を密閉すれば、窒息消火状態に至るを以て、數回に互り、窓を開放し屋内燃焼を容易ならしめたる如き、仍つて如何に、此の改修家屋が内部より發火したる場合の燃焼を緩慢ならしめ、外部への延焼擴大を防止するに效果ありやけ言を俟たざるところである。

更に本實驗に於て、防火改修家屋が其の外部よりの火災に對しても、相當の防禦力を有することは、其の第一實驗に於て普通家屋と同一距離にある改修家屋が、相當の火力熱度に耐へ、

普通家屋が全く燒盡したるも、尙嚴として殘存し、内部に在りし數名の觀測員が、左程の苦痛をも感ぜざりし實情より之を窺ひし得た次第である。

併しながら敍上の結果に於て防火改修家屋の延焼防止效力を絕對的なりと思考するは禁物である。

本實驗に於て、其の開口部に使用せる耐火木材の戸板の如き實驗後之を驗するに、更に尙若干時間、火焰に抵抗し得る餘力を存したりとは云へ、炭化の程度も相當に進み居りたる點より考察し、隣接家屋の構造其他四圍の條件によつては、更に考ふべき餘地がない譯ではない。

元より此の木造家屋の防火改修は、火災に對し絕對的の效力を有するものにあらずるも、一定限度の延焼防止效力を有するものなるに於ては、其の間之が擴大を防止し、同時多發の火災に對しても人的の活動訓練と相俟つて、その間充分に初期防火の目的を達し得べきである。

本道に於ては此の時局に鑑み

十六年度防空訓練

防空基本訓練の期間は昭和十六年四月一日より翌年三月三十一日迄一箇年間で、本道としては此の基本訓練の實施を容易にし且其の成果の向上を期するため、年度を左の三期に區分して之を實施することになつた。

第一期 自四月至六月
第二期 自六月至九月
第三期 自十月至翌年三月

第一期に於いては訓練の重點を幹部に置き、幹部として必要なる業務の訓練を實施して、其の職能の向上を圖ると共に、基本的研究及び準備を實施。

そこで第一期に於いては、警察署警防主任者、指定市町村及び樞要町村の係主任者、警防團の上級幹部及び同下級幹部、防空監視隊の幹部、官公衙其他之に準ずるもの主任者、工場關係主任者の教育及び訓練を實

昭和三、一〇、二〇 酒井松五郎
同 同 鈴木 敏之
昭和四、五、二一 辻 丙子郎
壽 都 藤田桂次郎
昭和四、七、一七 壽 都 藤田桂次郎
昭和四、八、二五 俱知安 脇坂 俊次
昭和五、五、一一 平 取 上野 豊松

防火家屋火災實驗

昭和十五年十月十九日札幌市に於て、續いて十月二十三日小樽市に於て、十月二十六日室蘭市に於て夫々防火改修家屋の火災實驗を執行した。その結果左の通りである。(大日本防空協會北海道支部)

本實驗の目的は、防空建築規則の趣旨に従ひ、防火改修を施せる木造建築物が、實際の火災に對し如何なる程度の防禦力を有するやを判定し、時局下燃えざる都市の建設に資し、併せて將來防火對策上の資料を得んがため之を實施せるものにして、前記實驗の結果に徴し、防火改

第二期は、第一期の實施要領に依るの外、幹部の實設研究及び訓練を實施して益々幹部の職能を向上せしめて一般民の指導能力の徹底的向上を圖り、以て綜合訓練の成果擧揚を主眼として實施。

そこで第二期は、町内會、部落會の幹部、特別防護團、海上關係者、一般防空監視隊員等に對して實施す。第二期の中頃に於いては、北海道だけの綜合訓練を三日間實施。

第三期は第一期及び第二期の基本訓練並に九月下旬より十月初めにかけて實施の全國的綜合訓練實施の結果に檢討を加へて成績面白からざる地方又は幹部に對して、其の重點事項の徹底及び補備的訓練を實施す。

火事

昭和十六年一月

△一日 午前四時五十八分札幌市南一條東七丁目印刷業山本慎六方より出火、住宅三棟四戸を

全半焼して午前五時二十五分鎮火したるも此の火災により當時二階六疊間に就寝中なりし長男茂(當十六年)は逃場を失ひ焼死す。原因はストーブ残火の不始末。

△一日 午後十時十五分山越郡八雲町大字八雲村宇砂蘭部日履鈴木治助方より出火し同家住宅一戸を全焼した。此の火災中治助の實父桑次郎は荷物取出きんとして火中に入り焼死す。原因は炬燵の不始末。

△二日 午後八時頃中川郡中川村山科昌吾所有物置より出火、同物置及び住宅一棟一戸を全焼した。此の火災により當時該物置に就寝中なりし老婆小山タマ(當六十五年)は全身大火傷を負ひ遂に死亡す。原因ロソクの置忘れ。

△四日 午後一時四十分頃野付郡別海村造材飯場須田與一郎方より出火し住宅一戸を全焼した。當時の風速西十五米の烈風のたため火勢猛烈を極め、消火に従事した者のうち伊藤留吉外五名は夫々重火傷を負ふ。原因は丹羽

保がガソリン入り罐を湯わかし罐と間違へストープにかけたるため之が爆發し大事に至りたるもの。

△十日 午後七時五十分札幌市北十條東六丁目西村洵方より出火し一棟一戸半焼にて消火したるも、此の火災に因り洵四男幸記(當六年)は逃場を失ひ焼死せり。原因は映畫遊戯中ロソク火がフィルムに引火したるもの。

△十一日 午前零時二十分頃河西郡芽室村平和尋常小學校第一教室より出火し、同校舍並に附屬建物合計百三十餘坪を全焼して同一時二十分鎮火した。原因はストーブ残火の不始末。損害八千六百圓。

△十三日 午後二時五十分頃毛郡増毛町大字畑中里村恭三方より出火し同家及び隣家住宅の二棟二戸を全焼した。此の火災により火元恭三は病身のため逃げ遅れ焼死せり。原因炬燵の不始末。

ヒデオ(當七十七年)の二人は焼死した。

△七日 午前零時三十分頃、土川郡士別町六線、小田島留藏(當八十年)方より出火し同家一戸を全焼したる際就寝中の留藏は逃げ遅れ焼死す。原因炬燵の不始末。

△八日 午後九時頃、中川郡西足寄村大譽地、農業萩原彦雄方より出火同家一棟一戸を全焼した。此の火災により就寝中の長男稔(當十年)は逃げ遅れ焼死す。原因乾燥中の布がストーブ上に落下しこれに引火したるに因る。

△九日 午後五時四十分頃、茅部郡落部村落部尋常高等小學校女子裁縫室より出火したるが火は折柄の烈風に煽られ火勢猛烈を極め警防團必死の活動も效なく遂に同校一棟を全焼した。損害八萬三千圓。原因は火鉢の不始末。

△九日 午前四時三十分頃、瀬棚郡瀬棚町有火葬所より出火し同建物全焼した。此の火災により就寝中なりし隠亡竹原秀

を全焼した。損害一萬五千圓。ストーブ残火の不始末。

△十八日 午前八時頃白老郡白老村農業徳田由松方より出火し住宅、厩舎の二棟一戸を全焼した。此の火災に因り當時獨り就寝中なりし徳松四女フミ子(當二年)は救出するもの無く無慘焼死す。

△二十四日 午前一時頃、河東郡上士幌村日本窒素肥料株式會社の薪乾燥室より出火し煙鐵所及び精鍊工場の二棟を全焼した。損害百萬圓。

△二十七日 午前零時三十分頃山越郡八雲町宇野田追村、新海慶太郎方より出火し火は烈風に煽をられて附近に延焼擴大して遂に住家十六戸、倉庫十棟を全焼して午前二時三十分鎮火した。損害七萬圓。原因は火元新海方の炬燵の不始末と認めらる。

△三十日 午前二時三十分頃、雨龍郡雨龍村第十九區、無職大塚喜代八方より出火し同家一棟を全焼した。此の火災により就寝中なりし喜代八は老齡のため逃げ遅れ焼死す。原因炬燵の不

南三、製材業太田龜吉所有木工場より出火し同工場三棟百三十三坪を全焼した。損害約三萬圓

原因火鉢の不始末
△十三日 午前八時四十五分頃増毛町大字岩尾村、硫黃礦山機關室より出火し同室及び工場二棟を全焼した。損害約七萬圓。原因ストーブの不始末

△十三日 午前十一時頃、弟子屈村市街地、雜貨商横山留吉方横口標茶村高橋富雄が放置したる火鉢火が板壁に引火して火災となり火は忽ち附近に延焼擴大し一時は全村全滅を憂慮せられたるが幸ひ風變に因り三十棟二十五戸を全焼して午後零時二十分漸く鎮火した。損害約二萬圓

因みに罹災者百餘名は村會議事堂及び消防番屋に收容救助した
△十四日 午前二時五十分頃、釧路市北大通七丁目、岡部ユキ方より出火して六棟八戸全焼、一戸半焼して午前三時二十分鎮火した、原因炬の不始末。損害三萬圓位

△十五日 午前九時十分頃、室蘭市役所土木課附近の天井より

發火、水利不便と建物位置が市街より離れて山手に孤立せるため附近に延焼するを免れた。重要書類は全部搬出したが損害十七萬二千五百圓位。原因ストーブ煙筒の過熱と認めらる。尙市吏員横濱末吉及び金澤甚太郎は書類搬出中二階より顛落し其の他常備消防員四名も消防活動中輕傷を負うた

△十六日 午後四時十分頃、紋別郡上湧別村中湧別市街地、近藤キサノ(當七十八年)方より發火し同人の住宅一戸を全焼した此の火災に因り就寢中のキサノは逃げ遅れて焼死す。原因はストーブ煙筒の過熱

△十九日 午前四時五十分頃、角田村栗山市街地、酒造業小林米三郎所有モロミ倉より發火し同倉庫一棟を全焼した。損害三十四萬圓。原因は酒倉内に於て使用した火鉢の不始末と思料せらる

△二十日 午前六時頃、龜田郡尻岸内村字惠山、惠山尋常小學校校舎より發火、同校舎及び校長舎宅を全焼して午後七時頃火

す、損害四萬五千圓。原因ストーブの不始末

△二十一日 午前七時四十分頃常呂郡佐呂間村中佐呂間村役場より發火し同役場を全焼して午前九時頃鎮火した。原因ストーブの不始末。損害約五萬圓

△二十三日 午後四時十五分頃阿寒郡阿寒村雄別炭山寄宿舎修和寮より發火し、同寄宿舎三棟半を全焼して午後五時二十分頃火す。損害六千八百圓、原因ストーブの不始末

△二十四日 午後二時四十五分頃、釧路市北大通岡部ユキ方より發火し、附近に延焼擴大、三棟八戸を全焼した。損害一萬九千圓、原因炬燵の不始末。因に火元ユキ(當三十九年)は消火せんとして顔面、手足等に火傷を負ふ

△二十六日 茅部郡砂原村海産物業平館市三郎は火災保険金詐取の目的で、午後一時三十分頃自己所有物置に放火して全焼せしめた事件は、森警署より送檢された。△二十六日 午前九時三十分頃

十勝郡浦幌村農業南榮吉方より發火し、住宅一棟を全焼したが、此の火災に因り當時獨り就寢中なりし二女節子(當二年)は救出する者なく焼死す。原因は炬燵の不始末

△二十七日 午前十一時四十分頃、天鹽郡豊富村天鹽鑛業所工夫舎宅島田方より發火し二棟十戸を全焼した。此の火災に因り島田道夫(當八年)及び弟正昭(當四年)は逃げ遅れ焼死す。

△二十七日 午後一時二十分頃北日本水産汽船株式會社所有汽船北洋丸(四、二一六トン)は、小樽港に於て積荷中二番倉庫より發火し午後九時頃鎮火す。原因不明、損害三萬圓位

△二十八日 午前五時三十分頃岩内郡島野村北海道竹バルプ工場より發火、工場四棟を全焼した。損害二萬五千圓。原因はバルプ工場回収室の廻轉爐と補助爐の間隙から吹き出る火の粉が屋根裏に引火し大事に至りたるもの

より發火した際五女忠子(四年)は焼死す。原因は炬燵の不始末

△五日 午後九時頃、斜里郡上斜里尋常高等小學校女子青年學校裁縫室より發火し、同室十二坪を全焼した。原因はストーブの不始末。損害約二千五百圓

△六日 午後八時二十分頃、厚岸郡濱中村散布尋常小學校々舎より發火し、同校一棟を全焼して午後九時三十分頃鎮火した。原因は第一教室のストーブの不始末。損害五千圓

△八日 午前一時三十分頃、釧路市春探町太平洋炭礦株式會社坑夫長屋第一與亞寮より發火し同長屋一棟を全焼した、損害約六萬四千圓位、原因は煙筒の過熱と認めらる、尙坑夫渡邊勝義は荷物を搬出せんとして作業中猛火に包まれ焼死す

△十四日 午後八時頃、留萌郡鬼鹿村中村藤一方より發火し同家及び隣家村上忠晴方を全焼した、此の火災に因り藤一の四男豊(當四年)は救出する者なく焼死す

四月

△二日 午後零時三十分頃、中川郡常盤村農鈴木松五郎方より發火二棟一戸全焼した當時全家族不在中獨り六疊間に寝かされてゐた二男正幸は救出する者なく無慙焼死す、原因はストーブ及び煙筒の過熱と認めらる

△二日 午後十一時頃、磯谷郡南尻別村雜貨商丸田輝夫方より發火三棟一戸全焼した、此の火災に因り輝夫及び同居人四人は焼死し尙同居人の妻タカ並に長女シズエは顔面其他に大火傷を負ひ外に馬二頭焼死した、原因は雇人大關キク當十七年が就寢前ストーブに粉木炭を多量にくべ置きたるものが夜半に至り薪に引火したるもの、損害約二萬圓

△四日 午後一時五十分頃、釧路郡鳥取村佐藤信繁方より發火し火は折柄の強風に煽られ附近に延焼擴大し遂に十二棟十七戸を全焼し午後二時四十分頃鎮火した、原因は使用中の煙筒が倒れた、原因に至りたるもの、損害は五萬五千圓

△七日 午前九時四十分頃、島

五月

牧郡東島牧村國民學校第一教室より發火したるも發見早かりしため天井及び屋根裏の一部を焼いたのみで大事に至らず消し止めた

△十一日 午後七時四十分頃網走町男子國民學校校舎より發火し同校舎及び附屬建物十七棟千百三十九坪を全焼して同九時漸く鎮火した、原因は精神病者阿保源三郎の放火に因るもの損害十二萬三千圓

△十二日 午後八時頃、幌泉郡猿留村日雇島野理一郎方より發火し同家住宅一戸全焼した、尙此の火災に因り理一郎の母及び長男政義(當十一年)の二人は熟睡中のこととて逃後れ焼死す

△十三日 午後七時頃、網走郡津別村字最上大工職冬野定吉方より發火し同家一棟一戸全焼した、此の火災に因り本人定吉(當三十四年)は焼死す、原因は焚火の不始末

△十四日 午後二時十五分頃、小樽市色内町六丁目佐藤ソヨ方より發火し一棟五戸を全焼した尙此の火災に因り隣家類焼者若田西藏方の間借人石川テル(當五十七年)及びソヨ孫佐藤惠美子(當七年)は何れも逃げ遅れ焼死す、原因子供弄火と認めらる

△十五日 午前四時三十分頃、網走町藻琴米屋山崎時信方より發火し三棟一戸を全焼した、損害五萬一千圓、原因は精米工場乾燥用殘火の不始末と認めらる

△十七日 午前七時頃、十勝郡中士幌村尋常高等小學校校舎より出火、火は忽ち全校舎に延焼擴大し午前八時三十分校舎二棟を全焼して漸く鎮火した、損害二萬五千圓、原因教室設備のストーブの不始末

△二十日 午後十一時頃、札幌郡月寒村字厚別木炭業福本信一所有炭小屋より發火し炭焼小屋一棟を全焼した、當時酩酊熟睡中の炭焼夫坂田孫次郎は焼死した

△二十三日 午前九時頃、靜内

郡靜内町ラシベ澤清水力藏方より發火同家堀立小屋一棟を全焼した、此の火災に因り清水力藏及び同居人長尾喜吉は逃後れ焼死す、原因は焚火の不始末

△三十一日 午後三時二十分頃中富良野尋常高等小學校校舎より發火し同校舎の二階建二棟及び平家校舎二棟を全焼し午後四時二十五分漸く鎮火した、當時は南西十二米位の猛吹雪中の火災とて近隣警防團の應援あり又風下民家への飛火も旺なりした

め一時は相當混雜を呈した、尙此の火災に因り重輕傷者數名を出した、原因は通學を厭うた六年生兒童只野一己が淺はかにも放火したるもの、損害二十二萬一千圓

圓、原因煙筒の飛火。
 △七日 午後十二時頃、函館市上湯ノ川町トラスト女子修道院雞舎より出火雞舎外三棟を全焼した。原因石油ランプの置忘れより大事に至るもの。損害十三萬圓。
 △十一日 午前九時二十分頃、空知郡江部乙村榊原春次郎方より出火し同家一戸全焼した。此の火災に因り身體不自由な榊原春次郎は焼死した。原因焚火の不始末。
 △十四日 午後十時頃、茅部郡尾札部村寺岡源次郎方より出火し同家一棟一戸全焼した。此の火災に因り同居人杉谷トモ(當年)は逃場を失ひ焼死す。原因は源次郎長男進一(當十四年)の弄火に因るもの。
 △十六日 午前四時五分頃、枝幸郡雄武村宇帆内村發電所附近原野より出火笹地原野約三千町歩焼毀し、五月三十一日鎮火す原因落雷に因る引火と認めらる。
 △二十五日 午前一時頃、根室町鳴海町四丁目餅崎吉藏方より出火一棟九戸全焼した。此の火

災に因り就寢中の餅崎老夫婦は逃場を失ひ焼死す。原因爐火の不始末。
 △二十六日 午前九時十五分頃、空知郡赤平村豊里鑛業所長屋より出火し五棟四十戸を全焼した原因取調中、損害八萬圓。
 六 月
 △一日 午前三時十分頃、野付牛町二條通西一丁目洋服仕立業松本留次方より出火し、微風の中に九棟二十九戸全焼した。原因電氣アイロンの不始末、損害二十萬圓。
 △二日 午前一時十分頃、雨龍郡沼田村字ヌツ農業渡邊高治方より出火し同家一戸を全焼した。當時就寢中なりし四男義正(當十四年)二女ヨシエ(當十一年)五男勳(當九年)は逃後れ焼死し尙外に家族三名は重火傷を負ふ、原因燐寸の燃軸を藁山に投棄したるもの。
 市町村營造物保險
 市町村營造建物の保險契約は從來市町村が單獨にて個々の保險會社と契約を締結してゐた結果、保險料が高率となり、殆ど

市町村はこれが支拂に窮するの餘り、保險加入を忌避する傾向が濃厚となつて來たので、全國町村長會では、市町村營造物の保護と、これが財政に及ぼす影響の甚大なるを憂慮し、保險業者折衝を進めた結果、市町村營造物に對する支拂金に關する保險業者四十三者の共同負擔協定が成立、掛金の如きも從來の半額程度に引き下げられることとなつた。かつ保險契約は各道府縣の自治協會が市町村を代表して保險會社と締結することとなり、本道においては自治協會の名を以つて北海道町村會が取扱ふことに決定した。
 仲立營業者の取締
 北海道廳では、仲立營業者取締規則左の通定め、昭和十六年七月一日から施行した。
 第一條 本令に於て仲立營業者(以下單に營業者と稱す)と稱するは業として左の各號の一に該當する行爲を爲す者を謂ふ。
 一 不動産の賣買又は賣買、賃借の仲立

四五八
 二 各種財産權の賣買又は賣買、賃借の仲立
 三 物資の賣買、賃借に關する仲立
 第二條 仲立營業を爲さんとする者は左の事項を具し所轄警察署長の許可を受くべし第三號の事項を變更せんとするとす亦同じ
 一 本籍、住所、氏名、生年月日、經歷、法人に在りては其の名稱、主たる事務所所在地、定款並に代表者の本籍、住所、氏名、生年月日、經歷
 二 營業所の所在地並に商號
 三 營業種別
 第三條 營業の許可を受けたる後三箇月以内に開業せざるとす若し六箇月以上休業し又は所在不明となりたるときは許可の效力を失ふ營業者本命令は本令に基きて發する指示命令又は處分に違反したるときは其の營業を停止し又は許可を取消すことあるべし
 第五條 左の各號の一に該當する者は營業者又は從業者たる

ことを得ず
 一 禁治産者又は準禁治産者
 二 破産の宣告を受け復權せざる者
 三 本令に依り許可の取消若しは從業禁止の處分を受けたる者
 四 罰金以上の刑に處せられたる者但し特に支障なしと認めたるものは此の限に在らず
 五 經濟秩序を害するの虞ありと認めらるる者
 第九條 營業者は業界の統制を圖る爲警察署管内を單位とする組合を設け規約を具し所轄警察署長の認可を受くべし規約其の他の變更を爲さんとするとき亦同じ
 第十條 營業者の仲立料率額は統制組合又は其の聯合會に於て設定し長官の認可を受くべし
 第十一條 營業者は仲立料に關し左記各號の事項を遵守すべし
 一 仲立料の請求又は受領は何等の名義を以てするを問

はず制限率額を超過せざることを共同仲立の場合と雖も亦同じ
 二 仲立料の率若し額を營業所内見易き箇所に掲示すること
 三 法令價格ある物件の賣買又は仲立に付ては其の受くべき仲立料に依り法令價格を超過せしめざること
 第十二條 營業者及其の從業者は左の各號の事項を遵守すべし
 一 仲立に際しては當事者の住所、氏名、權利の所屬等を十分確認すること
 二 誇大又は虚偽に互る手段方法を用ひざること
 三 仲立すべき者又は其の利害關係人の印章若し其の署名捺印又は捺印したる白紙を預らざること
 四 仲立を爲したる物件に關し當事者より要求ありたるときは處理簿を閲覧せしむること
 五 營業所の見易き箇所に標

特殊災害

札を掲出すること
 △昭和十六年四月三日 午後十一時四十分頃、宮城縣石巻市鼓町泉田清一郎所有發動機船第五成田丸(二百噸)はコークスを滿積して室蘭港を出帆八戸に向かふ途中室蘭港地球岬に於て汽船第二萬榮丸と衝突し左舷後方に龜裂を生じた、損害約二萬圓乗組員無事
 △四月八日 午前十一時二十分頃、國後島留夜別村漁業組合所有發動機船勢洋丸(百噸)は生鰯を滿積し焼尻島を出航して小樽港に向け航行中焼尻島西南八里の箇所に於て激浪のため浸水し遂に同箇所に於て沈没す、乗組員は附近航者中の諸船に救助せられた
 △四月十三日 午前一時四十分頃、夕張町福住二區のズリ捨場が突然崩れ出し麓の坑夫長屋十棟六十七戸倒壊したが幸ひ死傷者は無かつた。損害約八萬圓
 △四月十八日 午後九時三十分頃、檜山郡泊村伏木戸一千五百

米沖合に於て出漁中の同村加藤岩太郎所有發動機船第二松島丸(十二噸)は暴風のため顛覆し乗組員中二名は溺死す
 △四月十八日 此日以降の降雨に因り各地の残雪一時に融解して各所河川増水し殊に三笠山村幾春別川及び夕張町鹿ノ谷市街の川水氾濫し人家田畠に相當の被害があつた
 △五月四日 午後一時頃、紋別郡下湧別村綠蔭民有林より出火し同林百五十町歩焼失した、原因中湧別村造林業田口金松が開墾のため火入したるが延焼したるもの、損害二萬圓
 △五月八日 石川縣石川郡美川町秋田源次郎所有發動機船富國丸は午前七時頃、小樽よりドラム罐及び石油罐多量を積み込み樺太に向かふ途中時化のためドラム罐の摩擦より自然發火して船體全焼沈没す
 △五月九日 午後二時三十分頃、石川縣秋田源次郎所有機帆船富國丸(一一噸)は増毛町宇別町沖合に於て火災を惹き船體全焼沈没す載貨物は焼失或は流

警防

失したるも乗組員は無事救助さる、原因載貨物中の石油の自然発火と認めらる

△六月三日 午前三時頃、後志國辨慶岬沖合に於て濃霧のため日本郵船多摩丸(三〇六噸)は北日本汽船榮福丸(七五六噸)と衝突し榮福丸は其の場に於て沈没、乗組員中死亡二名、行方不明者十一名を出した

合は前者が八割、後者が二割であり、性別の割合は男五割五分二厘、女四割四分八厘である

ある。之に次いで二十歳以上三十歳未満の百二十五人(内既遂八十一人)三十歳以上四十歳未満の八十人(内既遂六十人)等である

四六〇

次に自殺の手段についてみる、手段として最も多く採られる居るものは縊死の百四十八人(内既遂百四十六人)で總數の三割六分五厘、之に次ぐは毒物又は劇薬を服用しての百四十一人(内既遂七十三人)である

Table with 2 columns: Cause of death (e.g., 病苦に因り, 貧困に因り) and Status (e.g., 既遂, 未遂) with counts.

Table with 2 columns: Cause of death (e.g., 憂鬱に因り, 親又は夫妻等の死亡を歎て) and Status (e.g., 既遂, 未遂) with counts.

Table with 2 columns: Cause of death (e.g., 縊れ, 入水) and Status (e.g., 既遂, 未遂) with counts.

の焼失を見た。狩獵免許者と獵物 狩獵免許者三千八百八十五人(内課綱二百八十五人、銃三千六百)が昭和十五年九月十五日から翌年四月十六日迄の狩獵期間中に山野を駆けめぐつての獲物は、鳥類が四十五萬四千羽、獸類が十二萬五千頭で、これを十四年度に比べれば、狩獵免許者が一割増加したのに對し、獲物は二割増であつて、獲物の主なるものは鳥類では雀の十二萬三千羽を筆頭に鴨類の八萬三千羽、蝦夷山鳥の三萬八千羽、つぐみの一萬九千羽、雁四百羽、次に獸類では栗鼠の八萬五千、兔の三萬二千、雄いたちの六千、狐の六百三十、熊の百七十五、狸の百五十であつた

○請願調査費用金額 昭和十六年度に於て調査の配置を請願する者には、調査一人に付金千四百八十圓八十錢を北海道廳に納付せしむ、但し特別の費用を要する事務に従事せしむるときは、外に其の費用額を納付せしむ

上 株式會社 上砂川魚菜卸賣市場

社長 川口常作

電話 上砂川二四番
振替小樽一七二五番

砂川製材株式會社

取締役社長 川口常作

電話 六五番

株式會社 砂川リンク工業所

社長 川口常作

砂利採取販賣

砂川工産株式會社

社長 川口常作

電話 六十三番

有限會社

札幌市苗穂町三六番地
北海道興農公社

社長 黑澤酉藏

申込に付第九の報告に基き之を査定し其の結果に依り求人割當數を決定し通報するものとする

第十四 道廳前號の通報を受けたるときは國民職業指導所と協議し左の處置を爲すこと

イ 求人數を中等學校別に配分し國民職業指導所を通じ中等學校に通知すること

ロ 採用せしむべき求人數を國民職業指導所に割當つること

第十五 國民職業指導所前號の割當を受けたるときは求人者別に採用地域別求人數を決定し求人者に通知すると共に左の處置を爲すこと

イ 其の採用地が管轄区域内なるものに付ては直に求人票に登録すること

ロ 其の採用地が他の國民職業指導所管轄區域なるものに付ては所轄國民職業指導所に直接聯絡をすること

ハ 其の採用地が他府縣内なる場合には關係府縣に直接聯絡すること

第十六 就業地が外地又は外國地なる場合の求人は厚生省より關係道廳に求人聯絡するものとする

第十七 道廳第十五ハ及前號の求人聯絡を受けたるときは速に關係國民職業指導所に聯絡すること

第十八 道廳又は國民職業指導所第十五又は前號の聯絡に當りては求人聯絡票に求人申込書載の事項を記載し之を爲すこと尙此の場合求人要項其の他參考となるべき書類を必要部數添附すること

第十九 國民職業指導所第十五ロ及第十七の聯絡を受けたるときは直に求人票に之を登録すること

第二十 國民職業指導所第十五イ及前號に依り求人票に登録したる求人者を關係中等學校に割當て之を通知すること

第二十一 求職生徒の紹介は卒業の前年十二月一日以降に於て之を行ふこと

第二十二 國民職業指導所求職

生徒を求人者に紹介するに當りては當該學校長の意見に基き其の適當と認むる者を紹介すること

第二十三 國民職業指導所求人者に生徒の紹介を爲したるときは速に銓衡を了せしめその採否を通報せしむること

國民職業指導所前項の通報なきときは紹介したる生徒を他の求人者に紹介することを不得ること

第二十四 銓衡方法に關しては大體左の方針に依ること

イ 求人者に對し應募者の提出書類を成るべく省かしめ職業相談票に依らしむること

ロ 銓衡場借上費、銓衡の爲要したる經費は官廳を除き求人者の負擔とし差支へなきこと

七 取扱狀況報告

第二十五 國民職業指導所は中等學校卒業者の職業紹介を取纏め卒業の年六月末日迄に道廳に報告すること

第二十六 道廳は前號の報告を取纏め卒業の年七月十五日迄

に厚生省に報告すること

第二十七 國民職業指導所は中等學校卒業者の取扱狀況其の他參考となるべき事項を管内中等學校に隨時通報すること

勞務者募集一元化

勞務者募集規則等の全面的改正(昭和十五年十一月十五日付官報)を見たが、諸規則に共通なる改正點は、概近に於ける勞務需給の狀況に鑑み、重要産業に對する勞務の充足を圓滑ならしむると共に、勞務者の移動の防止を圖る爲、行政機構上の取扱を一元化したことである。

即ち從來は、以上の諸法令の運営に就いては、専ら警察署長が之に當つてゐたのであるが、改正の結果、職業紹介所長に移管せられ、職業紹介所は名實共に勞務統制官廳になつたのである。次に各規則の主要なる改正點は

勞務者募集規則

先づ舊規則では許可を受くべき勞務者の募集は職工、鐵夫、漁夫、土工夫其の他の人夫の募集に限られ、然も應募者が就

次に兼業禁止項目中代書人及其の補助員を削除し、其の他項目に就いても緩和規定を設けたる外は警察署長の權限にあつた事項を職業紹介所長の權限に移したことが主なる改正點である

營利職業紹介規則

本規則に就いては事業所以外に揭示する求人又は求職に關する廣告を禁止(事業所の門前廣告は差支ない)し、又兼業禁止の緩和規定を設けた外は、各規則と共通し、警察署長の權限を職業紹介所長に移したことが改正の要點である

職業指導員の定數

北海道廳では、職業指導員設置規程第四條の規定に基き職業指導員定數左の通定め、昭和十六年三月十一日告示を出した。

札幌 二〇
函館 二〇
小樽 一五
旭川 一〇
室蘭 七
釧路 六
帯廣 五

業の爲住居を變更する必要のない場合及單に廣告に依り募集し就業場に於てのみ募集の取扱を爲す場合は、募集規則の適用を除外することとしてゐたのであつたが、改正に依り、如何なる方法を以てする勞務者の募集であつても、其れが常時十人以上の勞務者を使用する工場、事業場、事務所、店舗其の他の場所に於て使用する爲行ふ場合、或は常時十人未満の勞務者を使用する場所で使用する爲行ふ勞務者の募集が、其の結果、常時使用者十人以上の場合、地方長官の許可を必要とするものとなつたのである。只文書に依る門前募集のみは例外であるが之とても地方官長の指定する地域内に於てか、或は其の指定する事業に使用する爲に行ふものなるときは許されないのである。

其の他の場所に於て使用する勞務者」の意味であるから、一般従業員は勿論事務員、丁稚、小僧に至る迄之に包含される。最も注意を要するのは、今迄殆んど放任してあつた新聞廣告其の他文書に依る募集が規制せられることとなつたことである。新聞、雜誌其の他定期出版物に掲載する廣告のみに依る募集に就いては募集従事者を使用する募集と同様許可を必要とするものとなつたのであるし、募集主が勞務者の募集に關し掲出又は頒布する文書は豫め職業紹介所長の檢閲を經なければならぬのである。又募集従事者以外の者を爲して募集文書を掲出又は頒布せしむるときには、所定の届出を爲した上でなければならず掲出の文書は一定の場合には募集主に於て總て之を撤去しなければならぬこととせられてゐる。

職業紹介所長は募集従事者に對し人、地域、期間を指定して募集に従事することを制限し得る規定を設け、募集行爲に對する充分なる査察が出来ることとなつた。様式は全部一定せられ、記載事項にも夫々變更があつた。尙新聞廣告に依る募集を除き、二道府縣以上の區域に跨つて行ふ勞務者の募集に就いては、募集計畫書を提出せしむることとなつてゐる。

勞務供給事業規則

規則の適用を受ける事業の範圍を、從來の常時三十人以上の勞務者を提供する事業とあつたのを、常時十人以上の勞務者を提供する事業としたことが改正の主眼點である。又適用を受く勞務者の供給は、舊規則に所謂「臨時に使用せらるる勞務者」に限らない。第七條の二に於て從業者移動防止令第二條の指定從業者を所屬勞務者と爲すことを禁止したのは移動防止令第六條の規定に照應して從業者の移動を防止せんが爲である。

國民職業指導所と管轄區域

名 稱	位 置	管 轄 區 域
札幌國民職業指導所	札幌市	札幌市、札幌郡、千歳郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡
函館國民職業指導所	函館市	函館市、龜田郡、上磯郡、松前郡、茅部郡、山越郡
小樽國民職業指導所	小樽市	小樽市、虻田郡(虻田町、豊浦村、洞爺村を除く)
		余市郡、小樽郡、高島郡、忍路郡、古平郡、美國郡、積丹郡、古宇郡、岩内郡、磯谷郡、歌棄郡、壽都郡、島牧郡
旭川國民職業指導所	旭川市	旭川市、上川郡(石狩國)空知郡の内上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、南富良野村、勇拂郡の内占冠村、上川郡(天鹽國)中川郡(天鹽國)
室蘭國民職業指導所	室蘭市	室蘭市、幌別郡、有珠郡、虻田郡の内虻田町、豊浦村、洞爺村、白老郡、勇拂郡(占冠村を除く)
釧路國民職業指導所	釧路市	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡
岩見澤國民職業指導所	岩見澤町	空知郡(旭川國民職業指導所管轄區域を除く)夕張郡、樺戸郡、雨龍郡
帶廣國民職業指導所	帶廣市	帶廣市、河西郡、上川郡(十勝國)河東郡、中川郡(十勝國)十勝郡、廣尾郡
野付牛國民職業指導所	野付牛町	網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡
江差國民職業指導所	江差町	檜山郡、爾志郡、久遠郡、太櫓郡、瀬棚郡、奥尻郡
浦河國民職業指導所	浦河町	浦河郡、様以郡、幌泉郡、三石郡、静内郡、新冠郡、沙流郡
根室國民職業指導所	根室町	根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、國後郡、色丹郡、擇捉郡、紗那郡、藥取郡、得替郡、新知郡、占守郡
稚内國民職業指導所	稚内町	宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡
留萌國民職業指導所	留萌町	留萌郡、増毛郡、苦前郡、天鹽郡

四六八

管 轄 區 域	求 職 者 数	就 職 者 数
俱知安	三	二
稚内	三	三
網走	三	三
岩見澤	三	三
根室	三	三
浦河	二	二
江差	二	二
野付牛	三	三
留萌	三	三
合計	一〇七	一〇七

研究委託國民學校

國民學校の實施に伴ひ、職業指導が學校教育の重要部分を占めることとなつたが、道廳では學校の職業指導に自律性を與へて、眞の教育的指導性を發揮させるため、昭和十六年度から職業指導研究委託國民學校を設定することとなつたが、同年度は左記七校と決定した、研究期間は昭和十七年三月まで、一年間で、終了後各校の研究結果を纏めてパンフレットを作製、全道國民學校關係者の職業指導の普及徹底に資さうといふのである(括弧内は研究題)

△帶廣市啓北國民學校(勞務動員と職業指導の教授要目案

に就て)

- △留萌國民學校(農漁村に於ける職業指導の具體的實施方法)
- △夕張國民學校(鑛山從業者子弟の選職指導の實際)
- △函館市の場國民學校(新體制下の職業精神啓培の方法)
- △室蘭市武揚國民學校(工業地に於ける職業精神涵養の具體的方法)
- △札幌市女子國民學校(都市に於ける女子職業指導の具體的方法)
- △野付牛中央國民學校(兒童の個性及び環境調査による選職法の實際)

紹介

求人數 三六、一六四
求職者數 二〇五、六三七
就業者數 二〇三、九八四

林業勞力難を克服
 造林關係に於ける勞務者の不足は、造林事業の進行に大きな障礙を來してゐるが、道廳ではこれを緩和策として造林報國運動を展開することに決した、實施要綱は次の如くである。

一 市町村營その他公共團體の經營に屬する苗圃に在つては造林報國の理念をもつて可成女子青年團、女子中等學校生徒をして勤勞奉仕せしむ

一 市町村營、社寺營等の造林に要する勞力は男女青年團及學校生徒をして可成奉仕的に當らしむると共に地元部落常會の活用により造林報國精神を以て之に當らしむること

一 個人にして企業的又は大面積に造林を行ふもの以外は可成自家勞力を以て爲さしむること

一 自家勞力不足の場合には部落常會をして造林報國理念の下に援助せしむること

一 出征家族、遺家族等の所有

管 轄 區 域	求 職 者 数	就 職 者 数
山林の造林は部落常會青年團の勤勞奉仕に依り行はしむること	一	一
一 勤勞奉仕に依る造林地には標札を立て奉仕者、造林面積、樹種、造林終了年月日を記載せしむること	一	一
一 學生、生徒その他市町村青年團等の應援による場合は之に要する交通費、食費等は經營者において負擔すること	一	一
一 造林報國運動の徹底を圖る爲め翼贊會支部と協力し木材資源の培養、治山、治水の重要性等に付高度國防國家建設上極めて緊要なることを強調すること	一	一
鑛山勞務者を確保	一	一
政府では昭和十五年十二月十五日より翌年三月末日までを鑛山勞務者確保期間と定め、炭鑛鑛山勞務者の充足に努めたが、同期間中に於ける道内國民職業指導所の幹施状況を見るに、石炭山關係は供出割當數五千名に對し六十パーセントの二千九百九十七名(内三月以内の短期勞働者は四百七十六名)金屬山關係は千二百名に對し四十四パーセントの五百三十三名(内短期	一	一
計	一〇七	一〇七

四六九

労働者百二十五名)が充足され
兩者を合せて供出割當数の僅か
に五十七パーセントより確保出
來なかつたわけである。

職業轉換て協議會

北海道中小商工業者職業轉換
協議會規程左の通定め、昭和十
六年三月三十一日、北海道廳で
告示した。

第一條 北海道廳に北海道中小
商工業者職業轉換協議會(以
下協議會と稱す)を置く

第二條 協議會は長官の諮問に
應じ中小商工業者の轉業及職
業轉換指導に關する重要對策
を審議し其の實行を促進する
を以て目的とす

第三條 協議會は會長及委員五
十名以内を以て之を組織す會
長は長官を以て之に充つ
委員は關係各廳官吏、民間産
業經營團體代表者及其他學
識經驗ある者の中より長官之
を任命又は委嘱す

轉業者の相談相手

道廳では昭和十六年、地方商
工事情の精通者、商工業者の指

導者又は商工團體幹部等の中か
ら、百餘名の職業指導員を委嘱
常に指導所と密接な連絡をとつ
て、職業轉換に關する業者の相
談相手とするともに、轉業狀
況の調査等も行はせ、轉業志望
者の指導斡旋の萬全を期した。

機械工補導所設置

中小商工

業者或は平和産業者の重工業轉
出希望者を收容して、一定の期
間工作機械操作の基礎技術を修
得させ、聖戰遂行に重要な重工
業部面に技術工として誕生させ
ようと、旭川國民職業指導所
は機械工補導所を設置すること
になり、昭和十六年六月十日、
開所式並に入所式を舉行した。

指導所研究部開設

函館國民

職業指導所では、生産擴充に重
點主義をとり、各國民學校と連
絡を執り産業小戰士を以つてこ
れに充足すべく積極的に協力し
來たつたが、昭和十六年、更に
少年職業指導及補導の完璧を期
するため、國民學校初等科、高
等科擔當職員をはじめ、指導所
管内の町村國民學校職員、職指
職員を網羅し、その上には幹

事、總理、部長を置き、職業協
會函館分會少年職業指導研究部
を設置した。同研究會は職業指
導及補導之に附隨せる事業の研
究後援をなすもので、要項とし
ては

充足特定期間設置

政府では

昭和十六年五月一日から三十一
日まで一月間を、民間軍需工場
緊急要員充足特定期間と定め、
同期間中、國民職業指導所は軍
務要員及び炭礦鑛山關係を除
くその他一切の求人取扱を原則
として停止し、専ら特定軍需工
場要員の確保充實に力を注い
だ。

函館指導所の試み

函館職業

指導所では、昭和十六年、新し
い試みとして、子供の持つ特性、
健康狀況による仕事の永續性、
家庭狀況に依る仕事の向上性の
三つを挙げ、これに科學的な檢
討を加へて就職斡旋をなすこと
とし、四月、函館市並に渡島支
廳管内各國民學校卒業生(高等
科のみ)五千人の内二千五百名
に對して以上三點を適用し、男
子二千名を工場向關係方面へ、
残り五百名を百貨店、銀行、會
社等に向けたのであるが、就職
一ヶ月後の成績狀況を調査した
結果、男子の方は擔當する仕事
の部門も適材適所といふ形で、
これまでのやうに自分の身體の
性格に適さぬため能率が舉がら
なかつたり、直ぐ罹病すると云
つた傾向がなく、上乘の成績を
収め、女子の方も同様なので指
導所では、更にこれを徹底化
し、今後の完璧を期してゐる。

野付牛町役場
町長代理 妻沼助太郎

北見國野付牛町

桑原鑛業商會本店

電話 五〇五番

店主 桑原啓次郎

外科

小林病院

院長 小林九郎

野付牛町 電五八番

産婦人科専門

野付牛町

吉田病院

院長 吉田角次

電一二〇番

深川町外十ヶ村組合病院

院長 八代雄三

保証 深川商業組合

理事長 津田源衛
常務理事 松山秀逸
深川町 電話 二四九番
常務理事 挽地儀三郎

大日本電力株式會社

深川營業所

深川商工會

會頭代理 市橋武夫

深川製氷販賣株式會社

取締役社長 市橋武夫

余北越館

館主 山崎義男
電話 二十七番

雨龍郡深川町

中部石炭配給株式會社

雨龍郡深川驛前 加一仕出し店 加賀美幸次郎



學校の翼賛

學校放送が國民學校の正科として採用せられ、又、本道に於てはそれ以前より、北海道教養放送研究会を主體として活潑な活動をつけて來たが、かねてより放送の持つ教育的意義及影響に對して重大な關心を示してゐる札幌中央放送局では、昭和十六年六月十三日札幌グランドホテルに、道廳學務部長其の他教育體育關係官、及び折柄視學會議のため出札中の七市十四支廳視學を招待して、ラジオ體操並に教養放送に關する懇談會を催した。デザートコースに入つて、藤原學務部長は北海道ラジオ體操會會長、教養放送研究会會長として、又樋口放送局長は放送當事者の立場より夫々教育關係者の同運動に對する協力を要望するところあり、ラジオ體

操參加人員倍加運動、部落會町内會に於ける體操獎勵、中等學校々庭開放、ラジオ體操實施十年記念北海道ラジオ體操大會、教養放送研究会の活動等の事項につき協議懇談をとげた。

教養放送研究支部

北海道教養放送研究会及同會札幌支部設立に引續き、昭和十六年三月七日、釧路市に於て札幌同様な北海道教養放送研究会釧路支部が組織せられ、十一日函館、二十二日帯廣、二十四日旭川と續々支部の結成を見た。何れも支部長に各市教育課長又は學務課長を推し、副支部長に視學、小學校長、其の他顧問幹事として各小學校長、訓導等全教育界を擧げて之に参加してゐる。

聴取加入者調

昭和十六年三月三十一日現在に於ける北海道樺太のラジオ聴取加入者數及十五年度内の増加數は左の通りで、その内譯を検討すれば、市部に對する郡部の普及率が例年に比較してぐんと

高まつて來てゐることが注目される。これは放送局が逓信當局と密接な連繫のもとに行つた農山漁村、殊に炭山方面に對する普及運動及び同方面放送番組の増加によるものと考へられるが北海道樺太の農山漁村に於けるラジオの普及發達は、配電其の他の關係上困難視されてゐたのであつて、かくの如き増加率を示したことは、成績良好とされ

加入者數	十五年度中 加入増加數	同右郡部計	合計
札幌市 二四、六三九	三、五二五	北海樺太 八七、七六一	一一一、三〇〇
函館市 二〇、〇八一	三、七三九	太市郡部計 一〇七、三二五	一二七、三四〇
小樽市 一四、〇一一	一、九二二	同右郡部計 一四九、九六六	一六四、三〇六
旭川市 九、九四七	一、九〇四	合計 一四九、九六六	一六四、三〇六
室蘭市 五、九二四	一、七五九		
釧路市 六、三四五	一、四一八		
帯廣市 四、六八〇	五五七		
市部計 八五、六二七	一四、八三〇		
石狩 一〇、三二二	一、九六〇		
空知 二六、五五九	六、三三七		
上川 一〇、八三三	一、九三二		
後志 五、〇九五	九七〇		
檜山 一、〇七六	三〇九		
渡島 六、八四八	一、八五二		

聴取者廿萬を突破

北海道樺太におけるラジオ聴取者は、昭和十六年六月現在で遂に二十萬を突破した。その普及率を百世帯當りで見ると札幌の六六、七パーセントを最高に、檜山支廳八、四パーセントを最低として、北海道平均三一、五パーセント。樺太を含めた札幌局管内の平均は三〇、四パーセントとなつてゐる。又市部平均五一、六パーセントに對し、郡部平均が僅二二、六パーセントに

なつてゐる。
未加入有力者開發
札幌中央放送局昭和十五年度
ラジオ普及運動の掉尾を飾る、
特定郵便局によるラジオ未加入
有力者開發運動は、昭和十六年
一月十一日より展開され、同三
月二十日をもつて終了した。

新規申込 同上
獲得数 (前年度)

渡島	三六八
後志	三三一
石狩	三九七
天来	二〇三
北見	二〇七
十勝	二〇七
釧路	二〇七
根室	二〇七
委託集配局	三〇五
無集配局	四八三
總計	四、一五九

放送と呼出符號

放送局の呼出符號並に放送開
始年月は左の如くである。

札幌	J O I K	昭和三・六
函館	J O V K	七・二
旭川	J O C G	八・九

帯路 J O O G " 二・二
J O P G " 一三・二

ラジオ相談所増設

ラジオ相談所は、激増した聴
取者の相談殺到に應じ切れぬ程
多忙を極めてゐたので、昭和十
六年七月十六ヶ所が新たに認可
された。これで札幌中央放送局
管内指定相談所数は七十ヶ所に
達した。

受信機を寄贈す

札幌中央放送局では、軍病院
及び託児所、母子ホーム、盲啞
院、養老院等の社会施設六十
ヶ所に受信機を寄贈して、再起
奉公を目指す白衣勇士の闘病生
活を慰問し、あるひはあどけな
き孤兒の群、薄俸の餘生を慰ふ
老人達をなぐさめてゐるが、昭
和十六年度は更に一段とかかる
方面の施設に力を入れることと
なり、先づ二十七ヶ所に、三十
六臺の受信機を寄贈した。

協力會議放送す

上意と下意の交流をめざす北
海道十一州の家族會議、市支廳
支部第一回協力會議は昭和十六

年三月二十六日午前九時半から
十四支廳七市一齊に開かれたが
宮城遙拜、戦歿英靈に對する默
禱等劈頭の行事に引續き、やが
て十時近く、各會場とも中央に
設けられたラジオにスキツチが
入れられて、異様に緊張した静
けきの中に翼賛會道支部長戸塚
北海道長官が諄々と協力會議の
發足の心構を説き、柏岡組織部
長が経過を報告する力強い一語
々が膨みこむやうに聞え、その
後の討議もかつてみない眞摯な
會議の雰囲気の中に進められた
これは石狩支廳支部の同會議席
上からの實況放送であつた。

聾なき對面を放送

昭和十六年三月二十八日靖國
の社頭で父と聾なき對面した遺
兒は、その喜びを歸つて母と語
りあつたが、札幌中央放送局は
全道各局を動員して、翌四月十
六日午後六時小國民の時間に遺
兒の感想を放送した。

最北端のラジオ塔

札幌中央放送局では北海道、
樺太の三十五ヶ所にラジオ塔を
設けてあつたが、昭和十六年三

月二十七日、眞岡町小公園に又
一基を新設して同町に寄贈した
形は神燈型である。尙これ本
邦ラジオ塔中最北端のものであ
る。

O I K 開局記念講演

昭和十六
年六月五日十三回の開局記念を
迎へた札幌中央放送局では西洋
民族史と實踐派哲學の權威者東
大名譽教授村川堅固博士、世界
教育聯合會副會長大島正徳氏を
招聘し午後七時半より札幌市公
會堂に於て時局講演會を催した

國境内川で録音

樺太敷香
の春のローカルを録音して全國
に放送のため、札幌中央放送局
では係員を敷香に派遣し、流水
のオホーツク海に咆哮するアザ
ラシの生態や、又オタスの杜の
土人の民謡トナカイの放牧状態
を録音することとなり、昭和十
六年五月二十四日は幌内川上流
のトナカイ放牧場で、異郷情緒
も豊かに、土人が牧夫となつて
多數の親仔が放牧されてゐる實
況を収録し、翌二十五日はオタ
スの杜で土人學童の唱歌、土人
女の民謡などを収めた。

蛇田郡喜茂別村 膽振鐵道株式會社 專務取締役 石田 康	壽都郡壽都町 壽都鐵道株式會社 取締役社長 畑 金吉	北海道虻田郡喜茂別村 保證 喜茂別用信購買販利用組合 責任 同 蔬 菜 罐 詰 工場 組合長理事 丸 子 齊
北海道虻田郡京極村協方 日鐵鑛業株式會社 俱知安鑛業所 上喜茂別支所 德舜瞥支所	歌棄郡歌棄村 保證 歌棄漁業協同組合 責任 組合長理事 橋本 與 作	北海道虻田郡喜茂別村 保證 喜茂別用信購買販利用組合 責任 同 蔬 菜 罐 詰 工場 組合長理事 丸 子 齊
壽都郡對都町 無限 壽都漁業協同組合 責任 組合長理事 上杉 六左衛門	歌棄郡歌棄村 保證 歌棄漁業協同組合 責任 組合長理事 橋本 與 作	北海道虻田郡喜茂別村 保證 喜茂別用信購買販利用組合 責任 同 蔬 菜 罐 詰 工場 組合長理事 丸 子 齊
北海道虻田郡喜茂別村 無限 磯谷郡磯谷漁業協同組合 責任 組合長理事 眞田 龜次郎	歌棄郡歌棄村 保證 歌棄漁業協同組合 責任 組合長理事 橋本 與 作	北海道虻田郡喜茂別村 保證 喜茂別用信購買販利用組合 責任 同 蔬 菜 罐 詰 工場 組合長理事 丸 子 齊

礦山、土木機械

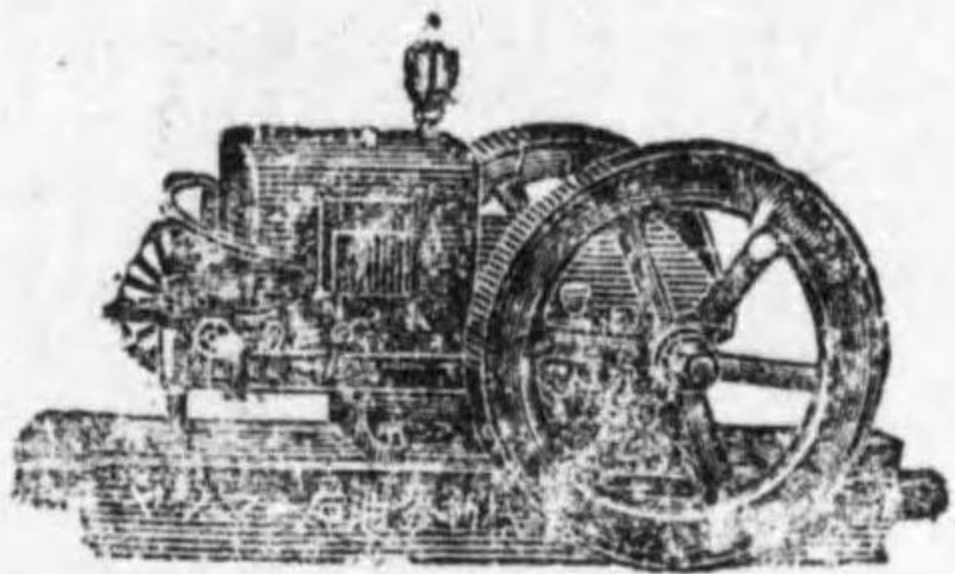
ヤンマーディーゼルエンジン

DM型

燃料謹少

馬力強大

H型



S型

3HP—130HP

工作、製材機械

製作發賣元

山岡内燃機株式會社北海道支店

旭川市四條通七丁目

電話四二五〇・四五八三

本社 支店 兵庫縣尼ヶ崎市長洲治京町(神崎驛前) 大阪・東京・福岡・京城・臺北

保證

旭川鐵工機械

旭川市九條通十八丁目右二號

器具工業組合

(〒 四五〇七番)

理事長 檜山直藏
常務理事 中川文太郎
主事 小川 薫

附屬 私立旭川鐵工青年學校

學校長 檜山直藏
專任講師 小川 薫
後援會長 石原三吉



函館及其附近

函館市 北海道の玄關である。古くから開けた貿易港で、近代的設備の整った北日本の大都會である。市は渡島平野の南端に拳狀をなして斗出せる函館山(一名臥牛山)の中腹から遠く放射展開してゐる。連絡船が防波堤口を這つて函館に入港する時、決ちよき涼風を満身に浴びつゝ、上甲板に佇立して眺むれば、山高く水深く其のパノラマの如き風光は、行客に極めて爽快なる第一印象を與へずには措かない。

連絡船は、青森に於けると同様岩壁に横付になり、直ちに列車に接続する。北海道の鐵道は此所を起點として全道各地を連絡してゐる。

函館公園 南二軒半、電車の便がある。臥牛山裾の高丘に在

觀光

り、市街、港灣の眺望に適する。園内には圖書館、水産陳列場等あり、又櫻樹多く、五月上旬から始まり、其の夜櫻は殊によい。

函館八幡宮 國幣神社、函館公園から約三百米、碧血碑への途中に當つてゐる。

碧血碑 函館公園から約六百米に過ぎない、箱館役佐幕黨戦歿者の記念碑である。函館山袖に抱かれた幽寂境で、往時を偲ぶに適はしい所である。

立待崎 (啄木の墓所) 碧血碑への登り口から更に半軒程、小徑を辿り行けば、やがて臥牛山の北腹懸崖直ちに碧潭に臨む立待崎の景勝を見出す、此處には舊臺場の跡がある。其の途中路傍左側に啄木の墓標が淋しく立つてゐる。生前函館に住み函館を愛し、若くして逝いた不遇の詩人石川啄木! 多感の人涙なめて曰く

東海の小島の磯の白砂に
我泣きぬれて蟹と戯むる
五稜郭公園 幕末の頃洋式最

新の設計に依り築成したる城郭で、圖案の星の如き五稜形を成してゐるので此の名がある。幕末維新史に著はれた箱館役に、榎平武揚・大島圭介等が據つて以て最後の血戦を試みた所、今は史蹟として保存されてゐる。廓内には櫻樹多く花期杖を曳くものが多い。城廓を繞る外濠は清水を湛えて、夏は好箇の水泳プールとなり、冬は結氷して函館隨一のスケートリンクとなる。

湯ノ川温泉 東北七軒、電車自動車の便がある。大氣清澄、風光頗る開豁。鹽類泉で湯量多く諸病に效あり、兼ねて北海道來往客の旅塵を洗ふに適してゐる。

根崎温泉 湯ノ川温泉場から約半軒、函館から直通自動車の便あり。宇賀ノ浦に臨み風光佳良の温泉場である。湯ノ川温泉根崎温泉はその中間を流る、松倉川に依つて相隣接して居り、合せて通稱湯ノ川温泉ともいふ。湯ノ川、根崎附近にはリリ1の花も多く咲く。温度七十度の鹽類泉である。

トラピスト修道院 トラピスト修道院の名のいかに魅惑的なことよ! 年若き人達に心あやしき迄の憧憬を覚えしむる修道院。其の女子修道院は湯ノ川温泉場から約四軒、眺望のよい高臺に、又男子修道院は上磯線渡島當別から徒歩約二十五分の所にある。修道院は皆物言はずることを信條とし、短き睡眠と長き祈禱と労働の連続と稱すべし、黙々たる、敬虔純清なる一種獨特の絕對禁慾的宗教生活を送つてゐるのである。訪れ行く人々も少くはないやうであるが、女子修道院内の參觀は絕對に之を謝絶してゐる。

大沼公園 曾ては新日本三景の一に選ばれ、最近には日本二十五勝の一として、其の名を天下に謳はるに至つた風景郷である。函館から二十八軒、大沼驛下車、大沼驛は園内に在る。湖は周回約三十二軒、大小二部に分れて飄形を成し、狭部に鐵橋を架して函館本線を通じてゐる。湖岸には三十二灣、湖上には大小百二十六の島嶼を泛べ、

四七七

架するに二十一橋、森繁り、水清く、而も活火山駒ヶ岳の奇峯近く蟠居聳立して之が背景を成すあり、風光極めて雄大明媚である。殊に西岸にあるひぐらし山から俯瞰した風光は繪よりも美しい。尙附近には鞍掛岩、尊菜沼等がある。

駒ヶ岳 下車驛は函館本線大沼又は駒ヶ岳、車窓からも良く見える。海拔千四百四十米、前記大沼の北岸に峙つ活火山で、昭和四年大噴發し全山熔岩に包まれ奇景を呈してゐる。大沼公園の勝景は此の駒ヶ岳の雄大魁偉なる背景を得て初めて畫龍に點睛されるのである。登路は大沼口と駒ヶ岳口の二あり、何れも完全で、婦女子さへ容易に登ることが出来る。大沼口は湖畔から地獄灣まで遊覽船約二十五分の所で、此處から頂上までは徒歩約二時間である。駒ヶ岳口は駒ヶ嶽驛から頂上迄徒歩約四時間半を要する。眺望頗る良く、晴天には噴火灣を隔てて對岸室蘭を望むことが出来る。冬季はスキー場としての好適地である。

鹿部温泉 鹽類泉で温度百九十五度、胃腸病、皮膚病、神經病に效がある。西方には砂原岳があり、北東は海に面してゐる。昭和四年六月駒ヶ岳大噴火の影響を受け附近一帯約二米の降灰に埋れてゐる。

昆布温泉 下車驛は函館本線昆布驛で、昆布温泉と稱してゐるが、其の中には青山、鯉川、紅葉谷、成田、湯本等の温泉が包含されてゐて、湯本を除く外は食鹽性炭酸泉である。附近のニセコアンヌプリ(千三百八十八米)チセムプリ(千三百三十四米)等はいづれもスキー地として最も適して居り、秩父宮殿下がスキーで御登山遊ばされたので有名である。

小樽及その附近

小樽市 北海道西部の關門で小神戸とも稱すべき商港である。北から西及南は丘陵山地を以て圍まれ、港は東に開き、全體として扇形を成してゐる。維新前は微々たる一小漁村たるに過ぎなかつた所であるが、其の

位置と天然の地形及時運の力に幸せられて長足の進展を續け、今や北海道の海運並に商業界に覇を稱ふるに至つたのである。市街は坂路が多いが市況極めて殷賑で、鐵道函館本線は市を北から南に貫通し、小樽(諸種の點に於て市の中心地)南小樽、小樽築港、色内、手宮の五驛が設けられてゐる。一方北日本汽船會社及近海郵船會社經營の鐵道省連帶樺太航路がある。

蝦夷富士 下車驛は函館本線比羅夫又は俱知安驛、車窓からも良く見える。海拔千八百九十米、後志盆地の中央に孤在聳立する端正な、ティピカルな缺頂圓錐形を成す休火山、北海隨一の靈峯で、其の秀麗なる英姿は車窓行客の目を樂しましむるに充分である。登路、石室等完備。登山期は七月十五日から八月末迄、高山植物極めて多種豊富、山頂からの眺望は雄大絶佳である。登山事務所附近に半月湖と稱する周回約四軒の湖があり眺望佳である。事務所から頂上迄は徒歩約四時間である。尙

は近年冬季スキー登山を試みる者が多くなつて來た。

北海道水産試驗場 余市驛の西一軒半、余市町大字濱中町にあり、練の基本調査、海洋調査其の他漁撈、製造の各般に互り貴重なる試験報告を爲してゐる。

小樽公園

小樽驛の西南約一軒半、地域約三千三百アール、大運動場、林間遊地其の他各種の設備が良く整つてゐる。市街背後の高丘地に在るので港内市街の展望に適する。冬は好個のスキー場となる。

古代文字

市内手宮驛附近、高架橋橋際に在る。元は洞窟の奥の岩壁に書きつけられてあつたものであるが、工事の爲に破壊せられて今は其の一部を残すに過ぎない。其の異形の文字は考古學者の永い研究を費したもので、史蹟として保存されてゐる。

水天宮山

南小樽驛から約一軒、多賀神社と水天宮祠がある。此の名がある。市の略ぼ中央に座する小山で、頂上の展望を移殖してゐる。園内樹林天を蔽ひ、綠芝地に敷き、所々に泉源ありて、清流を發し、其の他廣場、花園、温室、博物館等あり、幽邃典雅の別天地である。

札幌神社

札幌驛の西南約四軒、明治二年の創建で、大國魂神、大名手造神、少彦名神の三柱を奉祀し、官幣大社に列し、北海道の總鎮守、例大祭は六月十四日から十七日迄、參拜者で賑ふ。境内には櫻多く、見頃は五月十日前後である。附近の圓山と稱する綺麗な山は登路良く開け、沿道には八十八ヶ所の觀音像を祀り、頂上(三角標あり)からは札幌の大市街及廣漠たる石狩平野を鳥瞰し展望頗る佳、又其の豊麗な山林は天然記念物として保存せられてゐる。圓山の南面は冬季スキーの練習場として有名である。

藻岩山

札幌驛の南西約七軒、海拔五百三十米、道もよく登攀容易で眺望が佳い。圓山と同様處女密林地帯多く、天然記念物として保護せられてゐる。

眞駒内種畜場

札幌驛の南約

頗る佳である。

長橋苗圃

小樽驛から約二軒この苗圃には本道特有の各種苗木があり、綠樹鬱蒼として黃塵を避くる好箇の清遊地で、觀櫻新緑、紅葉の頃には拾て難い趣がある。

札幌及その附近

札幌市 北海道の首都で、北海道廳、鐵道局、逓信局、鑛山監督局、札幌財務局、控訴院、帝國大學、帝室林野局支局等がある。他は石狩大平野の西南隅に位し、圓山、藻岩の峯巒を負ひ、豐平の清流を控へ、街衢宏壯にして整然、恰も棋盤の目の如く、鐵道函館本線之を東西に貫通して、桑園、札幌、苗穂の三驛を設けてゐる。附近には石狩の沃野を控へ、商工業も大いに發展し、林檎、玉葱、ビール麻織物、櫻桃、乳製品、蔬菜類其の他各種の農産物を多く産する。維新當時迄は密林天を蔽ふ一帶の無人境たりし所、僅々半世紀間に於ける大府府創成の目覺しきには何人も吃驚を禁じ得ないであらう。

北海道農事試驗場

函館本線琴似驛の北約半軒に廣大なる試作場を有し、種子、種苗、土性植物病理に關する試験研究を行ひ、北海道農事の改良發達に資する所極めて大である。尙道内諸所に支場、特別試驗場を附設してゐる。

北海道工業試驗場

琴似驛の北約半軒、前記農事試驗場と隣接し、其の宏壯なる鐵筋コンクリートの建物は車窓近く見るとが出来る。内部の組織は醸造、窯業、化學、試験等に分れ、道産原料を以てする工業上の各種の研究、依頼分析、試験鑑定等を爲し、其の他幾多の研究も續々成功しつゝあり。

北海道商品陳列所

札幌驛の南約四百米、電車通に在り、道内所産各種の商品を陳列し、一般の縦覽を歓迎してゐる。

中島公園

札幌驛の南約二軒電車通の便がある。地域頗る廣く樹林繁り、廣場あり、清池を湛え、池上には貸ボートも多く、風景が佳い。池畔には北海道開拓上の参考品を陳列する拓殖館

がある。冬は園内の池が凍つてスケート場となる。

北海道帝國大學

札幌驛の北約半軒、驛と鐵道局との廳舎の間道を通り約百米、西五丁目踏切から電車の便がある。徒歩約八分である。明治五年の創立で前身札幌農學校の昔より、其の存在其のことが北海道の地に一大光明を與へつゝ、幾多の人材を輩出し、今や農學部、醫學部、工學部、理學部を綜合し、別に大學豫科、農學實科、林學實科、土木専門部、醫學専門等を附設して、文字通りに一大學園を形成してゐる。其の敷地は極めて廣く、昔ながらの老樹繁り、綠芝地に敷き、清流を繞らし、其の間に講堂を散布し、運動場、試作場等も廣く極めて感じがよい。大學病院は更に北約四百米の所に在る。

植物園

西南約半軒、北海道帝國大學農學部の附屬で、市の中央部に約三百六十四米四面の廣大なる地域を占め、此所に此の地方の處女原生林を保存し、其の他世界各地の植物約六千種

八軒、市の南郊に在る。北海道廳の所管に係り、牛馬其の他種々の家畜の模範牧場である。豊平川の右岸に廣袤約三十四萬アールの大地積を占め、遙かに藻岩、手稻の層巒を望み、眺望頗る雄大である。

月寒種羊場 農林省の所管する斯業獎勵機關で、多數の綿羊を飼育生産頒布してゐる。

定山溪温泉 札幌附近白石驛乗換、定山溪鐵道二十八軒餘の終點。札幌驛前から電車か自動車で豊平に至り、此所から定山溪鐵道に乗継ぐ、勿論苗穂驛から行くのも好いし、白石驛からも行ける。室蘭線からの旅客は沼ノ端驛から北海道鐵道線に乗換へ、東札幌驛で更に定山溪鐵道に乗替へるのである。定山溪は豊平川上流の谿谷に在り、緑山碧水、眺望絶佳、温度九十四度の單純食鹽泉は河岸隨所に湧出し、附近には錦橋、和尚巖見晴ヶ岡、月見橋、白糸ノ瀧、舞鶴瀧等の遊覽名所があり、初夏から仲秋頃迄が遊覽の好期である。又定山溪は峽谷に勝れて

ゐるのであつて、是非一遊の價値があらう。温泉場から約八軒瀧つた、所謂豊平峽がそれである。山は迫つて深い溪谷をなし水流は益々狭く疾い。仰げば天を摩す様な絶壁が原始林を凌いで立つてゐる。

野幌原生林 函館本線札幌附近厚別、野幌驛間線路右側に見える。北海道廳の林業試験場の管理する所で、地積凡そ三十五萬アール、根松、蝦夷松等の大密林で、天然記念物として保存されてゐる。

旭川及其附近

旭川市 北海道の中央部、四周連山を繞らした高地性盆地、天産豊なる川上沃野に在り、忠別、美瑛、牛別、牛朱別等の諸河川が太石狩の本流に合流する所、陸路交通の要衝に位し、市區宏壯にして整然、極めて感じの良い都會である。

北海道の米作は往年一般に悲觀せられてゐた所であるが、逐年改良發達し、而も造田計畫の進行に伴ひ、今後更に大いに發展の餘地あり。就中上川平野は

産額最も多く、其の品質の如きも極めて優良である。旭川の一般的遊覽箇所は常盤公園、近文舊土人部落、神樂岡公園等である。

神居古潭 列車が札幌を過ぎ江別、岩見澤、瀧川、深川と石狩平野を縦貫し、旭川に近づく

と一帶の連山石狩の大河を押狭めて此處に山水絶妙の佳景を造り、車窓行客の眼を樂ませる。春は花を照し、秋は紅を綴つて詩興を沸かすのである。石狩川の潭となり淵を作る所に架せられた奇橋を渡る時、誰か心神の爽快を感じないものがあるか。是より數町にして源義經の昔を語る神居岩の怪容を見るべく、コロボツクルの土窟に石器時代を偲ぶことも出来やう。

近文舊土人部落 旭川の函館寄隣驛近文附近、旭川から約四軒、此處に舊土人部落がある。昔時本州方面にも多く住み勢力を振つたアイヌ民族も、和人の交渉繁きを加ふるに伴れ、漸次衰退凋落して、其の將來は一般に大に悲觀せらるゝに至つ

たので、明治三十九年來特別の法律に依り種々の保護を加へられてゐる。北海道に於ける舊土人は主として東海岸方面に住み漁・農を生業としてゐる。鐵道沿線で視察に便な部落は此所近文(現代化してゐる)と、室蘭附近の白老(白老驛から約半軒、舊態を止めてゐる)とである。**常磐公園** 北約一軒半、石狩川本支流に抱かるゝ中島約千七百アールで、設備も良く整つてゐる。冬季はスケート場として有名である。

神樂ヶ丘 旭川驛の南約二軒小高い山で、樹林繁り、清流に臨み、眺望が良い。縣社上川神社は丘頂亭々たる檜の美林内に鎮座してゐる。**層雲峽** 旭川の隣驛新旭川から分岐する石北西線上川驛の東南二十四軒、大雪山の東北腹に深く刻まれた石狩川大峽谷の稍や開けむとする所で、緑山碧水巖峯飛瀑、風趣頗る佳く、加ふるに熱泉豊に湧出してゐる。春から秋まで遊覽客で賑ふ。所謂層雲峽は、上川驛から約

八軒の層雲別附近に始まり、石狩川に沿つて溯ること約二十四軒の間を指稱し、其の間兩岸に屹立する千六百米餘の大巖崖、一高一低、相連続して大小幾多の飛瀑を懸け(其の大なるものは流星の瀧、銀河の瀧の如きは高さ何れも百五十米以上)、全谿を埋むるに針淵混濁の一大原始林を以てし、悠久の流れ石狩の碧水其の間を縫ひ、大自然造化の妙途に此處に窮まるを思はしめ谷美の極致、大函・小函方面に至る林内歩道が開かれて、遊覽探勝には極めて便になつた。層雲閣前川の河中に蟠る蓬萊岩を利用して架けられた吊橋を渡つた石狩川の右岸が林内歩道の起點で、起點から約二軒の箇所は流星の瀧の眺望に富み、二軒半附近からは白龍昇天の慨ある銀河の瀧を望み、風光最も佳、此所には瀧見亭がある。明けては石狩川のヤマベを釣り、或は寫生に或は撮影に自然を捉へ、暮れてはキヤムプの中に身を横へて、自然と語り合ひつゝ夢路を

迎るといふやうな、楽しいキヤムピングを試みる若人も、漸く多くならうとしてゐる。**大雪山** 海拔二千二百九十米北日本第一の高山で、夏猶白雪を戴き、其の尨大魁偉なる山容は旭川附近からも望見される。大雪山は東西三十二軒、南北二十四軒の廣きに亘る一大山嶽の總稱で、最高峯旭岳を初め、北鎮、白雲、永山、小泉、烏帽子山、北海、凌雲等、何れも二千米を下らぬ十數の山岳を擁してゐるのである。**室蘭及其附近****室蘭市** 北海道の南西に位し内浦灣(一名噴火灣)口に突出し、眺望絶佳な測量山を中心とする繪鞆半島の連山を繞らした天與の良好で、室蘭本線から分れてゐる。港は本市の抱擁する巴狀灣内に在り、港口は西北に向つて開き内浦灣に面してゐる。青森、室蘭航路と室蘭本線鐵道との中繼地として水陸交通の要衝に位す。**繪鞆城址** 今は僅に昔の名残を止むるに過ぎないが、此種城

たので、明治三十九年來特別の法律に依り種々の保護を加へられてゐる。北海道に於ける舊土人は主として東海岸方面に住み漁・農を生業としてゐる。鐵道沿線で視察に便な部落は此所近文(現代化してゐる)と、室蘭附近の白老(白老驛から約半軒、舊態を止めてゐる)とである。**常磐公園** 北約一軒半、石狩川本支流に抱かるゝ中島約千七百アールで、設備も良く整つてゐる。冬季はスケート場として有名である。

神樂ヶ丘 旭川驛の南約二軒小高い山で、樹林繁り、清流に臨み、眺望が良い。縣社上川神社は丘頂亭々たる檜の美林内に鎮座してゐる。**層雲峽** 旭川の隣驛新旭川から分岐する石北西線上川驛の東南二十四軒、大雪山の東北腹に深く刻まれた石狩川大峽谷の稍や開けむとする所で、緑山碧水巖峯飛瀑、風趣頗る佳く、加ふるに熱泉豊に湧出してゐる。春から秋まで遊覽客で賑ふ。所謂層雲峽は、上川驛から約

八軒の層雲別附近に始まり、石狩川に沿つて溯ること約二十四軒の間を指稱し、其の間兩岸に屹立する千六百米餘の大巖崖、一高一低、相連続して大小幾多の飛瀑を懸け(其の大なるものは流星の瀧、銀河の瀧の如きは高さ何れも百五十米以上)、全谿を埋むるに針淵混濁の一大原始林を以てし、悠久の流れ石狩の碧水其の間を縫ひ、大自然造化の妙途に此處に窮まるを思はしめ谷美の極致、大函・小函方面に至る林内歩道が開かれて、遊覽探勝には極めて便になつた。層雲閣前川の河中に蟠る蓬萊岩を利用して架けられた吊橋を渡つた石狩川の右岸が林内歩道の起點で、起點から約二軒の箇所は流星の瀧の眺望に富み、二軒半附近からは白龍昇天の慨ある銀河の瀧を望み、風光最も佳、此所には瀧見亭がある。明けては石狩川のヤマベを釣り、或は寫生に或は撮影に自然を捉へ、暮れてはキヤムプの中に身を横へて、自然と語り合ひつゝ夢路を

迎るといふやうな、楽しいキヤムピングを試みる若人も、漸く多くならうとしてゐる。**大雪山** 海拔二千二百九十米北日本第一の高山で、夏猶白雪を戴き、其の尨大魁偉なる山容は旭川附近からも望見される。大雪山は東西三十二軒、南北二十四軒の廣きに亘る一大山嶽の總稱で、最高峯旭岳を初め、北鎮、白雲、永山、小泉、烏帽子山、北海、凌雲等、何れも二千米を下らぬ十數の山岳を擁してゐるのである。**室蘭及其附近****室蘭市** 北海道の南西に位し内浦灣(一名噴火灣)口に突出し、眺望絶佳な測量山を中心とする繪鞆半島の連山を繞らした天與の良好で、室蘭本線から分れてゐる。港は本市の抱擁する巴狀灣内に在り、港口は西北に向つて開き内浦灣に面してゐる。青森、室蘭航路と室蘭本線鐵道との中繼地として水陸交通の要衝に位す。**繪鞆城址** 今は僅に昔の名残を止むるに過ぎないが、此種城

址(チャシ)中大規模のものであつて、アイヌ史蹟研究家にとつては看過すべからざるものであつた。驛から約四軒餘。**八幡神社と測量山** 八幡神社は驛から約三百米、泉町の高地にあつて、市街を展望するに適してゐる。又遙かに膽振の諸峯有珠、羊蹄を望む景勝の地である。又神社裏手から通じてゐる道路をゆくと測量山(百九十六米)に出る。噴火灣を一陣に收め、駒ヶ岳、樽前山を望むことが出来る。途中に増市濱の景勝がある。**登別温泉** 室蘭線登別驛から達する。海拔二百米、峯巒を繞らし、溪流に臨み、風光佳絶の地で、明礬、鹽類、硫黄、含鐵泉等其の泉質多種、湯量豊富、設備完壁、廣く世に開えた名泉である。湯元地獄谷は温泉市街の上手約半軒の所に在り、此所に數十米の赭巖絶壁を懸け、崖下には淡灰色硫黄質の岩丘起伏連互し、大小無數の氣孔あり、濛氣四邊を罩め、地底から噴出する熱湯は流れて河を成し、壯

行く錦多峯口と、支笏湖口との登山道がある。この山には高山植物が繁茂して居り眺望も好い。

支笏湖 湖は標高三百六十米、周囲四十軒、深さ三百六十米、碧水漫々と湛えて海原の如く、湖岸には樽前(千二百三十三米)、フツプシメプ(千二百二米)、惠庭(千三百九十九米)等の火山其の他の連嶺を繞らし、山紫水明、得もいはれぬ佳景を現出している。夏から秋にかけてが遊覧の好期である。姫鱒は長さ三十程程の優美な淡水魚で、其の原産湖は阿寒湖(釧路附近)であるが、明治二十七年頃支笏湖に移入し人工孵化を始めたのである。其の後姫鱒は夥しく繁殖して、湖中に多産するザリガニと共に此の湖の名物になつたが、近來多獲等の爲多少減少してゐる。

勝遊覽客が激増した。見晴附近からの眺望は、一方に噴火灣、一方には洞爺湖、蝦夷富士を指呼すべく、冬季はスキー場として有名である。同洞爺、洞爺湖温泉、壯麗瀧ノ上間には發動機船の便がある。湖は圓形で周囲約四十軒、藍碧の清水漫々と湛えて其の深さ實に百八十二米、遙かに海面下に没してゐる。湖の中央には緑林に蔽はれた大小四箇の島嶼あり、最大島中島は湖上に屹立すること三百米、南岸の有珠岳、北方に英姿を見せる蝦夷富士と共に、一入洞爺湖の風趣を引立たせてゐる。

有珠岳 洞爺湖と噴火灣の間に聳る活火山である。海拔七百二十五米、敢て高山を以て稱すべきではないが、火山學上其の名は既に世界的である。洞爺湖温泉場と有珠との間に完全な登山道も拓かれてゐるから、洞爺湖に遊ぶ程の人は必ず訪ねべきである。婦人子供にも樂な道である。其の身親しく有珠の山上に佇立する人にして、初めて洞爺湖一帯の風光の眞個天下に冠絶せる所以を理解し得るのであらう。温泉場から新噴火口迄は徒歩二十分、其所から頂上へは徒歩約二時間で行ける。有珠岳の現狀は複雑を極め、火山學上の研究資料頗る豊富である。大古成生した大口徑は今外輪山として南屏風山となり、其の名の示すが如く急峻なる崖壁を以て眼下遙かの火口原(整然たる天成の植物帯を認め得)を包、そこに其の後の火山活動に依て大小二基、外輪山より高きこと更に約百五十米の大有珠山、小有珠山を出現せしめ、これ等の山々には或程度迄各種の樹木、山葡萄其の他雜草が繁茂してゐる。更に有珠の北腹洞爺湖温泉の上手には一帯の塊々たる粘土混りの高原があり、そこには其の大なるものは上徑百にも餘るべく、以下大小幾十の摺鉢形の凹穴がある。是れ約二十年前の大活動の際の噴火口跡である。更に奇なるはオガリ山(成長する山の意)である。洞爺湖温泉寄の禿山で頂上に近く數箇の竝列せる噴火口を有するから直ぐ

判る。之も二十年程前の活動の際にムクムクと盛り上つて、百五十米の高さを増したものである。之等は何れも地質、火山等に志す學徒をして、國寶的研究資料として讃仰措く能はざらむるものである。

釧路及その附近

釧路市 釧路平野の南端、釧路、阿寒兩河川の太平洋に注ぐ所に在り、東北海道隨一の良港で、十勝、釧路、北見、根室地方物資の集散市場として榮え、各種水産物、雜穀、石炭、畜産、木材類等の輸移出が盛である。**春採湖** 釧路市街の東郊、釧路駅から市中を通り幣舞の長橋を渡り約二軒にして達する。湖は周囲約六軒、東西に細長く、水清澄ではないが風光に富み、貸舟もあり釣遊に適し、冬はスケート場となる。尙附近には舊土人の遺跡が多い。**狩勝峠の展望** 北海道の中央を南北に縦走する大分水嶺を鐵道根室本線が横斷する所、北に旭岳の秀嶺を望み、南にトツカベツ山嶽を控え、天悠々雲飄々

廣表雄大にして然も原始的氣分を漂はすは是れ狩勝峠である。釧路方面に向ふ列車が落合驛を發すれば直ちに無人の大森林を縫ひ、急勾配線を上り、やがて山中の寂寞境石狩十勝の國境狩勝(海拔五百三十四米、北海道鐵道の最高地點)に達し、更に九百五十四米のトンネルを潜れば眼界急に開け、佐幌岳の裾を引きたる十勝の大平原は廣々漠々として雲烟の彼方に連り、其の雄大なる景觀に覺えず快哉の叫びを發せずにはゐられない。列車はこの高原を幾多の大カーブを描きつつ下るのであつて、信州姨捨附近、九州肥薩線矢嶽附近と共に、日本車窓三大雄觀として洽く世に聞えた高原の絶勝である。

阿寒湖と雌阿寒岳 雌阿寒岳(海拔千五百三十三米)は釧路、北見の國境に近く、雄阿寒岳(海拔千三百七十一米)と對立して聳ゆる活火山、東北海道有数の高峯で、阿寒湖は之等兩山の中間山袖に包まれて横はる周囲二十六軒の湖水である。阿寒岳には高山植物の珍奇なるもの多く、又阿寒湖は姫鱒の原産湖で、其の他蘆藻(天然記念物)と稱する他に類を見ぬ珍しい植物もある。附近一帯の地は最も良く大自然の原始的景觀をとどめてゐるが、交通は近年非常に便になつてゐる。雌阿寒岳へは湖畔から徒歩で約四時間半かかる。頂上からは噴火口の彼方に、阿寒湖の全景と雄阿寒を一眸に収めることが出来る。下りは約三時間である。

雨宮温泉 根室本線帶廣驛から約十二軒、附近は水田地帯で背後の旭山に上つて眺めると十勝原野を一眸に収めることが出来る。**阿寒湖と雌阿寒岳** 雌阿寒岳(海拔千五百三十三米)は釧路、北見の國境に近く、雄阿寒岳(海拔千三百七十一米)と對立して聳ゆる活火山、東北海道有数の高峯で、阿寒湖は之等兩山の中間山袖に包まれて横はる周囲二十六軒の湖水である。阿寒岳には高山植物の珍奇なるもの多く、又阿寒湖は姫鱒の原産湖で、其の他蘆藻(天然記念物)と稱する他に類を見ぬ珍しい植物もある。附近一帯の地は最も良く大自然の原始的景觀をとどめてゐるが、交通は近年非常に便になつてゐる。雌阿寒岳へは湖畔から徒歩で約四時間半かかる。頂上からは噴火口の彼方に、阿寒湖の全景と雄阿寒を一眸に収めることが出来る。下りは約三時間である。

弟子屈、當別温泉及摩周湖 弟子屈温泉は弟子屈驛から約七百米で、後には山を負ひ、前には釧路川の清流を控へ、所謂山紫水明の境である。當別温泉は弟子屈驛から一軒強で、當別川の清流に臨み、北西に雄阿寒嶽を望み、前に高臺を控へ、幽邃閑雅の地で、併せて櫻の名所として知られてゐる。温泉は前面高臺の崖から進出してゐる。摩周湖は弟子屈驛の東北約十軒にある陥没湖で、周囲約二十軒、海抜三百三十五米、水深二百八米で、中央に小島(カムイモシリ)があり、碧瑠璃鏡の如くである。湖の周囲は高さ約二軒の絶壁を繞らし、前面には高さ八百八十八米の摩周岳(カムイヌプリ)が巍然として屹立してゐる。**川湯温泉、硫黄山及屈斜路湖** 川湯温泉は川湯驛から約四軒、硫黄山麓の火山灰高原に位し、前に硫黄山の噴煙を望み、後に千古の原始林を控へ、大氣清澄眺望佳絶の別天地である。而かも附近一帯到る所湯脈を通じ、清澄玉の如き熱泉到る所に湧出して大小六、七本の湯の川となり、合して屈斜路湖に注いでゐる。湯量の豊富なること驚くばかりである。此處は屈斜路湖遊覽の根據で、約二軒で湖畔に出ることが出来る。硫黄山(アトサヌプリ)は川湯驛から二軒、川湯温泉へゆく途中で、附近平地を抜くこと凡そ五百米の活火山で、麓から頂上まで大小數十の噴氣口があり、異様の鳴音を發しながら盛に白煙を噴騰し壯絶凄絶の窮みである。此の噴

煙中には多数の硫黄を含有し、各噴気口の周壁には良質の硫黄を貯溜して、其の大なるものは直徑一米、高さ二米の硫黄塔を築き、其の上端から噴煙する等壯觀を呈してゐる。何等の危険なく其處に近づき、手を觸れて見ることが出来る。硫黄山頂には舊大噴火口があり、其附近からは展望頗る佳である。又山麓一帯は方二十軒の間、坦々たる火山礫高原で、而かも所々に白樺の点在する外、見渡す限り一面の磯躑躅を以て蔽はれて足の踏場もなく、殊に花期六、七月の候は美観何物にも比し難いものである。屈斜路湖は釧路川の水源地で、釧路國の北端、北見との國境に在る。日本第一の山湖で、頗る天然の風光に富み、湖は其の三面に一帶の原始林に蔽はれた藻琴、サマツケヌプリ其の他の連嶺を繞らし、周圍七軒、深さ百五十八米、碧水漫漫と湛えて大海の如く、其の中央には周圍十二軒の中島を浮べ、西岸には和琴半島の突出するあり、風趣極めて幽雅典麗であ

る。又湖岸池の湯、和琴半島到處に温泉が湧出し、野天の清泉に悠浴せる等、野趣横溢してゐる。

厚岸湖の牡蠣島 厚岸湖は釧路と根室の中間厚岸町に在る。厚岸灣に連る周圍約二十八軒の鹹湖で、牡蠣を多く産し、湖中には大小多数の牡蠣島がある。之は牡蠣の殻の堆積に因て成生したもので、島には特種の植物(厚岸草)が群生し、天然記念物として保護せられてゐる。尙附近には北海道三大古刹の一たる國泰寺があり、境内は眺望秀れ櫻樹多く、花期は五月下旬である。

根室港 根室町は根室本線の終端、我が國鐵道の最東端に位置し、千島、カムチャツカ方面出漁の根據地で、海産物の輸出港として榮えてゐる。根室公園は驛の東北約一軒半、根室港に臨み、晴天の日には國後方面の島山も眺められる。附近には縣社金刀比羅神社があり、其の御神體は有名な高田屋嘉兵衛が讃岐から奉遷したものである。

野付牛及その附近 野付牛町 豊穰肥沃なる北見平野の咽喉を扼し、交通の要衝に當り、新興の活氣に充ち満ちた都會である。

置戸の大森林 北海道は森林の國である。國有林御料林其の他公私有の大森林が到る所にあるが、鐵道沿線車窓近くに、崇嚴なる原始大森林の靈氣に觸れることの出来るのは、網走本線置戸、根室本線上尾幌、名寄と野付牛の間の一ノ橋、常紋等の各驛附近である。

網走港 網走本線の主要都市オホーツク海岸隨一の良港で、函館、小樽から航路も開け、木材及農産物の集散が多い。

網走湖 網走本線女滿別網走間、線路の左側に見える綺麗な湖水で、車窓行客の目を樂しませる。冬季はスケート場として賑つてゐる。

三眺山 網走湖の西方、網走川の長橋を渡つて四軒餘の所に在る小高い山で、網走湖、能取湖、オホーツク海を瞰下し得るのでこの名がある。

温根湯温泉 湧別線留邊藥驛から約十軒、武華川に臨み、蒼鬱たる山岳を負ふ閑寂境で、春は躑躅、秋は紅葉の名所として知られてゐる。泉質は硫黄泉である。この温泉は近年漸く一般に認めらるゝに至り、新興の氣分が横溢してゐる。

稚内及その附近 稚内町 宗谷本線の終端、北海道最北の都會である。しかし暖流の關係上氣候温順で、嚴冬の候にも海水が凍るといふやうなことはない。稚内は本州北海道方面と樺太との交通の順路に當つてゐる。函館稚内間には急行列車を運轉し、樺太への定期航路に接続する。航路は稚内大泊間及稚内本斗(樺太西海岸の要港、航海時間七時間)間の二あり、前者は鐵道省の經營であり、後者は北日本汽船會社經營鐵道省の連帶航路である。

名寄町 名寄線の分岐驛で、旭川、札幌、小樽方面から北見方面に至る交通の要衝に位し、各種産業は勃興し、町勢進展の狀眞に驚異すべきものがある。



札幌市北二條西三丁目清水ビル内
 北海食用油脂株式会社
 電話 六〇八五番

保証
責任
北海道地区

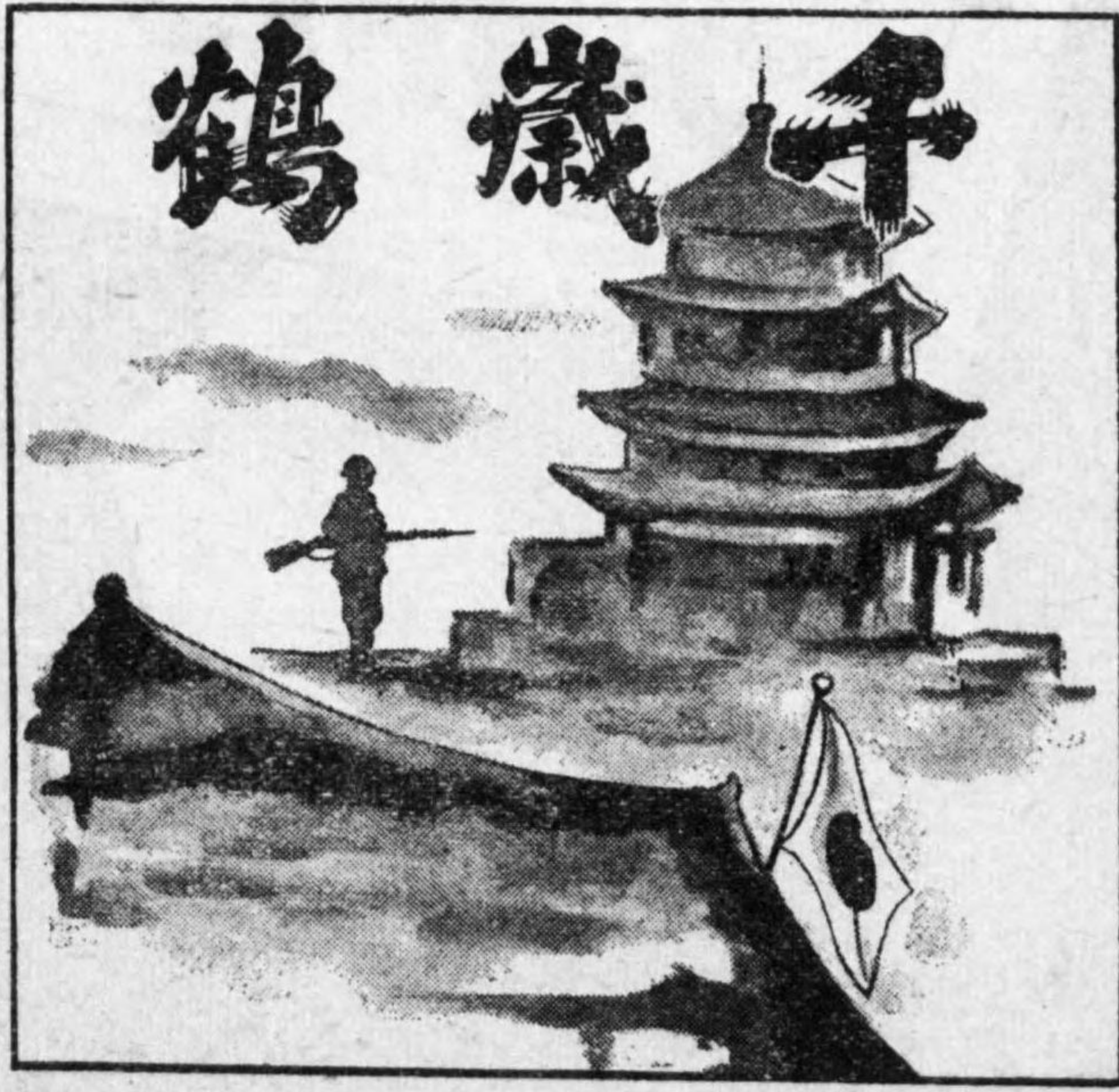
商業組合聯合會

札幌市南十條西一丁目十三番地

電話 代表 五二〇一番
直通 六一一九番

- 理事長 岩崎 國治郎
 常務理事 本間 與三郎
 田 中 鷹丸
 蔦 原 佐吉
 齋 藤 清一郎
 小 山 辰雄
 宮 崎 光治
 三輪崎 壽太郎
 常任監事

一番よい酒



日本清酒株式會社

表 彰

節婦孝子事績

十六年二月十一日
北海道廳長官表彰

五十嵐ハルコ(孝子) 昭和二年夕張町において炭山の労働に従事するも父寅吉は負傷により労働不能となりたるため苦小牧町に移住し水田一町歩及び畑二反の小作をなすも、父は永年眼病を患ひ視界を辨ぜず、母は病氣なるにより當時十七歳の女子の手一人にて耕作をなすも、連年の凶作と水害により収入の途なきため、夏は農家の日雇をなし冬季は木炭俵を編みて一家の生計を樹て傍ら父の眼病治療のため父を伴ひ三里の道を醫師の許に通ふこと三年、近時快方に向ふ等その志は孝子として洵に一般の模範である。

佐藤 雪(節婦) 夫長吉が罹病して以來長女せつ(四つ)長男良

表 彰

治(三つ)次女享子(二つ)の三兒を抱へ晝は店舗の經營に、夜は夫の看病に文字通り日夜を分たず努力したる甲斐もなく、遂に夫は罹病後三ヶ月餘にして死去した。

雪は未だ二十八歳、幼兒三名を抱へ全く途方に暮れ、涙の幾日を送りたるも世の母としての責務を痛感し、敢然夫の遺業を繼ぎ遺兒の養育を決意し、翌日より同村の人々は街に幼兒を背負ひて荷車を挽き、夜は深更に至るまで店舗の整理に、裁縫に、孜孜として勵む同女の健氣な姿を見感泣せざる者はなかつたといふ。

川島コムメ(節婦) 夫の壯健中は中位の生活を爲すも病に臥すや醫藥費用に追はれ、石炭賣店も廢業の運命にありたり、然るに本人は男女の區別すら知るに由なき服装に甘んじ身の振り

構はず、朝は未明より夜は深更迄骨身惜しまず奮闘せしが爲め世人の同情集り營業狀態好轉し現在二千數百圓の貯蓄を爲し得て生計を完うするに至りたるは全く本人の血涙の努力と徳行の然らしむるところである。

磯野ムメノ(節婦) 夫磯吉の死後二十年間幼兒四人を抱へて荒廢地を開墾し、營々辛苦、今日の美田をなし且つ夫生前の保証に因る辨償金千五百圓を完済するなど、殊に他家に嫁ぎたる長女、次女共數年前より病床に呻吟し、兩人共實家に歸りたるもなほ健闘今日に及ぶ。

土谷スエノ(節婦) 大正十四年九月夫に死別後今日に至る十六年間志操を變ぜず男子五人を全部軍人として國家に御奉公せしめむとの堅き決意より志願せしめたり、弱き女子の身を以て五人の子を養育するための苦心かつ再婚を肯んぜず勞務、行商、日雇等に從事して一家を樹てたる勞苦は實に模範とするにたる。

櫻井チエ(節婦) 明治四十三

年夫爲吉病床に臥す身となるや子女の養育と病夫の看護に五年の永きにわたり一日の如く碎身精勵したるも遂に大正四年夫爲吉は死亡せり、爾來一男三女を擁し家勢の進長に努めたるも昭和八年二男正春は感冒のため失明又翌年長女ツルは續いて不慮の死を遂げたり、斯る悲境にも潰えず盲ひたる正春を盲啞學校に入學せしむる等子女の養育と家政の挽回に努めつゝあり、現在愛婦白老村分會幹事をつとめ銃後の護りにも挺身してゐる。

濱田カツエ(孝子) 昭和二年濱田キミエ(孝子) 興部一團が灰燼に歸した際濱田家もその災厄に遭ひ、爾來家計思はしくなく苦惱の結果父理一は昭和八年遂に病氣に胃され、母は又幼兒多く病弱なれば生計益々逼迫を加ふ、こゝにおいてカツエ、キミエの兩名は決意も固く心を合せ姉は鼻骨軟症に罹り、聲も判然とせざるため家にて子守しつゝ魚類を販賣し、妹は未明に床を蹴つて海岸に買出に赴き、生計と父の平癒に心を碎いて來

四八七

たがその效もなく、父は昭和十三年六月溢死を遂げ、一家は再び悲嘆のどん底に轉落したが姉妹二人は母を勵まし、弟妹六人を擁しつゝ店舖の經營に日夜刻苦をつゞけてゐる、兩女とも資性温厚實に村の模範として賞揚されてゐる。

大針文子(孝子) 亡父吉五郎が肺を病み半年餘りも病床に呻吟した後昭和十二年遂に死亡し、間もなく母もリウマチを患ひ病床に臥すに至り家計甚だしく不如意となつたが同女は細腕を以て敢然と立ち上り家業の印刷工場を經營し日夜帯も解かぬ程努力し弟十吉と協力して病中の母と二人の病弟を看護し傍ら父業を維持した點女子青年の模範とされてゐる。

北出とめ(節婦) 大正十二年家計不如意のうちに夫五作が老父母並に十三歳を頭に一男六女を遺して死亡以來近親の再婚勸奨を斥け亡夫の遺志を繼ぐべく黒髪を切り落して農業經營に専念し三町三反の水田を維持、昭和六、七年の冷害凶作の折も文字

通り赤貧洗ふが如き慘憺たる生活に遭遇しながら克く勞苦を忍び育兒と孝養に献身的努力を續け家運を立直した。

石黒キヨ(節婦) 十年前夫に死別したが八歳を頭に三人の遺兒を抱へ克くその家業たる經木製品製造業に精勵し、日夜倦むことなく、家計の維持は勿論育兒等に辛苦せる傍ら事變勃發後瀧川町國婦幹事とし銃後奉公に率先し各種の範を示し、又隣保共助の精神旺盛にして冠婚葬祭その他種々の交際で赤心を發露せる献身的奉仕は婦道の龜鑑とするに足る。

門脇ヲナカ(節夫) 大正五年彼女が門脇新一郎に嫁した當時の門脇家は喜茂別山の奥で年老いた舅姑と六人の幼い義弟妹が夫新一郎の木挽職としての収入に依り細々と暮しを立てゝゐる状態であつたが、勞苦に打ちのめされた老舅が病床に臥すに及んで生計は益々窮迫し、日毎の糊口も困難となつたので知人の世話で現在の地に移住し三菱合資會社の荒蕪地四町歩を借受け開

墾に着手したのであるが天候不順その他の惡條件に禍され收穫皆無等に悩まされること二年、同行の移住者も殆ど逃げ出すやうな苦境に陥り家族も轉出を考慮するに程になつたが彼女が夫を勵まし、飽まで農事改良に奮勵せしめ辛うじて自給自足の域にまで到達した頃昭和九年舅と夫新一郎が相踵いで他界し再び苦境に突き落され一時は一家離散の運命にまで至つたが彼女は開拓地を人手に渡しては亡夫に對して申譯ないと姑や多數の義弟妹及び幼い自らの子供を抱へ家運の立直しに心膽を砕き多數の義弟妹及び子女を養育し一方開拓を完成した、再三の苦難を克服し女手一つで舅姑への孝養子、女の教養を成し遂げ志操を變へぬこと二十年全く日本農村婦人の典型である。

銃後の善行

十五年度道廳表彰
一、銃後後援善行者
石狩郡富別村

醫師 老川雪房(五六) 滿洲事變起るや率先輿論の善導に努め出征兵の慰問、戦死者遺族の援護に専心す又今次事變に於ては出征軍人遺族家族の無料診療を行ひ數回に亘る慰問袋(推定時價一千二百圓)慰問文等を發送する外遺族の慰藉に努め努力したる個人的善行事績顯著なり

農業者 大西麻太(四二) 勞力不足を來すや部落に率先して勤勞奉仕班を組織し應召農家の勞力充足に當りたり尙部落民を指導し一糸亂れぬ統率の下に生産力擴充及銃後後援に献身的努力を爲す外出征軍人壯行慰問には其の都度自ら家事を抛つて全村に亘り激勵鼓舞し銃後に於ける家計狀況を調査し遺憾なきを期しつゝあり

農業者 岩井ツヤ(六七) 國防婦人會の班長として老軀を顧みず出征軍人並に遺族家族の慰問援護に當りつゝあり其の一例としては自らは老軀のため農

業に従事せざりしも事變以來獻金如七段歩を設定し自ら日夜之れが作業に従事して絶対に他力を求めず家人隣保の者が老の身を氣遣ふも其の報國の念愈々固く遂に自力を以て畑七段歩を完全に收穫し其の収入の内五十圓を國防獻金に五十圓を銃後後援費に、五十圓を愛國、國防婦人會に、殘額二十五圓は部落軍人家族の國民學校兒童にして貧困なる爲め服裝、學用品に事缺く三名のものに夫々品物を購入し與へたり

を講じ自己の部落に尺別銃後後援會を設置し八月一日より事業を實施せるも間もなく全村一丸とする音別銃後後援會の設置を見るに至り之に合流せしめて其の事業に盡瘁しつゝあり又事變の長期性に對應して各種の生活改善を申合せ亦銃後施設として豫ねて計畫の託兒所を萬難を排して開設に努め遺族の優遇慰藉に努めつゝあり

金を續けつゝあり
上川郡江丹別村
農業 佐藤東四郎(六三) 銃後奉公會の相談委員として活動しつゝあるも軍人家族中に馬匹斃死して購入困難なる者あるを聞くや家事を顧みず遠く旭川方面に迄代馬の購入に奔走或は肥料購入の斡旋、小作料に付き地主との交渉、遺族の家事整理等を行ひて將來に對する生計方法、農耕經營方針を指導し又實行班長と連絡して努力奉仕の徹底を圖りて遺族家族の援護に努めつゝあり

へて各班員の出場の督勵に努め其の實績を收め來りたり又銃後奉公會に對する寄附は勿論特殊獻金の申出も一再ならざるものあり他面援護事業に就ても特に意を用ひ生活援護に慰藉慰問に努めつゝあり

浦河郡浦河町

商業 吉川勘平(六三) 部落内軍人家族の慰問、慰藉に努むるは勿論自己商品より衣類其の他の日用品を給し殊に兒童の學用品に對して軍人家族には常例として給與するもの十餘件に及んでゐる外昭和十四年度に於ては銃後奉公會に二百五十圓を寄附せり

白糠郡音別村

牧畜業 宮崎武美(五八) 今次事變勃發するや自己の居住する部落全員を集めて其の方策

養鯉業 藤森彌吾吉(六九) 事變勃發するや業務に諸事精勵し家計を引締め諸事節約し事變勃發初年度には一日壹圓次年度よりは一日參圓の割にて餘り豊かならざる家計をも省みず銃後奉公會に醸出又戦歿軍人の遺族には供物料を贈りて慰藉し只管銃後奉公に努めつゝあり

木材業 石川夏藏(六一) 銃後奉公會の實行班長に就任するや毎月一日の出征將兵武運長久の月次祈願祭に當りては當初參拜者僅少なるを見るや自ら班内各戸を巡訪して參拜を奨むると共に毎次の祈願祭の供物を自ら供饌する外毎月一回缺きず本村出身將兵に對し慰問狀を贈り且つ年二回に亘り私費を以て慰問袋の送付を勵行持續し來たれり送迎に際しても自ら班旗を携

紋別郡下湧別村

商業 長江紋平(五八) 軍人遺族家族の慰問慰藉、勞力援助、歡送迎等は至らざる處なく銃後奉公會實行班を指導し月一回は萬障を排して慰問を實行

表彰

し勞力援助は午前三時頃より六時迄の間に部落民を動員して完全之を爲して援護の實效を期すると同時に各家庭の家業に支障なからしめつつあり又歸還軍人が突然歸村したる際等に於ても業務を顧みず四百餘戸の各家庭に國旗を掲揚せしめると共に出迎方を督勵し銃後民の熱意を遺憾なく發揮するに努め又毎年冬季に於ては軍人遺族家族を巡回し積雪に困難しつづある場合は自ら先頭に立ちて除雪作業を爲し或は自己のみにて未明より衆目を避けて之を行ひ或は恒産を有せざるに生活費の一部を削きて遺家族に贈與しつづあり

及び銃後奉公會より見舞金を贈呈するやこれ以上社會の御厄介になるを喜ばずとて之を辭退一旦受領の上之を恤兵金として獻金せり常に傷痍軍人としての身を誇らず或は五男幸吉を失ひたるも自若として吾に倍して勳功を樹てたるを喜び吾身の國家に御厄介になる不自由を恥づる切なる心境に對し弔問者を感じせしめたり又幸吉の一周忌を迎へて張り勝ちな法要を自肅し極めて簡素に之を行ひ豊かならざる家計より五十圓を佛教會狩太分に寄附せり

三、軍人遺族家族善行者

札幌郡廣島村

農業 富樫タカ(十九) 十四歳にして父を失ひ小學校への通學の傍家業を手傳ひて母への孝養を怠らず一家の中堅として病弱の母を援け且幼少の甥姪を慈しみ五頭の乳牛と二頭の耕馬、五町餘の耕地を守りて奮闘せり尙兄の志を繼ぎて石造サイロを建設し經營の合理化を圖り馬耕より蒔付收穫と近隣より僅少の勞力援助のみにて完全に果

して兄をして何等後顧の憂あらしめず尙軍事扶助法の適用を受けしむべく奨めたるも之を斷りたり

浦河郡浦河町

印刷業 大針文子(二三) 半年餘病床に在りたる父死亡後家計不如意に至り間もなく母は病床に臥したる儘起居不自由なりし爲當時二十一歳の文子一人にて家計を整理し看護の傍ら兄を扶け印刷工場を手傳ひ日夜衣帯を解かざる状態なり昭和十三年後は當時函館商業學校に在學中の弟十吉に旨を含めて退學せしめ亡父の業を廢絶せざる様姉弟力を協せて日夜奮闘中末弟八百吉病床に臥すに至る更に又母

四九〇

及末弟は次々に死亡し一家は悲歎の極に達したるも克く志を變せず弟を勵まして家業を繼續しつづあり

斜里郡斜里町

下宿業 山田リツ(二八) 老母を扶けて素人下宿を營み弟の僅少収入と共に家族三人の糊口を凌ぎつづある内老母は病臥するに至り之が看護と下宿の經營を續け昭和十三年九月、軍事扶助を辭退し醫療費一切も人手を借らず完済し母を喪ふや勝氣なる性格は斷じて近隣の應援を受けず粗服を以て未明より深更に至る迄孜孜として家業に精勵しつづあり

札幌市

商業 五十嵐美榮子(二三) 戸主龜藏は病氣の爲家業に従事すること能はず兩親及弟四人と共に七人家族の家計を維持せんと粗服にて早朝二時頃起床し青果の買出しをなして得意先の御用を聞き配達をなして家業に努めつづあり

釧路郡釧路村

鑛山(選炭婦)源新タカ(四四) 公立小學校長兼市立實科高等女學校長 從六位勳六等 藤野 謙助 明治十六年三月十七日生

昭和七年夫死亡後幼き子女の養育に専念し一家を支へ後顧の憂なからしめたり而して昭和十四年九月長男の死と共に雄々しく自ら選炭婦を志願し就勞するに至れり初めての就勞なれば身體の疲勞著しきも終始一貫業務に精勵し一家の柱石となりて子女の養育に努め長男を失ひたる意色を現さず公益其の他の作業には率先出役しつづあり

空知郡夕張町

木工場(雜役婦)十鳥イト(二八) 昭和十二年八月以來三女を擁守りたり然るに昭和十三年六月夫の死を聞くや一時全く悲歎の極にありたるも健氣にも立直りて自奮自勵専心農業を續けたり長女の通學の便を考へ紅葉山市街に居を轉じ林口木工場に雜役婦として傭はれ午前六時より午後六時迄影日向なく精勵す又日常無事生活を續け得るは傭主並に多數町民援助の賜なりとの感謝の念より夏季日長き折には一日の勞働を終りたる後も更に畑に草取奉仕をなし又冬の日には

公會堂等の屋根の除雪をなし只管報恩感謝の奉仕に努む又特別賜金を賜與せらるるや聖恩の宏大なるに感泣し其の内より金四百圓を獻金せんとして町役場に申出でたるも町長は深く感激せしめ賜金の性質を説き之を斷念せしめたり又本人は生活困難なるにも拘らず軍事扶助を固辭し受けず而も夫の町葬の際に於ける弔慰金中より金參拾圓を獻金し又遺族扶助料を下附せらるるや町民より厚き恩を蒙りたりとて銃後奉公會資金に金五拾圓を寄附せり

釧路市

鑛山(選炭婦) 前原クニ(五一) 傷痍軍人にして病弱の夫を扶けて一家を支へ來りたるも大正十四年三月炭鑛の選炭夫として就勞し當時十三歳を頭に四人の子女を抱へ精勵恪勤、會社よりは模範従業員として表彰せられ家に在りては子女の教育に専念しつづあり

恩賜開拓獎勵金

表彰者事績調書

第五回分八名

本籍 旭川市二條通二十一丁目一番地 現住所 右同 農業 勳六等 奥田 千春 明治三十七年旭川町長に就任、次で昭和四年旭川市長に就任、市政の運用に専念し其の局に在ること二十有六年或は理事者として、或は議事機關として地方自治の進展に寄與し克く市民を指導誘掖して今日の發展の基礎を築くに至れり。又日露戰役には旭川報公會を設け出征軍人並に軍人遺族の救護慰藉の實績を挙げ、後謀りて北海道招魂場を改築し基金五萬圓造成の道場を確立せり、尙教育の普及と施設に努め全國に魁け小學校基本財産蓄積を圖り或は信用組合を創立して庶民の金融機關としての使命達成に努め又舊土人保護事業を敢行して生活改善に力を致す等其の功績洵に顯著なるものあり。

本籍 釧路市浦見町三丁目十五番地 現住所 釧路市彌生町四番地

公立小學校長兼市立實科高等女學校長 從六位勳六等 藤野 謙助 明治十六年三月十七日生 明治三十六年北海道師範學校卒業以來本道小學校教育に従事し勤続三十六年其の間小學校長たること二十五年、更に釧路實科高等女學校長を兼任すること十二年現に釧路市女子高等小學校長たり夙に學校經營の改善刷新に献身努力し教員の共同研究映畫教育等を提唱して之が實現を圖り、廣汎に亘る郷土教育資料を編纂して教育の徹底充實に資す。又兒童體育振興の爲全國に率先して小學校教育に柔道を創設し以て體位向上を圖ると共に學校衛生施設を整備して顯著なる成果を收め其の施設經營洵に他の範たるもの尠からず尙各種體育團體の指導者となりて市民體育の振興に盡し綠化運動を提唱して之が指導に膺る等本務の傍ら社會的方面にも孜々として活動し其の功績顯著なり。

本籍 紋別郡遠輕町字學田二百六十二番地ノ六

表彰

現住所 紋別郡遠軽町字下社 名淵五百六十番地 財團法人家庭學校社名淵分校教師兼校長代理 鈴木 良吉

明治十八年三月十日生 大正三年不良少年救護の目的を以て財團法人家庭學校社名淵分校の設立せらるるや同校教師として不毛未開の原始林を開墾し幾多の苦酸を嘗めつつ同校の經營と農場の開墾とに従ふ。大正七年北米合衆國に留學して、社會事業の視察研究を爲し、歸任後同校長代理として終始一貫同校の事業經營に當り現に約四十名の生徒を收容して其の教護に献身的努力を致しつあり、社會事業中最も困難とせらるる少年救護事業に従事すること二十六年、其の間幾多の子女を改過遷善せしめ本道私設社會事業の發達に貢献したる功績極めて顯著なり。

本籍 札幌市北三條西三十三丁目三番地 現住所 右同 北海道帝國大學名譽教授

從三位勳三等 橋本左五郎

慶應二年九月二十日生 明治二十二年札幌農學校卒業後同校助教に任ぜられ同廿八年牧畜及畜産製造學研究の爲、三箇年間獨國に留學同三十三年歸朝、同年札幌農學校教授として就任、次で官制改正の結果北海道帝國大學と改稱せらるるに及び同大學畜産科教授に任ぜられ其の間實に三十有四年、其の薰陶を受けたるもの全國に及び我が國畜産教育の發達に貢献する所洵に甚大なるものあり、又育英の傍ら煉乳の研究に力を注ぎ本邦煉乳界に寄與する所尠からず、大正十二年北海道畜産課長事務取扱を命ぜられ次で畜産課長となり、在職中北海道畜産計畫の基礎を樹立し之が實行指導督勵に盡す。昭和二年北海道廳を退き翌三年北海道帝國大學名譽教授に任ぜられ傍ら斯界の爲貢獻しつあり。

本籍 東京市淀橋區西大久保二丁目二五〇番地 現住所 札幌郡江別町字對雁 九十四番地

酪農業 町村 敬貴

明治十五年十二月二十日生 夙に畜牛の改良と乳酪農業の振興に志し明治三十九年札幌農學校を卒業するや北米合衆國に渡り牧場に在りて實地の研鑽を積むこと五年、次で洲立農科大學酪農科を卒へ歸朝するや、石狩町に牧場を經營、昭和三年江別町に轉じ、畜牛育成の傍ら意を土地の改良に須ひ、幾多の苦心を重ねて遂に肥沃なる農耕地たらしむるに至れり。又家畜の飼養と改良畜種に力を致し再三渡米、優良畜種を購入して其の普及を圖り、一意専心斯業の發達に貢献し、毎年優良牛を滿洲及蒙古聯盟自治政府等に輸出、其の蕃殖に寄與せる所甚だ大にして功績洵に顯著なり。

本籍 福島縣相馬郡石神村 北長野字北原田二百三十九番地 現住所 宗谷郡稚内町本通北一丁目二十九番地 旅館業 菅野 榮助 明治三十九年九月二十二日生

鳥縣より枝幸郡頓別村に移住し初め造林業に従事せるも後未開地の賣拂を受けて荆棘を伐採し凡ゆる困難と闘ひつつ營々之が開墾に従事し二十年間の努力空しからず遂に豫定の成功を收む其の間部落有志を勸説して學校の建設を圖り又鐵道の敷設せらるるや進んで自己の所有地を寄附し更に濱頓別市街地形成の爲所有地三萬坪を解放して其の發展に貢献す尙道路橋梁の開墾、寺院敷地、神社基本財産其の他公共事業に對し多大の寄附を爲して村治發展に盡力せる所尠からず、其の功績洵に顯著なり。

本籍 上川郡多寄村三十六線西八番地 現住所 右同 農業 富生 藤吉

明治十四年七月十八日生 明治二十五年福井縣より渡道上川郡忠別太厚野に於て父母と共に開墾に従事し、後上川郡多寄村原野に轉じて専ら水稻耕作の普及に努むると共に同志と相圖り土功組合を組織し凡ゆる辛苦を嘗め今日の既成水田段別三千

年五月當選以來九回)

五百町歩を有する道内屈指の多寄村土功組合を完成せる外、本道特有なる泥炭地の濕地及粘土地等特殊土壌の改良に努め客土事業の獎勵施設を圖り、土地の生産力を昂め産米の増收、品質の向上に盡す等其の功績洵に顯著なり。 本籍 勇拂郡苦小牧町表町二番地 現住所 右同 苦小牧警防團長 小保方卯市 明治四年十一月五日生 大正三年苦小牧消防組頭となり爾來今日迄二十有六年間消防上の施設改善に力を致す。當時消防施設は腕用唧筒一基を有するに過ぎざりしを以て率先有志並に關係當局に力説して、大正四年以來數次に互り組織の變更擴充と設備の完璧を期し、今日略其の目的を達成するに至れるは一に其の獻身的盡瘁に依るものにして功績洵に顯著なり。

道會法施行四十年

十五年北海道廳 道議功勞者 (參與年數二十六年明治四十四)

北林 屹郎

明治六年八月二十三日生 (同二十年大正九年八月當選以來六回) 坂東秀太郎 明治十二年五月十三日生 (同十六年大正十三年以來當選五回) 河合才一郎 明治十六年八月十七日生 (同十二年昭和二年八月當選以來四回) 吉野五郎次 明治十八年三月二十七日生 (同同) 兒島 銀藏 明治二十四年七月二十日生 (同同) 田中 信夫 明治三十年三月七日生 (同十年昭和三年八月當選以來四回) (中二年間失職) 太田鐵太郎 明治十六年四月五日生

△道會速記者 納谷直次郎 勤續四十年 森本 徳藏 同 十九年 木炭増産供出功勞 十五年分道廳表彰 一 個人表彰 石若末吉(厚澤部村) 吉田佐助 (太櫓村) 水野良一(利別村)

茂庭久五郎(同) 小田寅藏(門別村) 守屋繁(同) 舟川孝作(平取) 五十嵐貞治(同) 川田榮次郎(門別) 本間勇藏(穂別) 吉岡友吉(鶴川) 川田淺次郎(靜内) 前川善之丞(同) 切石善吉(三石) 今村作松(三石) 上林圓次郎(苦小牧) 竹内熊次郎(千歲) 渡部榮藏(同) 入谷與三郎(留萌) 島田由太郎(歌登) 野崎好次(美幌) 徳倉千太郎(同) 谷本繁次(津別) 岩本太郎(同) 飯田幸太郎(上士幌) 清水守平(大樹) 井原吉之助(本別) 島影忠松(池田) 南出南榮(大津) 藤田常二郎(弟子屈) 平川庄六(釧路) 山本朝五郎(弟子屈) 阿部福次郎(鳥取)

昭和十五年度農事實行組合事務表彰

道區域團體 上川山部村 第六農事實行組合 石狩廣島村 下中ノ澤同 日高三石村 蓬萊 同 支廳區域團體 東旭川村 第十八區西部農事實行組合 龜田村 園 同 虻田郡字三豐 三 豐 同 東瀨棚村 丹羽第三區同 頓別村 仁達内 同 佐呂間村 仁倉西 同 妹背牛村 第六區南 同 士幌村 相 互 同 遠別村 中央第二 同 大江村 大江第三 同 石狩支廳 新篠津村 川下農事實行組合 琴似村 北一番通 同 厚田村 聚富堀頭 同 札幌村 丘珠北部 同 篠路村 篠路村十軒 同 千歲村 上新劍淵共和 同 豐平町 下西山 同

表彰

濱益村	實田村本通	美唄町	第十八區第二農	知內村	重內第一農事實	中頓別村	上頓別第一
圓山町	圓山第六區	幌加內村	事實行組合	八雲町	野田生	枝幸村	音標
手稻村	下手稻中	多度志村	正和第一	留萌支廳	石倉	日高支廳	同
上川支廳	同	雨龍村	屈狩	小平藥村	折真布第三農事	三石郡歌笛村	歌笛第一農事
多寄村	第四區東農事實	江部乙村	第七區下中島同	增毛町	實行組合	函館市	實行組合
上士別村	行組合	岩見澤町	第二十四區第一	遠別村	阿分	函館市湯川	日吉町第一農事
比布村	第六區	納內村	組	初山別村	中央第二	河川作業優良成績	十五年道廳表彰
永山村	第十七區	角田村	南利根別第一	羽幌町	風連別南中區同	一、河川保護組合表彰	△十勝本別町河川保護組合△留
東川村	第四區第二	新十津川村	南學田第四	膽振支廳	築別高臺	函館市湯川	函館市湯川
智惠文村	第九區	幌向村夕張太	第二區富丘	苦小牧町	同	新冠村	下野深
東旭川村	第六區	沼田村	沼之端	伊達町	植苗遠淺北農事	平取村	山高江
山部村	六區西部	北龍村	奔三部	蛇田町	實行組合	函館市	紫雲古津第一
東山村	第四	由仁村	和第一	安平村	西關內第四部同	函館市	同
美深町	東山村第十三	長沼村	下古山西	江差町	東早來	函館市湯川	日吉町第一農事
愛別村	豐胎第二	浦白村	第七區中央	太櫓村	同	河川作業優良成績	十五年道廳表彰
中川村	上伏古第二	三笠山村	第四區中央	奧尻村	同	一、河川保護組合表彰	△十勝本別町河川保護組合△留
和寒村	パンケペンケ	芦別村	第三區	厚澤部村	櫻丘	岩見澤町同、美唄町同△上川比	布村同中川村同△日高靜内町同
神居村	相馬	川西村	三又第二	宗谷支廳	同	幌別川左岸同△後志喜茂別村同	幌太村同△十勝音更村同、芽室
東鷹栖村	第十一區	芽室村	同	猿拂村	淺茅野臺地第二	同	村同
劍淵村	第七	士幌村	同	稚內町	農事實行組合	仁達内	同
常盤村	西和	渡島支廳	同	頓別村	上勇知中央	同	同
中富良野村	十二線	廣尾村	岩内農事實行組				
名寄町	報德第三	本別町	合				
風連村	有利里中央	南士幌村	同				
南富良野村	第五區中央		同				
下川村	共立		同				
空知支廳	第二區十五線同		同				

四九四

△渡島小島村、森町、八雲町學	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
林河川保護組合、知内村湯ノ里	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
同、大澤村△檜山上ノ國村河川	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
保護組合、江差町河川道路保護	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
組合、厚澤部村河川保護組合△	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
後志余市町同、南尻別村同、俱	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
知安町同、大江村同△上川神樂	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
村同、和寒村同、中富良野村同	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
鷹栖村同、神居村同、當麻村同	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
上士別村同△留萌幌延村同、羽	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
幌川同△宗谷歌登村同、中頓別	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
村同△膽振長流川河川保護組合	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
同、穂別同、安平同、厚真	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
村同、伊達町同、△日高平取村	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
河川保護組合、門別村沙流同、	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
門別村同、幌泉村同△十勝大正	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
村河川保護組合、幕別村同、川	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
西村同、清水町同△釧路國白糠	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
村庶路川河川保護組合、白糠村	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
茶路川同、鳥取村新釧路川同、	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
穂別村同、釧路村同△札幌市河	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
川保護組合△帶廣市同△旭川市	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
同	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
郵便事務(十五年度)	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
札幌逓信局長表彰	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
業務優良	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
△優良業務獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部
一等 深留地方支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部	△優良獎勵支部

四九五

一等 野付牛大通
 二等 旭川三條、函館驛前、札
 幌北七條
 三等 札幌苗穂、札幌南一條西
 十一、旭川一條二、函館堀川
 小樽梅ヶ枝、小樽綠町、札幌
 南三條、菊水、茶津、東臺、
 熊泊、余市澤町、函館鶴岡、
 札幌南一四四八、小樽花園、
 木直、札幌南八條、帶廣鐵南
 札幌南五條、札幌南四條、吉
 野

簡易保險增加應援
 十五年度分(逓信局)
 △指定局以上の分
 深川町、根室町、釧路市、帶廣
 市、壽都町、名寄町、小樽市、
 岩内町、俱知安町
 △特定局の分
 南富良野村、香深村、仙法志村
 江部乙村、發足村、三石村、常
 呂村、篠路村、濱益村、月形村
 右左府村、羅白村、船泊村、當
 別村、上川村、温根別村、多寄
 村、島野村、黒松内村、落部村
 門別村、相内村、渚滑村、鬼脇
 村、沼田村、上富良野村、中富
 良野村、士別町、中川村、東島

牧村、知内村、八雲町、廣尾村、濱中村、遠別村、江別町、小澤村、亨極村、狩太村、小島村、磯法華村、團體長、茂別村愛婦分會長木村いよ他十九名、十勝國清水町石道政治他二百九十九名

全國町村長會表彰

十六年一月二十日、檜山郡江差町長 佐野 勇松、元夕張郡長沼村長 渡邊喜惣治、同由仁村長 梶 次郎、實業教育振興功勞、十六年紀元節表彰、函館工業學校長 瀧澤 一馬、小樽水産學校教諭 神 六男、道廳で教育家表彰、十六年二月十一日、札幌郡圓山第二尋高長 村井 秀三、岩内尋高長 一柳 直枝、空知郡常盤尋高長 齋藤 慶男、上川郡旭川尋高長 今宮 虎雄、常呂郡野付牛東尋校長 石原 傳平

河東郡上幌內尋長 加藤嘉藤次、天鹽郡問寒別尋高長千葉 猛雄、函館市新川尋長 輪島 良作、小樽市長橋尋長 高山喜市郎、釧路市日進尋高長 小川 吉雄、道廳で警官を表彰、十六年二月十一日

助作△帶廣同松浦與吉△廣尾同齋藤貞三郎△紋別巡查廣瀬由吉△稚内同濱田嘉市郎、同同福田竹次郎、租稅委員と功勞者、十六年二月十一日

△刑事課巡查部長及川彌治郎、同同茂木貫一郎、同同安藤正一、△札幌同佐々木清、同同巡查星惣次郎△函館巡查部長大町憲三、同同巡查布廣嚴雄、同同鈴木末治、同同丸山春之進△函館水上同三上徳太郎△俱知安同峯田幸一、△小樽巡查部長與與太郎、同同巡查金山徳治、同同武田松五郎△古平同小木曾研△瀧川同伊藤豊好△釧路巡查平野清正△美幌同高橋惣五郎△野付牛巡查部長五十嵐猛△瀧川巡查河上留吉△深川同遠藤政義△旭川巡查部長嶺立二、同同巡查川上宗二郎、同同小野秀信△名寄同赤間留吉△土別同熊谷万太△富良野同齋藤利郷△羽幌同千葉宗一△室蘭巡查部長京谷市三郎、同同巡查佐々木政五郎△室蘭水上同鈴木鶴治△伊達同根井鍋十郎△靜内同木村

村) 檜原志津馬△所得調査委員(夕張郡栗山町) 小林米三郎△同上(岩見澤) 山口宗太郎△土地賃貸價格調査委員(樺戸郡浦白) 尾花兵藏△相續稅審查委員(空知郡北村) 北村龍△同上(幌内村) 蜂谷吉三郎△同上(瀧川町) 廣部伊織△土地賃貸調査委員(瀧川町) 神部爲藏△所得稅審查委員(深川町) 杉澤通正△所得調査委員(旭川市) 西田幸次郎△所得調査委員相續稅審查委員(上富良野村) 吉田吉之輔△所得調査委員(富良野町) 勝山定吉△同上(鷹栖村近文) 山下甚藏△相續稅審查委員(旭川市) 大谷岩太郎△同上(旭川市) 下村正之助△土地賃貸調査委員(中富良野村) 安井慎一△所得調査委員(上川郡名寄町) 土橋信江△同上(天鹽町) 大瀧源六△同上(留萌町) 若林與三吉△相續稅審查委員(宗谷郡猿拂村) 渡邊修城△土地賃貸價格調査委員(中頓別村) 渡邊勝重△同上(宗谷村) 村岡喜三郎△所得調査相續稅審查委員(室蘭市) 白井邨三郎△所得調査委員(室蘭市)

増岡織三△土地賃貸價格調査委員(室蘭輪西町) 田中義高△同上(苦小牧町) 小保方卯市△所得土地賃貸價格調査委員(安平村早來) 志賀智△所得調査委員(伊達町) 伊藤政治郎△土地賃貸價格調査委員(伊達町) 遊佐肅△所得調査委員(虻田町) 守谷忍△土地賃貸土地調査委員(豊浦村) 三浦勇五郎△所得土地調査相續稅審查委員(浦河町) 奥田惣兵衛△土地調査相續稅審查委員(様似村) 高尾佐太悦△土地賃貸價格調査委員(三石村宇歌笛) 林末松△所得調査相續稅審查委員(野付牛町) 伊谷半次郎△相續稅審查委員(釧路市) 兩角榮治△所得調査委員(釧路市) 坂本源永△同上(釧路市) 金井重喜△土地賃貸價格調査委員(根室町) 柳田鐵三△所得調査委員(根室町) 熊谷近吉、道廳の稅務功勞調、十六年二月十一日

一 市町村吏員、△石狩、札幌郡琴似村書記丹生谷重次△檜山、久遠郡具取潤村書記補松前吉太郎△後志、岩内郡發足村書記小田亮一△空知、美唄町收入役山本仙次郎△網走紋別郡西興部村收入役安田與一、遠輕町書記高橋圭介、美幌町收入役森川末盛△膽振、白老郡白老村元收入役田邊忍、有珠郡德舜警村書記長澤穂△十勝、河東郡鹿追村書記高橋義雄△釧路國厚岸町書記戸田義象、足寄郡窪別村收入役那須野兼作△札幌市、事務員紫波與一△小樽市、書記菊岡正繩△室蘭市、書記關安賢△旭川市、主事荒川潔、一、個人

野付牛町合田辯一郎△膽振、虻田郡虻田町杉上藤平、同柴崎新太郎、同白井樹治郎、同笠谷靈海、同田邊義秋△十勝、河西郡大正村片岡增五郎、上川郡清水町山田刀根吉、河東郡士幌村平松寅吉、中川郡豐頃村松岡正次、中川郡西足寄村佐藤嘉平、中川郡幕別村國安勝太、同吉田菊太郎、同角田政平△釧路國、厚岸町三井義一、厚岸郡濱中村長谷川九藏、厚岸郡濱中村上野二作、厚岸郡濱中村高田七三郎、足寄郡窪別村中村勝正、札幌市伊藤啓三郎、釧路市宇隨長、貯金獎勵の功勞者、十六年二月十一日、國民貯蓄獎勵局で、△檜山郡厚澤部村、木間内規約貯金組合、△岩内郡岩内町、岩内町紀元二千六百年記念愛國貯金組合、△空知郡瀧川町、瀧川町第八區國民貯蓄組合、△上川郡當麻村、當麻村第十四區第二伍國民貯蓄組合、△網走郡女滿別村、大成第四貯蓄組合

△勇拂郡安平村、遠淺小學校貯金組合
 △浦河郡荻伏村、荻伏村婦人報國貯蓄組合
 △十勝大津村、厚内國民貯蓄組合
 △釧路郡釧路村、別保坑産業報國貯蓄組合
 △野付郡別海村、別海村産業組合員國民貯蓄組合
 △函館市高砂町、高砂町國民貯蓄組合
 △旭川市宮下通、宮下中央會貯蓄組合
 △室蘭市、室蘭地方煙草小賣人國民貯蓄組合
 △札幌郡廣島村菅原善藏(農業)
 △茅部郡森町、勳七等佐野雨田(信用組合長)
 △余市郡大江村、木村健次(宿業)
 △苫前郡初山別村、高橋忠賢(僧侶)
 △宗谷郡宗谷村、澤内精治(小學校長)
 △網走郡網走町、東海林義寛(教員)
 △虻田郡豐浦村、齋藤しも(婦)

人分會長
 △中川郡幕別村、内海龜之助(小學校長)
 △白糠郡菅別村、川口正義(造成組合長)
 △札幌市南八條、陸軍少將從四位勳三等三坂隆精(在郷軍人分會長)
 △帶廣市西二條、從六位勳七等森義平(郵便局長)
 △釧路郡釧路村、神八三郎(畜産組合長)
 貯蓄關係道廳表彰
 十六年二月十一日
 △功勞者(十名)久遠郡貝取淵村字宮野田中市四郎、古宇郡神惠内村大字赤石村山内豐吉、樺戸郡浦臼村字浦臼内伊藤武雄、枝幸郡中頓別村字中頓別竹中一正、三石郡三石村字歌笛清水種吉、釧路郡鳥取村一四四原かね
 札幌市南七條西一丁目伊坂タマ
 同南一條西四丁目諸岡ハルエ、同南十六條西一丁目藤井ふじ
 旭川市一條通十四丁目中山甚平
 △優良組合(五組合)森町第八區國民貯蓄組合、厚澤部村安野呂第一農事實行組合、幌延村

下沼報國貯蓄組合、小樽雜穀商同業組合國民貯蓄組合、帶廣機關支區共濟貯蓄組合
 農工省の報告表彰
 十六年二月十一日
 △物價報告者 小樽 田中政雄(株式會社小瀧彌五郎商店)
 △貸金報告者
 小樽 北海製油株式會社
 統計功勞者を選奨
 十六年二月十一日
 農林大臣選奨
 森町書記 福澤 弘毅
 妹背牛村調査員 大阪 直哉
 留壽都村調査員 高子 甲治
 荻伏村調査員 小島 英三
 小樽市調査員 吉田 和吉
 長官表彰
 一 市町村吏員(六名)
 篠路村書記 福島 勇
 幌向村書記補 大塚 誠
 士別町書記 本郷 勝己
 砂原村書記 高谷 清悦
 白糠村書記 草野 昌保
 遠別村書記補 大中 喜一
 一 統計調査員(一八四名)
 石狩支廳管内(一八名)
 札幌村 五十嵐 竹治

篠路村 辻仁一郎
 琴似村 廣地留一
 同 高橋秀男
 同 山西重男
 同 淺野寅吉
 同 吉村喜次郎
 同 佐々木市太郎
 同 毛利初義
 同 住友民市
 同 岡島政國
 同 北島政五郎
 同 宇川幸作
 同 安田武市
 同 早川侃甫
 同 松本富治
 同 島田正信
 同 石田留藏
 同 高田助治
 同 高橋三郎
 同 加藤松雪
 同 作田清三
 同 菅原幸藏
 同 寺島流太郎
 同 丸山多一郎
 同 森長良
 同 山崎作之助
 同 高木明輝

幌向村 林 實
 同 廣瀬 孝治
 江部乙村 吉田昇一
 同 佐々木徳次郎
 同 本吉武雄
 同 石田邦太郎
 同 上杉幸定
 同 佐々木榮吉
 同 宮崎定由
 同 北原市郎
 同 中西長太郎
 同 池淵繁信
 同 權平壽太郎
 同 木本宗信
 同 田中義盛
 同 中村市松
 同 今井良吉
 同 齋藤次郎松
 同 松井弘清
 同 平本喜太郎
 同 眞鍋政之
 同 牧春雄
 同 佐々木幸作
 同 藤井齊
 同 高田勝藏
 同 鎌倉柳太
 同 竹内一之
 同 高橋作太郎

同 沼田村 宮部 久夫
 同 幌加内村 澤田 勝治
 同 上野 正信
 同 米神 作太郎
 同 片山 一三
 上川支廳管内(二七名)
 江丹別村 八島 宗四郎
 高橋 薰
 吉川 健三郎
 明田 秀次郎
 中村 金吾
 鞠古 常三郎
 市原 原一
 那須 定一
 久保 清之進
 次田 今太郎
 窪田 秀光
 黒松 秀夫
 小池 秀巖
 澤井 清市
 腰本 千松
 高井 岩松
 中田 嘉助
 澤口 竹松
 瀧口 長三郎
 高橋 養之丞
 福井 安太郎
 士別町

風連村 清水 清
 多奇村 岡 利正
 名寄町 宮本 勇藏
 智恵文村 谷 實太郎
 美深町 宇佐見 謙三
 常盤村 宇佐見 謙三
 後志支廳管内(四名)
 余市町 松本 石藏
 發足村 清須 善士
 東島牧村 長谷川 兼吉
 同 平田 直吉
 同 室谷 秀雄
 同 野田 保雄
 同 杉山 鶴藏
 同 岡 鶴藏
 同 小梅 豊吉
 同 加賀 長藏
 同 米坂 甚八
 渡島支廳管内(七名)
 同 知内村 林 七太郎
 同 伊藤 政榮
 同 佐藤 庄太郎
 同 泉 正三
 同 小室 義太郎
 同 飯塚 茂富
 同 砂原村 安藤 義衛
 膽振支廳管内(七名)

伊達町 片平 良馬
 同 渡部 要三郎
 同 青木 鐵藏
 同 長谷川 俊治
 同 佐藤 福治
 同 伊藤 喜三
 同 遠藤 雅谷
 同 高支廳管内(四名)
 同 平取村 渡邊 誠
 同 門別村 棚川 忠雄
 同 静内町 宇部 初太郎
 同 三石村 前川 助平
 同 十勝支廳管内(七名)
 同 芽室村 齋藤 義信
 同 清水町 石川 定義
 同 野尻庄市
 同 齋藤 勇
 同 北川 與惣吉
 同 加藤 豊二郎
 同 木村 一郎
 同 釧路支廳管内(一八名)
 同 鳥取村 小澤 正
 同 中村 善博
 同 西村 千次郎
 同 紺野 三吉
 同 坂下 文次郎
 同 佐々木 秀治
 同 佐川 澄月

表彰

標茶村	田村貢	野付牛町	竹井直市
同	坂本庄藏	同	大嶺喜雄
同	三本仙一郎	同	森脇好太郎
同	八幡宗吉	同	小野正男
同	白糠村	同	飯田庄太郎
同	近江博	同	大西光明
同	對木勇龜	同	北山稔
同	清水義雄	同	福田初太郎
同	多田梅松	同	合田武雄
同	沼田西松	同	小野寺忠五郎
同	江下定武	同	武田昇
同	根室支應管内(二名)	同	佐呂間村
同	別海村	同	上湧別村
同	外川彌吉	同	上渚滑村
同	松原喜代志	同	瀧ノ上村
同	泉澤幸治	同	古屋治郎右門
同	芦崎源治	同	武藤常作
同	清野安治	同	信成五月
同	小倉鶴次郎	同	宗谷支應管内(一名)
同	井田與三松	同	中頓別村
同	菊込源藏	同	留萌支應管内(六名)
同	小田桐志磨	同	羽幌町
同	小張重吉	同	野宮徳次郎
同	鈴木長三郎	同	熊木重一
同	網走支應管内(二〇名)	同	杉野武雄
同	斜里町	同	鈴木秀一
同	二俣泰一	同	吉川雄三郎
同	幸崎伊八	同	横川島一郎
同	榊原秀行	同	奥村政義
同	網走支應管内(二〇名)	同	釧路市(二名)

健康保險道廳表彰

大西明
 十六年二月十一日
 十年健康者△本廳管内 後藤清藏(日石製油所)大野久一(日石)金澤トキ(中村雜穀工場)田中軍司(帝麻琴似製線所)石田多三郎(茅沼炭礦)小野寺榮作(北水壺ノ澤發電所)野中勝榮(日石石狩礦場)
 △函館健保管内 高橋卯之助
 △函館船渠ノ加藤武夫(同)長内健彌(明葉函館工場)名久井幸八(西村造船所)
 △旭川健保管内 堂中義次郎
 △野崎酒類製造工場)目黒久吉
 △日石聲問試掘所)藤森保盛(山内薄板工場)小泉フミイ(美深木材會社興部工場)
 △釧路健保管内 伊藤得治(釧路炭礦青葉鑛業所)田岡周平(新田ベニヤ)
 優良羊毛の供出者
 十六年二月十三日
 陸軍製絨廠で表彰
 △一頭別 優良羊毛供出者(本道一位)廣尾郡大樹村、大樹拓殖實習場

△一家別 優良羊毛供出者(前同)網走郡女滿別村山田萬之助
 △組合別 優良羊毛供出者(前同)濱益郡濱益村農會
 軍事功勞(十五年度)
 十六年三月十日
 陸軍省から表彰
 留萌郡小平薬村字花岡百十番地 清水 岩治
 函館市鮫川町二百三十六番地 小熊 幸一郎
 網走郡美幌町字新町二丁目五十九番地 退役陸軍中尉從七位 中村 保
 上川郡名寄町西三條南七丁目二番地 退役陸軍軍醫中佐 從五位勳三等 遠藤 盛雄
 善行傷痍軍人調書
 十六年三月十日
 旭川師團長表彰
 △陸軍上等兵大井一夫(羽幌町)北支戦線で負傷現羽幌町役場書記補
 △同 伍長加藤保男(江丹別村)北支山東省で負傷現江丹別聯軍分會副會長、青年指導員
 △同 今井清雄(生田原村)同、半島人補導員、現釧路別保

表彰

炭礦勞務係
 △同 上等兵杉本與三雄(當麻村)ノモンハン戦闘で負傷、現農業
 △軍曹田村辰市(天賣村)北支戦線で負傷、現同村銃後奉公會係
 △同 上等兵平賀忠(利別村)同、現吳服商
 △同 笹岡龜壽(帶廣市)同、現製糖會社守衛
 △同 軍曹石持源左衛門(神居村)同、現神居村産組書記
 △同 上等兵佐藤道治(東旭川村)北滿で負傷、現東旭川青校教諭
 △同 山崎小信(同)ノモンハン戦闘で負傷、現農業
 △同 一等兵牧 正信(東山村)北支戦線で負傷、現東山産組主事補
 △同 軍曹中田正次郎(岩内町)同、岩内町役場書記補
 △同 一等兵前川由松(沼田村)同、現農業
 △同 上等兵岡田太一郎(同)同
 △同 軍曹林 政廣(美唄町)同

△同 川西榮三(同)同、現木材業
 △同 上等兵丸山一郎(知内村)同、現漁業兼日用品雜貨商
 △元 同 上等兵菊地富藏(落部村)日露戰役で負傷、現農業
 △同 萬年喜八(江差町)
 △同 鹿間勘五郎(富良野町)
 △元 同 一等看護長 増田房之助(歌志内町)シベリア出兵で負傷、現農業
 △同 伍長金谷勝太郎(遠輕町)日露戰役で負傷、同
 △同 二等兵渡邊鐵太郎(戸井村)同
 △同 上等兵小村幸作(別刈村)同
 △同 軍曹根上長男(余市町)同
 △同 鎌田春吉(京極村)同
 △同 少尉伊藤徳治(永山村)滿洲事變で負傷、現永山農業學校勤務
 道廳から共勵表彰

十六年三月卅一日

一 團體(男子)	支應名	石狩	空	十	網	空	網	石	上	後	同	十	空	石
團體名	○新篠津村青年團第二分團	○由仁村青年團古山支部	○芽室村青年團博進分團	伊達町喜門別青年團	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部
支應名	後志	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩
支應名	南尻別村湯山別青年團	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團獅子内分團	鹿追村青年團笹川分團	智恵文村青年團智東分團	南尻別村湯山別青年團	古平町泥ノ木青年團	窪別村青年團勸勵別分團	當麻村實業青年團第七支部	同	十勝	空	
支應名	網走	釧路國	上川	同	十勝	空	石狩	上川	後志	同	十勝	空	石狩	
支應名	野付牛町若松青年團	月形村青年團第五分團	野付牛町上仁頃青年團	當別村青年團										

表 彰

山崎勝雄
改良保安器
同 遞信手 地主 理一郎
海底線心線接續の改良
同 遞信手 小柳 金五郎
手働交換機プラグ盤の改良
札遞工務部遞信手
宇波 彌五郎
岩山 勇
旭川工務出張所技手
小川 久三郎
甲號卓上電話機用轉換器改良
札遞工務部遞信手
宇波 彌五郎
同 技手 森田 松五郎
磁石式小市外交換機配電線法の改良
札遞工務部機械工員
佐藤 小二郎
同 工務員 日置 富藏
同 伊藤 政敏
遞信選獎規程に依る勤績皆勤者表彰
遞信局六九名總代
白崎 泰三
札幌郵便局三〇名總代
相澤 常守
札幌鐵道局三一名總代

表 彰

越 小次郎
札幌電信局七名總代
池田 敦志
札幌電話局二三名總代
保科 角次郎
共済組合甲種特別組合員健康保持者表彰一〇九名總代
經理部 富樫 富藏
優良特定局
白尻(渡島國)局長
駒澤 三郎
警平(天鹽國)局長
竹内 省三
上徳富(石狩國)局長
富久尾 寅吉
美也頃(北見國)局長
大門 民雄

五〇四

運藏、八重樫喜代治、田川藤衛
阿部重一、吉田助太郎、佐藤米吉、金戸政吉、菅原義雄、藤原民治、柴田善八、高橋勝之助
△三菱美唄十三名 千田三右衛門、遠藤幸藏、櫻庭由吉、小島勇藏、山根善市、竹林八太郎、村田留吉、兒島文之進、關根光明、高橋仁三郎、山崎光善、小笠原金次郎、近藤春美
△三井美唄七名 谷藤末吉、黒田兼松、高島宗太郎、阿部三太郎、田中多三五郎、小藤榮、山本一郎
△大夕張六名 眞野和太郎、新藤佐市、庭田與三郎、渡邊登、漆畑吉太郎、山田新市
△空知五名 秋山勝太郎、蘆野孝次郎、塚田勘十郎、小野岡末治、小飯田喜一郎
△雄別五名 仲澤惣藏、西山松吉、照井留吉、土居榮成、荒川政吉
△春採五名 山本石五郎、淺野目文作、伊藤藤治郎、岩谷勇次郎、福田徳夫
△新幌内五名 信夫與惣治、土屋喜代治、櫻井清志、阿部利雄
齊藤丑太郎
△上歌志内三名 宮崎徳松、金井太一郎、佐々木定光
△茂尻三名 徳永仁作、高橋福治、中村新次郎
△幌内三名 高田幸吉、煤孫一三、朝日留太郎
△彌生三名 吉田一郎、花田千代、佐藤金一
△別保三名 坂本徳太郎、長内運吉、柳谷石太郎
△新夕張二名 加藤永吉、林勝美
△歌志内二名 武田又重、長谷川梅太郎
△幾春別二名 柳谷留次郎、内湯留治
△登川二名 四戸石松、澤出林一
△萬字二名 佐々木桃青、水澤源之助
△眞谷地二名 河上彌藏、伊藤吉之助
△平和二名 河合與市、久原正吉
△浦幌二名 中田長市、奥田馬造
△尺別二名 小野光知、小本長

太 郎

△角田一名 渡邊軍八
△赤間一名 馬場清太郎
△美流渡一名 依田仁太郎
△新歌志内一名 菅俣良一
△東幌内一名 落合八五郎
△昭和一名 松本直太郎
△唐松一名 清水源藏
△三井蘆別一名 増谷政義
△庶路一名 河南磯平
△新尾幌一名 白川安一
△日東美唄 吉田福治
△奈井江一名 木村吉松
△豊里三名 村上三郎、瀧谷傳吉、寺島良輝

優良勞務後期發表

十六年四月廿八日
〇印前後二期表彰
△夕張△採炭夫中山翠△支柱夫坂本榮三△採炭夫皆川堯同高橋篤之助△支柱夫吉田誠△採炭夫佐藤喜一郎△支柱夫福田直司△採炭夫大橋梅吉△同大橋梅治△同渡邊春吉△坑内運搬夫月澤次郎△支柱夫田中蝶次△同上野幸次郎△掘進夫小野寺六右衛門
△三井砂川△採炭夫藤井巧二

表 彰

△大場喜一郎△同吉倉丑次郎
△同市村市松△同中川友治郎△支柱夫白澤與三吉△採炭夫齋藤金治△支柱夫照井春松△同鈴木榮松△同中野兼松△採炭夫新吾新藏△同苦米地岩藏△同久保田嘉三郎△坑外運搬夫松川秀敏
△三菱美唄△採炭夫千田三右衛門△坑内運搬夫青木吉近△仕繰夫島山卯吉△同佐々木源之丞△同松浦久治△採炭夫日時直作△坑外機械夫平鍋仁作△採炭夫佐藤橋太郎△同銚勝雄△同道明富治△同山崎清治△同矢柳芳藏
△三井美唄△採炭夫谷藤末吉△同那須清之輔△支柱夫田代與志三△採炭夫成田利一郎△坑内捲揚機運搬夫松野勝利△坑内電車棹取夫眞下留雄△支柱夫西村武雄
△大夕張△採炭夫新藤佐市△坑務課助手鈴木清治△坑填夫大久保重太郎△仕繰夫工藤吉太郎△坑内工作夫橋本六助△掘進夫川下梅太郎
△空知△支柱夫秋山勝太郎△採炭夫藤田重次郎△同澤田長作△同菅野玄七郎△坑内運搬夫大

久保幸雄

△雄別△採炭夫助手仲澤惣藏
△役付勞務者佐久間吉美△採炭夫高橋惣之丞△支柱夫西島七郎
△採炭夫貝沼與七
△春採△採炭夫淺野目文作△同港百八△同崔元謙△仕繰夫山田徳次郎△同野口由太郎
△新幌内△採炭夫渡邊實△同上田乙次郎△同尾家三五郎△掘進夫和田清明
△上歌志内△採炭夫柳通廣吉△支柱夫武藤辰治△掘進夫川元健治
△茂尻△採炭夫高堰芳松△高見竹次郎△支柱夫佐藤彌一
△幌内△掘進夫高田幸吉△採炭夫横山勇△同鈴木熊吉
△彌生△採炭夫鈴木金次郎△同小幡幸右衛門△同佐藤長之
△別保△採炭夫柳谷石太郎△同信太喜藏△袴田民之助
△新夕張△支柱夫加藤永吉△採炭夫岩崎利助
△歌志内△採炭夫小原作吉△同元島善次郎
△幾春別△採炭夫山下光藏△掘進夫宮越彌三郎

五〇五

△登川△採炭夫中谷彦四郎△同菅原俊之助
△萬字△採炭夫高橋源太郎△同那須岩吉
△奔別△採炭夫胸初藏△同松田平吉△小野寺正雄
△眞谷地△支柱夫野原重吉△採炭夫井澤熊吉
△平和△採炭夫加藤安雄△同吉田松五郎
△浦幌△採炭夫工藤鶴藏△同藤崎溢維
△尺別△仕繰夫日下平三郎△坑内運搬夫三杉一二郎
△角田△支柱夫青木忠次郎
△赤間△採炭夫津本武三郎
△美流渡△運搬夫中井三郎
△新歌志内△採炭夫向山武次郎
△東幌内△採炭夫川上外工
△昭和△掘進夫松本直太郎
△唐松△採炭夫齋藤兩太
△三井芦別△支柱夫田本外次郎
△庶路△採炭夫新妻勇次郎
△新尾幌△支柱夫白川安一
△日東美唄△採炭夫長尾徳一
△奈井江△採炭夫三上勝之助
△豊里△採炭夫樋口寅一△同齋藤喜一△同山本喜助

雨龍△採炭夫志村安治△支柱夫大森半之丞
新美唄△採炭夫新文次郎
道廳で工夫を表彰
十六年四月廿九日

札幌土木現業所 吉田市太郎
長谷川清吉、齋藤與作
函館土木 西川武三、寒長善二、奥山善太郎
小樽土木 岡本清、畑中貞次郎
室蘭土木 鹿糟安太郎、竹内留吉、勝股金治
旭川土木 大繩多武郎、入江平三郎、佐々木一馬
留萌土木 岡根秀藏
網走土木 富塚金八
帶廣土木 河岸彌作、奥村清作、砂金甚吉、佐藤山藏、奈良庄次郎、志賀虎太郎

札幌支部 退役陸軍中尉中神長武、同准尉平瀬良橋、元陸軍伍長宮崎光治
函館支部 退役陸軍中尉近江新三郎、元陸軍一等兵高橋吟治
退役陸軍少尉佐藤彌十郎
釧路支部 退役陸軍少尉森島

十六年五月五日
札幌支部 退役陸軍中尉中神長武、同准尉平瀬良橋、元陸軍伍長宮崎光治
函館支部 退役陸軍中尉近江新三郎、元陸軍一等兵高橋吟治
退役陸軍少尉佐藤彌十郎
釧路支部 退役陸軍少尉森島

林、元陸軍上等兵濱谷芳雄
旭川支部 元海軍一等機關兵曹竹内夏次、元陸軍伍長武田信之助
退役陸軍中尉明田俄一
産組全國大會表彰
十六年五月十日

普通表彰組合 保證責任新篠津村信用購買販賣利用組合
産業組合功勞者
紅綬功勞章 黒澤西蔵△緑綬功勞章 稻垣源一
大日本水産會表彰
十六年五月十五日
函館市杉並町七四
函館高等水産學校長 茂雄

北日本漁業株式會社々長 茂雄
北千島水産株式會社々長 眞藤 慎太郎
日本鑛山協會表彰
十六年五月廿一日
夕張炭礦支柱長坂本榮三(五)夕張町 △同 定夫 △宮原熊之助(三)同
幌内炭礦掘進夫 △高山幸吉(五)三笠山村
△空知炭礦掘進夫 △秋山勝次郎(兜)歌志内町

十六年五月廿六日
三井砂川鑛業所々長 中根元(空知郡砂川町)△同第二坑々長 戸上俊徳△同勞務者代表佐藤三太郎△太平洋釧路鑛業所々長間瀬三郎(釧路市)△同春採坑長寺井圓治△同勞務者代表淺日交作
雄別鑛業所々長小池定雄(阿寒郡阿寒村)△同坑務課技師森儀直△同勞務代表者仲澤惣藏△夕張鑛業所々長古賀健太代理技術長吉田嘉雄(夕張郡夕張町)△同職員代表折目薫△同勞務者代表金山保次郎
厚生大臣賞の三氏
十六年五月廿六日 藤井 巧二
採炭夫 勤續十年十月、砂川町字上砂川二二砂川炭礦

三美唄炭礦仕練夫 △鳴海勝治(五)美唄町
三美唄炭礦仕練夫 吉野萬龜(五)同
茂尻炭礦採炭夫 △仲宗根幸得(四)赤平村
三井砂川炭礦採炭夫 △平賀竹次郎(四)砂川町
首相官邸で表彰す
十六年五月廿六日

三井砂川鑛業所々長 中根元(空知郡砂川町)△同第二坑々長 戸上俊徳△同勞務者代表佐藤三太郎△太平洋釧路鑛業所々長間瀬三郎(釧路市)△同春採坑長寺井圓治△同勞務者代表淺日交作
雄別鑛業所々長小池定雄(阿寒郡阿寒村)△同坑務課技師森儀直△同勞務代表者仲澤惣藏△夕張鑛業所々長古賀健太代理技術長吉田嘉雄(夕張郡夕張町)△同職員代表折目薫△同勞務者代表金山保次郎
厚生大臣賞の三氏
十六年五月廿六日 藤井 巧二
採炭夫 勤續十年十月、砂川町字上砂川二二砂川炭礦

十六年五月廿七日
有功章 伊藤誠哉、若林功、梶山久、川村義男、金子博吉、棚橋彌平、田所哲太郎、内田重義、黒澤西蔵、熊谷信一、桑山覺、安孫子孝次
名譽賞狀及び團體名譽賞狀 柿崎信治郎、水野良一、關口峰二、江島第二農事實行組合、砂川町第十四第二農事實行組合、比布村第四區東部農事實行組合、同櫻第二農事實行組合
生活改善・時の功勞
十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

中山 翠
採炭夫 勤續二十五年十月、夕張町字丁未一區夕張炭礦
千田三右衛門
採炭夫 勤續二十三年五月、美唄町我路澤二號一舍
大日本農會で表彰
十六年五月廿七日

十六年五月廿七日
有功章 伊藤誠哉、若林功、梶山久、川村義男、金子博吉、棚橋彌平、田所哲太郎、内田重義、黒澤西蔵、熊谷信一、桑山覺、安孫子孝次
名譽賞狀及び團體名譽賞狀 柿崎信治郎、水野良一、關口峰二、江島第二農事實行組合、砂川町第十四第二農事實行組合、比布村第四區東部農事實行組合、同櫻第二農事實行組合
生活改善・時の功勞
十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

村落落會(齒舞村)川西部落會(香別村)音調津部落會(廣尾村)温根別村第二部落會(温根別村)狩太村本道町内會(狩太村)
生活改善功勞者 阪田喜義(妹背牛村、農會技手)水谷巳之松(西足寄村、町内會長)第十五東部落會(東旭川村)沼幌部落會(標茶村)都第四部落會(久遠村)
金屬山の坑道戰士
十六年六月二十七日
札幌鑛山監督局發表
表彰技術職員(手稻)山下甚四郎(三井瑠瑠)近藤正治(北ノ王)初澤丑松(惠庭)丸山治作(千歳)山口正男(鴻ノ舞)佐藤彌佐衛門(靜狩)關多七郎(國富)勝永政市(俱知安)池田源吾(稻倉石)野口正左右(幌別)濱谷長吉
表彰勞務者(大盛)西田庄一(手稻)小玉清治、黒澤重藏、寺崎源祐、白澤喜一郎(大金)高橋文雄(三井瑠瑠)松岡竹太郎(徳富)渡邊定吉(轟)三浦仁三郎(北隆)高橋安吉(北ノ

十六年六月二十七日
札幌鑛山監督局發表
表彰技術職員(手稻)山下甚四郎(三井瑠瑠)近藤正治(北ノ王)初澤丑松(惠庭)丸山治作(千歳)山口正男(鴻ノ舞)佐藤彌佐衛門(靜狩)關多七郎(國富)勝永政市(俱知安)池田源吾(稻倉石)野口正左右(幌別)濱谷長吉
表彰勞務者(大盛)西田庄一(手稻)小玉清治、黒澤重藏、寺崎源祐、白澤喜一郎(大金)高橋文雄(三井瑠瑠)松岡竹太郎(徳富)渡邊定吉(轟)三浦仁三郎(北隆)高橋安吉(北ノ

十六年六月二十七日
札幌鑛山監督局發表
表彰技術職員(手稻)山下甚四郎(三井瑠瑠)近藤正治(北ノ王)初澤丑松(惠庭)丸山治作(千歳)山口正男(鴻ノ舞)佐藤彌佐衛門(靜狩)關多七郎(國富)勝永政市(俱知安)池田源吾(稻倉石)野口正左右(幌別)濱谷長吉
表彰勞務者(大盛)西田庄一(手稻)小玉清治、黒澤重藏、寺崎源祐、白澤喜一郎(大金)高橋文雄(三井瑠瑠)松岡竹太郎(徳富)渡邊定吉(轟)三浦仁三郎(北隆)高橋安吉(北ノ

王)山崎爲雄(惠庭)阿部竹雄(千歳)上野圓之助、盛川安雄(豐羽)高橋兼次郎、佐藤定之助(イトムカ)三津谷三太(鴻ノ舞)小西清次郎、水野儀三郎中村四六、長谷川春吉、木村權七、安部辰次郎、鶴田正夫(錢龜澤)佐藤力三郎(靜狩)中村縫一郎、松浦時太郎、竹田喜太郎(國富)池田三男藏(生田原)大石寅記(隆尾)佐藤謙治(余市)田山金太郎(天鹽)瀧谷熊吉(十勝)高儀傳次郎(俱知安)藤野七太郎(八雲)川村由太郎(稻倉石)加治屋新助(精進川)上林米藏(八田)高橋次郎七(新日東)竹田五八(日東)村上徳四(幌別)北村周太郎、大木戸要作
森林火防の功績者
十六年道廳の表彰
△札幌管林區署
△濱益村坂口太郎(三)赤井川村幡野清一(三)余市町吹田角藏(三)美國町中澤辻松(三)余市町久保治次(三)厚田村佐藤喜右衛門(三)長沼村高橋義秀(三)大江村吉澤堅藏(三)古平町關川兼吉

十六年五月廿六日
三井砂川鑛業所々長 中根元(空知郡砂川町)△同第二坑々長 戸上俊徳△同勞務者代表佐藤三太郎△太平洋釧路鑛業所々長間瀬三郎(釧路市)△同春採坑長寺井圓治△同勞務者代表淺日交作
雄別鑛業所々長小池定雄(阿寒郡阿寒村)△同坑務課技師森儀直△同勞務代表者仲澤惣藏△夕張鑛業所々長古賀健太代理技術長吉田嘉雄(夕張郡夕張町)△同職員代表折目薫△同勞務者代表金山保次郎
厚生大臣賞の三氏
十六年五月廿六日 藤井 巧二
採炭夫 勤續十年十月、砂川町字上砂川二二砂川炭礦

十六年五月廿六日
三井砂川鑛業所々長 中根元(空知郡砂川町)△同第二坑々長 戸上俊徳△同勞務者代表佐藤三太郎△太平洋釧路鑛業所々長間瀬三郎(釧路市)△同春採坑長寺井圓治△同勞務者代表淺日交作
雄別鑛業所々長小池定雄(阿寒郡阿寒村)△同坑務課技師森儀直△同勞務代表者仲澤惣藏△夕張鑛業所々長古賀健太代理技術長吉田嘉雄(夕張郡夕張町)△同職員代表折目薫△同勞務者代表金山保次郎
厚生大臣賞の三氏
十六年五月廿六日 藤井 巧二
採炭夫 勤續十年十月、砂川町字上砂川二二砂川炭礦

△俱知安管林區署
鳥牧村川岸一造(三)神惠内村森力造(三)東瀬棚村小林與作(三)△檜山管林區署
久遠村糸内勇次郎(三)厚澤部村工藤瀧藏(三)熊石村天滿豊太郎(三)長磯村成田直次郎(三)奥尻村小濱定吉(三)同青場作藏(三)厚澤部村工藤惣太郎(三)△室蘭管林區署
伊達町清野靜(三)似瀨村森本久作(三)幌別村石本萬太郎(三)同土井山原(三)右左府村伊東仙之助(三)同松本友吉(三)門別村大濱新吉(三)靜内町吉田忠助(三)同高橋利吉(三)△旭川管林區署
富良野町谷村秀吉(三)富良野町正木正三郎(三)劍淵村宇都宮榮吉(三)同笹川久太(三)同三宅鐵之助(三)△天鹽管林區署
中川村鈴木萬太郎(三)幌延村寺澤豊(三)△稚内管林區署
鬼脇村井川市三郎(三)仙法志村竹部文平(三)同佐孝助市(三)同

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

根上茂作(三)船泊村山下菊次郎(三)同向井鐵太郎(三)猿拂村岩城西太郎(三)香深村戸田一雄(七)△遠輕管林區署
下湧別村長谷川善藏(三)遠輕町五十嵐藤作(三)清滑村上石九原治(三)遠輕町西村與市(三)同澤口高市(三)
鐵道模範職員
十六年札幌鐵道局で表彰
△札運一書記遠藤勝廣、同鎌田俊治、鐵道手長谷田仁三郎△兩運一鐵道手友松利秀、同田村三二△室運一書記小田桐正太郎△旭運一鐵道手中田與三吉、同石黒仁一郎△野運一鐵道手平田進△札保一鐵道手安藤安之丞、同中村直三郎△旭保一書記熊谷末太郎△苗穂工場一技手齋藤信吉
土木關係事業功績
十六年道廳で表彰
△石狩 當別村道路保護組合、篠路村同、江別町同、豊平町同 惠庭村同、千歲村同、白石村同 廣島村同、廣島青年團
△渡島 森町森尋常高等小學校 小島村根部田尋常小學校、小島尋常小學校、白尻村白尻同、森

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

十六年六月十日
生活改善中央會
村議)金子全一(上富良野村、村議)鈴木矢秀(齒舞村、僧侶)外山安吉(函館市、町會副會長)星野清治(同町會班長)井後麒三郎(札幌市、公區長)沖根婦

町尾白内同、同濁川同、同石谷尋常小學校、同濁川道路保護組合、白尻村熊泊尋常小學校、同熊泊青年團、同道路保護組合、知内村森越部落、八雲町八雲中學校

△後志 俱知安町俱知安尋常高等小學校、狩太村道路保護組合、眞狩別村同、留壽郡村同、喜茂別村壯園區、同河川保護組合、俱知安町道路同、喜茂別村同、余市町同、熱郭村同、入舸村同、西島牧村同、黒松内村同、赤井川村青年團中央分團、島野村島野尋常高等小學校、前田村道路保護組合第六支部、鹽谷村中村之子吉

△上川 永山村道路河川保護組合、風連村中野定吉、比布村道路保護組合、風連村同、上川村同、劍淵村第十二區

△留萌 苦前村道路保護組合、同苦前尋常高等小學校道路愛護會、同天理教苦前宣教所

△網走 上湧別村道路保護組合、下湧別村同、上渚滑村河川保護組合、下和訓邊支部、網走町道路保護組合、野付牛町同

△空知 芦別村道路保護組合常磐支部、岩見澤町道路保護組合、同河川同、長沼村排水保護組合、△膽振 苦小牧町苦小牧東尋常高等小學校、厚真村道路保護組合、苦小牧町苦小牧西尋常高等小學校、虻田郡洞爺村洞爺尋常高等小學校、有珠郡伊達町道路保護組合稀府支部、勇拂郡鶴川村道路保護組合

△日高 門別村富川尋常高等小學校

△十勝 大津村道路保護組合生花苗支部、芽室村道路橋梁保護組合

△釧路國 鶴居村八卷春吉、同上田儀平

△旭川市 第一高等小學校内旭川少年團、同北海道廳立旭川商業學校、上川郡永山村永山農業學校

海兵徵募優良成績
昭和十六年横須賀鎮守府で表彰
一 町村(十八) 岩内郡小澤村
△上川郡神居村△古平郡古平町△樺戸郡月形村△札幌郡圓山町△室蘭市△釧路郡鳥取村△虻田

那真狩別村△茅部郡白尻村△雨龍郡一巳村△中川郡智恵文村△龜田郡戸井村△常呂郡野付牛町△空知郡三笠山村△上川郡名寄町△宗谷郡猿拂村△岩内郡岩内町△茅部郡砂原村

二 個人(八)

岩内郡小澤村書記補波佐春吉△上川郡神居村神居青年學校長鹽野谷信次△上川郡神居村雨粉青年學校長小山内實△室蘭市書記重左豐藏△虻田郡眞狩別村書記小松峯雄△常呂郡野付牛町西國民學校訓導福光良橋△上川郡名寄青年學校教諭上原孝忠△上川郡名寄青年學校指導員中田岩松

農業報國聯盟表彰
昭和十六年度の方
町村 札幌郡江別町
部落 空知郡本幸農實組
個人 三石村木村安藏

少年救護の功勞者 日本少年救護協會では昭和十六年二月十一日紀元の佳節を卜して、少年救護事業關係功勞者の表彰を行つたが、本道から小樽市清水町五十四番地落合榮雄氏(六九)が晴れの光榮を擔つた、本道からこ

の表彰を受けた人は前年の南野三郎氏(小樽市)に次ぐ二人目である。

救癩に献身二十年 昭和十六年六月二十五日名古屋市中に開かれた財団法人癩豫防協會總會で、癩豫防の功勞者として本道から表彰された唯一人の警察官——札幌警察署衛生係勤務喜多久雄巡查は、大正十一年深川署から道廳衛生課に轉勤するや、天刑病として世人から忌み嫌はれてゐる癩患者に心から同情して、自ら進んで癩豫防係を引受け、癩患者に對しては肉親も及ばぬ世話をする傍ら、癩の不遺傳性や不治の病にあらざるを強調して、癩に對する認識普及に努めたものである、其後二十一年間にわたる陰に陽にの献身的努力により、大正十一年當時は約二百名の多き上つてゐた病患者も、現在では約五十名に減じてゐる。

節米に協力する!

食べる米の量を只少くするばかりが節米ではない
食べたものを良く消化吸収させる事が肝心だ。
ホシミクローゼを飲むと、胃腸の中でピルッ菌が
無数に繁殖して活躍し、食べたものは無駄なく消
化吸収させ、血となり肉となるから食事の量は少
くても栄養は満点!而も、快い便通迄も整へて呉
れるから夜はぐっすり眠れ、體中に元氣が出て愉
快に活動出来る。



スグ判るキ、メを試して頂く爲
に、十錢切手同封申込の方に限
り試薬説明書呈

薬價 一ヶ月分 一圓五十錢
三六〇錠

全国有名薬店及び星チエ
ーinstoアにあり



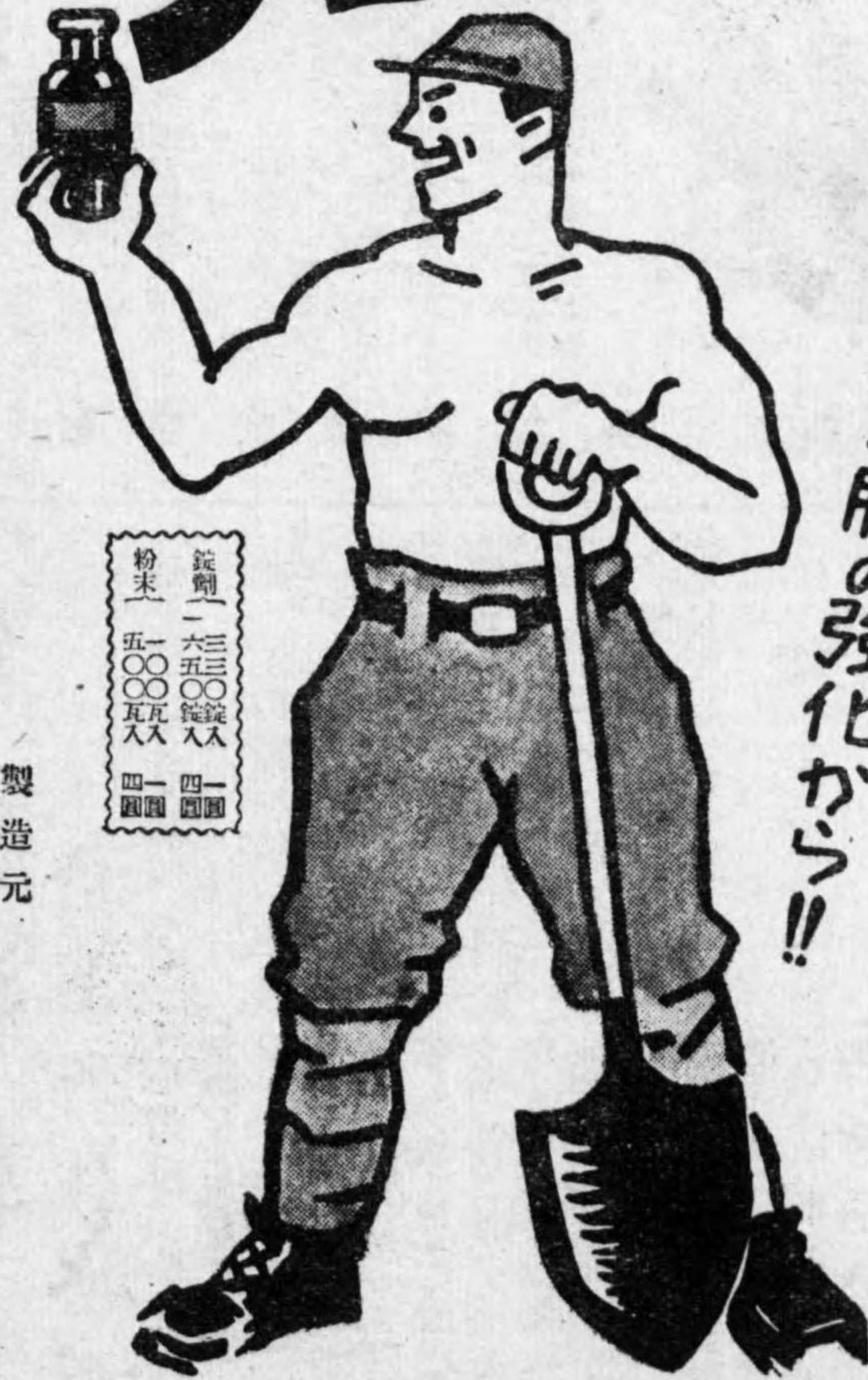
東京・五反田 星製薬株式会社

鋼材機械

營業所住所録

- 清水商事株式会社 小樽市色内町五丁目九番地 (電話三七五〇番—四番)
- 札幌支店 札幌市北二條西三丁目 (電話三七七二番—三六四五番)
- 東京支店 東京市品川区南品川六ノ一五二四 (電話高輪二五三〇番)
- 函館支店 函館市音羽町六二 (電話一三九五番)
- 余市支店 余市町大川町三九八 (電話三三二番)
- 恵須取支店 樺太エストル町本通り四丁目 (電話一一一九番)
- 豊原支店 樺太豊原市南大通り (電話二八九四番)
- 大阪出張所 大阪市西區靱南大通り五ノ二六 (電話土佐堀二四五六番)
- 室蘭出張所 室蘭市大町三十三 (電話八五六番)

るすにま丈を腸胃に強増を力体



体位向上先づ胃腸の強化から!!

錠劑 一六三〇錠入
 粉末 五〇〇瓦入

本劑ノ酵母ハ東京衛生試験所ヨリ日本藥局方適合御證明済

製造元
 北海道製糖株式會社



中山機械株式會社

本社 札幌市南二條西二丁目三番地

鑛山用機械 設計製作販賣
 其他諸機械
 機械工具類 販賣

工場 札幌市
 電話 代表五〇一〇番・五〇一三番
 五〇一二番・五〇一五番

東京出張所 東京市芝區金杉四丁目一番地
 電話 九三〇番・四三二六番・四九二六番

大阪出張所 大阪市西區北堀江御池通二丁目八番地
 電話 三三〇番・四四四番

惠須取出張所 樺太惠須取町本通七丁目十六番地
 電話 六三三番

今日も元氣で御奉公！



どんな激務の疲労も

これで忘れる

にんにくの有効成分を科学的に抽出した少しも臭くない強力にんにく丸「ヨウゴ」が出来ました。「ヨウゴ」は成分が植物性微粒子であるため生のもより消化吸収がズツと優れて居り、健康と精力増進に會社、工場各家庭で好評です。

無代
進呈

ハガキに新聞名記入御申込みの方に「にんにくの食べ方」と云ふ本無代進呈

強
力
に
に
ん
く
丸
ゴウゴ

正
價
一
圓
五
角
〇
〇
販
賣
店
に
あ
り

東京市品川区大井寺下町一四二一
内外化學製品株式會社藥品部

★ 樺

★ 太

拓け行く北門

樺太は明治三十七八年戦役の結果、北緯五十度以南の地域が帝國の領土に歸し、爾來此處に拓殖の經營を行ひ、第三十餘年になる。

樺太古代の事情に就ては、文献の徵すべきものが少いので、其の統治權が何れの國に歸屬してゐたか明瞭でないが、之を邦領として認むるに至つたのは文祿二年に豊臣秀吉が蝦夷松前の藩主松前慶廣に對し蝦夷地の統治權を公許し、此の松前氏が寛永以後に於て樺太探險を試みたのに始まるのである。然るに此の頃から露西亞が段々と東方へ進出し、其の勢力が樺太にも侵入して來たので、兩國の間に國境問題を繞り紛争を繰返しつゝ、明治維新となつたのである。是に於て政府は速かに之を解決すべ

く、當時副島外務卿の如きは樺太の買収を提唱し力説大いに努めたのであるが、偶々開拓使長官黒田清隆の建白した樺太抛棄論が政府を動かし、遂に明治八年千島列島と交換され、爾來露西亞の主權下に、置かるゝに至つたのである。斯くして先人の勞苦も空しく水泡に歸したかと思はれた樺太は、日露講和の結果其の南半が全く我が領有に歸することゝなつたのである。

領有當初の明治三十九年末に於て一萬二千餘人に過ぎなかつた人口も今日では約三十餘萬に達し教育、衛生、産業、交通等各般の施設は年と共に其の成果を挙げ、帝國北門の鎖鑰として名實俱に兼備するに至つて居る。殊に昭和九年に樺太拓殖十五箇年計畫が樹立せられ、島内各般の施設は益々整備せらるゝと共に或は天然資源の開發に一層の

促進を加へ、或は生産工業の勃興となり新興樺太建設の氣運は益々旺盛となつて居る。

面積・氣候と先住民

邦領樺太は面積凡そ三萬六千九十方料で臺灣に比し稍廣く、北海道本土の約半に等しい。地形は狹長で南北の互長四百五十五軒餘、東西の最も廣い所は百五十七軒、狹い所は僅に二十七軒餘である。

氣候の狀況は島の南北は勿論其の東西に依つて必ずしも一樣ではないが、大體年平均氣温は本斗の四・五度より敷香の氷點下〇・一度の間にあつて、地球上同緯度の地帯に於ける他の地域よりは遙に冷涼である。これは三面海を以て繞らされ寒流の影響を受けることが大なる爲であつて、従つて夏季は比較的涼しいが時には最高氣温三十度以上にするものでもない。冬は寒氣頗る強く、酷寒の候には西海岸南部を除いては最低氣温概ね氷點下二十度以下に降り北部地方に於ては氷點下四十度にも降ることがある。

樺太に於ける先住民たる土人の狀況に就て述べれば、現在アイヌ、ニクブン、オロツコ、キリン、サンダー及ヤクーツの六種族があつて、昭和十一年末其の總戸數四百十五戸、人口一千八百七十六人で、其の内一千四百四十五人はアイヌ族である。彼等は一般に夏季は漁撈、冬季は狩獵其の他の勞働に従事して生計の資を得て居る。アイヌ族は近時農耕の方法を習得し漸次成績を擧げて居るが、其の他の種族は未だ舊態を脱するに至らない。

之等土人の保護に就ては特に土人漁場を設け之より生ずる收入と國庫の補助金を以て勤業教育、衛生、救恤の資として居る。殊に其の生活は大いに之を改善する必要があるので、授産の途を講じ、勤勞貯蓄を奨め、自立の域に進ませるやう指導に努め、又特に彼等の子弟教育には意を用ひ、從來教育所を設けて特別教育を施して來たが、現在では教育所はニクブンオロツコ等の爲、敷香に一所あるだけ

で、比較的進歩して居るアイヌ族の子弟は内地人同様公立小学校で教育を施して居る。教育、社会、警察其の他各般の施設も年と共に改善せられ、昔の北限窮荒の地も今では國民安住の樂土となり、殆ど内地延長の如き觀を呈して居る。

産業開發現狀

樺太の産業は近年漸く其の緒に就いたものである。領有以來三十年銳意拓殖の經營に努めたのであるが、其の進程遅々として進まず、遺憾ながら未だ草創の域を脱せざる状態にあつた。依つて昭和九年拓務省に樺太拓殖調査委員會が設置せられ、本島拓殖に關し從來の諸方策を再検討し之が改善刷新の方途を講ずると共に更に其の基本に邁つて根本方策を調査審議し、其の答申に基いて所謂樺太拓殖十五箇年計畫なる綜合的方針が確立せられ、諸般の施設の整備改善を圖ると共に既存産業の合理的經營、新興産業の創始助成に努めることとなり以て今日に及ん

を獎勵する等一意味力力の増進を企圖して居る。

農業 農業に關しては往時移民は概ね漁業、林業又は土木事業等の殷盛に眩惑せられ、其の好況を夢みて永住性を缺き、兎角一般に農業を等閑に附するの傾向を有し、業積亦見るべきものが少かつたのであるが、近年漸く拓殖の機運好轉に伴ひ、住民の多くは此處を墳墓の地として定著し、農業に依る開發を志すに至つたことは本島の開拓上洵に喜ぶべき現象である。而して本島の農牧適地は四十八萬ヘクタールと概定せられ、更に將來裕に數十萬の農業移民を收容するの餘地がある。従つて樺太廳に於ては種々の保護特典を與へて移民の招來と之が指導獎勵に努めて居る。本島の氣候並に土壤の性状等は必ずしも農業經營上天恵厚しとは言はれないのであるが、巧に此の特殊事情を利用し、農作物及家畜の選定は適地適種の方則に従ひ、土壤の改良と相俟つて適切なる經營方法を講ずれば、寒地農業の確立

だのである。以下各種産業に就き其の發展狀況を概説する。
水産業 由來本島は三面海を以て繞らされ所謂世界三大漁場の一を控へ、魚貝類の生棲豊かであるので樺太に於て最も早く興つた産業は水産業である。殊に鱈、鱒、鮭の漁業は遠く領有以前から邦人によつて經營せられてゐたが、領有後は頗る急速の發展を遂げて、本島産業の大宗と稱せられ、海岸都市の大部分は之等沿岸漁業の開發に依つて發達したものである。近年に至つては往時の如き盛況は呈しないが、其の中主なるものは鱈、鮭、鱒、蟹、昆布等で、就中鱈は最も多く總額の約半を占めて居る。樺太廳に於ては中央試験所水産部並に水産物検査所を設置して漁業の指導、水産製造の改善及漁田の開發に努めると共に、漁政を整へ、各地漁業組合を中心に漁業の統制並に漁家經濟の安定を圖り以て水産業の堅實なる發達に力を致して居る。尙管内オホツク海上の孤島である海豹島は我國唯一の臘腸

を期することは敢て至難ではないと信ずる。樺太廳中央試験所農業部及畜産部に於ては常に之が調査試験を行ひ、農業經營の改善合理化を企圖し農家の指導誘掖に努めて居る。農作物の主なるものは、麥類、根菜類、豆類で殊に小麥、燕麥、馬鈴薯、甜菜、青豌豆、蠶豆の如きは何れも本島の風土に好適せる主要農作物である。即ち甜菜の如きは最近全島各地に試作を行つた結果其の成績は極めて良好なので、甜菜を原料とする製糖事業の確立を期し、地を豊原市に卜して樺太製糖株式會社の設立を見、昭和十一年より之が操業を開始するに至つたのであるが、これは實に本島農業の劃期的躍進を將來に約束するものである。尙此の外農産加工事業としては本島特産の硬質小麥を原料とする製粉工業、馬鈴薯を原料とする澱粉及酒精製造工業、亞麻を原料とする纖維工業、藁苔を原料とする製油工業及有用野草を原料とする製藥工業等は大いに其の將來を期待せられて居る。

獸の棲息場で、年々樺太廳より職員を派遣して其の蕃殖保護に努めると共に條約の範圍内で蕃殖上支障のない三、四歳牡獸及老犬獸を獵獲して居る。
林業 水産業に亞いで發達した産業は林業である。本島領有當初に於ては全島千古斧鉞を入れざる鬱蒼たる原生林を以て蔽はれ其の蓄積は約二十億石と稱せられたが、拓殖の進むに従ひ伐採利用の度を加へ、一方山火蟲害等に因り其の蓄積は著しく減少し、現在では六億餘萬石に過ぎない状態である。然しながら森林は依然樺太に於ける最大資源であつて本島開發の根幹をなし諸般の文化施設は勿論、多數島民の生活は直接間接森林の恩恵に與らないものはない。又森林收入は樺太廳財政の大宗をなし、樺太拓殖財源の根幹を形成して居るのであつて、森林の經營こそは樺太施政上の最も重要な部門に屬する。樺太の森林は大部分トドマツ又はエゾマツ産業は製紙並にパルプ工業及製

畜産物としては現在其の生産額は微々たるものであるが、牛、馬、豚、鶏等も飼育に適し漸次増加の傾向を辿つて居る。特に養狐の飼育は本島の風土に最も好適し、其の毛皮産業地帯としての地位は我國何れの地帯にも絶対に追隨を許さざるものがある。因に其の種類は大部分加奈陀種銀黒狐である。
商業 商業は初期に於ては其の組織甚だ不堅實で其の發達も遅々としてゐたが、最近拓殖の施設進捗と、各種殖産興業の進展に伴ひ急速なる發達を遂げ商業戸數今や一萬一千六百餘を算する状況である。尙本島に於ける生産品の種類は特殊の自然條件の制約に依り之を限定せらるゝ關係上、生活必需品の如きも内地より移入を仰ぐものが多く従つて内地との商取引は甚だ頻繁である。

工業 製紙並にパルプ等の林産工業に負ふところが多い。従つて之を除いては未だ微々たるものであるが、本島は幸に工業の原料資源に富むばかりでなく動力源たるべき石炭の供給も潤澤であるので、各種工業の確立上有利なる自然的條件を具へて居るものと言へる。従つて本島の工業は寔に好望なる將來を有する。

第七十回帝國議會の協賛を経て公布せられた樺太市制は、昭和十二年六月二十五日より施行せられ七月一日樺太最初の市として豊原市の誕生を見るに至り多年の要望が茲に達成せられた。

市制の施行

由來樺太は領有の沿革と地方の實情とに依り領有以來専ら官治に依つて行政を行ひ來つたのであるが、其の後本島拓殖の進展と共に次第に地方の發達を見島民の自治要望の聲も次第に熾烈となり、大正十一年に至り樺太の特殊事情を參酌して町村制を實施し軽度の自治制を採用したのであるが、幸にして島民の政治的自覺と多年郷土に於ける自治的經驗とは克く之を運用して良好な成績を納め得たのであ

る。斯くて町村の基礎が相當鞏固となるに及び、昭和四年に至り、町村制を改正し略々内地町村と同様の自治機能を有せしめ樺太地方制度上一新紀元を劃したのである。

爾來其の實績は著々として舉り島民の政治的智識は教育の發達と共に著しく普及し、其の自治的訓練も亦愈々徹底しつゝあるのみならず、恰も樺太拓殖計畫進展の時機に際し各町村に於ける人的及物的資源の充實を見、町村の基礎愈々鞏固を加へ來り、殊に豊原、大泊、眞岡、敷香、惠須取等の都邑は躍進目覺ましく何れも略々近代的城市の形態並に實質を具備し内地の新設市の状態に比し敢て遜色を見ざる實情となつた。されば樺太に市制を施行するの要望は年已に久しく、樺太政治經濟の中樞たる豊原町の如きは昭和六年以來最も熱心に市制即行促進運動を續け、町萬般の施設も亦常に市制實施を豫定して之を行ひ内容外觀の整備充實を圖つて來たのである。

惟ふに樺太拓殖の進展を圖るには一般國民がよく本島の實情を理解すると共に、本島住民も樺太を郷土とするの誇を持ち之に安住して其の業を樂しむに至ることが最も緊要である。然るに樺太有数の都市であり乍ら依然として町村制に依る町として放任して置くことは、本島の實情に接せざる一般人をして町村の進歩發達なきもの如く誤認せしめ、愈々開發進展の歩武を進めつゝある本島拓殖の進度を疑はしめるのみならず、延いては其の遂行に支障を來し、樺太統治上に及ぼす影響亦尠からざるものがある。樺太市制の實現を見るに至つたの斯る沿革と理由に基くものである。樺太市制に關する法律及施行勅令の内容容け市參事會を置くこと及議員の選舉方法の一部を異にする外現行樺太町村制と殆ど同じく、又樺太の特殊事情の參酌を加へた點を除けば概ね内地市制に倣つて居る。樺太町村制に比較すると、一、市長助役を原則として有給としたこと、二、市參事

會を設けたこと、三、市會議員の選舉に立候補者制度を採つたこと等に於て之と異なるが其の他の點に付ては大體之と異なる所がない。更に之を内地の市制と比較すると一、府縣知事、府縣參事會の權限に屬するものは市の輕重に従つて或は樺太廳長官或は樺太廳支廳長の權限に屬せしめられたこと、二、從來の市の區域又は所謂財産區なき爲之に關する規定なきこと、三、樺太に於ては東京、大阪、京都の如き大都市の出現は豫想せられざるを以て之に關聯する區域或は市參與等に關する規定なきこと、四、人口の移動、密度等を考へて隨時名簿主義を採り、選舉區制を採用せざることに於て之と相異して居るが、總て樺太の特殊事情より加へられた變更であつて他は總て内地の市制に準じて居るのである。

落合	同	六日早し
眞岡	二〇一	六日早し
安別	同	三日早し
本斗	同三	三日晚し
初雪	(昭和十五年)	平年比較
安別	九・六	三日早し
敷香	同	二日早し
眞岡	同二	二日早し
落合	同	二日早し
大泊	二・五	二日早し

歴代長官

熊谷喜一郎(民政長官)	明治三六・七二一—同四〇・四二
楠瀬 幸彦	明治四〇・四一一—同四四・四二四
床次竹二郎	明治四四・四二四—同四六・六二二
平岡定次郎	明治四六・六二二—大正三三・六・五
岡田 文次	大正三三・六・五—同五〇・一〇九
昌谷 彰	大正五〇・一〇九—同八四・四二七
永井金次郎	大正八四・四二七—同三三・六二三
昌谷 彰	

治政の充實

三町四村昇格實現
昭和十六年四月一日より從來の内幌、珍内、名好の三村が町となり、名好町よりは西柵丹村が分離獨立、又舊制度適用町村を廢して何れも現業制度のもとに一、二級町村の指定を受けたが一級として、内幌町、珍内町、名好町、西柵丹村及び州上村の五町村を選び、二級として海馬

散江の兩村がそれ〴〵指定された、これに本島四十一町村中、一級十七、二級二十四となり、拓殖の進展とともに漸次町村の充實向上を示してゐる。中にも昭和四年現行制度施行以來久しく舊制度の適用をうけてゐた所謂變態自治の二級町村は解消し時運の推移に伴ひ新生の發足を見るにいたつたことは實にその町村のみの發展に止らず、本島治政の充實昂揚を示現するものであり、又一級に指定された町村は、何れもその域内には重要な資源を豊富に包蔵して居り時局下これが資源の開發のため急激なる發展をなし、人口も著しく増加し、部落一變して商礦市街地を形成するなど、益々膨脹する情勢にあり、遂に珍内、内幌、名好は町となり、又名好村より西柵丹村が分離獨立し何れも輝かしき發展途上にあり殷賑を極めてゐる。

西柵丹村の境界線
名好郡名好村を左記境界に依り分割し、昭和十六年四月一日より西柵丹村を置くことになつた。

南方奥島一等水準點(第一〇五五九號)より南方海岸八百米の地點を起點とし東方分水嶺に沿ひ笹松山三角點より古津川と恩内川との分水嶺を辿り露草山三角點を経て更に名好川支流清川と西柵丹川との分水嶺(下岩山三角點及鞍馬山三角點)を辿り郡界に至る以北の地域一圓

第六回評議會席上
小河長官の挨拶
十六年五月十三日

十六年度豫算
第七十六回帝國議會の協賛を経ました昭和十六年度樺太特別會計の豫算總額は、歳入歳出共に一億一千五百四十二萬四千餘圓でありまして、前年度豫算に比較致しますると、實に四千八百三十五萬五千圓の増加を示してゐるのであります。而して之が編成に當りましては、政府の方針に従ひ、東亞聖業の完遂を期すると共に、國際情勢の推移に對處する施策に寄與することを主眼として、本島拓殖の實情

に鑑み、各部門に亘り慎重なる檢討を加へ、物資並に勞力の供給事情及物價の情勢等に付細心の考慮を拂ふと共に、重要物資の供給と密接なる關係に在るものは物動計畫に適合せしむることに努め、極力經費の節用調整を圖り、緊要缺くべからざる經費を計上致した次第であります。遂に巨額の増加を見るに至つたのも只管拓殖事業の遂行上且は時局の要請に基く施設の擴張具現に外ならざる所でありませぬ。

尙之が豫算の實行は島民の經濟に及ぼす影響の大なるものがあることが顧念せられます。其の經濟實行は物資、資金及勞力等の供給狀況に付特に慎重なる考慮を致し、政府の經濟政策との完全なる調和を圖るの外、更に能ふ限り經費の節約を勵行すると共に、其の效率増進に一層の工夫を凝らし、有效適切な運用を圖り、以て戰時經濟の強化に努め所期の目的達成に遺憾なきを期したい所存であります。

水産物漁獲高(十五年)

品名	計	前年對比増減
鯉	一九、八五四、九一八	三、五〇五、〇九六
小夏鯉	一、八四一、五九八	五〇九、〇四一
夏鯉	五、四三三、四三五	三、四一九、五八五
秋鯉	一、五二一、五〇二	一、八七三、六〇九
鱈	二、五二一、七九九	二〇三、三九六
鱈	九、一五五、二一四	一六、三三四
鱈	二、九三三、二六三	九六四、六六六
鱈	一、八三三、一九一	九八四、六六六
鱈	一、二四一、九八八	八五、七九三
鱈	二、六〇四	一八、五四〇
鱈	三、四八八、三九五	一、〇三三、一四九
鱈	二、四九六、〇三七	一、四〇〇、〇五八
鱈	一、二、五〇四	四、九三三
鱈	三、四九一、五三三	一〇、八八六
鱈	一、八七三、二四〇	三、三三三、三九〇
鱈	一、七五五、六八四	一、二五、一八五
鱈	四、八二八、八二六	三、七、二二三
鱈	三、三五四、〇五一	一、六五七、二四四
鱈	四、九、四四一、三三	六、七九三、五九九

軍人援護事業
軍人援護事業に就いては官民一致の眞摯なる協力活動に依りまして、逐次順調に進捗し着々其の實效を収めつつあります。

とは誠に同慶に堪へざる所であり、最近に於ける世情の推移に伴ひまして、該事業の適正強化を期し、實效の萬全を期するの

遂し、進んで東亞新秩序の建設東亞共榮圈確立の大事業を果さんが爲には、國家國民の總力を最高度に發揮し得るの體制を整備致さなければなりません。是本運動を企畫し、以て従來行はれたる國民精神總動員組織及運動を發展的に解消し之に吸収せしめ、新なる構想の下に具の強化徹底を策せる所以であります。

國家内外の緊迫せる情勢の重大なるに深く想及せられ、本運動の要請する島民の地域的並に職域的組織の整備及其の運用に力を致され、十五年精進運動目標として特に強調せる、生産能率増進、貯蓄奨励、公債消化の徹底、節米並に代用食の奨励等を圖るは勿論、各職域に於ける臣道實踐、總力發揮に格段の盡力を傾注し、國家非常時の要請に沿はんことを期せられたいのであります。

社會事業に就て
本島拓殖の進展に伴ひまして、島民生活は漸次複雑多岐に亘り、殊に今次事變勃發以來、

各般の社會情勢は急激なる轉換を來しつゝありまして、社會的施設の強化に依る島民生活の安定確保は喫緊の業たるに鑑みまして、社會事業法、樺太救護法施行令及方面委員令を實施し、社會的缺陷を補整致しまして、之が健全化を圖り、以て島民福祉の保護増進に資せんことを期して居る次第であります。

體位向上に就て
事變の進展に伴ひ、旺盛なる國民精神と剛強なる國民體力は高度國防國家建設上愈々重要な度を加へ、特に本島の開發を將來に擔當すべき青少年に於ては益々其の重要性を痛感せらるゝのであります。仍て十六年より國民體力法に依り島民の體力を檢査し、且體力章檢定を實施する等、其の向上につき指導其の他必要なる措置を爲すべく講究中でありまして。

醫療施設に就て
拓殖の進展と醫療機關の充實は不可分の關係にありますので、極力之が擴充に努めて居ります。が、未だ充分ではありません。

要益々緊切なるものがありますので、更に本事業に關する聖旨の普及徹底に努めんと共に、舉郷一致、銃後奉公の完璧を期し、戰陣に在る將兵をして後顧の憂なからしむるやう特段の努力を致しつゝある次第であります。

國民教育に就て
昭和十五年十月三十日、畏くも教育に關する勅語頒發五十周年記念の勅語を賜りましたこと、洵に恐懼感激に堪へざるところであります。

惟ふに教育のことは非常時と雖も一日の懈怠を許されざるところでありまして、恰も昭和十六年より劃時代的なる國民學校制度實施せられ、一層國民教育の刷新振興に邁進し、眞に皇國の負荷に堪ふる大國民の鍊成を圖らねばならぬと存するのであります。

又青少年の訓練に關しましては、彼等をして帝國の使命と帝國が當面する内外の情勢とを明確に認識把握せしめ、且之に即應して、國家目的の達成に勇往

邁進せしむる様訓練を施さねばならぬことは、今更申す迄もないこととあります。而して從來青年團が青年學校と別個に運営されました結果、特に兩者間に於て間隙の生ずるの虞なきに非ざる情況に稽へ、抜本的に刷新改善して青年學校及青年團の分離一體制を確保し、以て國家の青年指導方針を一元的に貫徹せんが爲、從來の男女青年團は之を發展的解消せしめ、樺太青少年團を結成する事と致した次第でありまして、今後本團興隆の爲格段の努力を致す共に青少年訓練の完璧を期する所存であります。

國民奉公に就て
曩に發足を見ました大政翼賛運動に照應する本島の翼賛運動は、樺太國民奉公運動の名に於て強力なる發展を圖り、島民の熱烈なる臣道實踐を期待すべく其の實踐機關として樺太國民奉公會の組織設立を見たる次第であります。

顧ふに深刻なる世界情勢に即應しつゝ、克く支那事變處理を完

爾來厚生省免許醫師の開業は主として都市、股賑産業地帯に偏し、其の數も亦僅少でありますので、之が分布の調整と本島拓殖の特殊事情に鑑みまして、特に假免許醫師の制度を設けまして、普遍的に配置開業せしむるの施策を爲して居りますが、審査合格者數も微々たるものであり、又其の素質も動もすれば低下を免れませんので、一方應急對策として昭和十五年度より醫學依託生を復活しましたが、猶充足には遠く、且時局の推移は一層醫師の拂底を來し、之が招致は誠に至難の状態に至りましたので、資質の優良なる醫師を養成する爲、本年より醫學講習所を開設し本島醫療機關の根本的解決を爲すことに致した次第であります。

勞務需給統制
軍需の生産及一般産業に於ける生産力擴充に伴ふ勞務需要の増加に對處致しまして、勞務の適正なる配置を圖り、勞務要員の充足に遺憾なからしむる爲、國家總動員法に基く各種法令の

施行に伴ひ、本島に於きましては昭和十三年以來國民職業能力申告、國民徵用、學校卒業者使用制限、青少年雇入制限、從業者移動防止に關する各廳令を公布致しまして、職業紹介業務と密接なる聯絡の保持に努め、勞務需給調整の萬全を期しつゝある次第であります。

樺太開發株式會社
多年官民の翹望して居りました所の樺太の開發に關する國策會社は、議會に於て樺太開發株式會社法の成立に依り、茲に結實致しましたことは邦家の爲誠に御同慶に堪へない所でありまして。

本島は帝國北方の鎖鑰として重要な地位にあることは申す迄もないのであります。殊に重要資源の生産地として時局下高度國防國家體制の重要な一翼を負擔するものでありまして此の樺太の經濟的開發を負擔する開發會社の使命たるや、誠に重大であると云はなければなりません。

本會社は設立に關する手續完

了次第、直に事業に着手することになるのでありまして、其の經營致します主なる事業は鑛業、林業、農業、畜産業並に農林産物及畜産物の加工事業であり、資金を供給し、又以上の各種事業に附帯する事業並に經濟開發の爲必要な事業をも行ひまするので、其の範圍は非常に廣汎に亘るのであります。

之等の事業を適切に經營致し、樺太に於ける各種資源の開發並に培養を計ると共に、高度國防國家建設に資し、事變目的の完遂に協力することは、喫緊の要事でありまして、本會社設立の目的も亦此處にあるのであります。

は出來ないと思ふのであり、本會社の國家的使命の重要性を能く諒解せられて、今後會社が事業を經營して行くに際しては、滿腔の熱意を以て之を援助せられ、國策に協力せしむる様、配意あらんことを希望する次第であります。

拓殖の開發上、多大なる寄與を爲し來りましたことは言を俟たぬところであります。而して時局の進展に伴ひ、本島の森林資源は國策上頓に其の重要性を加ふるに至つたのであります。依て本島に於ける森林政策に就きましては、時局の要望に沿ひ、公用材及鑛業用材等、林産物利用の増加と後繼林の造成に努めつゝあるものであります。

時局産業の進展に伴ひ、之が動力源たる石炭の需要著しく増加し、本島の石炭も亦急激に増産の必要に迫られたるを以て、樺太廳に於ても内地と對應し、新坑開發助成金、増産獎勵金、買取補償金交付の制度を設け之が増産を奨励しつゝあるも、實際情勢の緊迫化に伴ひ資金材料及勞力等益々不足を訴へ、苦痛なるを以て、あらゆる角度より之が増産に協力せらるゝと共に、一面消費の規正に關しても、格段の御配慮あらんことを望むものであります。

然れども、之等の計畫も一度山火に禍せられんか、豫想外の甚大なる障礙を來すに至るべく、殊に時局下火防器具並に勞力著しく不足の折柄、災害の波及するところ蓋し少からざるべきを思ひ、各關係機關の連繫を一層緊密ならしめて、大に鞭撻指導に努めて居るのであります。而して、各種事業の飛躍的發展に伴れ、危険性又之に比例して擴大せらるゝのであります。故に、山火警防及愛林思想の普及徹底

に一段の御配慮御協力を希ふ次第であります。 **農業に就て** 農村形成の確立、農民生活の安定を策するは本島開拓の基調を強化するのみならず、現下の我國狀に鑑み食料糧問題解決の一翼として、極めて重要な使命を痛感する次第であります。而して、新移民の招致と共に既成農村擴充の爲移住獎勵補助、開墾助成、土地改良助成等を一段と増加重厚ならしめ、以て離農轉業の防止、農業生産擴充に邁進致したいと思ふのであります。而して十五年は天候の不順に禍ひせられて農産物の増産計畫は所期の目的を達成するを得ず、代用食糧並に家畜飼糧の供給に困難を期し得られざりしは甚だ遺憾とするところであります。十六年は之に屈することなく凡ゆる悪條件を克服して、豫定計畫の遂行に努め致す考であります。之が爲には増産上必要なる各般の獎勵施設と、重大時局の認識に透徹せる旺盛なる農民精神の作興に努めなければなりま

せん。依つて今後益々此の方面に對する指導獎勵に一段の努力を傾倒し、農業生産力の擴充に萬全を期すべく計畫致して居る次第であります。

水産業に就て

本島水産業は、鰈、鱒、鮭漁業のみに依存せる往年の弊習より脱却し、多角綜合的經營に移行し、今や全面的轉換途上を邁進しつゝある次第であります。茲に於て轉換しつゝある漁業の實狀に即應する爲、適種漁業の配分、沿岸漁田の保護、培養施設の擴充等適切な諸對策を講ずると共に、資源の涵養及生産力の擴充を期し、他面各種水産物の製造加工を助長し、更に漁村中堅人物の養成其の他漁民精神の作興、訓育に努め、以て時局下に於ける本島水産業の躍進

に資せんとする次第であります。

商工業に就て

現下經濟情勢の變化に伴ひ、商工業者殊に商業は相當深刻な影響を蒙つて居ります。併し乍ら今日の事態は決して商業者其のものを否定しようとするものでなく、新に整備せられたる配給機構の確立を要求して居るのであります。即ち商業者は單に生産者より消費者への物資配給といふ社會經濟的職分を果すに止まらず、生産力の擴充、國民生活の安定並に低物價政策の維持を目標とする、貴重にして而も重大なる國家的使命と職責を擔當して居るもので、斯くしてこそ商業者は國防國家の下に自らの立場を確保し得るものと信ずるのであります。

本島に於きましては十五年秋商業組合法を施行し、爾來商業組合を樞軸とする配給機構の整備に依り、商業者をして眞に國家的配給機關たる職能を充分發揮せしむべく、一定方針の下に

銳意目下之が結成に努力しつゝある次第であります。

尙轉業問題に付きましては

本島の實情より觀察し、差當り商業者を對象とせられませうが、現在の處其の事象は未だ幸にして緩慢なる状態であり、併し乍ら今後生ずべき事態に對處し能ふ限り國策の遂行に伴ふ商業者の犠牲を少なからしむる方針の下に、既に應急對策を樹立善處しつゝある次第であります。而して、今後其本問題に付きましては諸般の施設を講じ、指導上遺憾なきを期したいと存じて居ります。

物資需給調整

今次聖業完遂の爲には今後長期に亘り莫大なる物資を必要とすることは申す迄もなからざるであります。殊に緊迫せる國際情勢は海外輸入品に依存するを許さず、從て國內物資の需給關係は一層逼迫して參るものと覺悟を致さなければなりません。從て生産、配給、消費の各部門に亘り更に統制の強化徹底は不可避の事情にあるのであります。

而して之等經濟行政の圓滑なる運行は、全島民の時局に對する明確なる認識と、國策に沿ふ道義的協力に俟つにあらざれば、其の完璧を期し得られないのであります。此の點に付充分御配慮の上、島民各層をして内外情勢を深く認識せしめ、戰時生活の嚴肅なる實踐の指導に御協力あらんことを切望して止まざるものであります。

物價統制に就て

物價對策の重大なることは申す迄もないことでありまして、本島に於きましては事變勃發以來、内地に順應致しまして諸種の對策を講じて參りました次第であります。殊に價格統制令が施行せられましてからは、公定價格設定物品の範圍も非常に擴大せられ、あらゆるものに及んで居る現状でありまして、現在も銳意公定價格の設定に努力して居る次第であります。客年來更に宅地建物等價格統制令が施行せられまして新に宅地建物の價格も統制を受けることになり、價格統制に一段の強化を見

るに至つたのであります。斯様に諸種の對策を實施致しまして物價政策の完璧を期して居るのであります。此の實施に當りましては容易ならぬ困難を伴ふのであります。一般國民の理解と協力を最も必要とする所であります。此の點を深く諒察せられ、克く富業者を指導し國策の完遂に協力せられんことを希ふ次第であります。

産業報國運動

産業報國運動は云ふ迄もなく高度國防國家體制の根幹たる新産業労働體制の確立に在り、即ち全産業人は資本、經營、勤勞の有機的一體なるを自覺し、産業報國精神を基調として事業一家職域奉公の誠を盡し、以て皇運を扶翼し奉る一大國民運動であります。本島に於ても本運動の重要性に鑑み、國民奉公運動の重要な一翼として全産業人をして時局下重要産業の國家的使命を自覺し、勞資一體となり益々産業報國精神の把握と共に之が實踐を徹底せしむべく、十五年秋以來各工場、事業場毎に

夫々産業報國會の結成を慫慂しつゝあるものにして、近く之が中核體たる樺太産業報國會を結成の豫定に在り、各位に於かれども以上本運動の眞義を體認せられ之が目的達成上特段の御協力を切望して止まぬ次第であります。

國民貯蓄獎勵運動

貯蓄の獎勵は戦時下財政經濟を圓滑に運行する最も重要な政策であります。本島に於ては俟たぬ所であり、本島に於ける貯蓄の實績は事變發生以來概して良好な成績を収め來つたのであります。十五年は島内諸産業發展の情況に比較いたしまして其の成績良好なりとは申上げ兼ねる次第であります。十六年にも巨額の公債消化、生産力擴充資金の供給確保並に購買力の抑制等の爲に一層貯蓄獎勵の必要性が加つて參つた次第であり、政府は貯蓄目標を百三十五億圓に増額致しまして、本運動を一段と強化しつゝあるのであります。本島に於

きまして此の國策に基づきまして更に國民貯蓄増加の方策を検討し、島民の愛國心に訴へ、極力本運動の徹底を期しつゝあるのであります。各位に於かれても一段の熱意と努力とを以て本運動に協力せられんことを切望する次第であります。

土木事業

土木關係に付きましては特に時局に對應する緊要なる工事に主力を注がんとするものであります。即ち道路關係に於ては産業上重要な既設道路の改良に力を注ぐと共に、必要缺くべからざる新線の延長をも實施することになつて居ります。港灣關係に於ては本島の特殊事情に鑑み之が整備擴充は最も重大なる意義を有しますので、夫々既定計畫に檢討を加へ、實情に即應して積極的之が修築を續行するものであります。船灣に付ては修築、改良を續行する外、新に船灣を修築するところもありません。次に河川に付ては十五年度に引續き改修を行ひ、其の他冬季に於ける道路交通の確保

に付ての調査研究、治水、利水上必要な河川の基本調査及港灣、船灣に關する調査等、資源開發並に拓殖進展上必要な諸種の調査研究を行ふことになつて居ります。

鐵道

島内交通の大宗たる鐵道に付きましては、最近の情勢即ち生産擴充、拓殖の進展及物資の迅速なる配給等より考慮致しまして、一日も忽諾に附すことが出來ないのであります。應と致しましては既設線に於ける輸送力の強化、建設計畫線の促進及新線の建設計畫に努むると同時に、地方鐵道に對しましても同様の方針を以て之に臨み、島内交通網の完成を期することに努力して居りますが、勞力、資材其の他の關係上、計畫の充分なる遂行が困難な情況にあることは遺憾な次第であります。是差當り十六年度に於きましては既設線の強化と建設計畫線の促進とに力を注ぐことになつて居ります。

市町村長會の要望

一 衆議員議員選舉法施行の件
本件は島民多年の宿望なるを以て適當なる時機に實施せらるゝやう御配慮仰ぐ
一 樺太地方費設定の件
島内萬般の施設經營の實情に徴するに地方費の設定に俟ち之が擴張整備を要するもの多々あるを痛感す而も前年來御當局に於て既に地方費設定の計畫を樹てられある趣に付速に之が實現を期せられ度懇願す
一 教育機關整備に關する件
拓殖成績の急速なる進展と人口の激増或は北方文化の建設等を顧慮して各種教育施設の現状を視るとき遺憾とするもの尠からず仍て左記諸點に付き格別の御高配を仰ぐ
イ 中學校の増設(泊居)
ロ 高等女學校の増設(惠須取、落合、知取の各地)
ハ 乙種實業學校を順次甲種に昇格せしむること
ニ 現在の公立女學校を速かに應立に爲すこと
ホ 高等教育機關の設置

1 高等農林學校
2 高等工業學校
3 醫學專門學校又は醫科大學
一 國民學校の整備
1 施設費補助の増額
2 教員の待遇向上と缺員補充
ト 青年學校の整備
1 教員の待遇向上
2 専任教員の増員
3 施設費の補助増額
一 醫療機關整備に關する件
イ 公立醫院に對し積極的助成策を講ずること
ロ 公醫に對する補助の増額及増員を圖ること
ハ 豊原醫院の設備其の他を整備擴張すること
一 統制物資配給機構整備に關する件
統制物資配給に際し市町村に於て處理する事務著しく繁多となりつゝあり而も公平圓滿なる配給は市町村の當該事務の完遂に負ふ所極めて大なり仍て左記諸點に付格別の御高配を仰ぐ

イ 米の消費規制を速に改正すること
ロ 生活必需品の配給は一元的に總て市町村に於て之を取扱はしむること
ハ 市町村に於ける配給事務費を交付すること
ニ 米穀取扱手数料(一俵に付一〇錢乃至一五錢)を徴取し之を財源として市町村に交付すること、此の場合消費者に苦痛を與ふることなし
一 農産物公定價格に關する件
各地の事情特に交通運輸の關係等を深く考慮し速に適正價格を改良せられ度
一 労働者賃銀統制に關する件
既に關係令規の施行を見たるも之が實施に付ては徹底的取締を懇望す
一 家庭燃料確保に關する件
各地輸送機關を特に督勵し適當なる時機に市町村割當數量を完全に配給せしむるやう御配慮を請ふ
一 國民奉公運動に關する件
イ 島民生活改善様式設定
ロ 諸宴會様式改善

ハ 恤兵運動強化
ニ 市町村國民奉公運動經費補助
ホ 其他
一 警防施設擴充に關する件
イ 防空施設
ロ 警防團の編成と訓練
ハ 警防費補助の増額
ニ 其他
一 電信、電話、郵便取扱に關する件
近時遲達其の他の事由に依り民衆に不便不利を與ふること尠からず之が改善を圖られ度
一 二級町村長の待遇向上に關する件
町村長の事務極めて重大なるに拘らず二級町村長の待遇は其の地位に伴はざる嫌あり仍て其の俸給を月額二百圓以上に増俸方特に御配慮を請ふ
一 市町村長に應鐵無賃乗車券交付の件
時局の重大化に伴ひ市町村長の職務は委任事務其他一般に著しく繁劇となり延ては管内は勿論官外に涉る關係業務も亦増加し之が敏活なる處理を

四 課税力を標準として配分するものは當該市町村に於ける課税力が標準課税力に達せざるとき其の不足なる額を標準として之を定む

五 前記(三)の交付金算出の基準たる標準流木税とは全島市町村に於ける特別税流木税(流木交付金及林野助成金を含む以下流木税と稱す)を國有林野面積を以て除したる額に其の市町村に於ける國有林野面積を乗じたる額を謂ふものとす

六 前記(四)の交付金算出の基準たる課税力とは市町村に於ける國税附加税、特別税所得割、特別税雑種産割、流木税及前記(三)の配分額の合計額を、標準課税力とは全島市町村に於ける國税附加税、特別税所得割、特別税雑種産割、流木税及前記(三)の配分額の合計額の一人平均額に其の市町村に於ける人口を乗じたる額を謂ふものとす

七 課税力に依る配分に用ふる人口並に國税附加税特別税所得割特別税雑種産割及流木税は左の方法に依り定むるものとす

得割特別税雑種産割及流木税は左の方法に依り定むるものとす

イ 人口

樺太市制町村施行規則第五條の規定に依り樺太廳長官の告示したる人口

ロ 國税附加税、特別税所得割、特別税雑種産割及流木税

左に掲ぐるもの

1 國税附加税

國税附加税は制限率に依り算出したる昭和十五年年度に於ける市街宅地税、所得税(第二種の所得税を除く)、營業收益税、鑛業税、砂鑛區稅及鑛區稅の各附加税調定済額の合計額

2 特別税所得割及特別税雑種産割

特別税所得割、特別税雑種産割は制限率に依り算出したる昭和十五年年度に於ける調定済額

3 流木税

昭和十六年度に於ける流木税の豫算額に付査定したる額

郵便電信電話収入調

十四年度	十五年度	増加額	
官業及官有財産収入	三、四九五、五八八	四、三〇一、八九一	七〇六、三〇三
郵便電信及電話収入	三、四九五、五八八	四、三〇一、八九一	七〇六、三〇三
切手	一、六六〇、八〇七	一、九四四、四〇七	二八三、六〇〇
郵便	三三八、五六四	四六六、二九〇	七七、七二六
電話	一八四、五四〇	二四八、八三三	六四、二九三
電話	一、三五五、七五五	一、五三三、五九二	二七七、七四四

八 一般交付金の算定迄に市町村の廢置分合又は境界變更ありたる場合に於ける關係市町村の交付金の額を算定するに必要なる國有林野面積並に國税附加税、特別税所得割、特別税雑種産割及流木税は廢置分合又は境界變更に係る區域を基礎として算定したる額

△特別交付金

特別交付金は國庫交付金總額中一般交付金として交付する金額を除きたる金額を左に掲ぐる事由あるものにして特に財政窮乏すと認めらるる市町村に對し其の事情を斟酌して

一 之を配分するものとす

二 人口の密度稀薄なること

三 災害に依り財源を喪失せること

四 市町村財政交付金の喪失に因り財源窮乏せること

五 市債又は町村借入金多額にして償還著しく困難なること

六 市町村の課税力と市町村民の資力とに著しき不一致あること

七 其の他特別の事情あること

△一般交付金交付額の制限

一 當該市町村の課税力が標準課税力の二倍を越ゆる市町村に對しては交付金を交付せず

二 市町村に於ける國税附加税

の賦加率が總て制限に達せず又は特別税戸別割の賦課額が其の市町村の合計額の百分の二十に達せざる市町村に對しては交付金を交付せず

交付金の交付を受ける爲右制限又は限度に達せざるに至るべきとき交付金は之を右制限又は限度に至る迄の金額に止むるものとす

當該市町村の交付を受くべき交付金の配分額が市町村税總額の百分の一に満たざるときは之を交付せず又は百分の五十を超ゆるときは百分の五十の金額に止むるものとす

三 國税附加税の賦課率、特別税戸別割の賦課額又は市町村税總額は其の年度に於ける當初議決に依るものとす

四 人口産業其他特殊の事情に依り交付金の算出額過多なりと認めらるる市町村に對しては之を交付せず又は減額することをを得

十四年度に至る各年度決算額と警防費の割合を見ると經常費臨時費を合せ

十四年度	六、三%
十三年度	六、七%
十四年度	八、一%
十五年度	九、一%
十六年度	九、六%

となつて居る、十五、六兩年度市町村歳出豫算總額と警防費の數字を示すと

△十五年度	四、〇四、四三三
△十六年度	四、八六、三三〇
△十七年度	八、九〇、七四三

警防費

經常費	四八〇、九三四
臨時費	三三九、三六六
計	八二〇、三〇〇

△十六年度

歳出經常費	五、〇四、九三三
同臨時費	五、三六、九六四
警防費	五九、八八九
經常費	四二七、三四〇
臨時費	一、〇〇七、〇五九
計	

警防費合計額を年度別に見ると

十二年度	三三九、六〇八
十三年度	三九五、六〇〇
十四年度	五八六、九二九
十五年度	八二〇、三〇〇
十六年度	一、〇〇七、〇五九

(以上決算額)

(以上豫算額)

で、十六年度豫算額は十二年度決算額三倍以上の數字となつてゐる。

十六年度山火警防

昭和十六年度の山火警防費は林務課三十一萬七千六百七十六圓、警防課四萬圓、鐵道課、十七萬二千七百七十六圓、合計五十三萬四千五百五十二圓で警防の方針は

△林野火防組合の活動強化

△特殊事業者の活動強化

△鐵道沿線の山火警防の強化

△山火非常警戒の勵行

△官公衙及諸團體との連絡強調

等に主力を注ぐことに決定した。

神饌奉獻奉仕

樺原神宮、明治神宮、並に靖國神社に神饌を奉獻するため、樺太青少年團では次の要綱により奉仕することに決定した。

△神饌の設置 各支廳出張所及市青少年團で管内の優良團に獻穀奉仕團を銓衡謹行せしむ(男女青年各一團、少年一團)奉仕者は團員、

△神饌の奉仕者 市町村で畑を選定日照通風良き所清浄なる用水を得、附近に病院屠殺場汚物置物火葬場墓地なきこと

△面積一畝歩 種類小麥(曉)五升宛

△海産物奉獻 花折昆布五把 男女代表三名が捧仕して十月中旬、樺太神社及護國神社で奉獻奉告式を舉行し、更に樺原神宮、明治神宮、靖國神社の奉獻は十二月二十二日を中心に舉行され、團員八名が捧持して出發することになつてゐる。

青年學校の再發足

一 合宿訓練

義務就學者全部を收容せん爲には各所に分教場又は生徒數

極めて少数なる學校が設置せられるべきを以て之等は或一定の期間合併合宿し相當の部隊を編成の上訓練實施する様考慮すること(時期、日數等適宜たること)

二 晝間訓練

青年學校の教練は昭和十五年六月陸軍省通牒に依り軍事教育なること明示せられたる次第もあり夜間のみの教練は不徹底なるを免れざるを以て晝間訓練を強行すると(夏期は午後四時又は五時より始め或は午前六時以前に行ふ等其の他地方の實情に即する方法を講じ夜間訓練は必要なる時に限り之を行ふに止むること)

三 高年次生徒の活用

義務制(十六年は準義務制)實施に伴ひ一時に多種の未教育生徒就學するに反し指導員の補充愈よ困難なる實情に付高年次(四年以上)の生徒を助手として之が活用を圖り以て共勵切磋の實を擧げしむる様留意すること

四 就學出席の督勵

義務就學者は全員之を青年學校に收容せらるゝ様督勵すること(青少年團、隣組等の協力を求むるの外特に警察、在郷軍人分會婦人會等と密接なる連携をとり萬遺憾なきを期すること)

五 参考事項

- 1 合宿訓練はなるべく同一町村内に於て數校協議の上之を實施すること、之が實施せるものに對しては經費の一部を補助し又は特に教練指導員を派遣することあるべし
- 2 行軍を頻繁に行ふこと
- 3 國防競技の指導を徹底すること(昭和十六年は之が講習會を行ひ又は巡回指導をなし特に必要に應じ經費の一部に對し補助することあるべし)
- 4 銃劍術を奨勵すること
- 5 農畜生産擴充計畫
 - △ 増産奨勵方法
 - 一 計畫生産は實行組合(又は班)を責任單位たらしめること

- 二 産業組合の各種事業に對する組合員の取引は生産計畫及其の實績を條件として
- イ 資金の融通を個人とせず可及的班(連帶責任)にすること
- ロ 集團事業、共同作業その他共同施設に對する資金の融通は實行組合とすること
- ハ 米は勿論生産資料及生活必需品は必ず右系統を通じて配給すること
- 二 生産實施の共同責任を案すものに對しては自治的に制裁道を設けしめること
- 三 各種助成は必ず實行組合(又は班)を責任單位として交付すること
- 四 農畜産物價格の改訂により農家の収入を増加せしむること
- 五 興農會聯合會、産業組合聯合會を主體とし消費團體の後援による(生産擴充期成會)を結成し左の事業を行ふ
 - イ 増産共勵事業
 - ロ 生産物集荷共勵事業
 - ハ 各種の表彰
- 六 主廳が主催となり地方協議

- 會に於て農業勞力調整の協議をなす
 - イ 警察、林務署長、職業紹介所長、市町村長、興農會長、産業組合長、管内大口勞務利用者等が參集農村勞力の引抜き防止を協議
 - ロ 季節的勞力賃金の調整協定
 - ハ 資材配給に關する協議
 - ニ 生産物集荷に關する協議
- 七 指導機構の確立
 - イ 官民首腦者の農村行脚による實狀調査と農民の激勵
 - ロ 本廳及支廳指導員の指導能率増進(實行指導分擔區域の協定、實行綜合各班單位の指導、實行組合に指導簿の設置、共勵振興村の指導員を支廳に駐在せしめ指導範圍の擴大、自轉車の配給、消極的な一般不急事務の縮小)
 - ハ 市町村指導員の増員と能率増進(市町村の不急事務縮小、實行組合指導簿の記入その他)
- △ 生産物集荷方法
 - 一 農産物統制規則及配給要項

許特賣專



元はち切れる
氣を!

私たちの榮養として最も大切なものは、私たちが生命を保つために、どろりしても缺く事の出来ない血液を生成する鐵分と、活々とした元氣の素となるビタミンであります。鐵肝油はこの大切な鐵分と、天然食品中で最もビタミン含有量の豊富な肝油との二大榮養素を、新發明の特許電氣コロイド製法を應用して微粒子状に濃縮し、鐵劑或各薬店にあり



は肝油の單一劑の如く胃腸障害等の副作用がなく、而も誰にも服み易いやうに美味しいシロップに造つたもので、すから、どんな薬がらひの人にも喜ばれ、胃腸の弱つた人や老人、子供にも容易に消化吸収されて直ちに榮養になり體精力を旺盛にして病氣に對する抵抗力を強くする卓れた効果を持つてゐます。

東京市深川區佐賀町
發賣元 株式 工藤商店藥品部

藥價、一圓八十錢・四圓八十錢

妙布

外用

主効

肩腰のコリ・リウマチス・神経痛・胃痛・過勞の痛み・筋肉の痛み・うちみ靴傷・乳のコリ・胸咽喉の痛み



除け 健康 障害

肩腰のコリや過勞の痛み、疲れ等はすぐに妙布で御手當下さい、無精や元氣に任せて等閑にしておくと健康破壊の因であります、妙布だけは忘れず御愛用下さい

金二十銭 金三十銭
金五十銭 金一圓
全國到る所薬店にあり

本舗 渡邊輝網薬房 株式会社
東京市麻布區二丁目一十一番地
(振替東京四〇七番)

による産組の一元集荷強化
二 重要農産物の生産強制検査
三 自家消費適止量の決定
△其他獎勵方法
一 主要農作物作付各種の實測

十六年度農産物充實計畫による作付

豊原	大加	留多	本斗	眞岡	泊居	惠須	元香	計敷
作付面積 五、三六〇	一、九四三	三、六九〇	一、八二〇	三、七四五	二、〇六四	四、四三九	八三三	一、六〇八
計畫面積 七、六九一	二、四三二	三、八五一	一、八八八	五、二〇四	二、〇五四	四、〇六〇	八三〇	二、一七六
面積	四、一五九	二、三六三	四、四五六	二、六六一	六、六六一	二、六六一	三〇、一八一	三〇、一八一
戸數	七六八	八三二	四八八	一、〇三三	一、三三七	五三三	二、一七六	一、三三七

敷香 漁業成績(十五年)

樺太の春才矢張り鯨からで残雪の間に鯨の山が至る處に出現し、港には十圓・百圓紙幣が亂れ飛ぶ時、漁業樺太らしい春氣分が躍如として感じられる。十四年度に於て水産物總生産高の三割八分に當る千六百三十五萬圓を占めた鯨は斷然他漁業を凌駕して、依然其の王座を占めて居る。鳥の人々に種々なる意味に於て期待され、關心を持たれた十五年の鯨漁状況を先づ着業方面から見ると、其の着業數定置漁業百五十九漁場、専用漁業三千九百九十戸で、之れに従事する漁夫數は常備夫丈で二萬人、臨時出面(日雇)を合すると、少くとも五萬人を下らない。之等の人々が大小一萬五、六千艘の漁船を操りつゝ北海の荒浪と戦ひ乍ら、競ふて其の使命を果すのであるから、目も綾なす豪華版と云ふざるを得ぬ。

の流網第二清辰丸に依つて二百五十函を漁獲され「鯨群來」のニュースは鳥民の人氣を俄然沸騰させた。之れを十四年の四月一日流網初漁に比すれば約十日先んじてゐる。息詰まる思ひで待期中の漁業者をして大漁疑ひなしと狂喜させたのは云ふ迄もあるまい。免許漁業たる建網陣、刺網陣に於ても準備おさく、怠りなく好敵の群來を鶴首し居つた處、四月二日眞岡郡一帯に亘り初漁としての薄郡來あり約五十五石を、野田郡に於て約三十石を漁獲。十四年の四月九日に比し一週間早い初漁は豊漁のブローグとして如何に業者へ安堵と期待とを與へたことであらう。此の頃より粒買船は續々として來り、西海岸一帯將に戰機熟するの感を深めた。

果して四月十三日、野田郡登富津地先を中心として附近一帯に亘る第一回の群來があり、一舉に眞岡郡八百六十三石、野田郡二千四百石を漁獲して凱を奏した。次で第二回は四月十七日、廣地地先を中心として群來あり、翌十八日に亘つて漸次南下本斗郡中部に及び、眞岡千二百石、本斗郡千七百石を漁獲した。越て四月二十日眞岡・本斗兩郡一圓に亘り大群來あつて然かも停滞三日間に及び、沿岸一帯漁具の限りを盡して不眠不休の活動を續け一舉拾五萬三千石を漁獲し、十四年の同日累計千二百五十石に比すれば實に百倍に當る豊漁でニュース價値はいやが上にも高められた。其の後二、三日の群來があつたが、五月十二日鶴城管内の四拾五石を最後として、西海岸の漁業先づ一段落を告げたのである。

十石、流網八百七拾八石、概算高合計貳拾六萬二千八百八拾五石を算し、前年の實收高二十七萬七千七百七十五石(概算高より約一萬四千石多かつた)に比して約壹萬四千石の減獲と云ふもの、北海道が十五年稀に見るの豊漁拾八萬石、然かも往時鯨漁業の中心地だつた近海方面への洄游等より推察し、且又本島西海岸過去二ヶ年間の實績とを併せ考へて又しても鯨漁業の將來如何と云ふ問答が各方面に演出され、從來の亂獲により鯨減少せり將に本漁業の危険至るの聲が果して絶對的事實なるや、從來の如き粗放的處理法を改善するにありては、鯨漁業は更に更に安全性ありとなす意見が斷然優勢になつて來たことも一應は肯ける様でもある。

ものが約六萬五千石(漁業者)鯨粕・鯨油を主體として農産業・重工業に飛躍した搾粉原料が約十五萬二千石、鮮魚として或は加工食料品原料として島外人の食前を賑はしたもので約四萬六千石が主なる處理の内容であつて其の生産價額は大體に於て壹千五百萬圓に下るまいと思ふ。之れを前年の壹千六百三十四萬九千八百二十二圓に比する時は約百四拾萬圓の減産となることにはなるが、昭和四年の最高記録に比しては遙かに増産を示すものと思考する。

及び地曳網である。春鯨は前年に比し稍減獲減であるに反し、夏鯨は約二萬六千八百五十六石、小鯨は約九萬九千四百四十石の漁獲で前者は前年に比し二千餘百石、後者は實に四萬八千餘百石の増獲で領有以來の最高記録を示した。夏鯨及び小鯨は比較的溫暖の季に多獲するので、僅かに小鯨煮乾・小鯨鹽乾として食前化する程度で、他は殆ど全部搾粕として其の副産物たる魚油と共に大きな役割を演じて居る。

然し量こそ少ないが其の生産價額は領有以來の第十位で百八十萬圓は確保し得たであらう。昆布 寒海に棲息する水族中最も形の大きいものは、海獣では鯨、海藻では昆布である。而して昆布は本島全沿岸に産するので、昭和十年以來之れが採取業は本島の各種漁業中で最も重要な位置を占むるに至つたのである。

あるが、特に家族的漁業であり本漁業の殆んど全島漁民に其の恩恵を均霑せしめ、然も小揚高も場所によつては昆布のみで十分一家の生計を樹て得ると云ふ點に於て、本漁業の重要性がある。實に本島漁業經營上重大な役割を演じて居るのである。従て危険性の多い春鯨漁業の衰微(西海岸は別問題として)と共に一般に強く再認識され、收獲豐凶の差を緩和し、優良昆布の着生礁を擴大するため年々各濱共投石事業を行ひ、之れが増産計畫を樹つると共に一方又昆布の平均價値向上に對しては、製品の改良、高價品の増産等に腐心研究を怠らないのは當然のことではあるが誠に意を強くするに足る。

れ等よ案として極めて適正なるものであると考へる。官民よく一致して今日の如き熱意の下に進んだならば、年産百萬駄採取は必ずや近き將來に實現される事と思ふ。昆布は隔年毎に豐凶(投石事業を早くより實行して居る地方は豐凶の差が殆んどない)の差があり、十五年西海岸は凶作、灣内は豐作の廻り年であつたので、大正五年の五萬二千五百八十三石、昭和十一年の四萬八千二百九十七石で十四年の五萬六千四百七十七石に及ばないが、略十三年の四萬三千五百二十四石に匹敵し得る採取高となるのであらうと思ふ。

利なるを知り、本製造業と密接不離の關係を有する冷蔵庫の設置も各所に見られ、相當規模の竹輪工場が之に附帯して建設され、爲めに全沿岸に亘り本漁業の復活を來し、十五年は能く三十三萬尾を漁獲し、此の新鮮な原料で吾人の食前を賑はす焼竹輪を製造すると共に、水産皮革として重要な鯨革原料を生産し得た事は、本島漁業及製造振興上誠に喜ばしき次第である。

六百三十石と云ふ急轉直下の減少であつたが、業者は猶前途に光明を有し翌年之れが挽回に努めたが、之れ又完全に其の期待を裏切られ、僅かに三千五百二十石に過ぎなかつたのである。更に十五年に於ては殆んど鯨漁業を論ずるに足らない、皆無漁裡に終末を告げた事は遺憾の極みであると共に、本漁業經營上深い暗影を投じたもので關係者の惱みの一つとなつたのである。

鯨・鯨 本島主要魚族たる鯨、鯨・鯨に次ぐ鯨は川崎船を主體とし沿岸漁田を根據とした大正元年の八拾參萬六千七百六拾二元(一東は二十尾)を最高とし、凋落の秋ならぬ漸減を來し近年大型機械船を以つて遠く沿海洲沖合に進出して、猶且つ十四年は拾六萬參千七百七十七の漁獲に過ぎないのである。斯る現象の因つて來る根本的理由探求、或は新魚田の發見等の方法に依り、往年の盛況再現を切に希望せざるを得ぬ。一方十年の如きは之等漁船の原動力

産業組合協會奉公

目的

有史以來未曾有の重大長期戦下に於て第四回目の産業組合法本島施行記念日を迎ふるに當り光榮ある國家的責務として産業組合に負荷せられつゝある戦時島民食糧の増産擴充に萬遺憾なきを期する爲全島組合の總動員を行ひ其の組織經驗、實力一切を之が完遂に捧げしむるを以て目的とす

二期間

産業組合法本島施行二十六年周年記念日たる昭和十六年六月十八日を中心として其の前後に亘る左の一週間とす
自六月十五日 至同月二十一日 日七日間

三 施設

全島産業組合は夫々區域内の實情に應じ週間中一齊に左の施設を行ふものとす
イ 戦時食糧の増産擴充に關する趣旨の周知徹底を圖り農漁村市街地を問はずは全島民をして之が擴充運動に参加せしむること

農村に於ては興農會と密接なる連絡の下に其の筋の指示に依り農事實行組合等に於て樹立したる農畜産擴充計畫の實施状況を調査し不振組合又は不備事項の振興又は整備に關し産業組合の各種事業を通じて全面的に指導的援助、協力をなすこと

ハ 肥料、種苗、勞力其他農業必需資材の配給、調整上必要なる資金の融通、資材物資の供給、斡旋に積極的努力に傾注すること
ニ 空荒廢地の共同耕作を促進すること
ホ 低位收穫農家を懇切に指導し收穫水準の向上に援助を惜まざること

ヘ 農機具修理班の派遣、自給肥料の増産病蟲害共同防除の確立、農機具役畜の共同利用上必要なる斡旋をなすこと
ト 農繁期に於ける榮養食の配給、共同炊事の普及、託兒所の設置、農村保健婦の設置其他農村厚生施設の充實に關し適切なる方法を講ずること

講習會を開催せんとす開催場所方法は會長に於て別に定むるものとす
△「トリコモナス」防除
『トリコモナス』防除は畜牛の増殖上重要な事項なるを以て本症の檢診、治療をなすと共に其他蕃殖障害をも併せ治療を實施せんとす尙本會員にして之が實施をなさんとするものに對し器械器具の貸付を行ひ材料を交付し沐病の撲滅を期さんとす
△飼料作物の試作並調査畑を設置經營
乳牛自給飼料の改善の自給を組織的ならしむるため之が飼料計畫樹立を特急必要と認められるに依つて本會は之が左記作物の試作畑を各地に委託經營せしめ右に依り實際を調査し併せて試作を通し指導を爲さんとす
赤クローバー單作、赤クローバー、オーチャード混作、青苜蓿、青苜蓿用豌豆、燕麥の混作栽培
試作箇所及委託者は會長に一

漁村に於ては漁業組合と密接なる連絡を圖り水産物の飛躍的増獲に協力をなすと共に餘剩勞力を活用し副業農畜産物の生産の爲指導的援助をなすこと

リ 市街地に於ては家庭菜園小家畜の普及徹底を圖り所要種苗、資材資金等の供給斡旋をなすと共に巡回農畜産指導員を派遣の爲特別の援助をなすこと
ヌ 其他島民食糧の増産、擴充上適切なる施設を行ふこと
昭和十六年度事業
△東京樺太物産紹介所の設置
東京市に樺太物産紹介所を設置し本會より主事、所員各一名を常置の上常時内外物産の動向に市況に即應する販路の開拓に當らしむると共に樺太廳に於て設置せる樺太物産陳列所（東京市麹町區内幸町二ノ二商興ビル内）並に樺太物産即賣所（東京市丸ビル地方物産陳列内）とも緊密なる連絡の下に積極的に本島物産

の眞價昂揚を圖らんとす
△樺太物産陳列所の經營
樺太廳に於て設置せる左記樺太物産陳列所の經營を本會に於て擔當し本島物産の販路擴張を圖らんとす
一 東京樺太物産陳列所（東京市麹町區内幸町二ノ二商興ビル内）
二 大泊港驛内樺太物産陳列所（大泊町大泊港驛内）
三 稚内棧橋構内樺太物産陳列所（稚内町稚内棧橋構内）
△レツテル圖案の改善指導
當業者に清新なるレツテルの使用を奨励し商品價値の向上を圖るため會員中希望者に對し之が圖案の無料作成を行はんとす
△物産宣傳即賣會の開催
東京市に樺太廳の後援を得て島産品の宣傳即賣會を開催し本島物産の眞價昂揚を圖らんとす
△博覽會展覽會への出品
内外地に於ける各博覽會及展覽會等に島産品を出品し本島物産の眞價昂揚を圖らんとす

△防衛食の研究指導

防衛食としての確詰の研究會を開催し國民給養の指導に資せんとす

△食品加工の指導獎勵

島産品を原料とする食品加工の生産を指導獎勵し食糧の供給確保に資すると共に代用食品の振興を圖らんとす

酪農組合聯合會の十六年度事業計畫

△酪農業の一般指導

一 酪農懇談會の開催箇所を十ヶ所とし時期及場所は會長に於て定む

二 酪農經營指導 隨時印刷物の配付を行ひ更に酪農業經營の權威者を講師として招聘し經營上の指導を爲さんとす

三 飼養管理の指導 樺太廳の指導と相俟つて乳牛飼養管理の指導を爲さんとす
△技術員講習會の開催
原料乳並『クリーム』の品質向上及規格の統一を圖る目的を以て原料乳取扱に従事する集乳所技術員又は將來之が業務に従事せんとする者に對し

任のこと

△酪農事業共勵會の開催
五支廳、一出張所管内の農事實行組合又は之に準ずる基礎團體を出品單位とする酪農事業共勵會を開催せんとす
△「ハインマイル」の委託製造並配給、前年に引續き樺太製糖會社に委託乳牛用粉末飼料の製造並に配給を爲さんとす

△會報の發行
紙上により會員に最近の酪農事情を報告し併せて酪農業一般の指導記事登載の會報を隨時發行せんとす
△家畜購買販賣の斡旋
會員其他の依頼により購買經費を徴し（購買原價の百分の三）家畜の賣買斡旋を爲さんとす

産業報國運動

産業報國運動は國體の本義に基く皇國産業の本質と、皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖らんとす

底を圖ると共に、之に即する新産業勞働體制を樹立して其の全機能の振興發揚を期し、以て大體を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。本運動は全産業人に皇運扶翼の指導精神を徹底すると共に、事業場單位の産業報國會を中核とする組織の活用によつて、産業並に産業人に課せられたる國家的使命を完うせんとする所に其の本質を有する。

産業報國運動の指導精神は皇運扶翼の臣民道を経とし、事業一體職分奉公の實踐理念を緯とする新産業精神である。我が國の歴史にも古くは大化の改新建武の中興、近くは明治維新の如く、外來思想が我が國を危くし又國民が誤つた方向に走る時之等革新の指導原理は常に國體中心の思想であつた。今日の時弊を矯じ日本産業人の指導精神を確立するには、其の根本を國體の原理に求めねばならぬ。産業報國運動の眞面目は全産業人が國體精神を如何に把握し、日常業務に如何に實踐するかに在

るのであつて、單に産業報國會の形式的整備に止まつてはならない。斯る見地より樺太に於ける産業報國會を打つて一丸として以て強力なる組織の活動に依り全樺太産業人が産業報國會の大旗を高く掲げ、一糸亂れず産業報國精神を實生活に顯現し、銃後に於ける産業戦士として第一戦將士に恥ぢざる最高の御奉公を致すべく、其中核體たる樺太産業報國會結成の必要に迫られたのである。

茲に於て昭和十六年五月十日樺太廳に於て、長官を委員長とする樺太産業報國會結成準備委員會を開催したのであるが、其の大本は決定したので、之が準備を整へ、五月二十二日樺太廳會議室に於て結成式を舉行したのである。

一 我等は國體の本義に徹し全産業一體報國の實を擧げ以て皇運を扶翼し奉らむことを期す
一 我等は産業の使命を體し事業一家職分報公の誠を致し以

て皇國産業の興隆に總力を竭きむことを期す
一 我等は勤勞の眞義に生き剛健明朗なる生活を建設し以て國力の根柢に培はむことを期す
宣 誓
我等樺太産業報國會會員一同心を盡し力を戮せ以て綱領の實現を期し御奉公の誠を致さんことを誓ふ
右宣誓す

昭和十六年度事業

- 一 優良會員の神宮参拜助成
二 講習會、講演會、修養會の開催
一 講演會
二 産業指導者講習會
三 勞務者講習會
四 工場、事業場に於ける修養會
三 産業報國強調週間の實施
四 表彰
一 優良産業報國會の表彰
二 優良會員の表彰
三 優良技能者の表彰

六年間の罹病率調

Table with columns for year (昭和一十一年 to 昭和一十五年), population (百に付), and morbidity rate (罹病率). Data points are provided for each year.

- 一 發明考案者の表彰
二 教養訓練に關する事項
一 單位産業報國會主催の修養會、講習會への出張指導
二 同講演會に講師派遣並に幹旋
三 産報青年隊の結成及指導訓練
四 勞務者懇談會の開催
△産業報國會の運営及事業の指導に關する事項
一 視察指導
二 單位産報會の委員會、懇談會に出張指導
△技能向上及生産能率發揮に關する事項
一 技能向上運動實施
二 工場、事業場安全運動實施
三 燃焼指導實施
四 勞務統制法令の普及徹底
△福利厚生生活指導に關する事項
一 體育講習會開催
二 體育大會實施
三 榮養食指導實施
四 榮養食調査研究
五 衛生講習會開催
六 生活刷新指導實施
七 産業殉職者慰靈祭實施
八 産業殉職者の弔慰
△勤勞文化の向上に關する事項
一 工場樂團並劇團の獎勵
二 映畫會演劇會の開催
三 各種興業の幹旋
四 標語ポスター等の懸賞募集
△一般國策への協力に關する事

- 一 銃後々援運動
二 貯蓄獎勵運動
三 消費節約運動
四 物資愛護運動
五 防諜防空に對する協力
六 空閑地利用及農園設置の獎勵
七 勤勞奉仕作業獎勵
八 節米運動の徹底獎勵
△産業労働問題の調査研究に關する事項
△其の他關係官廳並に諸團體との連絡協調に關する事項

産業組合の業績

昭和十五年十二月末現在の全島産業組合状況について見ると次の如くで、何れも前年同期對比躍進的数字を示してゐる(單位圖)
△運轉資金 二、七三、九四三
△運轉出資金 七二、八五三
準備金及積立金 八、九七、八九
貯 金 一、九〇、八八二
借入金 一四、四四、四九九
計 一四、四四、四九九

無擔保有擔保合計

△販賣品販賣高 七、三三、三三七
△購買品販賣高 二、九一、七七
△餘裕金 二、六〇、六六二
預 金 四、八五、一〇三
現 金 三、八〇、七九二
有價證券 七、三三、三三七
計 五、三三、三三七

食糧増産に動員令

樺太青少年團の食糧増産運動に即應して、青少年學徒も昭和十六年より増産運動を實施することとなり、運動實施の要綱は
△方針 時局下の青少年學徒をして身を挺して國策に協力せしむる實踐教育として正課に準じて本運動を取扱ふ
△實施内容
一 學校が食糧増産に關し關係機關より勞力の援助を求められたるときは速かに學徒を

青少年團食糧増産

- 一 時局認識と農業報國精神の涵養
二 國民食糧の増産確保(未開墾地、空地、休閑地利用開墾、耕種改善、規準畑の設置、病虫害の二齊驅除)
三 自給肥料の増産
四 自給飼料の増産
五 軍需用兔毛皮増産
六 木炭の増産
七 勞力の調整
八 學生々徒兒童の食糧増産勤勞作業に對する協力援助
△漁業
一 時局の認識と漁民精神の涵養講習會
二 講演會青年常會少年常會の開催
三 増産計畫を樹立しその實行事項を分擔、稚魚愛護、濫獲防止、有害水族驅除、有用水族の移殖、淺海湖沼の養殖、荒廢漁場の復興、漁具、漁網、飼料、裝飼法、水産物養殖法の改善、未利用魚介藻類の利用に關する研究調査、團員の技能向上
四 遠洋漁業、海外漁業へ團員參加
五 應召漁家に對する勤勞奉仕(共同曳船の運轉、害敵驅除、漁組共同作業を通じて勤勞奉仕、漁獲物、又は報酬の一部を遺族へ提供)
六 食糧農産物並に木炭増産自給(農村青少年團の實行事項、方法に準ずる)
以上の目的で増産計畫を遂行

の場合、集團的實踐鍛鍊に重きを置き、作業勤務隊を各單位團毎に編成して、隊長、班長、技術指導者を配置、その統率指導のもとに規律ある行動をとらしめる。尙本部及び地方には専門委員を中心に青少年團食糧飼料増産運動指導委員會を置き、常時講師を派遣して各種事項の指導に當り更に努力の不足には他地方より移動せしめ全面的に増産對策の遂行に當る。

努力自給自足計畫

△編成 1島内適當な市町村で大體二十人を單位とする産業振興隊を組織する 2市町村長の推薦された者から隊長、副隊長を選定し各隊の統制指導に當らせる 3隊員の年齢は大體十八歳—四十五歳の男子で身體壯健、思想堅實、勤勞精神の旺盛なるもの △從事する事業、期間 事業の種類(炭礦其他の時局産業)期間(大體冬期農閑期を目標とし九月—翌年三月) △報酬契約 1勤勞契約は團體

契約とし報酬は各事業によつて相違があるが各會社の普通賃銀によること、但し大體月額本人の収入に應じて四十圓—五十圓以上家庭に送金出来る報酬 2旅費は往復共會社側で實費負擔し復路は期間満了歸郷の場合に限る 3仕度金を必要とする場合は二十圓を標準として貸與する 4前貸仕度金の返償は隊員の共同の責任とし本人の希望によつて月賦償還の方法をとる △就業 1隊員は市町村吏員又は關係者の引卒の下に向ふ 2宿舍は會社側で團體生活が出来る適當な宿舍を無償貸與する、食費は一切會社側で賄ひ大體一日一人七十圓以内で隊員が負擔する 3就勞は普通通勞働時間 △送金 毎月會社側で各人の勤勞報酬中から最少限度の小遣錢を支給した残りを出身地市町村を経て各家庭に送金する △指導保護 1規律ある團體生活を行はしめ勤勞作業に従事させると共に時局下産業戦士

としての給持を保たしむるため適當な行事を行ふ 2業務上の災害疾病に對しては所定の扶助規則によつて給與金を支出する

少年就職指導方針

四月 (1)職業指導部機構整備 (2)児童個性環境調査進學並に選職指導實施計畫決定 (3)末就職者の調査再相談並に紹介 (4)就職決定者の輸送 (5)管内國民學校修了學年在籍児童數並に職業指導擔當職員名調査 (6)就職者の保護輔導 (7)報告イ、國民學校修了者職業紹介成績ロ、國民學校修了者主要産業別職業紹介成績 五月 (1)上級學生児童の進路に關する父兄懇談會 (2)上級學年児童の希望進路(學校又は職業)調査 (3)卒業者の進路狀況調査 (4)未就職者の調査再相談並に紹介 (5)聯絡委員打合せ (6)就職者の保護輔導 六月 (1)就職者の保護輔導 (2)適性検査(知能並性能)實

施 (3)職業指導講話 (4)工場、事業場の見學幹旋 (5)児童職業實習準備 (6)報告 七月 (1)就職者の保護輔導 (2)職業指導研究會講演會 (3)児童職業實習實施 (4)夏季休業中の宿題決定實施 (作品は九月の展覽會に出品の事) (5)國民學校修了者の勤續狀況調査並に報告 (6)就職後の輔導概要報告 八月 (1)児童職業實習 (2)職業指導研究會、講演會 (3)工場事業見學幹旋 (4)主要求人先調査 九月 (1)國民學校修了者歸趣見込狀況調査並に報告(九月二十日)(2)上級學年児童の父兄懇談會 (3)雇傭主懇談會 (4)求人受付 (5)職業指導強調行事實施(勤續者表彰、講演、映畫、展覽會、父兄會等) 十月 (1)進學並選職指導身體検査 (2)進學選職相談 (3)職業相談原票記入 (4)國民學校修了(退學)児童就

業狀況調査 (5)求人求職者員數報告 (6)報告 十一月 (1)職業相談(面接登録開始)(2)求人調査(3)報告 十二月 (1)職業相談 (2)幹旋選考 一月 (1)職業相談 (2)幹旋銓衡 二月 (1)職業相談 (2)幹旋銓衡 三月 (1)紹介幹旋(平和産業の求人)(2)未就職児童の調査再相談並に紹介 (3)就業保護輔導計畫の決定 (4)就職者の輸送 季節託兒所の開設 昭和十六年度に於て、全島一支廳管内二箇所づゝ十八箇所の季節託兒所を開設するに決定した。 △經營の主體 市町村、寺院神社、女子青年團、婦人會その他各種團體 △開設場所 既設建物、寺院國民學校その他の集合所を利用しなるべく簡易に開設す △開設期間及受託期間 地方

の最も繁忙な時期を見計ひ毎日午前六時から午後五時まで受託す △受託児童 普通三歳より學齡期までの児童を受託し特に應召軍人家族の子弟を優先的に受託 △託兒所主任者 保母及助手主任者は國民學校長、方面委員、僧侶、神職等とすること 保母及助手は經驗者、國民學校教員、婦人會、女子青年團その他特志者の無料奉仕による △設備及備品保育室 遊戯室外運動場、砂場、洗面所等を適當に設備、運動具、遊戯具手工具、教具、寢具、診療具藥品、炊事用具を用意すること 但しこれ等の設備並に備品はなるべく寄贈又は借用 △經費 經營主體の負擔金權太廳並に各團體の補助金、特志家の寄附金等による △榮養給食及健康診査 託兒所に於てなるべく晝食を給與 開所並閉所の時健康診査を行ふ

交通界展望(十五年)

△開設準備 關係團體と協議會を開催開設趣旨を普及徹底させ託兒所希望者を募る 本年の交通界を回顧すれば實に多端な年であつたと謂ひ得る。 樺鐵線の買收決定、及び之が接收準備、東西兩海岸に於ける建設線の工事進捗、内淵鐵道(大谷・川南間)及び惠須取鐵道(惠須取・藻糸音間)及び惠須取・大平間)の免許、惠須取港の築港着手、大泊港及び惠須取港の陸上設備計畫等々、來るべき躍進的の爲に備ふべき所謂運輸計畫乃至は交通行政に屬するものの中にても、數へ來れば尠くも十指を屈するに足るであらうが吾等の直面して痛切に感ぜられた尤も顯著な事實としては、輸送の滯帶と之に伴ふ運營方針の變革とを挙げなければなるまい。 各運輸機關、特に鐵道方面では凡ゆる智能を絞つて激増する客貨の輸送對策に没頭して居るのであるが、後から／＼押寄せ

銀行預金貸出殘高

島内に於ける陸上運送滯帶の原因としては、左の諸項を挙げ得ると思ふ。 △預金 十五年十二月末 定期預金 二九、五四〇千圓 當座預金 一〇、三三二 特別當座預金 一九、八二二 五四一

通知預金	一、一五〇
貯蓄銀行預金	五、一五〇
其 他	九、五三三
計	六五、八〇一
△貸出金	七、六七五
證券貸付	一、八〇七
手形貸付	三、七二二
當座貸付	一、七、八九六
割引手形	五、五五
荷付爲替手形	二、八、三〇五
計	一、一、三〇五
△貸出金擔保別	四〇三
有價證券	一、九七
不動産	三、二一八
保 證・信用	三、八六六
計	六、三〇五

千 深 海 濱	一、三、八〇〇
千 深 海 濱	八、五五七
長 淵 濱	二、一、六九二
遠 淵 濱	一、三、九三六
知 床 淵 濱	五、九、九七
富 内 淵 濱	三、八、四九一
三 呂 淵 濱	一、二、七九四
能 呂 淵 濱	一、八〇九
本 斗 淵 濱	二、二、八五七
内 幌 淵 濱	六、五、八二
好 馬 淵 濱	二、一、九四九
海 岡 淵 濱	四、二、二
眞 地 淵 濱	三、三、五三六
廣 地 淵 濱	三、四、四九一
蘭 水 淵 濱	三、一、七四四
清 水 淵 濱	九、六、五五
野 田 淵 濱	一、九、七五
小 能 淵 濱	一、三、一五八
泊 寄 淵 濱	二、二、四二五
名 寄 淵 濱	三、二、一
久 春 淵 濱	一、七、〇〇三
珍 城 淵 濱	五、九、三三七
鶴 須 淵 濱	六、三、六五三
惠 須 淵 濱	三、四、七〇四
塔 路 淵 濱	三、四、八八六
名 丹 淵 濱	一、四、五七九
西 丹 淵 濱	八、一、〇〇一

鹽の專賣法を實施
鹽の專賣法は昭和十六年五月一日より實施を見たが、專賣法實施の必要は價格が高かつたこと、従つて配給が不圓滑で消費者の蒙る不便は尠くなかつた。盛漁期には俵當り二十圓といふ例のない價格なぞ生まれ、需要供給の關係が極めて不圓滑であつたので、專賣法を實施してこの弊害を除きたいと考へ同法の施行を立案したわけである。早急施行には多くの難關もあつたが、長官以下各係、大藏省、拓務省の協力で實施することに決定したもので、同法施行により價格が指定されるので、漁業鹽の如きは従來より非常に安くなり、一ヶ年五十萬圓内外は消費者が利得することになる。又配給も南樺鹽業はじめその他商人が一丸となつて配給會社をつく

帆 寄 取	一、九〇八
知 取	三、四、四四七
敷 香 路	五、九、九五四
内 岸 路	五、七、五〇五
泊 江 岸	五、〇、三六七
散 江 岸	五、八、四八五

土木事業(十五年度)
昭和十五年度の工事を概観すれば、總件數二百、此工費四百六十四萬圓、所要延人員五十五萬人である。
之を各別に見れば次の通りである。

道路關係	一、六、七〇〇
新 設	七、七〇〇
改 良	三、三〇〇
修 繕	四、九三〇
災 害	七、六〇〇
河川關係	一、六、六〇〇
維 持	三、〇〇〇
改 修	一、三、〇〇〇
港灣關係	二、〇、七三〇
修 築	二、〇、七三〇
維 持	三、八〇〇
船 渠	一、〇、〇〇〇
船 渠 改 良	四、五、〇〇〇
災 害	一、六、〇〇〇
其 他	二、九三〇
計	四、四、〇〇〇

土木工事の遂行は近年著しく困難の度を加へつゝある。之が前提要件とも謂ふべき努力、資

材の調達は益々困難を極め、此の悪條件克服の爲、實に一方ならぬ苦心を要するのである。

出火防止(十五年)

山火の發生原因は殆んど住民の火氣取扱に於ける過失に因るのであつて、島民の愛林警火思想が向上すれば、その減少、絶無へと實績を収むることが出来るのである。

十五年の國有林火災は僅に二件にして、延焼面積も約六〇ヘクタールに過ぎず、その他將に危険に到らんとしたるものが各地に一、二あつたのであるが、いづれにしても損害として計上すべきものが無かつた。之は濕潤の氣象状態に因る所でもあらうが、又島民に山火の豫防及び消防に對する觀念が強化せられた結果であつて、森林資源の保護上誠に同慶に堪へざる次第である。

樺太拓殖の最大資源たる本島の森林は、時局下に於ける特殊産業の勃興、其の他木材需要の激増に伴ひ、國策上にも重要な物的地位を加へるに至り、その

貴重性は益々高まつて來たのである。従つて之が合理的經營は單に林政機關のみならず、島民全體の責務として、官民一致の努力を要すべきものと思考する即ち必要なる資材は供出せねばならぬし、荒廢に傾きかけたる無立木地帯の綠化の如きは、官行造林のみならず民間に於ても造林熱を高めて盛に公私有林の造成を要すべく、更に住民の過失に因つて惹起する山火の防止は自警的警防に俟つべきものが尠くないのである。本島森林の大部分を成す針葉樹林の造成は路傍に散見する幼稚樹の密生状態を見ても判るやうに、實に自然の恵みによつて容易であると思はれる。然るに到る所禿山の多いのは殆んど山火に禍されたのであつて、惜みても餘りあること、謂ふべきであらう。

本島の山火は一度發生すると數日或は數十日に及びて、廣大なる森林を焼き拂ひ、部落或は市街地を襲ひ、人命財産にも被害を及ぼす特異性を有して居るこれは往年に於ける伐採路地に

末木枝條や高々と殘存する伐根が延焼を速ならしむる状況にあること、融雪早々たる四、五、六月頃は本島一帯が特に濕度降下を示し強風の起り易い季節なるに、種々なる屋外火氣取扱が各所に盛であるからそれ等の過失も多くなること、本島の土壤が殆んど腐植質土・泥炭地なるが爲些々たる着火の状態が発見され難く、且つ永くその火氣を保ち、燃焼適度の氣象が加はると大事に到ると云ふやうに、内地に於ける山火のみを見た人々の聊か感じ難い關係にあること等が原因として擧げられる所である。然し根本の原因は我々の注意によつて芟除し得るのであるから、島民の愛林警火思想に向

上と共に、本島山火の特異性を考慮した細心の注意による屋外火氣取扱に一步を進めたならば、十分なる効果を収めることと思ふ。

本島に於ける山火防止は、領有以來爲政者の留意された所であつて、民政署當時既に林野火災取締規則を公布したるを始め

議會を開催し、之れと前後して
造材・炭礦・土木等の山火發生
の危険ある特殊事業中堅者の參
集を得て協議を行ひ、財團法人
樺太山火防止協會に於ては、支
廳長・林務署長・警察署長及び
島内有力者より成る評議員會を
開き、山火防止の對策は實行機
關のみならず外廓機關に於ても
夫々準備怠りなきを期するに努
められた。

山火防止上林野火防組合の堅
實なる發達は最も肝要とすべき
を以て、三月十六日、廳令林野
火防組合規則を改正し、從來部
落毎に組織してあつた組合を市
町村區域毎に林野火防組合聯合
會を組織することとして、市町
村長の職に在る者を會長たらし
め林務署長の指揮監督の下に、
區域内林野火防組合相互の連絡
統制を圖り、組合事業の進展を
促進した山火警防上必要ある措
置を講じ、或は山火消防隊の編
成並に山火消防隊員の訓練、そ
の他重要な事項に關し組合の
指導に任ずることとし、市町村
長の職に在る人々を林務署と林

野火防組合の中間に立て、山
火警防の中核に關與せしめ、以
て組合活動の均衡と永年倦まざ
る活動を助長することになつた
尙又林野火防組合山火消防隊の
編成は前記組合規則中に在り隊
員の表彰關係は山火警防功勞者
表彰規程中に在つて、兩者共に
不備の點ありしを以て新に林
野火防組合山火消防隊規則とし
て、その編成組織より隊員の賞
罰に至る迄、山火消防隊の強化
を目的としたる廳令を公布し、
豫防の力及ばずして山火發生し
たる場合に於ける迅速消防の體
制確立を期し、愈々實行に移つ
たのであるが、五月中旬危險狀
態の氣象に接し、山火警防陣の
緊張を見たるも、その後山火季
節中、時に湿度降下強風ありし
も濕潤曇天の氣象狀態多く比較
的安全裡に降雪を見るの季節と
なり、全く山火警戒の幕を閉ぢ
ることになつた。

林野火防組合の使命は、重要
資源たる森林の一大障礙を爲す
山火を豫防及び消防するは島民
の責務なりとする觀念に立脚し

各地元住民の團體組織により自
警的山火警防を行ふに至る。然
し詭般の施設宣傳には到底組合
員の負擔のみを以て目的を達
し得ざる事情なれば、樺太廳は
林務署を通じて多額の事業補助
金及び獎勵金を交付し、關係事
業者も亦相當の寄附金を出し、
官民提携してこの活動を旺盛な
らしめてゐる次第である。抑々
山火警防は隣道北海道及び内地
方面に於ては、地元住民の森林
防火の團體に行はしめてゐるの
であつて、實に山火防止の根本
問題は住民より盛り上つた運動
を肝要とするが、樺太は約三百
萬ヘクタールに亘る火山發生危
險地帯を僅々四十萬島民に委ね
るは妥當にあらず、樺太廳も直
接對策を實行すべきであるとし
、所謂官設林野火防監視員た
る林務署採用の巡視員、本島の
農耕地開拓と密接なる必要關係
にはあるが一面山火發生原因と
して、最も恐れを爲してゐる開
墾火入の指導取締を完全に行ふ
べく警察署採用の巡視員、鐵道
機關車煤煙に因る山火防止の爲

の喫煙、焚火の取締、食場其の
他工作物に於ける煙筒使用、機
關車使用の軌道沿線警戒及び臨
時山野消防隊編成等に關し統一
的實行を決議し、自己事業範圍
内よりの山火發生の警戒に當る
ことにしたのである。勿論王子
製紙會社山本部が昭和十一年秋
の颯風によつて生じた、内淵川
流域風倒木地帯の伐採に着手す
るに至つてから、同地域に於て
は極めて嚴密な警戒方法を實施
されつゝあるも、その他の地域
に於ては特殊事業地の従業員に
對する火氣取扱を取締ることを
非常に難物視してゐたやうであ
る。

に鐵道事務所採用の巡視員等を
配置し、その他展望所を設け、
火防電話を架設し、入林監視所
喫煙休憩所を設置し山火非常警
戒を實行し、山火消防隊の充實
を期する等の諸施設と活動寫眞
會・ピラ・ポスター等の宣傳は
林野火防組合の事業として實施
されてゐる。

現今の林野火防組合は昭和八
年の改正規程に基いて組織さ
れ、十五年更に改正を加へ聯合
會及び山火消防隊の強化を圖り
又組合幹部の人格向上並に林野
火防組合經營に關する智徳の修
得を目標として幹部講習會を開
催し、山火警防の善行者は樺太
廳長官、樺太山林會長、樺太山
火防止協會長より夫々表彰し、
特に紀元二千六百年記念として
五年以上勤続の林野火防組合長
をも樺太廳長官より表彰され
た。要するに林野火防組合の健
全なる發達は優良幹部に俟つべ
きものと思ふ。然るに本島の住
民には今尙一定の住居から轉輾
する人々が相當に在り、従つて
幹部の異動も激しいので組合の

動搖なきを保し難いから、幹部
の訓練は肝要なことである。更
に林野火防組合は森林保護を對
象とする團體であつて、他の團
體の如く直接我々の生命財産に
關係が薄いので、事實本島に於
て重要な機關ではあるが、社
會上の地位が往々輕視されるこ
とは遺憾であること云ふことを耳
にする。仍て林務署に於ては毎
年組合長會議を開き、管内各組
合の事業實行を論議検討せしめ
て活潑なる活動を執らしめ、山
火消防隊には春秋二回の演習を
爲さしめて隊員の規律訓練技術
の改善を期し、名實共に強化な
ものに導き、その存在を大なら
しむるに努めてゐる。之等の催
は十五年も各地とも中々盛んで
あつて、豊原林務署の如きは、
時局に處して全管内の幹部を集
め、精神鍛鍊を本旨としたる修
養道場を開き、有意義な手段を
採つたが、將來も等閑に附する
ことなく連續實施し、眞に組合
本來の目的達成に精進すべきで
ある。

煙草の吸殻・焚火の不仕末、開
墾火入の失火、煙筒の飛火、炭
竈の失火、機關車煤煙の飛火、
子供の弄火等であつて、その發
生する場所は敢て森林間ばかり
でなく、林野に近接せる殖民地
方面に於ける屋外火の取扱はる
所に多いのである。而して一
時本島の山火はこの方面よりの
發生が少くなかつたので、その
警戒が盛に行はれ漸く實績を舉
ぐるに至れるに造材・造林等の
林間作業或は炭礦・鐵道・道路
等の土木工事に於ては中々危險
狀態は去らない。加ふるに近時
之等の特殊事業は全島各地に勃
興して、本島の山火に認識乏し
き人々も夥しく來住するに至り
益々憂慮せらるゝのであるが、
林野火防組合に於てはこの方面
に迄及ぶ完全な警防施設を實施
することは至難であり、殊に施
設よりも火氣取扱方法の訓練を
第一義と爲すべきを以て、昭和
十三年諸津に發生した山火に鑑
み、十四年來毎春特殊事業者山
火警防協議會を開催し、林野火
防巡視員を設置する外、従業員

特殊事業者中既に内淵造材地
に於て實行し得たりとせば、他
に於ても爲し得ざることはない
のであつて、先づ事業者又は管
理者自身に於ける自警的山火警
防の觀念を強めざるべからずと
して、自己は固より従業員の故
意又は過失に因り山火を發生せ
しめたるときは相當の責任を負
ふこと、又従業員は雇傭契約に
就ても右に準じたる請書を徴す

ることとし、喫煙者に對しては
一定の喫煙所、時刻及び用具を
指定し火氣取扱責任者附添の下
に爲さしめ、焚火に關しては豫
め場所・時刻・使用目的により、
國有林野内に於ては森林官吏、
その他に在りては警察官吏の許
可を受け、之亦火氣取扱責任者
附添の下に行ふこととし、煙筒
使用に關しては完全なる取付を
爲すの外湿度降下で強風等山火
發生の虞あるときは、使用中止
或は屋根其の他飛火に因り發生
の危険ある場所に撒水したる後
使用することとし、萬全を期すこ
とにしてゐるが、多數勞務者中
にはこの警戒網を巧みに逃れて
密かに煙草・煙管・マッチと云
ふ具合に入手し遂に山火を起し
た事例もありたるに鑑み、本年
は事業範圍内に於て使用するマ
ッチの軸木には赤の着色を爲す
等、微に入り細に入りしたる方
法手段を採つた所があつたのには感
激に堪へない。

北海道

北海道廳

長官官房 長官 戸塚九一郎	○長官官房 文書課長 岡本 武	○總務部 部長 武政 隆一	○人事課 課長 熊野 德次郎	○庶務課 課長 熊野 德次郎	○稅務課 課長 兒山 忠一	○統計課 課長 內館 泰三	○地方課 課長 山川 滋	○會計課 課長 北村 奧松	○拓殖計畫課 課長 永山 政能	○振興課 課長(兼) 山川 滋	○學務部 部長 藤原 侃治	○學務課 課長 江藤 彦武	○視學官 官 嶋山 一忠	○教員講習 官 三浦 義雄	○體育運動 主事 小林 武夫	○青年教育 官 吉水 續	○社會教育 課長(兼) 江藤 彦武										
社寺兵事課長 田澤 要雄	○社會課長 若木 作藏	○職業課長 中川 重吉	○經濟部 部長 石原 武二	○農政課長 山口 一夫	○馬政課長 佐藤 退三	○調整課長 鬼丸 勝之	○水産課長 半田 芳男	○商工課長 鈴木 義雄	○食糧課長 鈴木 義雄	○土木部 部長 鈴木 義雄	○勸業課長 鈴木 義雄	○勸任技師 長 鈴木 義雄	○監理課長 井下 孝一	○道路課長 杉森 文彦	○河川課長 町田 利臣	○港灣課長 平尾 俊雄	○土地改良 課長 青山 美乘	○拓殖部 部長 小林 誠一	○勸任技師 長 三戸 卓助	○殖民課長 河野 定敏	○林政課長 川西 輝昌	○森林規畫 課長 長谷部 半一	○造林課長 石原 卓三	○林産課長 三戸 卓助	○地方林課 長 南部 一男		
○拓地課長 大島外三雄	○警察部 部長 泉 守紀	○警務課長 尾形 慶吉	○警防課長 佐藤 慶吉	○情報課長 山本 慶吉	○特別高等 課長 大園 清二	○外事課長 覆田 武男	○保安課長 久安 正朔	○經濟保安 課長 山本 幸雄	○刑事課長 佐藤 幸四郎	○勞政課長 豐田 清	○衛生課長 清水 光治	○健康保險 課長 越智島五郎	○工場試驗 場 林 嘉吉	○農事試驗 場 長(琴似) 浦上啓太郎	○支場 長(琴似) 飯塚仁四郎	○支場 長(大野) 山口 謙三	○支場 長(永山) 玉山 豐	○支場 長(帶廣) 市村 三郎	○支場 長(野付牛) 山田 忍	○支場 長(標津) 山田 忍	○支場 長(厚澤部) 荒木 喜六	○支場 長(豐平) 野田 信俊	○支場 長(標茶) 石井 久治	○支場 長(野付牛) 小林 教司	○支場 長(泊) 道上 永吉	○支場 長(紗那) 水戸部 勝次	○支場 長(八雲) 石川 博
○俱知安場長 金 鐵司	○釧路(鳥取)場長 齊藤 傳七	○美深場長 佐藤 亮	○天鹽場長 松下 常雄	○瀨棚(利別)場長 中村 齊	○日高(靜内)場長 星野 武	○稚内場長 角谷健一郎	○美瑛場長 金井 正	○林業試驗 場 長(江別) 服部 正相	○水産試驗 場 長(余市) 高安 三次	○函館支場長 永田 米作	○根室支場長 杉 孝政	○稚内支場長 田中 林藏	○水産孵化 場 長(豐平) 野田 信俊	○支場 長(標茶) 石井 久治	○支場 長(野付牛) 小林 教司	○支場 長(泊) 道上 永吉	○支場 長(紗那) 水戸部 勝次	○支場 長(八雲) 石川 博									

人名錄

五四七

四季を通じ國民心身
鍛鍊の大道場にして
人的資源の培養地たり

北海道 三景ノ一 定山溪温泉

一級旅館
ときわ旅館
章月旅館
鹿の湯クラブ
定山溪ホテル

二級旅館
太清閣
白糸温泉
高山旅館

定山溪温泉旅館組合

五四六

蠶業取締所

長(札幌) 佐々木晴吉

種畜場

長(真駒内) 中城通

種羊場

長(瀧川) 宮川直衛

酪農検査所

長(札幌) 佐々木茂一

拓殖實習所

十勝(大樹)場長 熊博彦
北見(置戸)場長 富田正保
釧路(弟子屈)場長 佐藤平四郎
天鹽(豊富)場長 鳥崎基

土木現業所

札幌支所長 山岡茂
函館支所長 淺尾基彦
旭川支所長 永井雄毅
留萌支所長 篠原節郎
網走支所長 田中彦敏
帶廣支所長 小川讓二
小樽支所長 細祐次郎
室蘭支所長 池田一男

釧路事務所

長 土谷實

治水事務所

石狩川事務所長 高田善藏

森林事務所

函館事務所長 大塚市十
松前事務所長 西澤政則
俱知安事務所長 西小四郎
苦小牧事務所長 落合忠雄
岩見澤事務所長 中神良吉
旭川事務所長 楠田徳一
瀧川事務所長 島田喜四郎
留萌事務所長 古館新一
名寄事務所長 鳥川助市
興部事務所長 竹田明治郎
野付牛事務所長 廣瀬寅藏
池田事務所長 關庸治郎
厚岸事務所長 竹花薫
浦河事務所長 笠原憲二郎

營林區署

札幌營林區署長 安西秀三郎
倶知安署長 森四郎市
檜山署長 上田彦三
函館署長 加藤昇一
室蘭署長 鐔原菊三郎
浦河署長 高橋敦

林産物検査所

所長(道廳) 津村昌一

支所長(道廳) 西村武
函館支所長 鐔原菊三郎
室蘭支所長 田村美稻
小樽支所長 川岸滋次郎
札幌支所長(兼) 島田喜四郎
岩見澤(事務取扱) 戸津金兵衛
浦河(事務取扱) 玉井昇
留萌支所長 山口忠
旭川支所長 塚越満孝
天鹽(事務取扱) 塚越満孝

農産物検査所

所長(事務取扱) 小金井健男

支所長 佐々木盛太郎
札幌支所長 澁谷勝太郎
小樽支所長 鈴木彌一郎
函館支所長 阿部太五郎
苦小牧支所長 阿部太五郎
岩見澤支所長 山田傳藏
瀧川支所長 山田廣志
旭川支所長 本橋正良
名寄支所長 長谷部好助
野付牛支所長 森岡富吉
帶廣支所長 大關信雄
釧路支所長 要害新治郎

水産物検査所

支所長 佐々木盛太郎
札幌支所長 澁谷勝太郎
小樽支所長 鈴木彌一郎
函館支所長 阿部太五郎
苦小牧支所長 阿部太五郎
岩見澤支所長 山田傳藏
瀧川支所長 山田廣志
旭川支所長 本橋正良
名寄支所長 長谷部好助
野付牛支所長 森岡富吉
帶廣支所長 大關信雄
釧路支所長 要害新治郎

所長(札幌)

半田芳男

支所長

小樽支所長 太田資良
江差支所長 松井孝一
函館支所長 藤田周吉
森支所長 稻垣善藏
室蘭支所長 久保田貢
浦河支所長 入間川秀雄
釧路支所長 大内忠治
根室支所長 小杉玉吉
紋別支所長 山市安次
稚内支所長 柴田吉之助
留萌支所長 近藤藤一郎

度量衡検査所

支所長(道廳) 永田峰吉

支所

函館支所主任 金山富美

財務出張所

札幌支所 岡崎竹三郎
小樽支所 土井養吾
旭川支所 相川珠貴
室蘭支所 島田兵治
釧路支所 石丸勝任
千島調査所 小山隆啓

自治講習所

所長 村上壬平

支所

石狩支所長 廣田忠雄
支所長 吉田由太郎
支所長 高張太郎
支所長 後藤泰三
渡島支所長 森本正雄
支所長 町田利兵衛
支所長 佐藤貞雄
支所長 伊藤信義
檜山支所長 吉野直行
支所長 二島重一
支所長 原田重一
支所長 定森悦雄
支所長 齊藤敦
支所長 越前順三
支所長 片岡松郎
支所長 金丸喜次郎
支所長 岩間勝久
支所長 空知支所長

支所

支所長 高尾善次
支所長 岩城定二
支所長 岸田利雄
支所長 荒谷勇次
支所長 武富文義
支所長 能木善七
支所長 澤崎松四郎
支所長 安井博惠
支所長 松浦義通
支所長 玉井健吉
支所長 田中耕輔
支所長 千葉菊三郎
支所長 遠藤研知
支所長 伊藤雄康
支所長 高橋峰治
支所長 側見清一
支所長 星齊藏
支所長 南部治作
支所長 中野嘉平
支所長 平尾覺次郎
支所長 吉田榮吉
支所長 川守田廣治
支所長 杉本墨吉

支所

支所長 齊藤昂一
支所長 中村久松
支所長 大泉米八
支所長 伊藤貴麓
支所長 織田信知
支所長 吉川義勝
支所長 中村彌四郎
支所長 生駒鐵衛
支所長 松川清
支所長 常田榮吉
支所長 後藤邦義
支所長 鷹栖繁
支所長 榎本一雄
支所長 寺崎藤吉
支所長 佐々木寛三
支所長 森山延治
支所長 石川孝一郎
支所長 上野卯八郎
支所長 藤森四平
支所長 石川彦三郎
支所長 松丸末松
支所長 田中末松
支所長 佐藤喜久夫

警察署

札幌警察署長 中尾 金藏
江別警察署長 桐山 勝
石狩警察署長 佐藤勝四郎
函館警察署長 太田 盛
木古内署長 荒谷 小市
松前警察署長 佐々木秀雄
八雲警察署長 本橋 英一
森警察署長 新津 長
函館水上署長 紺野 勝三
江差警察署長 井上 正一
久遠警察署長 梁川 啓治
瀨棚警察署長 遠藤 武雄
俱知安署長 山浦隆次郎
壽都警察署長 葛木幾太郎
岩内警察署長 井上 清造
小樽警察署長 本田 武男
余市警察署長 小島 正一
古平警察署長 辻 善孝
小樽水上署長 上村 眞策
岩見澤署長 峠之内 一登
美唄警察署長 山本 加藤
由仁警察署長 佐藤 始馬
夕張警察署長 吉成 義富
瀧川警察署長 武石 勇
深川警察署長 佐藤 例藏
旭川警察署長 松林 新治

比布警察署長 佐藤 勇吉
名寄警察署長 青木今朝次郎
士別警察署長 志田 義雄
富良野署長 田中 德藏
留萌警察署長 田中喜一郎
天鹽警察署長 竹井巳之助
羽幌警察署長 丹治金四郎
增毛警察署長 小野寺泰藏
室蘭警察署長 長谷部鶴雄司
室蘭水上署長 伊比 音治
伊達警察署長 合林 秀吉
苫小牧署長 石川 橋彌
浦河警察署長 下郡山喜代吉
靜内警察署長 山田 明
帶廣警察署長 大島 義孝
新得警察署長 木下 冬太
廣尾警察署長 先崎 盛治
池田警察署長 西澤 勇一
本別警察署長 勢渡 逞男
釧路警察署長 林 八重次
厚岸警察署長 石川 昇榮
根室警察署長 三澤 武男
標津警察署長 草薨 松藏
國後警察署長 半澤 松藏
紗那警察署長 眞田 清次
網走警察署長 合林 龜造
美幌警察署長 岩間 庄八
斜里警察署長 後藤 重夫

野付牛署長 眞邊 眞一
紋別警察署長 安本 幸吉
興部警察署長 阿部 幸吉
遠輕警察署長 千葉 豊
稚内警察署長 渡部 信平
中頓別署長 山口才太郎
枝幸警察署長 佐藤 兼造
鬼脇警察署長 犬飼 竹治
香深警察署長 武市要次郎

美唄町空知神社 橋本志政
網走神社 金田 茂一
瀧川神社 石丸 幸雄
苫前山神社 田川 淨
北海道護國神社 藤枝 修衡
函館護國神社 太田 紀
札幌護國神社 反橋 隆信

函館所長 山下嘉次郎
函館労働所長 佐々木 鐵三郎
小樽労働所長 有坂 極
小樽労働所長 三升 由太郎
旭川所長 佐藤惣五郎
室蘭所長 川合 喜一
釧路所長 細井伊三郎
岩見澤所長 蛭田伸三郎
帶廣所長 澤田 春治
野付牛所長 野村 太市
留萌所長 阿部源太郎
江差所長 川岸富士郎
浦河所長 井上 操
根室所長 清水 敏郎
稚内所長 池田 孝敦

秦 勉造 須田金之助
新島 善直 松村 松年
時任 一彦 吉町太郎一
高岡 熊雄 星野 勇三
穴戸 乙熊 明峰 正夫
農學部長 伊藤 誠哉
醫學部長 中村 豊
工學部長 小川敬次郎
理學部長 小熊 品吉
豫科部長 服部 品吉
土木専門部主事 西田辰三郎
醫學専門部主事 中村 豊

札幌第一中學 加勢藏太郎
札幌第二中學 中村 友平
函館中學 元木 省吾
小樽中學 小野徳四郎
旭川中學 藤田 節也
釧路中學 大澤 作次
室蘭中學 樋口 佐平
瀧川中學 岡部 金夫
俱知安中學 大根田資雄
岩見澤中學 南須原彦一
名寄中學 泉谷増太郎
野付牛中學 石川利三郎
網走中學 佐々木健雄
八雲中學 山本 梅雄
帶廣中學 安宅喜太郎
稚内中學 松田金五郎
余市中學 鈴木喜代馬
留萌中學 鈴木 正雄
深川中學 古野 俊清
苫小牧中學 渡邊 富治
其他

小樽市立中學 山川 源三
北海中學(札幌) 戸津 高知
札幌夜間中學 中村 友平
旭川夜間中學 藤田 節也
夕張中學 岡部貞三郎
函館市立中學 岡村 威儀
遠輕中學 木村 六郎
旭川市立中學 水田 登
函館夜間中學 立野與四雄
伊達中學 藤原 又藏
岩内中學 三好徳次郎
札幌市立中學 河田 馨

總長 今 裕
名譽教授 橋本左五郎
宮部 金吾 清水 義一
小倉 金太郎 半澤 洵

師範學校長 宮脇 富

實業學校長 立野與四雄

實業學校長 立野與四雄

美幌農林 古田 秀雄
 名寄農業 丸山 知治
 靜內農業 安部 康毅
 札幌工業 西野 金助
 函館工業 瀧澤 一馬
 苫小牧工業 橫戶 穗重
 釧路工業 佐藤 憲士
 小樽工業 窪田 長松
 美幌工業 原 三郎
 旭川工業 代島 元一
 室蘭工業 丸藤 富藏
 其他 戶津 高知
 札幌商業 西岡 重義
 北海商業(小樽) 河村 謙
 札幌光星商業 豐田 準三
 小樽市立商業 松浦 正雄
 帶廣市立商業 小川 成美
 小樽女子商業 小川 成美
 函館市立工業(代) 瀧澤 一馬
 旭川市立商業 太田金次郎
 函館市立商業(代) 立野與四雄
 札幌市立工業(代) 西野 金助

高等女學校長

旭川高女 濱田 源六
 室蘭高女 盛山 兵衛
 釧路高女 北浦 延治郎
 網走高女 尾崎 賢治
 根室高女 青柳 賢治
 岩見澤高女 小松 樹住
 苫小牧高女 石原 惣六
 名寄高女 山崎 猪作
 深川高女 加藤 良太
 瀧川高女 武田 舜
 池田高女 大野 新六
 江別高女 江刺 庄藏
 稚內高女 菅原 信
 富良野高女 中平 太郎
 帶廣高女 鎌田 正忠
 岩內高女 藤原 菊藏
 江差高女 原 勲
 野付牛高女 小野 栖平
 余市高女 北村隆三
 其他 伊坂 員維
 札幌市立高女 阿部忠次郎
 小樽市立高女 齋藤 正
 旭川市立高女 寺本 惠眞
 北海高女(札幌) 牧野 キク
 札幌高女(札幌) 溝上 茂夫
 北星高女(札幌) 西岡 重義
 小樽綠丘高女 久慈 治信
 留萌高女 久慈 治信

帝室林野局

遺愛高女(函館) 小畑 信愛
 帶廣大谷高女 松山 覺亮
 小樽大谷高女 高橋 吾雄
 函館大谷高女 鷲尾 吾雄
 函館聖保祿 深井 ツヨ
 夕張高女 大野清兵衛
 砂川高女 今井 市藏
 應立青年學校教員養成所 渡邊 悌藏
 所長(岩見澤) 渡邊 悌藏

旭川支局 酒井 三吾
 支理課長 榎 重博
 監理課長 東 賢男
 業務課長 木脇 浩
 出張所 松島 盛大
 深川出張所長 佐賀五代吉
 朱鞠內出張所長 櫻田 亮正
 古丹別出張所長 櫻田 亮正
 留萌出張所長 下山 文志
 羽幌出張所長 千葉 清種
 富良野出張所長 加藤 知重
 旭川出張所長 大沼 省三
 第一士別出張所長 萬濃健一郎
 第二士別出張所長 岡島 吳郎
 名寄出張所長 原田 十郎
 下川出張所長 佐々木準長
 弟子屈出張所長 早川 久雄
 小平藥出張所長 早川 久雄

札幌區裁判所 永井 太三郎
 監督判事 杉本 晋
 檢察判事 原 長榮
 岩見澤區裁判所 芳賀 榮造
 監督判事 長山 頼正
 室蘭區裁判所 川越利兵衛
 檢察判事 弓削 小半
 小樽區裁判所 池ノ内 一郎
 監督判事 湯澤 武夫
 岩內區裁判所 渡邊 秀平
 函館地方裁判所 島津 二郎
 部長 本田 等
 同部 菊地庚子三
 檢察判事 福尾彌太郎
 函館區裁判所 多賀谷 惠司
 監督判事 加藤 實好
 江差區裁判所 秋山 五郎
 旭川地方裁判所 衛藤 顯
 部長 野本 豐

旭川區裁判所 松井 善一
 監督判事 澤野 太三郎
 檢察判事 白土 八郎
 名寄區裁判所 關口 勉
 稚內區裁判所 後藤 喜八郎
 釧路地方裁判所 木村 精一
 部長 飯田 松五郎
 釧路區裁判所 小林 明傳
 監督判事 森岡 信二
 帶廣區裁判所 蘆立 憲五
 網走區裁判所 細目 武雄
 監督判事 永根 義雄
 野付牛區裁判所 佐藤 三郎
 部長 石橋 重太郎
 根室區裁判所(支部) 毛利 恒夫
 部長 三笠 三郎
 支部長判事 中川 毅

刑務所

札幌刑務所 島田 鐵太郎
 旭川刑務所 菊 樂夷
 函館刑務所 楠本 順作
 網走刑務所 山本 銓吉
 釧路刑務所 野崎 重雄
 室蘭刑務所 吉岡 董太郎
 苗穂刑務所 中濱 亥三郎
 帶廣少年刑務所 金田 榮三郎

海軍人事部

帶廣放送局長 矢野 壽夫
 釧路放送局長 松山 清
 函館隊區司令官 見城 五八郎
 釧路隊區司令官 堀 起
 旭川隊區司令官 竹内 方一
 佐久間 盛一
 海軍人事部 大石 堅志郎
 札幌地方海軍人事部長
 札樞遞信局 遠藤 毅
 局長 佐々木 元勝
 業務部長 小島 富穂
 工務部長 吉田 浩哉
 電氣部長 小原 周三
 經理部長 金子 勝榮
 海軍部 武田 元
 部長(函館) 池田 源一
 小樽出張所長 庄司 清之
 釧路出張所長

工務出張所

札 函 出 張 所 長 富澤 孝二
 函 館 出 張 所 長 仲谷 泰吉
 小 樽 出 張 所 長 香坂 和一郎
 旭 川 出 張 所 長 岡田 重喜
 釧 路 出 張 所 長 三浦 功
 室 蘭 出 張 所 長 小野 三彦
 稚 內 出 張 所 長 中村 孝一
 帶 廣 出 張 所 長 山田 求
 野 付 出 張 所 長 林 忍
 紗 那 出 張 所 長 伊藤 末太郎
 國 後 出 張 所 長 坂本 恭平

貯金支局
 小樽支局長 谷 章
 函館支局長 桐生 一二
 旭川支局長 小島 東雄

無線電信局
 函館局長 片岡 定秀
 札 函 局長 竹村 脩治
 札 函 局長 西村 茂雄
 札 函 局長 柴田 義次

郵便局
 札 函 郵便局長 長嶺 修五郎
 函館郵便局長 神 直一

小樽郵便局長 小野 一郎
 旭川郵便局長 和田 自成一
 釧路郵便局長 太田 武七
 室蘭郵便局長 菅野 悅郎
 稚內郵便局長 田村 龜松
 札 函 鐵道郵便局長 山内 庫夫
 帶廣郵便局長 佐藤 喜作
 野付郵便局長 武田 貞行
 根室郵便局長 笹森 長太郎
 岩見澤郵便局長 青山 普志夫
 網走郵便局長 信本 孫吉
 苦小牧郵便局長 八山 周太
 留萌郵便局長 杉野 哲司
 石狩深川郵便局長 船戶 秀一
 札 函 電話局長 砂山 權九郎
 函館電話局長 辻田 太七郎
 紗那郵便局長 田中 源治
 瀧川郵便局長 川内 四郎市
 札 函 電信局長 坂本 直二
 國後郵便局長 坂本 恭平

札 函 財務局長 橋本 昂藏
 總務部長 深川 孝隆
 直稅部長 伊東 孝隆
 間稅部長 伊東 孝隆
 經理統制部長(兼) 伊東 孝隆
 鑑定部長 長沼 篤次

稅務署

札 函 稅務署長 青山 太吉
 函館稅務署長 芳村 小兵衛
 江差稅務署長 松本 健三郎
 壽都稅務署長 菅原 久八
 小樽稅務署長 渡部 良三
 俱知安稅務署長 工藤 梅一
 岩見澤稅務署長 野村 賢治
 瀧川稅務署長 中畑 富太郎
 旭川稅務署長 藤間 賢治
 名寄稅務署長 中村 兼貞
 留萌稅務署長 本庄 德次
 稚內稅務署長 武田 清記
 室蘭稅務署長 林 平八
 浦河稅務署長 山本 良直
 網走稅務署長 佐田 庚
 紋別稅務署長 山谷 次郎
 釧路稅務署長 池田 廣
 帶廣稅務署長 工藤 慶二
 根室稅務署長 鹽谷 正雄

札 函 支局長 橋本 昂藏
 秘書係長 城 吉次郎
 調查係長 谷藤 長平
 會計係長 本野 正男
 庶務係長(兼) 本野 正男

稅關

函館稅關長 金山 國臣
 官房主事 福田 信一
 兼總務部長 福田 信一
 兼監視部長 森 寅雄
 兼查部長 玉木 政治
 港務部長 森 寅雄

支署
 小樽稅關支署長 中山 繁三夫
 根室稅關支署長 松井 秀雄
 釧路稅關支署長 大西 三郎
 留萌稅關支署長 高橋 正吉
 室蘭稅關支署長 磯見 秀吉

札 函 地方專賣局長 高橋 敬次
 局長 金子 章一郎
 庶務部長 羽太 潔
 小樽出張所長 淺地 保
 函館出張所長 野中 健一郎
 釧路出張所長 山路 童二
 根室出張所長 松山 精二
 野付牛出張所長 諸住 源之助
 帶廣出張所長 佐藤 輝
 帶廣酒精工場長 山本 仁

札 函 鐵道局

野付牛酒精工場長 小池 嘉之
 局長 吉松 喬
 總務部長 安田 裕
 運輸部長 壺田 修
 運轉部長 河崎 篤三郎
 工務部長 小出 治郎
 工務部長 岩井 久藏
 經理部長 松本 清治
 船務部長 松田 彰
 電氣部長 中島 和敏
 監督部長 內山 三四治

運輸事務所
 札 函 事務所長 武井 教通
 釧路事務所長 鈴木 倉之助
 旭川事務所長 加藤 成友
 函館事務所長 三輪 則成
 稚內事務所長 高橋 訓一
 野付事務所長 高橋 重逸
 室蘭事務所長 熊谷 綾雄
 保線事務所
 札 函 事務所長 坂部 勝夫
 野付事務所長 櫻井 源三郎
 釧路事務所長 片平 誠
 函館事務所長 笠谷 孝
 室蘭事務所長 大槻 勝雄
 旭川事務所長 飯田 龍左衛門

名寄事務所

名寄事務所長 白木 左都夫
 札 函 教習所長 林崎 好德
 工場長 高田 豐
 五稜郭工場長 小松 原壽次
 旭川工場長 水野 義男
 釧路工場長 吉川 晴次
 札 函 鐵道病院長 武藤 昌知
 院長 武藤 昌知
 函館棧橋長 佐藤 彦一
 飛鳳丸船長 照井 勝利
 飛龍丸船長 大友 榮次
 津輕丸船長 山之内 吉兵衛
 松前丸船長 竹内 忠太郎
 第一青函丸船長 吉岡 健三
 第二青函丸船長 間宮 千代七
 第三青函丸船長 近藤 平市
 稚內棧橋長 永谷 篤一
 亞庭丸船長 中村 利一
 宗谷丸船長 木村 豐太郎
 俱知安驛長 岩田 利作
 小樽驛長 今泉 太平
 余市驛長 廣田 米吉
 小樽驛長 今泉 太平

手宮驛

手宮驛長 塚崎 博
 南小樽驛長 國分 久雄
 輕川驛長 鈴木 誠一
 琴似驛長 近藤 英男
 桑園驛長 清水 達
 小樽築港驛長 秋山 勇良男
 札 函 驛長 高津 戶覺太郎
 苗穂驛長 坂井 宋
 江別驛長 吉田 具
 岩見澤驛長 民門 大丞
 美唄驛長 小野 芳太郎
 岩內驛長 清野 吉三
 奈井江驛長 東 德太郎
 野幌驛長 齊藤 清也
 幌內太驛長 生駒 敬之助
 幾春別驛長 谷口 九一
 歌志內驛長 森 茂
 函館驛長 岡本 貞夫
 五稜郭驛長 吉田 平治
 江差驛長 杉江 由五郎
 森驛長 園部 勇
 唐松驛長 蝦名 喜太郎
 上砂川驛長 鳥谷 宗親
 神威驛長 三浦 正造
 八雲驛長 倉增 尙之
 長萬部驛長 武田 正行
 黑松內驛長 高山 正夫

上磯驛

上磯驛長 博田 岩雄
 木古內驛長 釣谷 由松
 志文驛長 片山 三治
 國縫驛長 富田 爲吉
 母戀驛長 白井 彌六
 狩太驛長 龜岡 三郎
 木輪西驛長 栗田 寬三
 虻田驛長 小野 寺島夫
 伊達紋別驛長 森 眞一
 室蘭驛長 飯島 哲男
 東室蘭驛長 京野 義久
 登別驛長 大島 豐吉
 苦小牧驛長 津田 卓
 追分驛長 太田 弘一
 御崎驛長 西脇 保郎
 輪西驛長 小林 春治
 清水澤驛長 西谷 與吉
 靜內驛長 佐藤 修一
 浦河驛長 荒井 喜義
 栗山驛長 種市 六郎
 紅葉山驛長 橫山 喜一
 夕張驛長 大森 恭一
 瀧川驛長 小栗 富三郎
 深川驛長 本村 榮六
 新旭川驛長 本間 恒太郎
 上赤平驛長 石崎 泰治
 鹿ノ谷驛長 宮井 平八
 旭川驛長 安居 豐治

人名錄

木島 松藏 田代 正治 足立 富
 坂田 竹治 三瓶 萬吉 田中 省三 關 米助 大野 孝英
 市 助 役 長 河原 直孝 市 助 役 長 關 義治 近藤 光治 安彦 正雄
 市 會 議 長 渡邊 幸七 市 會 議 長 表 勇三 加藤 藤太郎 山縣 象二 中西 六太郎
 市 會 議 長 新谷 善太郎 市 會 議 長 同 副 議 長 山 龍一 吉本 謙吉 進藤 重喜 山崎 鐵三郎 泉 功
 同 副 議 長 坂田 政義 坂田 源重 鈴木 重高 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 林 貞四郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 辻 喜四郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 竹田 助太郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 新谷 善太郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 田邊 新一 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 奧谷 甚吉 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 畑 貫治 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 本間 保次郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 高橋 源次郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 秋山 常吉 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 種田 幸彦 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 佐野 善七 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 市村 市郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 岸 農夫治 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 井林 清介 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 板谷 吉次郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 林 松藏 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 木村 松太郎 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 西浦 又吉 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功
 島野 一二 坂田 政義 鈴木 源重 東海林 吉三郎 金井 重喜 馬場 佐治 金井 重喜 淺里 福藏 根津 文治 鈴木 康嗣 莖澤 勘三郎 泉 功

商工會議所

小松 直雄 中村 外市
 會 頭 新田 啓二郎 伊藤 善七 齋藤 榮三郎
 副 會 頭 古谷 辰四郎 三輪 米商代表 山崎 松次郎
 理事 遠藤 昌 美坂 熊次郎 神永 貞助
 小笠原 楠彌 村上 嘉一 金森 船具店 渡邊 勘助
 菅原 鐵之助 上井 源藏 小野 倉庫會社 大坪 孝一
 松岡 諄吉 小林 龜齡 小野 將合名 小西 重太郎
 高橋 松吉 小笠原 榮治 帝國 製菓會社 谷 彌太郎
 地崎 宇三郎 佐久間 安春 函館 海運會社 由崎 英三
 倭 右近 木村 新一郎 函館 原木組合 五香 他次郎
 關根 仙次 竹內 勘七 函館 商店代表 山村 喜作
 村岡 喜藏 堀尾 正四郎 小杉 合名會社 小杉 啓太郎
 白井 喜藏 赤塚 元平 寺尾 一策 今井 久吉
 許士 善太郎 石垣 開一 寺尾 庄藏 寺井 力藏
 小竹 文次郎 勇崎 恒次郎 佐野 鎮次郎 進藤 榮太郎
 增本 庄太郎 加藤 信太郎 河合 繁 瀨崎 初三郎
 秋山 賢吉 米澤 金藏 關 豐作 宮崎 礎
 富樫 長吉 添田 武源 三上 純次 水間 生太郎
 岡田 五平 牧 富太郎 森川 平治 木島 松藏
 南部 多三郎 竹森 竹次郎 堀 商 店 堀 文吉
 田井 直治 金野 誠介 秦 商 事 會 社 秦 茂三
 富江 豐太郎 柳澤 直衛 函館 水產販賣 大川 原善藏
 柴田 衛治 三星 屋 代 表 函館 水產販賣 大川 原善藏
 函 館 函館 水產販賣 大川 原善藏

太刀川 善平
 會 頭 杉江 仙次郎
 副 會 頭 松川 嘉太郎
 理事 林 松藏 壽原 外吉
 板谷 商船會社 壽原 九郎
 板谷 喜太郎 竹林 辰三郎
 東洋 會社 前川 傳策
 藤本 商店代表 藤本 由太郎
 高砂 小賣市場 木村 松太郎
 澁澤 倉庫代表 根本 源一
 一越 羅紗店 越 孝之
 北日本 汽船 森田 初三郎
 畑 貫治 龜田 浦吉
 稻葉 商店代表 池田 市造
 岡島 元治郎 杉江 仙次郎
 杉江 商店代表 村山 美喜生
 壽原 食品會社 村山 美喜生
 井上 宇太郎 富岡 重次郎
 恒川 庸三 田中市 太郎
 新谷 善太郎 高橋 源次郎
 本間 勘次 大淵 一郎
 小樽 倉庫會社 廣谷 敏藏
 佐藤 貢平 辻 喜四郎
 共立 機械製作所 孫八

小樽 運送會社 (田邊 新一)
 內山 商店代表 (竹內 清次郎)
 會 頭 鶴間 禮藏
 副 會 頭 松家 圓次郎
 理事 岡和 田 精
 富岡 吉助 野島 民助
 旭川 商會 石田 常次郎
 三輪 喜一郎 內藤 義信
 稻月 九郎 小泉 恒吉
 旭川 市街 軌道 黑田 岩吉
 山崎 清軒商店 山崎 清軒
 山本 孫次郎 福居 清兵衛
 松岡 木材會社 (眞弓 政一)
 旭川 肥料會社 (吉田 朔二)
 瀧野 商店代表 (瀧野 常吉)
 中保 商店代表 (中保 恭一)
 山岡 工作所 (更谷 眞清)
 岡澤 彦太郎 世木 澤 登
 長谷川 吉造 谷口 甚角
 山本 英一 高桑 美三郎
 沼澤 長吉 山崎 與吉
 島岡 猪源太 谷口 勇
 青山 千次郎 尾田 作藏
 山田 屋商會 (山田 新)
 川島 清夫 (山田 新)
 會 頭 栗林 德一

人名錄

人名錄

副會頭 田中 義高
 同 白井 三郎
 理事 竹内 勝次
 土居 梅二郎
 德久 雅喜
 加藤 藤太郎
 增岡 織三
 佐久間 亮
 土田 正之
 若林 隆太郎
 星井 鐵藏
 大橋 貢
 清水 芳三
 吉澤 傳次郎
 加賀 久一郎
 藤兼 一
 小林 武治
 淺 貞道
 北林 太助
 釧路
 會頭 兩角 榮治
 副會頭 金井 重喜
 理事 竹田 正一
 村上商店代表 (村上 祐二)
 高木 泰藏
 鈴木 康嗣
 渡部 三吉
 引田 彦太郎
 小笠原 伸太郎

山一商會社 (松本 敦雄)
 橋本 文平
 瀧澤 喜由三
 池田 保次郎
 千葉 商店 (千葉 功)
 山崎 景一
 今井 留次郎
 岡戸 長作
 橋本 辰之助
 金澤 定市
 宮地 米造
 正置 富藏
 清水 源作
 坂口 健吉
 永井 章
 栗林 定四郎
 栗山 幸治
 深谷 昌弘
 馬場 佐治
 奧村 利藏
 宮本 正吉
 金井 重喜

副會頭 伊谷 半三郎
 中島 武市
 有田 重太郎
 板倉 勇
 山崎 義平
 磯部 周一
 中島 豐
 梶野 宗五郎
 藤田 義一
 山崎 與三郎
 中西 德次郎
 花垣 正治
 石名 春雄

會頭 藤森 茂登惠
 小林 信治
 栗山 伊三郎
 愛須 正三
 野付 牛
 會頭 伊谷 半次郎
 仁科 玄一
 青木 茂重郎
 大浦 富次
 伊藤 商店代表 (伊藤 元一郎)
 松戸 實
 上垣 安造
 田卷 商店代表 (田卷 留吉)
 加藤 操
 附田 長次郎
 魚菜 市場代表 (辻丸 政雄)
 小田 福三郎
 自動 車代表 (中島 權太郎)
 田中 順次郎
 共成 會社代表 (櫻井 孝治)
 土井 市藏
 大西 米吉
 ビルディング代表 (江部 徹也)
 三田 村嘉作
 小林 庄太郎
 青垣 喜三郎
 川上 幾太郎
 高野 三郎
 佐々木 房次
 長尾 初次郎

北海商工會聯合會
 會頭 小林 米三郎
 副會頭 堺 太一
 書記 寺島 良吉
 石狩支廳 (代表者)
 江別商工會 岩田 外喜男
 當別商工會 橫濱 慶雄
 安知支廳
 栗山商工會 小林 米三郎
 長沼商工會 藤田 善三九
 夕張商工會 伊藤 政次郎
 岩見澤商工會 三谷 榮次郎
 美唄商工會 德田 康作
 奈井江商工會 藤井 義繼
 砂川商工會 西 孝太郎
 歌志內商工會 村本 尙之
 瀧川商工會 龜谷 虎藏
 芦別商工會 大西 駒太郎
 妹背牛商工會 高田 喜太郎
 江部乙商工會 玉置 一平
 深川商工會(代) 市橋 武夫
 納內商工會 面 彌作
 秩父別商工會 植田 稻四郎
 沼田商工會 小泉 虎吉
 新十津川商工會 植西 彦二郎
 雨龍商工會 米田 萬吉
 清真布商工會 小山 辰雄

人名錄

上砂川商工會 大橋 順一
 美唄炭山商工會 小林 太惣二郎
 由仁商工會 小林 龍吉
 赤平商工會 岸 與吉
 南美唄商工會 信藤 熊策
 上川支廳
 富良野商工會 清水 一雄
 和寒商工會 小林 正雄
 劍淵商工會 橫井 彌兵衛
 士別商工會 寺木 辰次郎
 名寄商工會 田村 寬定
 美深商工會 元木 松右衛門
 上富良野商工會 山本 逸太郎
 後志支廳
 岩内商工會 青塚 房吉
 狩太商工會 木皿 甚之助
 俱知安商工會 上井 堅一
 余市商工會 阿部 鶴松
 渡島支廳
 森商工會 坂元 來助
 八雲商工會 鈴木 永吉
 檜山支廳
 江差商工會 高橋 兵市
 瀨棚商工會 瀧澤 秀吉
 膽振支廳
 苫小牧商工會 宮武 義則
 伊達商工會 伊藤 政治郎
 虻田商工會 守谷 忍

新得商工會 高井 善一
 御影商工會 藤枝 種一
 幕別商工會 小尾 寅平
 清水商工會 生本 半三郎
 芽室商工會 松本 武
 池田商工會 高森 與三吉
 本別商工會 鹿間 常吉
 音更商工會 吉本 松太郎
 鹿追商工會 寺島 喜一郎
 廣尾商工會 土谷 奈治郎
 大樹商工會 高井 淺次郎
 浦幌商工會 石田 竹次郎
 根室支廳
 網走支廳
 網走商工會 佐野 忠三郎
 網走商工會 田邊 村次
 斜里商工會 武田 靜太郎
 美幌商工會 山本 大三
 置戸商工會 玉川 俊次
 留邊蘆商工會 谷川 元太郎
 遠輕商工會 石井 濱吉
 上湧別商工會 熊澤 助三郎
 中湧別商工會 立野 末松
 下湧別商工會 武藤 富平
 紋別商工會 池澤 憲一
 瀧上商工會 板東 文武
 小清水商工會 上田 實

生田原商工會 北野 吉五郎
 興部商工會 多田 輝利
 津別商工會 佐藤 久作
 下清滑商工會 中田 岩藏
 釧路國支廳
 弟子屈商工會 小野 幹
 厚岸商工會 金澤 義太郎
 宗谷支廳
 香形商工會 田中 千吉
 稚內商工會 辻 力三
 香深商工會 田中 政一
 枝幸商工會 村山 喜作
 中頓別商工會 森谷 正太郎
 留萌支廳
 留萌商工會 堺 太一
 增毛商工會 濱本 友吉
 羽幌商工會 江野 力
 天鹽商工會 若松 友三
 苫前商工會 長島 武四郎
 日高支廳
 浦河商工會 奧田 惣兵衛
 靜內商工會 金子 忠助

石狩支廳
 △札幌村 (村長) 藤木 與次郎
 馬場慶太郎 佐藤 吉藏
 德橋 春吉 宮口 與作

大坂 門喜
 岩田 德治
 山下 源作
 豐田 藤吉
 竹內 榮吉
 大沼 三四郎
 鈴木 萬吉
 那須 伊佐久
 橫田 秀春
 渡邊 寅次郎
 △琴似村 (村長)
 小谷 幸勝
 久木 保
 中山 武雄
 齋藤 帶刀
 三谷 源太郎
 和田 久藏
 吉村 左太郎
 三戸部 軍治
 △手稻村 (村長)
 大崎 綱一
 內馬場 伸造
 原田 眞砂男
 野村 村榮
 前鼻 松次郎
 佐藤 喜一郎
 玉井 武夫
 鳥谷 佐一郎
 橋場 文藏
 水上 兵二郎
 法邑 久平
 紺谷 元次郎
 大萱 生吉郎
 宮西 頼一
 黒田 義夫
 田中 友藏
 鶴島 良助
 松岡 源一
 清水 涼
 笹山 卯吉
 山本 長三郎
 小野 義友
 寺田 千太郎
 小林 末藏
 我滿 六太郎
 宮城 仲助
 山田 信一郎
 鶴岡 篤治
 養輪 早三郎
 藤川 豊勝
 保谷 愛吉
 三本 管軍治
 片岡 頼義
 大能 長次郎

人名錄

竹内 專一 乙黒 定七
 高橋 友藏 三浦 貞雄
 △豐平町 (町長) 松崎 龜二
 渡部 又吉 小須田治朗
 山崎初太郎 石丸 猪藏
 中井 久作 駒崎喜久男
 新井 長治 大久保清太郎
 沼田 由吉 吉田 庄藏
 本間與三郎 藤原 安
 中川 由吉 平山匡二郎
 西村 稔夫 上田 長松
 石田佐次郎 五十嵐民治
 高橋新次郎 水野 廣
 三佐川幾太郎 矢代 廣一
 砂金 耗平 嵯峨 要
 △白石村 (村長)
 清水 友一 小林正五郎
 西内 寅吉 越智 役治
 朝倉 捨吉 伊藤 作一
 稻垣 福松 木内 彌市
 橋本吉之助 中野 常吉
 伊藤 政榮 小森徳次郎
 小島 莊七 長田 保
 山口 徳一 樋口勝次郎
 渡部米太郎 小玉 傳吉
 △廣島村 (村長)
 間野 祐治 松原 太郎
 坂井 澤松 赤倉 治作

高橋松三郎 田中 善作
 湯淺 久見 大谷俊次郎
 小谷 米造 大瀬戸國寶
 △江別町 (町長) 坪松唯三郎
 長谷川長太郎 桑原 秀吉
 長津吉太郎 平本 相吾
 河合才一郎 加藤 閑哉
 上田 善松 佐藤 北士
 中山 富造 保倉又次郎
 菅原 金郎 西山 豊吉
 矢澤染太郎 泉 拙藏
 久木 平吉 加賀魁太郎
 山田朝三郎 伊藤五右衛門
 鹽野菊太郎 山崎 銀一
 松田 清一 吉原兵次郎
 梶野 三郎 三好 岩吉
 梶木 勝二 山口 正
 △石狩町 (町長) 高野 金作
 堀部 銀藏 林 喜佐吉
 鈴木 信三 石井立之進
 山田 義男 嘉屋 徳光
 横山玉太郎 筒井豊次郎
 關戸金三郎 金子清一郎
 吉田 茂一 赤山 岩吉
 吉田 庄助 田口 與八
 國重 歳助 寺尾政次郎
 渡邊 善祐 伊藤 清

△當別村 (村長) 鹿野 惠造
 山田 茂 横濱 慶雄
 吾妻阿蘇男 千葉 好美
 近藤角右衛門 木幡 元
 高橋平次郎 戸田 安雄
 百石重次郎 松田忠太郎
 野尻 清松 倉知 由秋
 鍛冶 銀二 山田貞三郎
 佐藤 養助 石田 由松
 伊藤 捨造 田畑才太郎
 佐々木藤吉 長谷川榮吉
 藤井 精次 木津 常吉
 △新篠津村 (村長) 串田 靜夫
 宮城源十郎 東出太郎市
 宮田 一正 松本 貞藏
 市川 末吉 横山權太郎
 西井忠次郎 北口與三右衛門
 高田 政吉 黒壁權次郎
 植島豊次郎 佐藤 仲藏
 △厚田村 (村長) 松本 長吉
 江本源太郎 西村與太郎
 友坂市太郎 西木 次作
 吉永 雄亮 國行 爲助
 山本 吉明 宮岸 仁三
 藤林 嘉悦 村本定三郎
 酒井 寛道 住谷 治
 早川 幸佑 和泉 留吉

△濱益村 (村長) 河合 武雄
 高橋 一藏 山田 靖
 岸本 巖雄 上野 多市
 熊谷常三郎 八木澤重太郎
 笹原 貞八 内山 末造
 佐々木與吉 池田 佐吉
 小里平三郎 羽二生佐與吉
 岡崎 直一 柴野八十八
 平川 貞作 武安平次郎
 木村勇之助 秋田市次郎
 釣兼 末吉 中田三太郎
 △惠庭村 (村長) 光富 松衛
 林 愛助 田中 菊治
 出倉 平教 長谷川民治
 田中 善松 赤崎政次郎
 河尻與九郎 玉川徳次郎
 淺野留次郎 嘉屋辰十郎
 福本 豊一 北岡 善作
 龜田榮次郎 福本磯次郎
 宮田早太郎 谷内 惣次
 寺西伊三郎 溝 新之助
 △千歳村 (村長) 岡本 幸信
 中川種次郎 渡部 榮藏
 瀧川 亮次 山崎 友吉
 高橋 徳久 清水 市郎
 細川 孫作 井上 榮作
 戸田 平一 吉田 峰藏

人名錄

窪田與三右衛門 甲斐莊正顯
 藤本 音市 堤 丈太郎
 鈴木恭次郎 二瓶 千信
 木立 利雄

△大島村 (村長) 山本 勇作
 高橋梅太郎 北山松三郎
 可香 權平 中江久三郎
 渡邊喜一郎 木村 力松
 三上國太郎 佐々木西松
 佐々木仁三郎 齋藤 春吉
 齋藤領三郎 植田 龍潭
 新岡重五郎 和田勝太郎
 加藤嘉四三郎 佐藤淺之助
 近江慶次郎 小田長次郎
 △小島村 (村長) 齋藤 照藏
 川合多一郎 竹野 彌吉
 堀川源三郎 川守田大作
 藤田勘次郎 西村 賢藏
 阿部 吉松 工藤 末吉
 小林 富藏 高橋 要吉
 △松前町 (町長) 大島東洋平
 中山 清茶 武田 勇作
 菊池勝三郎 三上邦太郎
 藤田信太郎 矢田伊左吉
 小平榮次郎 梅岡大治郎
 松谷 徳藏 藤田 隆三
 旭 佳明 佐々木治一郎

椎名市太郎 川内 精作
 松葉 兼藏 坂井昌五郎
 早瀬元太郎 敦澤 造作
 △大澤村 (村長) 小野寺金助
 小本長五郎 中川 定吉
 伊藤 廣吉 山本三之助
 野戸 留吉 近江谷兼吉
 近江谷慶吉 佐々木啓助
 橋畑良太郎 村上 嘉七
 平沼 豊吉

△吉岡村 (村長) 宇野與三五郎
 石倉平太郎 船木 武夫
 能戸吉兵衛 三鹿 初造
 加納豊三郎 新山 米松
 原田儀三郎 鍋谷市太郎
 工藤 秀藏 福田榮次郎
 新山 友吉 太田留次郎
 △福嶋村 (村長) 剣地作太郎
 金澤 孫作 阿部善左衛門
 木村 重雄 石川勇治郎
 西田鐵治郎 築田 龜藏
 鳴海慶次郎 中村 西松
 杉澤百太郎 山田繁太郎
 要田 政利 花田清三郎
 荻野吉之助 矢野 泰次
 村田多右衛門 大井川榮太郎
 中塚 久彌 村山 由藏
 △知内村 (村長) 東出快次郎

伊藤 政榮 五十嵐齋爾
 敦澤 五郎 宮上 仁作
 伊藤 完一 西山仁三郎
 永田 虎雄 金澤市之丞
 高野佐治郎 松井 榮作
 仙場末太郎 田中小一郎
 佐藤松三郎 岡田清一郎
 藤谷 岩作 岩間 武藏
 佐藤末次郎 筒井 明松
 △木古内村 (村長) 田中 謙治
 南部 市松 岡山 勝美
 熊谷富太郎 藤田勘次郎
 堺 松太郎 輪島菊五郎
 細野 辰治 齊藤武太郎
 本庄 末吉 小石石太郎
 原田 圓治 西村三千太郎
 佐藤 藩 吉田幸太郎
 木元綱次郎 鞠山儀兵衛
 岸 與三松 鞠山儀兵衛

△茂別村 (村長) 木村順一郎
 箱崎小太郎 菊地 佐助
 野口勇太郎 千田 勇藏
 笹谷 友市 梅内石太郎
 佐藤 源藏 佐藤 利一
 星野 立 吉田兼太郎
 松岡 勇作 佐々木誠爾
 △上磯町 (町長) 茶谷 幸一
 廣部 太郎 金澤 武雄

澤田 藤吉 種田幸右衛門
 竹内 實 落合平三郎
 吉田由之助 長谷 敏男
 磯田 敏男 長岡 玉吉
 木村竹太郎 東 正義
 木村儀三郎 大村和志理
 杉山脩次郎 堀口宗一郎
 鈴木 延平 福士銀三郎
 鎌谷 房藏 濱谷長次郎
 杉田 常吉

△大野村 (村長) 端本市三郎
 野村淺五郎 高田 松藏
 小林 文作 武田 重吉
 小林萬次郎 仙庭 豊作
 澤村吉三郎 松原孝太郎
 本村丈太郎 稻川 廣光
 吉田 勇藏 鈴木 清
 佐々木菊松 吉川清之助
 櫻田 喜助 佐藤官之助
 福田清太郎

△七飯村 (村長) 上村浩太郎
 宮川 三郎 大竹幸次郎
 岩崎恒右衛門 安田政次郎
 中村 謙治 小松新次郎
 竹田伊三郎 池田 健爾
 川村秀次郎 宮田 廣吉
 池田 榮吉 迫田 英彦
 海藤 一郎 笹 定吉

人名錄

河野 幸市 結城竹太郎
 清原 廣吉 松本耕三郎
 神保 卯平 高橋 治平
 西村 常吉 古畑 慶助
 澤田 義成 大島 市治
 新保岩太郎 小町 常藏
 矢野正五郎 池田 繁二
 △東瀬棚村(村長) 川口谷庄藏
 中村 末吉 大關 榮
 山下幾一郎 横山 喜市
 水上利四郎 大原忠次郎
 大東 勝市 鹽田重太郎
 犬塚 三平 永山 省
 椋本 市太 久米 萬吉
 △利別村(村長) 安部 義雄
 加藤 五郎 阿部 竹二
 狹間 新平 渡邊綱太郎
 河端五代松 後藤寅之助
 河田 清一 今村藤次郎
 岡部長太郎 高島三千三
 湯元左馬之助 南川 松榮
 及川 隆 鈴木 海造
 野本 矩重 青山 繁
 村上美三雄 瀧澤 領助
 淺田武三郎 本田 清吉
 古賀規矩之 藤倉久左衛門
 ○後志支廳
 △鹽谷村(村長) 小林亭 治
 川合 總七 和田恒次郎
 板本 孝助 堀内利兵衛
 柴崎豐次郎 金子儀三郎
 志和 甚平 大竹 文吉
 久野吉三郎 竹内傳次郎
 木村 岩藏 熊谷 作造
 本間榮太郎 北田繁次郎
 島山 竹松 石原五郎松
 △余市町(町長) 有末 三郎
 山田伊勢吉 村山 吉次
 北島 善吉 若林 種藏
 弘津 堯 奧寺總之助
 久留宮新十郎 福岡勤次郎
 藤田 淳一 西谷 勇
 飯田虎太郎 松平 武一
 江川福次郎 阿部 鶴松
 吉田 増次 小山内民五郎
 梅津 淺吉 山田松太郎
 夏目三保次 中根金太郎
 東 秀夫 東谷 平八
 澤田 誠二 林 初藏
 △大江村(村長) 尾池 武吉
 笠井 守 安崎政之進
 井形喜三郎 戸島 信雄
 野村 敬明 中村 器昭
 山下 薫 板垣 勇
 鳥海 萬作 小林齋三郎
 東 政吉
 阿部 關 加藤 永治
 宮本 由吉 鈴木 駿郎
 渡邊 丈七 渡 與助
 △赤井川村(村長) 岡田直次郎
 岡西 友一 阿部清次郎
 岡 貞平 小清水清二
 東 初三郎 工藤 盛
 阿部佐市郎 佐藤 久助
 宮武 松藏 大西 春夫
 須見 庄八 本郷 新助
 △古平町(町長) 藤田 善平
 田岸 藤吉 佐々木孝泰
 田中吉太郎 山口 正治
 高野 平治 越中 庄七
 大澤吉三郎 藤田 秀雄
 木村誠四郎 蓮實 豐光
 高橋 民藏 岩崎 定勝
 押見榮次郎 田岸 良治
 上原 良助 平田千代吉
 依田 正高 藤澤 勇藏
 △美國町(町長) 福井石太郎
 磯野 定繁 尾本 繁
 長谷川捨吉 下瀧 靜夫
 中谷菊次郎 梅野晴三郎
 福弁重次郎 岩本龜次郎
 板倉 穂松 中村 剛雄
 千葉 博
 △入舸村(村長) 辻岡 貞雄
 原田 桂市 菊池 仲治
 今井利兵衛 逸見 寅藏
 杉山 岩藏 相坂 源司
 河野 正勝 須田 由造
 △余別村(村長) 河村 虎雄
 本間 一 白方 與平
 飯田 久治 安部治三郎
 金杉瀧太郎 佐藤 由藏
 高橋 城造 畑中新三郎
 新谷藤三郎 服部重兵衛
 △神惠内村(村長) 橋村 誠
 北井 長作 鈴木信太郎
 干場 榮吉 若林 岩藏
 池田富太郎 佐々木吉藏
 山内 豊吉 山本山五郎
 高田 久岩 村木龜太郎
 田中 明 岩澤 朔
 △泊村(村長) 小林 長
 吉田 茂藏 村田岩次郎
 金田 理平 金澤長太郎
 田原與之吉 伊藤又治郎
 濱中 清作 長岐儀四郎
 井田北次郎 小峰寅之助
 西島羽久一 安本甚太郎
 葛間 悅郎 成田 幸一
 篠原 徳治
 △島野村(村長) 樋口 龜治
 齋藤 甚作

人名錄

佐々木泰助 中村 二三
 住吉力太郎 小塚長次郎
 小野寺武雄 金澤 菊松
 △岩内町(町長) 淺野目浦吉
 山谷養太郎 合田作太郎
 西村幸次郎 櫻居 甚吉
 福島 義雄 三ツ野美之
 小川喜代次 平澤 拙造
 澤口 復三 川端 正吉
 瀧山 多市 森 與四郎
 萬谷周之助 岩井治三郎
 宮下 淺吉 長谷川岩松
 佐藤 鐵松 萬谷 多吉
 本間 龜藏 三輪喜知郎
 大村重次郎 黒田 東作
 橋本 謙
 △發足村(村長) 笹原喜四郎
 長尾 五六 古澤 又二
 奥 九一 三浦榮三郎
 川上喜十郎 河野 熊助
 酒井 丈市 長門 又一
 小田 庄市 松本清一郎
 西島金次郎 奥野長太郎
 △前田村(村長) 西田房四郎
 上川庄次郎 下川 榮光
 池田庄之輔 福谷 正一
 安達 啓治 安田 一也
 木村 福松 西田 秀吉
 岩本 豊 木村庄太郎
 胸形 留吉 山本 政重
 △小澤村(村長) 若森 壽夫
 浦川喜三次 原 宇一
 齋藤啓次郎 金澤 寅治
 八木大四郎 加藤 寅治
 拜戸誠一郎 高橋源太郎
 天坂 正 宮澤 榮吉
 野村市太郎 宮澤 榮吉
 △俱知安町(町長) 西田 健次
 阿部 半平 納田 助七
 勝浦 國藏 田中 廣藏
 中岡 新藏 伊藤 榮作
 石田金次郎 高山 禎亮
 秦 俊市 木太 善吉
 齋藤權四郎 山下 熊太
 三浦 義覺 山本 利平
 伊達吾次郎 能登 庄吉
 川崎 友吉 淺井 左門
 永原 孝吉 高橋住三郎
 名畑 長太 福島新太郎
 古澤 幾助 宮永 榮吉
 △京極村(村長) 高柳 良雄
 延川賢太郎 樋口七五郎
 谷 芳美 中尾 秀一
 柴山 又吉 村山 永藏
 大沼龍之助 阿部長之助
 賀川 仁郎 富成善太郎
 芳賀 隆熙 吉川 伊松
 丸山喜代藏 鎌田 春吉
 藥袋常太郎 鈴木仁治郎
 △喜茂別村(村長) 越後 久國
 内田孫太郎 名取 久國
 越後 忠作 佐藤熊太郎
 柳川榮次郎 菊地兼次郎
 丸子 齊 三瓶 長藏
 池田庫太郎 新田 豐次
 宮崎彦三郎 中川幸次郎
 牛木 勝美 中村龜太郎
 行天慶太郎 武重 徳次
 伊藤 三夫 金野 眞夫
 △留壽都村(村長) 仙北谷伊太郎
 桎原志津馬 肥沼 正之
 大橋 謙三 反保 長吉
 鈴木安次郎 仁司 榮
 及川八三郎 前川清之衛
 林 政助 鈴木 幸助
 香川 始 好川 好一
 △眞狩別村(村長) 村中 乙松
 藤川 治平 大西佐源太
 秋山 勝祐 大西喜太郎
 鈴木 五平 横内 仲太
 木谷 彌造 横内 仲太
 小川 次郎 大上 讓
 徳田 源一 田端 元
 石村伊勢吉 佐々木清八
 小出 忠勝 北山 八郎
 △狩太村(村長) 龜田惣兵衛
 岡田佐次郎 三橋幸太郎
 田中金次郎 佐藤 榮三
 高瀬金次郎 梶 藤四郎
 大田 四郎 鈴木五十治
 松原 素一 山本 賢治
 木皿甚之助 入倉 坂治
 片山兵次郎 寺岡 彌藤
 前田 健藏 渡邊 榮治
 △南尻別村(村長) 小口 嘉藏
 長峰 與吉 池田 秀太郎
 石田留太郎 藤田 友文
 上田彌太郎 田端 定
 今川源四郎 山下 吉松
 室野 彌市 高橋 治吉
 岩野 長藏 熊谷勝三郎
 安住 又平 榮田 惣吉
 寺尾 源藏 村田富太郎
 岡村 省護 今村 榮吉
 △磯谷村(村長) 後藤石次郎
 船木鐵之助 佐藤 武
 大西 作松 眞田龜治郎
 伊藤 義澄 安住 藤松
 永澤松之助 後藤竹次郎
 福島新治郎 梅津梅次郎
 △歌棄村(村長) 小林寅太郎

人名錄

水江 英一 堀 名烟 湜 烟 金吉
 武石 辰治 小川 寅藏 上杉 六左衛門
 井上 藤次郎 西村 孝治 中村 久作
 龜谷 留藏 佐藤 次郎吉 藤島 藤五郎
 蛇名 才助 佐藤 眞輔 金子 由太郎
 佐々木 又一 小林 榮三郎 川内 菊太郎
 △熱那村 (村長) 葛西 政吉 北見 甚吉
 岡部 直吉 扇谷 金太郎 坪 三之助
 竹井 賢一 奈良市 三郎 三春 粕太郎
 後藤 芳五郎 北村 幸太郎 長谷川 兼吉
 千葉 信助 水上 喜一郎 △西島牧村 (村長)
 山根 仁平 鈴木 倉治 增川 松助
 △黒松内村 (村長) 高橋 榮治郎 渡邊 駒次郎
 鈴木 四郎 小原 士磨 田口 重藏
 仁藤 總吾 阿部 角太郎 中田 正雄
 深森 豐吉 木村 博介 伊藤 傳八
 二階堂 庄司 佐藤 市太郎
 小山内 藤治郎 安田 隆次郎 (町長) 高野 敬孝 内山 喜兵衛

△樽岸村 (村長) 前田 邦太郎 富田 伊三郎
 古城 政一 磯濱 才次郎 山口 宗太郎
 寺岡 榮 三上 勇 河原 吉太郎
 金子 宥法 成田 政吉 金井 友三郎
 鹿内 爲次郎 小林 太一 武部 豐次郎
 青柳 久七 渡部 庄太郎 山本 三四郎
 △壽都町 (町長) 高野 敬孝 内山 喜兵衛 西村 又次郎

△空知支廳
 △岩見澤町 (町長) 高柳 廣藏 菅野 常一郎
 横田 安太郎 成澤 慶太郎 橋本 元藏
 山口 宗太郎 朝山 和一郎 吉井 清吉
 河原 吉太郎 橋本 元藏 朝山 和一郎
 金井 友三郎 吉井 清吉 宮本 仙松
 武部 豐次郎 山本 三四郎 庄野 雪次郎

△北村 (村長) 曾我 武美 池田 慶造
 中川 藤吾 岩田 龜吉 島山 長藏
 高田 彦三郎 平 重藏 金森 保太郎
 鳥井 英一 小西 四郎 入谷 藤市
 淺野 琴治 坂井 久四郎 片岸 米吉
 白戸 慶次郎 栗澤 村 (村長) 貝田 保治
 有澤 初太郎 山崎 作之助 三澤 清
 山田 利忠 織田 泰守 川森 太郎
 植村 貞吉 柴 辻五郎 坂井 忠
 有澤 角次郎 伊達 山甚市 西山 秋藏
 池田 潜龍 房川 喜代太郎 澤田 權兵衛

△三笠山村 (村長) 鈴木 長之助 小林 茂
 中島 慶助 古田 房之助 松尾 謙太郎
 庵 義太郎 更科 兼治 德田 稔
 相澤 留五郎 山本 清躬 谷口 良平
 高橋 喜太郎 庄司 米治 榎本 金藏
 △美唄町 (町長) 本庄 英次 吉澤 喜惣次
 小林 太三郎 櫻井 省吾 宮崎 友次郎

△幌向村 (村長) 長谷川 源之丞 南部 誠七
 前田 平次郎 多田 等 小山 兼一
 △三笠山村 (村長) 鈴木 長之助 小林 茂
 中島 慶助 古田 房之助 松尾 謙太郎
 庵 義太郎 更科 兼治 德田 稔
 相澤 留五郎 山本 清躬 谷口 良平
 高橋 喜太郎 庄司 米治 榎本 金藏
 △美唄町 (町長) 本庄 英次 吉澤 喜惣次
 小林 太三郎 櫻井 省吾 宮崎 友次郎

△赤平村 (村長) 谷本 得正 瓜 吉太郎
 葛井 傳與門 菊地 西吉 田湯 善作
 山田 與三太郎 宮崎 清一
 笹川 喜代策 畠山 寅之助 田中 吉太郎
 笹川 貝治郎 水越 良 池田 孫十郎
 池田 孫十郎 水王 齊 澤田 芳次郎
 吉本 初次 龜淵 丈平 大島 市太郎
 松井 清三郎 近藤 利一郎 長崎 清吉
 △長沼村 (村長) 健名 與一郎 常本 仁助

△由仁村 (村長) 宮野 嘉吉 原田 友吉
 小林 龍吉 宮西 才一郎 宮下 比數
 鶏 理作 吉毛 利外男 谷川 鶴次
 杉本 長作 長島 久義 高橋 鋼三郎
 乃木 千太郎 阪 正太郎

人名錄

小島 豐作 齊藤 德太郎 堀田 平二 堀田 庵
 池田 千治 岩城 邦平 山本 茂雄
 坂東 浩一 加藤 軍司 大江 芳雄
 大西 茂 齊藤 眞一 阪本 寛
 中野 與作 長内 定吉 石渡 寛
 村山 宗次郎 石谷 壽子 龜谷 虎藏
 杉野 竹次郎 中野 忠司 小川 政男
 土榮 新助 熊谷 善次郎 樋口 隆治
 鈴木 勝重 高橋 吉次郎 細川 寅平
 徳田 康作 山田 登 高橋 與四藏
 鈴木 太藏 加藤 時藏 奥山 與作
 田中 要助 加藤 伊久馬 染谷 幸吉
 △砂川町 (町長) 川口 常作 酒谷 辰次郎
 藤井 義繼 佐藤 三治郎 山内 喬
 成田 恒太 北 勝太郎 加藤 武男
 星 俊男 山本 政道 山本 政道
 尾形 哲吉 加藤 武男 山本 政道
 湯淺 繁吉 倉本 富四郎 工藤 淺八
 中村 小左 深田 富士太郎 笹島 米藏
 松田 由藏 倉本 富四郎 工藤 淺八
 山本 淺吾 笹島 米藏 島 弘一
 大櫛 順一 島 弘一 朝妻 勇吉
 川口 常一 明圓 一郎平 長谷川 長七
 永井 新吉 長谷川 長七 大西 仲次

△瀧川町 (町長) 神部 爲藏 前田 吉藏
 堀田 平二 堀田 庵 次田 秀彦
 山本 茂雄 塚本 信一 浦部 金藏
 大江 芳雄 小林 儀三郎 棚井 清太郎
 阪本 寛 笹川 繁志 郷 作太郎
 石渡 寛 齋藤 欣峰 吉田 儀作
 龜谷 虎藏 寒河江 巧 奥山 與作
 細川 寅平 高橋 與四藏 奥山 與作
 高橋 吉次郎 加藤 時藏 加藤 伊久馬
 山田 登 川口 常作 酒谷 辰次郎
 佐藤 三治郎 山内 喬 北 勝太郎
 加藤 武男 山本 政道 山本 政道
 倉本 富四郎 工藤 淺八 倉本 富四郎
 深田 富士太郎 笹島 米藏 島 弘一
 朝妻 勇吉 明圓 一郎平 長谷川 長七
 大西 仲次 長谷川 長七 大西 仲次

△江部乙村 (村長) 鞍田 武夫 高桑 又一
 大崎 利吉 藤田 利雄 山本 宗平
 佐藤 專之助 吉田 清作 吉田 元吉
 高谷 秀松 森浦 牛之助 三笠 彌藏
 成田 甚作 村上 寅之進 松儀 一男
 村井 安太郎 菅江 村 (村長) 東 米作
 八木 隆 朝妻 勇吉 小西 大三
 本田 伊太郎 林 高崎 丑治 定吉

△歌志内町 (町長) 長谷 秀雄 阿部 秀雄
 阿部 秀雄 長谷 秀雄 山田 忠次郎
 高野 幸治郎 桑原 狷介 西原 勉
 長尾 定義 藤田 龜松 宮崎 勇治
 笠松 寛 武田 重次郎 岩見 善吉

△赤平村 (村長) 谷本 得正 瓜 吉太郎
 葛井 傳與門 菊地 西吉 田湯 善作
 山田 與三太郎 宮崎 清一 笹川 喜代策
 畠山 寅之助 田中 吉太郎 笹川 貝治郎
 水越 良 池田 孫十郎 池田 孫十郎
 水王 齊 澤田 芳次郎 吉本 初次
 龜淵 丈平 大島 市太郎 松井 清三郎
 近藤 利一郎 長崎 清吉 長沼 村 (村長)
 健名 與一郎 常本 仁助

△由仁村 (村長) 宮野 嘉吉 原田 友吉
 小林 龍吉 宮西 才一郎 宮下 比數
 鶏 理作 吉毛 利外男 谷川 鶴次
 杉本 長作 長島 久義 高橋 鋼三郎
 乃木 千太郎 阪 正太郎

大場 喜一郎 新谷 八次
 增田 房之助 河崎 八郎
 谷本 得正 及川 東藏
 瓜 吉太郎 瀧山 修一郎
 葛井 傳與門 白井 德次郎
 菊地 西吉 神山 盛像
 田湯 善作 山田 謙吉
 山田 與三太郎 幸松 幸作
 宮崎 清一 三上 貫一
 笹川 喜代策 三島 勇松
 畠山 寅之助 孫崎 義光
 田中 吉太郎 河西 達司
 笹川 貝治郎 佐藤 正藏
 水越 良 喜多 治平
 池田 孫十郎 宮野 嘉吉
 池田 孫十郎 原田 友吉
 水王 齊 小林 龍吉
 澤田 芳次郎 宮西 才一郎
 吉本 初次 宮下 比數
 龜淵 丈平 鶏 理作
 大島 市太郎 吉毛 利外男
 松井 清三郎 谷川 鶴次
 近藤 利一郎 杉本 長作
 長崎 清吉 長島 久義
 長沼 村 (村長) 高橋 鋼三郎
 健名 與一郎 乃木 千太郎
 常本 仁助 阪 正太郎

人名錄

坂口 金次
松永彌三郎
河村 傳
林 吉次郎
布村助次郎
樋爪 政一
△神居村 (村長)
久保田伊三郎
坂上 貞吉
窪田 要
瀧口 定作
相川 一吉
佐藤 和吉
△永山村 (村長)
武田 善藏
鎌田 貞長
宮崎 清作
黃木七五郎
山本儀十郎
庄司貞一郎
茨木 太郎
橋本 林吉
乾 吹次郎
△當麻村 (村長)
木下六三郎
安藤 昇
二瓶 清七
岸山甚兵衛

岸田萬太郎
松浦徹太郎
長瀬由次郎
前田 清信
奥村 政憲
岡澤榮太郎
前田 利濟
阿部 定七
石崎 清藏
島山松次郎
吉本 文助
三木 森藏
本間 伊助
佐藤 清
安川 溫宗
奥野鹿之助
中橋 勇市
清野 能正
齋藤六三郎
齋藤 勝三
加藤德太郎
幅崎文次郎
藤本 幸一
石王 理吉
中島藤五郎
伊藤庄五郎
細野 龜平

小橋橋親負
野口末太郎
伊藤 時松
山根 保儀
加藤長次郎
△比布村 (村長)
鈴木貞三郎
廣瀬滿壽喜
谷 一
谷藤 國治
中野 仲治
篠原 定吉
堀部美之助
太田 友七
小川 善一
△愛別村 (村長)
丸山秀次郎
鞠古常三郎
前佛 豐作
鈴木 常治
堀 勝太郎
伊藤 藤一
井口 寅一
岡田 清實
△上川村 (村長)
辻井喜一郎
橋脇助次郎
北原 信實

嘉屋 誠一
窪 四郎作
村上 勝司
溝口 清春
林 英雄
岡崎豐次郎
合田熊太郎
今井秀太郎
佐々木忠太郎
大田 久助
川口 國市
辻 繁義
八卷 健吉
岡崎豐次郎
堀家萬太郎
木多 吉江
野村 淺一
船橋銀次郎
木村朝治郎
岡本才二郎
植本 榮一
片山 増一
中江庄三郎
河野 判治
富塚 慶吉
佐藤堅太郎

泉 豐吉
遠藤 宮松
森瀨治之助
明石 幸輔
稻垣平太郎
片岡 清治
△東川村 (村長)
長澤 寬
米山三郎右衛門
山田孝太郎
山下 久助
永江 天亮
洞 銀市
秋山 勇藏
難波 茂夫
高見勝次郎
△美瑛町 (町長)
水上 源
井上 俊三
山崎 梅吉
保田 陸利
矢島谷之助
富樫龜之助
山下 糸吉
水口 市郎
菅野 義信
馬場 孫作
加藤 三藏

井上 信次
坂本 西治
北村常次郎
鶴野辨太郎
西本 嘉一
佐藤政之輔
紙谷 直吉
宮野 清造
小西 清藏
太田 善助
石原 喜作
宮崎 筆一
小坂 清作
富田 長七
岡村 四郎
佐藤敬之助
黑松 秀夫
今城 政一
高橋重太郎
金屋 六助
春日 一義
三田 元由
山岸 與松
堀田 末松
野村 鶴松
越智 市藏
高橋 頼造

高橋 伊助
近藤 和七
△上富良野村 (村長)
金子 浩
山本逸太郎
久野 春吉
小林八百藏
四釜卯兵衛
小川 總七
白井 彌八
多湖 房吉
北原 稔
海江田武信
村上 國二
岩田 長作
床鍋 了作
△中富良野村 (村長)
安井慎一
松藤 宇吉
太田金之丞
内田 熊吉
大瀧繁太郎
磯山 秀夫
松永 定雄
市村 邦二
△富良野町 (町長)
松崎品次郎
堀田保太郎
笠木 末吉
兒玉 定一

人名錄

西村 准治
唐澤 千尋
名取 孝
藤田喜代作
泉 安郎
植崎昇二郎
高見 仙助
五十嵐謙四郎
山坂 準藏
△山部村 (村長)
高橋卯之吉
榎本要之助
田中松太郎
加茂 一雄
吉田己三郎
關野 清松
△東山村 (村長)
前田 勝治
松野 助八
地引 平吉
大屋 直市
岡部 秀男
蜂谷六之助
△南富良野村 (村長)
定場孫右衛門
山田 久光
佐野 茂康
湯原 榮吉

執行 藤洋
高橋 儀弘
野口辰之助
中山 清一
梅下 榮助
平山 源彌
藤原 宗信
長尾 政彌
清水 一雄
奥山 萬藏
植木吉太郎
田中德太郎
吉岡 春治
穴戸 三治
志賀三五郎
伊藤 倉吉
安藤 照文
今西新太郎
長谷川新次郎
藤木巳三郎
川村仙太郎
根子孫次郎
鎌田 嘉壽
伊藤 幸男
角谷辨次郎
佐藤市太郎
田中 文吾

佐々木慶一
山名 林藏
川島 房吉
中林 金作
山田每四郎
△占冠村 (村長)
鈴木 知次
木村 佐泰
小林甚八郎
堤 仁八
板谷 新作
山内半次郎
△和寒村 (村長)
橋 八十八
佐藤 勉
海老原 武
岡 傳四郎
小島 圓
上田兵太郎
田中久右衛門
舟橋 新七
△劍淵村 (村長)
鳥本 慶一
眞鍋 榮作
三野田照一
兒島 平吉
原藤右衛門

谷村 秀吉
磯江 仁平
堤 茂市
高橋 一夫
今井 美之
森 一
伊藤喜久治
森 數三郎
山田 榮間
日野 正一
山崎 力太
長淵 菊松
川越 武躬
阿部 清吉
鷺見松右衛門
淺野 義賀
二口佐太郎
川島 衛三
加藤 徳次
小川 義雄
小笠原福次郎
南雲源一郎
早乙女 清
保喜千代松
阿部 銀一
中上 久臣
氏家 村治
小沼 誠

小林 爲吉
藤原 嘉平
芳賀 實
原 芳太
△温根別村 (村長)
宇都宮芳太郎
田西由太郎
市田 弘
宮崎清治郎
近藤 貞喜
和田 誠
△士別町 (町長)
土山爲治郎
山口 保吉
藤野 長作
深澤 喜由
安川 篤
高橋 役次
田口 政信
永峯 只七
松川萬次郎
三浦 滿吉
館田賢次郎
△上士別村 (村長)
小野 幾太
岡崎 平藏
伊藤留次郎
石川留太郎

花山 正一
鍵谷熊五郎
淺野 鶴市
北澤與三太郎
猪川 武一
中山與四郎
田中 舞吉
高橋 三郎
本田 次平
三宅鐵之助
稻場 正義
伊藤仙五郎
濱下 市郎
久光 鷹士
徳長徳三郎
宮本今朝七
千葉 正重
武山 東三
北村 勇作
笠井庄太郎
清水 孫三
宮武 徳平
近野 徳市
中田 熊雄
岡 笹一
大原 北輝
藤原 柳吉
千田 清

谷内田昌夫
辻本 石松
今西清一郎
堀田松五郎
鈴木 新吉
織戸 三松
庄司 傳七
△風連村 (村長)
勇佐馬太郎
中川 長藏
三輪 清正
飯田由太郎
田中 貞三
桶谷 利男
安谷 近次
川田 徳一
伊賀龜太郎
川上 藤助
高瀬三千太郎
△多寄村 (村長)
岡 千賀次
岸梅 佳三
古市新太郎
土橋 信江
近藤 門平
松本 米吉
△名寄町 (町長)
石丸 瀧藏

乾 雄次郎
五十嵐清之助
中谷 方久
小西彦次郎
栗林 五作
熊谷 直吉
赤川千代松
高橋榮太郎
大久保助次郎
高橋 近次
中島 祐一
渡邊 庄吉
佐藤 泰藏
渡邊 庄司
渡邊甚之丞
鳥田源治郎
西川安次郎
大久保外次郎
小西 太作
村中佐太郎
後藤 良作
北野 甚吉
野原 甚吉
井口直次郎
近藤峰三郎
上總 薫

人名錄

荒瀬 宗二 戸井 諺
 酒井榮太郎 米永 外二
 高橋啓次郎 今西 武
 岡田新一 山本太之助
 有山庄太郎 入倉 又門
 神山 玉吉 大友 稱胖
 田中 文吾 名取 忠夫
 中島 長造 中本 三一
 片井 義人 石崎國三郎
 野坂清太郎 角館祥二郎
 佐藤八太郎 加野島安太郎
 平間 庄八 茂木 清一
 △下川村 (村長) 森岡 幸作
 末武次郎吉 上村喜代松
 神成 作治 吉井 純彌
 村上貞次郎 山下徳左衛門
 近藤 久吉 安原 丈平
 平 忠勝 上田 喜一
 箕島庄次郎 稻森 元吉
 田邊孫四郎 伊藤傳次郎
 三好 忠次 加藤石太郎
 △智恵文村 (村長) 高橋 清一
 野原助太郎 花井 石松
 高田 貞男 安東 利正
 遠藤 常松 南原 政雄
 濱本 亮藏 松永 義行
 水野悦次郎 西大條長助
 北野七郎右衛門 大和田 安

△美深町 (町長) 久富 熊雄
 上田 龜一 宮原 玉一
 原田 信夫 樋渡 秀雄
 中村金太郎 元木松右衛門
 坂井 春作 十龜久五郎
 嵯城 追二 藤守 徳儀
 △常盤村 (村長) 山口 伊作
 宇佐見理兵衛 山下 清八
 西野治郎作 佐々木西松
 △中川村 (村長) 古田 紋吉
 福本作二郎 吉田 榮造
 日置美濃助 石田袖次郎
 佐々木與助 福島 達雄
 遠藤彦太郎 小岩惠三郎

△堀 捨次郎 谷口榮三郎
 十龜 善一 蓮沼 靖
 宮原憲次郎 豊島 淺吉
 服部 鹿藏 重田 善作
 佐藤 養作 木下勇二郎
 池田 清治 阿部 孟
 今江 武雄 伊藤 源徳
 石川 脩治 代藏元次郎
 小池 勝藏 奥村 繁吉
 峰廻 英男 長屋 治平
 小畑 常信 下村 常信
 遠藤 嘉藏 熊谷 清
 吉田安太郎 佐藤 正夫
 松田 徳松

○留萌支廳 △増毛町 (町長) 北畠 良一
 平野菊太郎 池田 良作
 土橋石五郎 石田 露松
 由浪安治郎 内藤秀次郎
 小川金太郎 鹿内彌一郎
 鈴木岩太郎 山口惣三郎
 山口惣三郎 △留萌町 (町長) 岡田 佐市
 立花徳太郎 澤井 政一
 金子 長次 四十榮助三郎
 伊藤 熊吉 小野寺享二
 井藤 鶴一 春木 清作
 日下部一男 増川 戈吉
 對島 藹 村川 三郎
 △小平薬村 (村長) 島崎 久衛
 關口彌太郎 尾作 洪

△北畠 良一 石井 富士
 館野 磯治 山本 秀雄
 石井淺次郎 藤原 繁藏
 水戸 徳司 吉田長左衛門
 前野 代次 敦賀 芳藏
 小谷木常祐 岡田 佐市
 伊佐津和平 高見 由松
 笠井爲太郎 内堀 博治
 菅 藤吉 小澤 久吉
 岩腰 義一 山本 仁次
 八幡 小一 玉置 信一
 原田 太八 赤松 遙祐
 鳥崎 久衛 向井小太郎
 尾作 洪

菅野 利雄 太田 照雄
 佐野藤次郎 岡田 半助
 今井 勝二 西野 林松
 堂坂 幸間 坂本 熊藏
 鷺田 隆治 阿部 又五郎
 中原 厚 田屋 政次
 山口 山藏 阿部 庄吉
 △鬼鹿村 (村長) 清水 盛
 大友 榮吉 三浦豊太郎
 篠原 花藏 藤田 儀一
 荒關 愛藏 小川 一政
 中西 源吉 中塚友次郎
 久保 政市 葛西 繁藏
 山村 峯壽 小筑與三松
 △苦前村 (村長) 山田末五郎
 下窓石太郎 小島友太郎
 淺井由三郎 川村徳太郎
 古谷 吉雄 濱畑 久作
 加藤 磯吉 白幡 喜市
 水谷 良一 山田 憲藏
 石川梅三郎 花輪 松巖
 小丹保市太郎 矢作桂治郎
 松村 吉松 村本 常美
 廣瀬仁三郎 小山 英次
 △羽幌町 (町長) 藤田 余吉
 逢坂 利八 早崎留次郎
 水上才次郎 高野恒次郎
 木間藤右衛門

人名錄

寺田榮次郎 江野 力
 荒木健太郎 小野榮太郎
 武田源之助 神川 久平
 松井 正龜 野宮徳次郎
 高瀬重次郎 水橋榮次郎
 駒井 松若 有澤 理一
 △初山別村 (村長) 越後谷源藏
 内生藏麟作 上田吉次郎
 大井戸秀藏 麻里 梯三
 海津杉右衛門 竹島 萬吉
 長坂 榮作 長谷川直次郎
 三宅 幸作 加瀬 豊
 △天賣村 (村長) 木下太一郎
 戸田 欽助 三浦 圓助
 八尾 力松 小林 久作
 川口 推 木崎金太郎
 原田龜太郎 吉田伸太郎
 △燒尻村 (村長) 石山千代治
 大淵 寅吉 仁平 俊一
 加勢 廣吉 布日豊次郎
 小納 政吉 武田 捨吉
 伊藤 兼藏 近江谷由五郎
 △遠別村 (村長) 熊谷 與吉
 紙谷榮太郎 水野松右衛門
 片岡作太郎 早川徳三郎
 内山佐太郎 山崎 三藏
 加藤 源治 浅沼磯次郎
 栗崎榮太郎 原 幸吉

小森 嘉藤 大西丈太郎
 吉岡熊次郎 野村嘉登見
 平松信三郎 森野 九藏
 馬場 豊藏 高橋 郷治
 △天鹽町 (町長) 梨澤 環
 草刈 直 高桑 清助
 水野 一雄 坂本彦右衛門
 寺本 錦城 齋藤 重吉
 佐藤佐惣治 見延清市郎
 初山 米藏 森谷太四郎
 本田 善助 上坂 悟
 眞田 熊夫 若林 友三
 湯澤 昌 黒川善之榮
 今野 寅治 廣瀬竹太郎
 △幌延村 (村長) 堤 金次郎
 山田 操 高橋久太郎
 山崎 義男 遠藤熊太郎
 高橋 常治 中田 惣吉
 上田 義雄 野々村國治郎
 橋本 義則 赤松満太郎
 山崎八代吉 莊司 晋勝
 △豊富村 (村長) 塚本慶次郎
 酒井清一郎 小林菊太郎
 小畑常三郎 嘉納 嘉久
 瀨賀 勝雄 高野利喜彌
 津田 繁登 小見山彦磨
 青木 榮助 鈴木 廣吉
 梅村喜久三 竹内 長六

山田 新治 對馬 吉次郎
 佐藤 章治 近藤 勇
 小松 文七 富田 敬政
 △稚内町 (町長) 辻 力藏
 三上 盛作 北村 密藏
 田村 弘 谷口 三藏
 宮川榮之助 濱森清太郎
 澁谷 長吉 西野 松藏
 白杵 勇八 東田 庄作
 寺島淺次郎 沖野 政雄
 福富八太郎 生本 仙助
 木村 眞一 宮本 正一
 高橋善之助 矢木 爲藏
 松本徳太郎 寺江 甚助
 岩田 直藏 太田 藤作
 中野定之助 高木 省三
 山田采麻呂 小田 正勝 中山徳三郎
 小田 正勝 登尾 求
 △宗谷村 (村長) 宮崎 清成
 下田 直治 大山 圓助
 岩泉淺次郎 稻川 長七 柏谷 柏雄
 坂原 政信 宮本千太郎 福士福次郎
 宮本千太郎 渡邊 嘉藏
 △猿拂村 (村長) 高梨 一郎
 小倉信之助 野村淺右衛門
 北出幸太郎

高橋 喜八 塚越 峻
 林 清 荒井與一郎
 平塚 次郎 佐藤菊之助
 鶴見喜三郎 淺井 正雄
 清水徳太郎 平向 辰藏
 恒石 芳樹 楊井 二郎
 宮崎 利吉 伊藤 金藏
 △頓別村 (村長) 大谷又三郎
 永井 藤吉 田原磯次郎
 植松瀧之進 袖潤 晋一
 神戶彌三郎 大柳 良治
 上野吉五郎 菅野 久助
 菅野 久助 山本 重次
 向田 清吉 佐々木熊吉
 松永 富男 高橋 荻三
 山本平之助 大西 順一
 小林 愛二 塚本源太郎
 △中頓別村 (村長) 佐藤友太郎
 八木源七郎 水上喜一郎
 安川 榮吉 森谷正太郎
 米田喜一郎 森川 喜作
 山田 勉 阿部 龜松
 片山善太郎 常本 勇松
 宮田 晋吉 代藏惠三郎
 橋本 正義 田中 柳藏
 尾本兼次郎 石毛豊次郎
 △枝幸村 (村長) 石川 誠治

人名錄

吉野嘉三郎 天野 佐市 武田 岩藏 細川 清
 三岡 平一 引地 平右衛門 杉山 石太郎 平井 晃
 山本 與吉 加賀谷 與三郎 大谷 金藏 吹越 定五郎
 山下 一郎 岩谷 芳吉 堂前 吉太郎 小笠原 勝藏
 上野 貞作 藤田 文毅 工藤 豐作 高田 文四郎
 石山 傳助 小野 正敏 工藤 由太郎 渡邊 信榮
 扇谷 源吉 粕谷 龜治 山田 松一 巖築 竹松
 濱田 綱吉 小野 木豐治 綿木 元吉 佐藤 省三
 齋藤 章 鈴木 五郎 竹内 光太郎 篠谷 惣吉
 內藤 茂市 安田 才吉 安田 金助 佐々木 萬次郎
 向井 地政徳 佐久間 卯之松 高島 金次郎 佐々木 萬次郎
 吉田 實治 合田 逸一 濱本 岩吉 吉田 三三郎
 矢野 淺一 中井 茂一 田尻 多一郎 神田 甚三郎
 深井 信太郎 赤池 利吉郎 濱邊 石太郎 川崎 松平
 佐古 忠吉 清水 喜七 小島 嘉之助 笹谷 角太郎
 西澤 太郎 大津 貢 仙法 志村 (村長) 東田 與三郎
 香深 村 (村長) 諸橋 良太郎 竹内 菊次郎 馬淵 彦太郎
 田中 政一 小坂 乙吉 砂田 彌一郎 玉村 添次郎
 金田 一福次 和泉 佐吉 高野 正吉 石川 熊吉
 木村 末吉 若林 文太郎 千場 勝三郎 宮下 要一
 柏谷 重雄 笹山 榮 柳谷 石松 原田 幸市
 向瀬 秀雄 瀨川 由藏 鬼脇 村 (村長) 板坂 又二
 茶木 久次 柳谷 石松 原田 幸市 橫内 喜一郎
 船泊 村 (村長) 相田 平作 濱邊 松藏 長谷川 武助
 柏谷 廣吉 小川 信太郎 三上 平四郎

人名錄

太田 勝信 太田 伊三郎 岡村 廉 田島 一郎
 隱岐 儀八 加藤 義信 青木 茂重郎 西若 三三郎
 狩野 太八 吉野 勉 高田 初治 田中 金藏
 武田 靜太郎 土橋 傳七 池田 七郎 本谷 憲慶
 塚本 宗太郎 塚田 彌右衛門 千葉 兵藏 野村 滋
 根本 森造 中村 綱吉 山田 秋太郎 澤本 菊太郎
 山中 市藏 福田 森太 太田 熊太郎 吉野 對輔
 木下 忠平 森田 鎌太郎 廣瀬 菊治 落合 久助
 須田 猪三郎 杉本 豐記 左門 仁太郎 合田 繼二
 淺井 富三郎 寺井 實徳 永井 勝次郎 上田 義次
 小清水 村 (村長) 堀内 竹吉 丹尼 宏 金村 芳夫
 大石 兼記 數原 京市 番場 義作 門脇 惣助
 田高 田安吉 藤原 慶藏 大浦 富次 森下 清四
 田中 作次郎 島岡 幾太郎 平田 義松 馬場 軍十郎
 加藤 宗二郎 根本 政太郎 寺山 鶴藏 新保 孫次郎
 柏倉 深次郎 菅原 德三郎 寺山 鶴藏 新保 孫次郎
 國定 榮太郎 關根 忠助 小野 吉右衛門 村瀬 源太郎
 渡邊 幸次 中島 喜左衛門 林 留吉 植田 文七
 林 松太郎 佐藤 滿三 大場 橋之助 守屋 眞澄
 齋藤 正雄 荒川 喜作 谷本 泰三郎 紺野 倉藏
 幸崎 義一 長谷川 光章 飯島 勝太郎 喜多 安太郎
 古賀 守太 今村 政治 片平 虎之助 小山 善次郎
 新田 定次郎 泉 萬次郎 後藤 鐵雄 及川 榮雄
 寺崎 孫市 松崎 輝雄 渡邊 卯平 吉田 重義
 日下 藤太 眞鍋 勝治 安田 秀吉 小澤 鐵太郎
 田中 嘉一郎 岩崎 猶藏 置戸 村 (村長) 大澤 敏雄

△調子府村 (村長) 松永 初
 △留邊藥町 (町長) 堀川 重敏
 △網走支廳 網走町 (町長) 大橋 千次郎
 △津別村 (村長) 石川 良三郎
 △佐呂間村 (村長) 竹内 順一
 △常呂村 (村長) 伊藤 一藏
 △生田原村 (村長) 堀江 廣吉

人名錄

太平定右衛門 會我部官太郎
 渡邊 兵三 丸山 晏
 大野 久吉 西村 芳雄
 佐藤久之助 阿部 角松
 小林長二郎 小嶋 權作
 △遠輕町 (町長) 三橋寛五郎
 林 由一 市原 群治
 清水藤次郎 因 末次郎
 上原 哲平 奥原 金作
 布田 富藏 横山 立男
 大庭 重次 菊地明十郎
 岡田 重吉 飯村 六衛
 菅野 源七 横山 正平
 黒川馬太郎 横山 清一
 安彦 久元 中山 徳藏
 篠原 晋松 中屋勇次郎
 鈴木 富治 牛丸勝次郎
 南 正義 中澤山五郎
 △上湧別村 (村長) 酒井 佐一
 本多 正雄 出口助次郎
 井上 徳嘉 中張 藤吉
 羽根田 市五郎 阿部 四郎
 帶刀 助三 齊藤 準平
 小島 鐵治 佐々木知治
 高橋 源六 小野寺半右衛門
 井上 捨治 安藤林右衛門
 三浦 清助 中村 島助
 長谷川春次 小野 茂人

△下湧別村 (村長) 森垣 幸一
 伊藤 金一 多田 直光
 土井 重喜 國枝 善吾
 友澤 喜作 眞坂 淺吉
 茶山 秀吉 武藤友右衛門
 大口 丑定 武藤 富平
 大野 新造 小林定次郎
 大澤重太郎 近藤 義俊
 落合 定雄 佐藤 源治
 渡邊 義一 南川 保一
 梶井佐太郎 島崎 卯一
 横山 勇 島田和三郎
 横山 清一 新海忠五郎
 △紋別町 (町長) 土門 玄吾
 池澤 憲一 笠井 耕藏
 白野 良平 森 仲藏
 佐竹 精一 松橋 佐市
 松田 鐵藏 奥出長太郎
 大野廣太郎 村田 丈作
 齋藤 武郎 宮田宗太郎
 金子 竹藏 草鹿才之介
 八島 義雄 三澤 剛作
 吉田 太藏 永井甚太郎
 森澤伊之吉 布施友次郎
 五十公野 信英 川口永次郎
 原 二郎 山本 雄

△清滑村 (村長) 渡邊 要
 村田巳之助 菊川福太郎

△前田 峰吉 向井 山雄
 大平寅二郎 松本 幸吉
 遊佐 肅 鈴木 清
 星 四郎 小西 力藏
 河口幾之久助 加茂 象一
 松岡 利七 森 喜義
 黒田 晏 小貫 清

△壯警村 (村長) 佐藤 隆
 香川 壽男 鎌田 國平
 木原 義作 中村佐市郎
 田村 久吉 館崎 民彌
 野村 勝平 南條喜三郎
 大野熊太郎 西島吉太郎
 柴田 貫三 飯野 光藏
 小谷 與作 湯淺 健治
 岩倉菊五郎 藤澤儀一郎 毛利 媿

△德舜警村 (村長) 成田 貞雄
 加藤直太郎 行澤 清美
 小田新之丞 松本勘太郎
 中山 高儀 渡邊 悟
 尾關 芳市 菊地鐵之助
 △蛇田町 (町長) 那須 嘉市
 酒出 鶴治 遊佐 滿
 黒木 竹一 金澤 健吉
 川村徳治郎 田邊 義秋
 桧原 林司 宮崎富太郎

△西興部村 (村長) 野島 壽男
 齋藤健二郎 三浦 新次
 義達貞太郎 中原 松一
 遠藤 一郎 高橋吉之助
 山本 衆藏 佐久間佐久
 橋本 芳惠 橋爪藤三郎
 古川 定見 若林 喜衛
 △雄武村 (村長) 野坂林八郎
 川村六太郎 有田 武衛
 眞田 幸人 倉林 金作
 菅 勇太郎 木村 京松
 白旗 專松 高橋 昇吾
 成瀬 嘉三 高木流十郎
 柳原 定治 尾田 忠藏
 三國友之助 米田作太郎

△膽振支廳
 ○苦小牧町 (町長) 八卷 耕三
 茂呂 年 高柳 武夫
 山本藤治郎 鳥越兼次郎

武 米吉 北野 市藏
 井上 清次 曾我部文三
 高橋龜太郎 齊藤 昇平
 渡邊 喜吉 中道 徳藏
 栗田 正巳 菊地 善吾
 相武吉治郎 格地 正都
 田邊末太郎 近藤 武雄
 山田 信治 阿部金兵衛
 高坂 永松 深澤 正男
 野中 豊作 瀬戸 亮
 澤野 信 中島 誠次
 小宮 良吉 柴田丈次郎
 高木鎌五郎 龜井喜久太郎
 △厚真村 (村長) 川上健次郎
 大岩信一郎 川崎仙之丞
 筒井 善七 長谷川宅藏
 谷内與三太郎 里見 五佐
 畑島竹次郎 山川 新吉
 祖谷幸三郎 加賀谷與市 森田長次郎
 澤田次四郎 齋藤 辨吉
 田中 幸安 清水 與八
 上田 進

△安平村 (村長) 山田忠次郎
 佐々木潔隆 小野寺慶藏
 青木 又八 寺島 弘
 足利 健之 井森仙之助
 平野 仙松 大迫 春市

△伊達町 (町長) 淺見權四郎
 河野 勝 三木 五平
 板垣善之助

△德別村 (村長) 渡邊 大吉
 西尾爲次郎 角張 吉次
 土居三五郎 尾崎 新吾
 尾崎 新一 宮田 春一
 森本圓次郎 川口 泰治

△赤根喜四郎 邊泥 和郎
 横山梅太郎 長岡 谷吉
 山岸 保軌 倉淵 春平
 佐相 忠一 加藤敏太郎
 中村 耕平 久保田眞誠
 岡田 三治 片平 貞治
 島田與七郎 佐藤庄四郎
 小野誠治郎

△興部村 (村長) 秋澤 壽氣
 濫佐寅之助

△雄武村 (村長) 眞田 幸人
 菅 勇太郎 白旗 專松
 成瀬 嘉三 柳原 定治
 三國友之助

△洞爺村 (村長) 朝井 秀市
 安藤 延市 牧野 健市
 大西 彌吉 安達 敏雄
 高谷 半治 上森 慶治
 福村喜三郎 二階堂信次
 志賀 裕 前川善次郎
 井上 彦綱 松浦治太郎
 勝間 留吉 豊岡佐一郎

人名錄

人名錄

三浦彌代松 岩倉誠一
 中牧保 南清吉
 日野昇 坂井清
 △白老村 (村長) 多羅尾政雄
 久保田仙治 吉原新七
 上山千吉 横山新七
 加藤常治 山手猪三郎
 長谷川駒藏 油川道彦
 森竹竹市 太田律三郎
 林毅 塚見瀧藏
 相吉松吉 宮武藤之助
 吉田與助 三好竹勇
 伊東軍治 森永新耕
 ○日高支廳
 △右左府村 (村長) 石塚甚衛門
 關不惣太郎 松本友吉
 伊德英治 鹿島千代磨
 小林喜代治 矢野豐吉
 下笛順吉 櫻岡長次郎
 豐田太治馬 松浦熊三郎
 △平取村 (村長) 堂前吉之助
 櫻井新八 菊地虎雄
 五十嵐貞治 船越萬吉
 石崎嘉一郎 遠藤一治
 島野貫一 辻彦次郎
 河端三郎 奥村助市
 本庄啓吾 仲山助十郎
 安田權兵衛 白瀬鶴一
 △靜内町 (町長) 武岡清
 △御影村 (村長) 安宅平八
 △清水町 (町長) 那須脩
 △新得町 (町長) 杉本義行
 △鹿追村 (村長) 石塚長藏
 △浦河町 (町長) 高津彌三吉
 △獲伏村 (村長) 澤吉夫
 △幌泉村 (村長) 小笠原安太郎
 △十勝支廳
 △大正村 (村長) 星廣昌
 有澤竹次郎 山本與增

人名錄

加茂新左衛門 八田春吉
 直江賢次 木原利文
 林中佐市 造田剛
 島崎淺吉 田中德次郎
 古川榮次郎 谷川清助
 石口外 原信夫
 大田龜巳治 片岡增五郎
 藤田竹次郎 高島益義
 阿部精市 田中多作
 川口熊次郎 小原三平
 平岡久吉
 △川西村 (村長) 武田久米吉
 村元勇造 池浦清次郎
 武田五三郎 森長太郎
 佐藤萬造 太田吉郎
 奥山胞之助 駒場丑松
 佐藤甚太郎 有城庄右衛門
 松原滿芳 佐々木美夫
 八代一衛 大窪謙太郎
 竹市一巳 篠田米司
 △芽室村 (村長) 諸戸義久
 山口光寶 北勇
 岡崎直義 安田助太郎
 加藤民藏 柴田桑三郎
 廣山伊太郎 上田德太郎
 前塚茂一 兒玉勝藏
 小里太作 猪野毛高榮
 郷壽吉 山上覺彌
 野津福雄 藤村靖信
 八木庄太郎 横山利郎
 高橋雄之助 貫田喜作
 高田喜知 林外松
 中村豐助 早川孝吉
 △御影村 (村長) 吉尾與吉
 安宅平八 竹中善助
 竹田茂一 齊藤兵吾
 森田鹿之助 吉田直次郎
 竹田謙二 傳寶源一郎
 勝尾爲三郎 坪井彌助
 森浪次郎
 △清水町 (町長) 近藤義郎
 那須脩 佐久間久彌
 藤井新太郎 菅原義雄
 菅原義雄 高薄常次
 村中健次郎 大椋善一
 赤堀慶次郎 松尾源市
 田村常平 及川重次郎
 土岐千代治 杉森諭作
 太田利市 坂上民藏
 松平信介 坂上民藏
 兒玉文兵衛 太田季三
 白石保太郎
 △新得町 (町長) 小崎榮吉
 杉本義行 乾範治
 和田庄次郎 今井啓治
 藤村靖信 高井善一
 横山利郎 高橋慶吾
 貫田喜作 高橋藤次郎
 林外松 金澤亮
 早川孝吉 湯淺貢
 吉尾與吉 鹽見直平
 竹中善助 岩野淺次郎
 齊藤兵吾 日下儀平
 吉田直次郎 宮本爲八
 傳寶源一郎 堀川五作
 坪井彌助 海野爲吉
 木幡宏亮 菅野祐喜
 岡本丑太郎 岡本丑太郎
 △土幌村 (村長) 岡部金吾
 齊藤信敬 山本孝作
 山本捨吉 川崎平内
 波多野銀市 伊藤久三郎
 堀部與三藏 堀部與三藏
 △晉更村 (村長) 連佛常藏
 福田金太
 辻村鐵太郎 松本政則
 古川懷政 石畑久成
 宗像宣幸 森清次
 福田源治 本田捨吉
 高橋兵太郎 北川與惣吉
 榊田與次郎 榊原西右
 山口善吉 坂東春吉
 森住市三 吉田千代吉
 寺門小太郎 吉田千代吉
 中島末吉 中森太三郎
 伊藤辰之助 伊藤辰之助
 △幕別村 (村長) 長尾所縁
 九本種七 吉田太吉
 笹島喜八郎 笹島喜八郎
 金澤空覺 彌忠田榮吉
 芝木榮治 丸山治市
 畠山與作 横山平兵衛
 久保由平 岸太六
 澤田太七郎 浦野儀三郎
 相庭重助 杉山榮太郎
 飯島種助 小高春雄
 石田音松 白木文松
 黒田久太郎 田中乙吉
 山角信次 脇原清輔
 洞田静一 三浦多八
 上村吉藏 平尾楨太郎
 △上土幌村 (村長) 西川豊
 木呂子敬一 小椋兼松
 片寄甚作 鈴木泰助
 寺門小太郎 吉田武一郎
 吉田千代吉 堀口順太郎
 田中末吉 青山久吾
 中森太三郎 河村荒一
 伊藤辰之助 福澤豊三
 國本守義 清田源右衛門
 猫山常太郎 折笠休治
 小野民平 磯部長三郎
 笹井四郎 笹井四郎
 彌忠田榮吉 丸山治市
 横山平兵衛

人名錄

中谷 林二 高島 伴吉
 足立 弘 池下 常太
 一條吉三郎 角田 政平
 宗廣 光藏 加藤 唯藏
 山崎外次郎 田原 智三
 山崎田次郎 江畑 七郎
 池田町 (町長) 梅田 直一
 若月五十四郎 高森與三吉
 本田 譽一 野尻 久吉
 天城 章 增永 才松
 坂本 源祐 佐々木甚藏
 坂本 榮一 佐藤三四八
 新津信四郎 米倉 基之
 小松 由吉 山内 義行
 山田榮五郎 西本 彌一
 大村 勝一 鈴木 清治
 平居 泰藏 中村 靜雄
 諏訪德次郎 三宅國太郎
 伊藤 澤太 藤田松之助
 △本別町 (町長) 森 平治
 作間勝三郎 伊藤 知治
 佐々木吉藏 中澤仙太郎
 荒 深四郎 小須田 佐馬祐
 武田 島藏 笠原 萩吉
 高岡武一郎 天野 晴清
 高 定次郎 上野 福一
 井上 菊也 荒木 辰造
 翠 治太郎 森 三郎
 福家 仁龍

倉崎 克己 鈴木勝太郎
 △西足寄村 (村長) 嶺 和衛
 桂 藤吉 新沼彌五郎
 山本雄四郎 大浦 剛
 常丸 又吉 川上 貞通
 羽鷹卯吉郎 板倉勘右衛門
 大竹口勝孝 梅森和志利乙
 岡崎 光三 坂東 萬吉
 遠國 三郎 石橋 德藏
 △豐頃村 (村長) 方川 三平
 石田 平藏 大橋 佐七
 杉山藤之助 熊野 信吉
 山保源次郎 森治右衛門
 小西 義清 館盛吉次郎
 島 金作 岡田 龍助
 種田小三郎 大江 流
 横山若狭之助 井村 宗吾
 櫻井 忠 磐井 辰吉
 種川權次郎 野澤 文治
 △浦幌村 (村長) 森 信貞
 谷田 健兒 小林 得人
 川畑 市松 黒川 常行
 木下 徳松 西田 五郎
 島山 勳 飛田 泰次
 下田 治作 田中 勇
 安藤 重吉 小田桐權三郎

阿部專太郎 竹田 佐市
 松本菊次郎 朝日 昇
 △大津村 (村長) 武村宗太郎
 大友 音松 塚越 喜雄
 水澤 一郎 出村 清吉
 大井 富藏 大西 昌一
 井下 一 山垣 留吉
 中村喜之助 松内 經三
 阿部 勇美 川島 信治
 △廣尾村 (村長) 高橋 武松
 元野 元吉 竹内 宇作
 橋 仁三松 林 虎一郎
 高松彦三郎 保志喜代太
 堀田 毅 高澤 榮松
 池水 昌作 根本奈太郎
 吾妻清五郎 土谷奈次郎
 干場 徹郎 梶村 幸次
 今野 吾助 勝見 幸吉
 中川 文藏 釜谷與三作
 △大樹村 (村長) 小池 清治
 佐藤 憲治 二口 久三
 島 富衛 高井淺治郎
 今村 兼雄 及川 靜
 今村 勇作 建木 與市
 高橋 清 木幡 長助
 島田 仙平 小松 玉吉
 鈴木 幹彌 遠藤 清作
 下山 純造 山崎 要松

巖久三郎 紺野 義雄
 一回 長三 深澤 有國
 木村 鶴吉 三島 新市
 佐藤 寅松 西田壽之吉
 ○釧路國支廳 安藤 保雄
 △釧路村 (村長) 小笠原勝男
 喜田 勇 大村末太郎
 鈴木 雅二 森井儀三郎
 佐藤 哲郎 菊川太郎兵衛
 江澤 慶治 佐藤 清
 吉原 酬平 大沼 重吉
 鹽澤 與市 井原 榮松
 △鳥取村 (村長) 井原 榮松
 佐々木林松 林 信夫
 小畑 龍吉 鶴野 瀨市
 小澤々次郎 佐藤 義夫
 木村新二郎 宮田 清春
 佐藤平三郎 鈴木 正一
 岡野喜兵衛 豐田千代作
 高橋 萬吉 原 勝治
 濱野 芳治 高澤 留松
 藤村 敏一 生田自定次郎
 △昆布森村 (村長) 田中 勝治
 遠藤 一郎 川田專次郎
 片野 泰 富樫苑三郎
 能登嘉一郎 梶川 民三
 紺野 三吉 谷口 次作
 新保 鶴松 加藤 清吉

人名錄

木下林四郎 齋藤 齋市
 △厚岸町 (町長) 岩崎重太郎
 新保 朝次 田邊 國治
 長谷川末吉 安部 廣治
 西村 退藏 村林 竹治
 土岐 紀文 三井 義一
 五味徳太郎 子野日弘毅
 久田 重藏 汲田 新作
 柿澤惣太郎 大和 春義
 杉澤 精一 金谷 清吉
 阿部庄太郎 田村 彦一
 池田 次作 保田伊知郎
 金澤義太郎 阿部今朝次郎
 後藤 與吉 阿部今朝次郎
 △濱中村 (村長) 笠巻慶太郎
 藤澤喜代治 大井英一郎
 山田 榮助 佐川 澄月
 松村 安三 木幡小多郎
 倉田藤四郎 目黒 雄次
 丹羽由三郎 太田 稔
 榎本仁太郎 能勢 力
 中川傳九郎 吉田 達衛
 柿木 繁 長谷川九藏
 中田 永作 須佐 和助
 △太田村 (村長) 笹森 方
 平野 九一 土崎安太郎
 小澤 清雄 佐藤 與一
 柿崎仁一郎 萩原伊左衛門

奥田仁太郎 佐々木徳次郎
 神坂義太郎 石澤 一生
 田村 富治
 △標茶村 (村長) 廣瀬榮佐吉
 北村休二郎 阿部清右衛門
 安部重左衛門 田中 又八
 内谷權一郎 石川 慶祐
 渡部 榮次 鎌田秀之助
 中野渡末吉 原田 常春
 木下 勇 小城 博彦
 佐藤 正男 大屋四郎兵衛
 山澤熊太郎 高橋甚三郎
 △弟子屈村 (村長) 青木 貞行
 今泉福太郎 土沼 助吉
 横山 留吉 三浦 末松
 西澤政次郎 伊藤 義雄
 大坂 純三 千葉 文七
 齋藤 昇 中野 高十
 岩澤與太郎 佐藤 精
 加藤 正春 羽田喜一郎
 貝塚 秋三 切原 大藏
 小濱 豊藏
 △阿寒村 (村長) 服部増太郎
 小松榮一郎 伊藤 秀雄
 島田 良策 埴田 龜作
 木村竹四郎 山浦 庄助
 立花 盛 高橋 淺吉
 眞壁 巖 小野寺 勇三郎

吉田 武男 安藤力次郎
 神野 幸行 内田 與市
 大坂彌七郎 大森 春治
 中田富次郎 野澤定太郎
 △鶴居村 (村長) 小畑鶴之介
 黒田權兵衛 和田 信
 細沼子之松 河原 静太
 松林 慶藏 植田 薫明
 小田 義正 及川 清作
 渡部佐一郎 保田 諒庵
 瀨川 壽雄
 △白糖村 (村長) 高橋熊太郎
 黒木 俊吾 對木龜次郎
 棚野 嘉吉 山本政次郎
 中島 憲治 坂本 正能
 結城 四郎 宮崎 利基
 細谷金太郎 大石 實秀
 荒磯 敏御 木原 周藏
 川瀬善太郎 山崎 五郎
 前川 政吉 尾田八右衛門
 △音別村 (村長) 川口 正義
 青田 清 德地 種吉
 大石儀平治 相澤三五郎
 松本龜之助 菅原竹之助
 瀧山新太郎 吾妻 卯吉
 佐藤辰五郎 小野重二郎
 河合太三郎 宮崎 武美
 水野 準治 佐瀨吉之丞

小野田信藏 田村 秀司
 竹ヶ原秀之進
 △足寄村 (村長) 日裏庄太郎
 薄井小左衛門 大原 龍藏
 野中 常勝 薄井寅次郎
 鷲尾 末治 越智 良三
 青木 森藏 太刀野和惠
 遠藤 文七 大道寺幸吉
 △陸別村 (村長) 内田 留藏
 山本愿四郎 杉田 歳雄
 栗原 安丸 多胡忠次郎
 定平 近 日浦 萬吉
 久彌田正三郎 秋葉 又吉
 河本富士男 岩崎萬太郎
 妹尾 博之

林 利博
 春潮樓廣雅
 小野寺六郎
 石井 政治
 佐藤 正吉
 稻葉 房吉
 木村兵右衛門
 平野 定一
 中山 一郎
 竹原平太郎
 村上 敏
 野田 鏡譽

人名錄

中西 清松 齋藤 宗一 田中 敬義 吉田 圭介 佐藤 薰明 野口 次作 石橋榮之助 藤田 淳應

五八四

小野 登作 川上 春平 菅野利四郎 佐藤保次郎 森田 喜典 井出祐之助 石毛與一郎 桑原惣七郎 佐々木秀之 寺井政二郎 標津村 (村長) 植松 適

銀行・會社

札幌市・石狩管内 日本興業銀行 正岡 勝男 支店支配人 永田 昌輝

人名錄

日の出無盡會社 本郷嘉之助 北日本無盡會社 久慈 博 北海道無盡會社 菊地 喜作

大倉土木札幌 栗田 定一 支店建築主任 中川 信行 支店事務主任 遠藤石太郎

北海道炭礦汽船 手塚 龍彦 札幌出張所長 南部多三郎 札幌運送社 黒田 秀雄

日本生命保險 渡邊 功 神戶海上火災 多田 眞吾 日本海上火災 植田 末雄

五八五

人名錄

北海道運送社 信田重
旭川支店長 高田秀實
旭川工場長 青木直行
同工場代理 倉木力雄
同常務取締役 梅村勉
同常務取締役 菅谷徳満
同常務取締役 菅谷重高
同常務取締役 山田新
同常務取締役 西野茂助
同常務取締役 林理一郎
同常務取締役 山本竹茂
同常務取締役 森松定男
同常務取締役 大谷岩太郎
同常務取締役 石田常次郎
同常務取締役 喜多弘
同常務取締役 乙川寅三郎
同常務取締役 下村正之助
同常務取締役 吉田延次
同常務取締役 野崎三信
同常務取締役 久須見吉郎
同常務取締役 山本英一

上川倉庫支店配人 松家圓次郎
北日本醸造會社 金坂作之助
旭川酒造會社 大内清吉
同支店配人 松岡源之助
丸勝百貨店社長 眞弓政一
除虫菊工業會社 松村勝次郎
モーター工業會社 森川仙太
北海道製糖會社 須田俊一
旭川製糖會社 阿久津啓造
旭川賣炭所 塚本喜一郎
昭和三十九年 岸本新太郎
北海道製糖會社 西佐久一
北海道製糖會社 新納時成
北海道製糖會社 加藤一郎
北海道製糖會社 渡邊芳衛
北海道製糖會社 羽賀貫平
北海道製糖會社 南間伊作
北海道製糖會社 米積明
北海道製糖會社 松浦周太郎
北海道製糖會社 秋山惠司
北海道製糖會社 歸山健藏
北海道製糖會社 小林米三郎

小樽無盡會社 波方清
岩見澤支店長 加藤武雄
岩見澤支店長 中村已代治
岩見澤支店長 朝山和一郎
岩見澤支店長 深見松太郎
岩見澤支店長 川内義一
岩見澤支店長 柴崎三郎
岩見澤支店長 江口右一
岩見澤支店長 梶井甚作
岩見澤支店長 木村兵一
岩見澤支店長 小林米三郎
岩見澤支店長 星野庄次郎
岩見澤支店長 廣部二郎
岩見澤支店長 小林準一
岩見澤支店長 佐々木英
岩見澤支店長 金子茂太郎
岩見澤支店長 吉田庄三郎
岩見澤支店長 渡邊紋太郎
岩見澤支店長 川口常五郎
岩見澤支店長 松田由藏
岩見澤支店長 松島松藏

砂川丸通運送社 川口常一
上砂川魚菜市場 川口常一
三鐵商店出張所 藤原近市
稻田商店 稻田貞次
花輪醸造工場 花輪千秋
北海道製糖會社 田村博吉
瀧川卸賣市場 龜谷虎藏
瀧川卸賣市場 前田久吉
蜂須賀農場 古館梅太郎
コークス製造所 黒部俊一
大日本電力會社 黒部俊一
夕張製作場 中原忠二
瀧川工場長 齊藤正
同副工場長 齊藤正
北海道銀行 梅村時太郎
北海道銀行 遠藤傳十
北海道銀行 茂田重雄
北海道銀行 藤山九一
北海道銀行 江口健吾
三井製材砂川 阿部長三
工場地長 川口常作
砂川製材會社 石村條夫
砂川製材會社 齋藤茂

人名錄

北海道拓殖銀行 立野正之
美唄支店長 田中邦彦
出張所長 三吉八十吉
美唄自動車社長 池田健次
三菱美唄礦業所 城文司
三井美唄礦業所 黒田近雄
北海道拓殖銀行 大原弘
十二銀行支店長 本郷彌平
中越銀行出張所 北野俊雄
東邦炭礦會社 濱田元輔
北海道炭礦汽船 濱田元輔
幌内礦業所 竹鶴可文
昭和三十九年 矢野貞三
新幌内礦業所 源保
北海道製糖會社 小林榮
夕張鐵道出張所 小林範次
夕張製作所常務 小川三郎
同常務取締役 藤井暢七郎
同常務取締役 古谷金一郎
同常務取締役 中山督
同常務取締役 常徳清之助
同常務取締役 窪田俊彦

同常務取締役 栗山運送社長
同常務取締役 栗山支店長
同常務取締役 帝國織維工場長
同常務取締役 砂利採取會社長
同常務取締役 栗山工場長
同常務取締役 日本電氣治金
同常務取締役 栗山卸賣市場
同常務取締役 登川礦長
同常務取締役 眞谷地礦長
同常務取締役 天鹽礦長
同常務取締役 幾春別礦長
同常務取締役 末廣礦長
同常務取締役 空知礦長
同常務取締役 神威礦長
同常務取締役 幌内礦長
同常務取締役 美流渡礦長
同常務取締役 角田礦長
同常務取締役 若菜邊平礦長
同常務取締役 赤間礦長
同常務取締役 萬字礦長
同常務取締役 夕張第一礦長
同常務取締役 夕張第二礦長
同常務取締役 夕張第三礦長
同常務取締役 夕張第四礦長
同常務取締役 夕張第五礦長
同常務取締役 夕張第六礦長
同常務取締役 夕張第七礦長
同常務取締役 夕張第八礦長
同常務取締役 夕張第九礦長
同常務取締役 夕張第十礦長
同常務取締役 夕張第十一礦長
同常務取締役 夕張第十二礦長
同常務取締役 夕張第十三礦長
同常務取締役 夕張第十四礦長
同常務取締役 夕張第十五礦長
同常務取締役 夕張第十六礦長
同常務取締役 夕張第十七礦長
同常務取締役 夕張第十八礦長
同常務取締役 夕張第十九礦長
同常務取締役 夕張第二十礦長

三井礦山會社 中根元
砂川礦山會社 宇野操一
同常務取締役 河原崎始太郎
同常務取締役 松島善太郎
同常務取締役 佐藤平三
同常務取締役 村井謙三郎
同常務取締役 山田長
同常務取締役 藤哲夫
同常務取締役 安宅直
同常務取締役 赤平所長(兼) 藤哲夫
同常務取締役 赤平所長(兼) 山田隆義
同常務取締役 赤平所長(兼) 立花範治
同常務取締役 赤平所長(兼) 山ノ内龜三郎
同常務取締役 赤平所長(兼) 高洲鐵一郎
同常務取締役 赤平所長(兼) 渡邊四郎
同常務取締役 赤平所長(兼) 齋藤實隆
同常務取締役 赤平所長(兼) 江口健吾
同常務取締役 赤平所長(兼) 江口孝
同常務取締役 赤平所長(兼) 江口武夫
同常務取締役 赤平所長(兼) 市橋武夫
同常務取締役 赤平所長(兼) 關口又三
同常務取締役 赤平所長(兼) 能登作二郎
同常務取締役 赤平所長(兼) 宇佐美タメ
同常務取締役 赤平所長(兼) 辰繁寛

製米販賣會社 市橋竹男
農具製作所 津田源衛
留萌・宗谷管内 川村豊成
北海道銀行 岡村二郎
北海道銀行 大西一男
北海道銀行 竹鶴可文
北海道銀行 田淵助六
北海道銀行 對馬藺
北海道銀行 江口孝
北海道銀行 加藤甚榮
北海道銀行 古川泰資
北海道銀行 堺太一
北海道銀行 北村傳作
北海道銀行 水野忠壽
北海道銀行 原田太八
北海道銀行 小池弘志
北海道銀行 古賀久郎
北海道銀行 近藤久三
北海道銀行 中村繁太郎
北海道銀行 近藤周治
北海道銀行 神野清氏
北海道銀行 明星岩王礦業所 宮原清